

平成 28 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)

生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた  
都道府県のあり方に関する調査研究

報 告 書

平成 29 年 3 月

一般社団法人北海道総合研究調査会



## 目次

【本報告書のポイント】 .....	1
第Ⅰ章 調査研究の概要.....	7
1 調査の背景・目的.....	7
2 調査の内容.....	7
(1) 全国の都道府県を対象としたアンケート調査の実施.....	7
(2) 福祉事務所設置自治体（市部）を対象としたアンケート調査の実施 .....	8
(3) 福祉事務所の設置がない町村を対象としたアンケート調査の実施.....	8
(4) アンケート調査の結果を踏まえたヒアリング調査の実施 .....	8
(5) 都道府県職員を対象とした情報周知・啓発の実施 .....	8
3 調査スケジュール.....	9
4 研究班の概要 .....	9
第Ⅱ章 アンケート調査.....	10
1 都道府県アンケート結果.....	10
(1) 自立相談支援事業の実施体制 .....	10
(2) 任意事業の取り組み状況について .....	12
(3) 都道府県が実施主体となっている圏域における事業実施の課題.....	15
(4) 管内の市部に対する支援状況 .....	16
(5) 管内の市部が必要とする支援・ニーズの把握方法 .....	21
(6) 人材育成に関わる取り組みの実施状況.....	21
(7) 生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた庁内体制の構築.....	25
2 福祉事務所設置自治体（市部）アンケート結果 .....	27
(1) 生活困窮者自立支援制度の実施状況 .....	27
(2) 都道府県との連携状況 .....	32
(3) 都道府県に期待する役割.....	35
3 福祉事務所の設置がない町村アンケート結果.....	37
(1) 組織体制 .....	37
(2) 生活困窮者自立支援制度の実施状況 .....	38
(3) 都道府県との生活困窮者支援に対しての連携状況 .....	42
4 都道府県ごとの分析 .....	43
(1) 特定の都道府県における分析例.....	43
(2) 都道府県ごとの満足度の傾向 .....	52
5 各種アンケート調査結果の比較.....	56
(1) 都道府県と市部の比較 .....	56
(2) 市部と町村の比較 .....	56
(3) 都道府県と町村の比較 .....	56
(4) 管内自治体からのニーズの整理.....	57

第Ⅲ章 ヒアリング調査.....	58
1 ヒアリング調査概要.....	58
(1) 目的.....	58
(2) 訪問先.....	58
(3) ヒアリング項目.....	58
2 ヒアリング調査結果の考察.....	59
(1) 地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り起し等に関する事.....	60
(2) 人材の確保・育成、スキルアップに関する事.....	61
(3) 社会資源との連携・開拓（就労支援、広域調整を含む）に関する事.....	62
第Ⅳ章 都道府県職員向けセミナー.....	64
1 セミナーの目的.....	64
2 セミナーの開催概要.....	64
(1) 開催概要.....	64
(2) 開催風景.....	65
3 開催内容.....	66
(1) 事例発表.....	66
(2) グループワーク.....	72
第Ⅴ章 総括.....	77
1 都道府県に期待される役割.....	77
(1) 福祉事務所設置自治体としての役割.....	77
(2) 広域行政としての役割.....	78
2 期待される役割を果たすための工夫・仕組みづくり.....	79
(1) 具体的な課題とその対応策案.....	79
(2) 効果的な事業運営に向けて.....	91
(3) 都道府県の役割を発揮するための提言.....	92
<b>【資料編】</b>	
1 「生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査」集計結果	
都道府県アンケート集計結果.....	93
市部アンケート集計結果.....	115
町村アンケート集計結果.....	121
対比表.....	125
2 「生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査」調査票	
都道府県調査票.....	129
市部調査票.....	141
町村調査票.....	147
3 都道府県職員セミナー議事録.....	153

# 【本報告書のポイント】

## ■ 本調査研究の目的

生活困窮者自立支援制度（以下、本制度という）を推進していく上で、都道府県の役割としては、大きく下記の2点があげられる。

①福祉事務所設置自治体として生活困窮者自立支援事業を実施する

②広域行政として都道府県下の自治体が効果的に事業を運用していくための支援を行う

本調査研究では、この2つの役割について、全国の都道府県における課題や取り組みを把握・整理して、都道府県が担うべき役割を十分に発揮できる仕組み・体制（庁内体制及び地域の体制）について全国自治体の参考となる資料をとりまとめ、さらに、生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けて、都道府県として具体的に事業を組み立てるための考え方について整理・提言を行うこととする。

## ■ 本調査研究及び報告書の内容

本調査研究の項目と本報告書での掲載内容については次のとおり。

<b>アンケート調査(第Ⅱ章)</b>	⇒ 本報告書P10
全国の都道府県を対象としたアンケート調査の実施	⇒ 本報告書P10
福祉事務所設置自治体(市部)を対象としたアンケート調査の実施	⇒ 本報告書P27
福祉事務所の設置がない町村を対象としたアンケート調査の実施	⇒ 本報告書P37
<b>ヒアリング調査(第Ⅲ章)</b>	⇒ 本報告書P58
9都道府県及び管内自治体へのヒアリング調査	
<b>都道府県職員向けセミナー(第Ⅳ章)</b>	⇒ 本報告書P64
アンケート結果報告、先進事例報告・グループワークの実施	
<b>総括(第Ⅴ章)</b>	⇒ 本報告書P77
都道府県に期待される役割・提言	

## ■ 本調査研究結果の概要

### 第Ⅱ章 アンケート調査 (P10 参照)

#### □調査実績

本調査研究では3つのアンケートを行った。回収実績等は次のとおり。

調査種類	対象	回収率
都道府県調査	全国の47都道府県	37自治体から回答 (回収率78.7%)
福祉事務所設置自治体(市部)調査	都道府県を除く全国の福祉事務所設置自治体(政令市・中核市・一般市・福祉事務所設置のある一部町村をまとめて、「市部」と表記)856カ所	576カ所から回答 (回収率67.3%)
福祉事務所の設置がない自治体(町村)調査	全国の福祉事務所の設置がない町村885カ所	445カ所から回答 (回収率50.3%)

#### □結果概要

主な調査結果として、各自治体が抱えている課題と、都道府県に実施して欲しい事業を比較すると下記のとおり。

調査種類	生活困窮者支援の取り組みを進める上での主な課題	都道府県に実施して欲しい事業
福祉事務所設置自治体(市部)調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(60.2%)</li> <li>地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(51.2%)</li> <li>地域の就労先が限られる(44.6%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施(47.0%)</li> <li>相談支援員等の育成・スキルアップのための支援(45.7%)</li> <li>市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援(42.7%)</li> </ul>
福祉事務所の設置がない自治体(町村)調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(53.3%)</li> <li>生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している(50.1%)</li> <li>地域の就労先が限られる(45.8%)</li> <li>生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(44.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している(16.0%)</li> <li>生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(14.2%)</li> <li>地域の就労先が限られる(10.6%)</li> </ul>

以上のことから、管内自治体のニーズとして、大きく次の3点に整理することができる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り起し等に関すること</li> <li>②人材の確保・育成、スキルアップに関すること</li> <li>③社会資源との連携・開拓(就労支援、広域調整を含む)に関すること</li> </ul> |
|--|

自治体ニーズは、都道府県ごとに大きく異なり、また、都道府県としても、取り組みや管内自治体からの満足度に大きな差がある。(都道府県別の満足度については P52～55)。

(参考) A 県の事例

A 県管内の市部が都道府県（ここでは A 県）に特に支援して欲しいと思う課題をみると、社会資源に関する課題が最も高い割合を示している一方、A 県の都道府県としての支援の実態としては、社会資源についての取り組みには〇はついていないことから、A 県においては、社会資源についての取り組みが特に期待される場所であると言える。

【福祉事務所設置自治体（市部）調査】より

【都道府県調査】より

生活困窮者支援の取り組みを進める上で、特に都道府県に支援してほしいと思う課題	管内の市部が効果的に事業を運用するための都道府県としての支援
--	--------------------------------

A 県の市部 (n=31) の結果

A 県の結果

(複数回答)

	0%	20%	40%		【行った(行っている)】		【実施を検討中】		【実施したい・実施すべきだができていない】	
					A 県該当	【参考】全国結果	A 県該当	【参考】全国結果	A 県該当	【参考】全国結果
住民への理解・周知が広まらない		6.5%				56.8%	2.7%	○	10.8%	
地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掘めていない(相談件数が伸びない等)		3.2%				13.5%	2.7%	○	18.9%	
自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)		0.0%			○	97.3%	0.0%		0.0%	
庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)		9.7%			○	59.5%	2.7%		5.4%	
庁外関係者等との連携・理解が不足している		0.0%			○	35.1%	5.4%		10.8%	
国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)		3.2%		国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	○	94.6%	0.0%		0.0%	
				全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	○	89.2%	2.7%		0.0%	
				都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	○	56.8%	0.0%		8.1%	
早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分		6.5%			○	40.5%	2.7%		10.8%	
生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している		9.7%			○	24.3%	5.4%		16.2%	
相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分		6.5%			○	86.5%	8.1%		8.1%	
地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分		22.6%				16.2%	10.8%		13.5%	
生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等)		29.0%				18.9%	10.8%		21.6%	
地域の就労先が限られる		9.7%				51.4%	○	8.1%	27.0%	
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)		9.7%			○	32.4%	8.1%		40.5%	
					○	27.0%	5.4%		13.5%	
						13.5%	2.7%		18.9%	
						0.0%	2.7%	○	13.5%	
その他		6.5%				2.7%	0.0%		2.7%	

都道府県職員の方で管内自治体の調査結果の詳細をご希望される方は、下記連絡先までご連絡頂ければ、情報提供致します(管内の個別自治体名が特定できないよう処理をした上で提供します)。

【連絡先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 (札幌) 電話：011-222-3669 Email：seikatsu@hit-north.or.jp  
生活困窮者・都道府県調査担当者

### 第三章 ヒアリング調査（P58 参照）

都道府県の担うべき役割を十分に発揮するための課題や対応方策、効果的な事業運用の仕組み等について把握するため、アンケートに回答した都道府県及び、その管内自治体を対象としてヒアリング調査を行った。ヒアリング訪問先は次のとおり。

H28/12/27	千葉県	H29/1/18	大阪府、東大阪市	H29/1/30	熊本県、熊本市
H29/1/11	京都府、長岡京市	H29/1/24	沖縄県、北谷町	H29/1/31	香川県
H29/1/12	埼玉県	H29/1/27	佐賀県、吉野ヶ里町	H29/2/3	北海道

ヒアリングの結果を、アンケート調査結果から得られた3つの管内自治体ニーズごとに整理すると、下記の通りであった。

#### 【ヒアリング調査結果概要】

	(都道府県) 意見・特徴的な取り組み	(管内自治体) 都道府県への期待・要望
①生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村民と直接的な関わりが薄いため、住民ニーズの掘り起こしや対応に苦慮</li> <li>・自治体ごとのデータ分析</li> <li>・各自治体へ訪問・説明・研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県統一した調査の実施</li> <li>・制度周知など一般市民へのアプローチ（個別自治体の負担大）</li> </ul>
②人材の確保・育成、スキルアップに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝達研修をはじめ、既に多数開催</li> <li>・ブロック別での研修実施など、「実践的」なものを意識</li> <li>・検討チーム等現場に精通している人を構成しての企画</li> <li>・自立相談支援事業の委託事業者に研修実施も委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね高評価だがさらに求める声</li> <li>・顔の見える関係、一緒に悩む仲間と触れ合う場の設定</li> <li>・県の福祉以外外部局職員の研修参加</li> </ul>
③社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整）に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意事業の共同実施、共同企画プロポーザル</li> <li>・自主性の尊重と、バックアップサポートのバランスの難しさ</li> <li>・ブロックごと、近隣市町村との合同支援調整会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体間の任意事業実施に関する意識のズレ</li> <li>・一時生活支援事業の実施場所への調整</li> <li>・大学等社会資源との折衝・調整</li> <li>・中間的就労の場の開拓／働きかけ（一般就労の手前の受け皿）</li> </ul>

### 第四章 都道府県職員向けセミナー（P64 参照）

#### □セミナーの目的

全国市町村から見た取り組みの課題、都道府県による支援のニーズなど各種調査結果のとりまとめを報告し、先行自治体（埼玉県、大阪府、沖縄県）における実践例の報告等を交えながら、都道府県行政が抱えている課題の解決に向けた施策、実践の手法等について情報共有や協議を通じて考える機会とし、今後の各都道府県内での当該制度推進に向けて一助となることを目的として実施した。



## □事例発表

埼玉県、大阪府、沖縄県より、主に3つの視点（①生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関する事、②人材の確保・育成・スキルアップに関する事、③社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整）に関する事）について発表頂いた。

## □グループワーク

アンケート結果や事例報告について、出席者同士で共有し、それぞれの都道府県において抱えている課題について整理・共有するとともに、解決に向けて具体的な対応方策、具体的な実践手法・事業を考えるため、グループワークを行った。

## 第V章 総括（P77 参照）

### 1. 都道府県に期待される役割

#### （1）福祉事務所設置自治体としての役割

- ・地域の生活困窮者の発見と受け止め
- ・プランの作成と効果的な個別支援
- ・就労等自立に向けた支援・社会資源へのつなぎ・開発

#### （2）広域行政としての役割

- ・制度の周知活動とアウトリーチ支援
- ・研修・スキルアップ
- ・任意事業の実施サポート
- ・社会資源・地域づくり支援

### 2. 期待される役割を果たすための工夫・仕組みづくり

#### （1）具体的な課題とその対応策案

＜地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こし等に関する事＞

都道府県や管内自治体の課題	対応方法
・地域の生活困窮者の実態の把握が困難（都道府県・市部・町村） ・アウトリーチの取り組みが進まない（都道府県・市部）	・管内自治体を個別に訪問し顔が見える関係の構築 ・町村行政が持つ滞納等の情報の活用 ・訪問相談時に町村職員が同行する（その仲介を都道府県がサポートする） ・生活困窮者自立支援制度以外の業務との兼務ではなく専任職員を配置しアウトリーチ等の支援を充実させる
・法的に町村の立ち位置が明確にされていないなど、町村と都道府県、現場との間に、物理的・心理的な距離がある（都道府県・市部・町村）	・市部や町村との連携会議を定期的で開催 ・町村を交えた研修で事例を持ち寄って「演習」を実施
・自治体ごとに相談件数、取り組みに差がある（都道府県） ・相談件数が少ない（市部・町村）	・取り組み状況の分析と改善方策の提案（独自の集計分析）

<人材の確保・育成、スキルアップに関すること>

都道府県や管内自治体の課題	対応方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の回数を増やしてほしい (市部)</li> <li>・実践的な研修をしてほしい (市部)</li> <li>・職員の異動などがあり、体系的な研修の開催が困難 (都道府県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研修チーム」を構成することによる研修企画</li> <li>・他分野の研修の相互参加・連携</li> <li>・管内自治体へのアンケート等により研修ニーズの把握</li> <li>・年間計画を策定する</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の講師の選定が難しい (都道府県)</li> <li>・講師の育成が不十分 (都道府県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修自体を「講師育成の場」としても位置づける</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的スキルを持った人がいない (町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークの可視化とつなぎ</li> <li>・相談者を支える地域の環境整備</li> </ul>

<社会資源との連携・開拓（就労支援、広域調整を含む）に関すること>

都道府県や管内自治体の課題	対応方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定就労訓練事業所の認定・利用が伸び悩んでいる (都道府県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定促進のための連携についてのサポート</li> <li>・多様な支援ツールの一つであることの認識を相談支援員に持ってもらう</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に社会資源が限られている (都道府県、市部、町村)</li> <li>・自治体内他部局や社会資源との連携が進まない (都道府県、市部、町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の積極的な活用</li> <li>・市区町村の社会資源開拓・創出をバックアップする視点</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意事業の実施が進まない、必要性は感じているが実施までに至らない (都道府県、市部、町村)</li> <li>・任意事業の事務手続きが負担 (市部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意事業の必要性の理解促進</li> <li>・業者選定に係る合同プレゼンテーションを複数の自治体と共同で実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援ボランティアを集めてほしい (都道府県、市部、町村)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生学習支援ボランティアの調整</li> <li>・学習支援ボランティアの担い手の開拓</li> </ul>

(2) 効果的な事業運営に向けて

- ・データ分析等による実態の把握
- ・都道府県と自治体とのバランスの取れた関係
- ・顔が見える関係を構築し“関係づくり”を支援

(3) 効果的な都道府県の役割を發揮するための提言

- ・財政的な支援
- ・町村の理解促進
- ・都道府県として更なる横断的な取り組み

# 第Ⅰ章 調査研究の概要

## 1 調査の背景・目的

生活困窮者自立支援制度を推進していくうえで、都道府県の役割としては、大きく下記の2点があげられる。

①福祉事務所設置自治体として生活困窮者自立支援事業を実施する

②広域行政として都道府県下の自治体が効果的に事業を運用していくための支援を行う

それぞれの役割を実施するうえで、①については、窓口をどの町村または市に設置することが望ましいか、町村が把握している生活困窮者に関する情報をどのように共有するべきか、町村にまたがる社会資源をどのように把握しどのように活用していくべきかなど、単独の市の事業展開とは異なる課題が存在する。また、②については、支援メニューに関しての情報提供、広域における就労等の場の開拓・情報提供、人材育成などについて、十分に機能しているとは言い難い。

都道府県の中には、上記の課題をいち早くとらえて解決に向けた取り組みを先駆的に進めている自治体が存在することから、本調査研究では、上記に掲げた2つの役割の視点から、全国の都道府県における課題や取り組みを把握・整理し、都道府県が担うべき役割を十分に発揮できる仕組み・体制（庁内体制及び地域の体制）について全国自治体の参考となる資料をとりまとめた。さらに、生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けて、都道府県として具体的に事業を組み立てるための考え方について整理・提言を行うこととした。

## 2 調査の内容

### （1）全国の都道府県を対象としたアンケート調査の実施

すべての都道府県に対し、都道府県が実施する生活困窮者自立支援事業について、その実施状況や課題等に関するアンケート調査を実施した。

#### ①福祉事務所設置自治体としての役割について

複数の町村を所管する窓口の設置方法や福祉事務所設置自治体としての課題等を把握することとした。事業の実施にあたって、町村の行政や事業者が普段の業務を通じて個別に把握している生活困窮者に関わる情報をいかに共有するか、そのためにどのような連携の仕組みを設けているか、その効果や課題を把握した。

また、福祉事務所を設置する近隣市との連携について、例えば、市と協働で就労支援を実施することで、当該市への就労も視野に入れた活動を実施しているなど、具体的な事例を把握した。その他、事業実施に係る都道府県としての取り組みを把握した。

#### ②広域行政体としての役割について

単独では実施が難しい任意事業等について、都道府県として事業者募集から業務実施までを行い、複数の自治体にまたがる取り組みとして実施する等、具体的な支援メニューと、そのた

めのニーズ把握方法等について把握した。その他、産業雇用部門との連携のノウハウや、都道府県単位の各種団体のネットワークを生かして、基礎自治体の就労支援をバックアップしている事例等を把握した。さらに、都道府県として実施している効果的な取り組み等について把握した。

なお、自立相談支援機関の相談支援員を対象とした人材育成に関わる取り組みについて、国が実施する研修の伝達研修の実施、市町村のニーズに対応した独自カリキュラムの組み立てなど、具体的な実施状況を把握した。

### ③庁内体制について

生活困窮者自立支援事業の円滑な実施にあたって、どのような庁内体制を整えているかを把握した。

#### (2) 福祉事務所設置自治体（市部）を対象としたアンケート調査の実施

47 都道府県を除いたすべての福祉事務所設置自治体（福祉事務所のある政令市・中核市・一般市・福祉事務所設置のある一部町村をまとめて、「市部」と表記） 856 ヲ所を対象に、都道府県が実施する生活困窮者自立支援事業について、市部における取り組み実施の視点から感じている課題、都道府県が担うべき役割や期待していることなどについて、アンケート調査を実施した。

前述（1）の都道府県の調査とあわせることで、都道府県・市部それぞれが感じている課題や、取り組みの方向性の違い等について明らかにした。

#### (3) 福祉事務所の設置がない町村を対象としたアンケート調査の実施

福祉事務所の設置のないすべての町村 885 ヲ所を対象に、都道府県が実施主体となる生活困窮者自立支援事業について、町村における取り組み実施の視点から感じている課題、都道府県が担うべき役割や期待していることなどについて、アンケート調査を実施した。

前述（1）の都道府県の調査と、（2）の福祉事務所設置自治体（市部）調査とあわせることで、都道府県・町村それぞれが感じている課題や、市部と町村の課題認識の差、取り組みの方向性の違い等について明らかにした。

#### (4) アンケート調査の結果を踏まえたヒアリング調査の実施

アンケート調査結果を踏まえ、より詳細なヒアリング調査を 9 都道府県及び管内市町村を対象に実施した。

ヒアリング調査では、それぞれの都道府県が現体制において事業を実施するに至った経緯・経過や背景を押さえ、他の自治体の今後の取り組みの参考となる資料を取りまとめた。

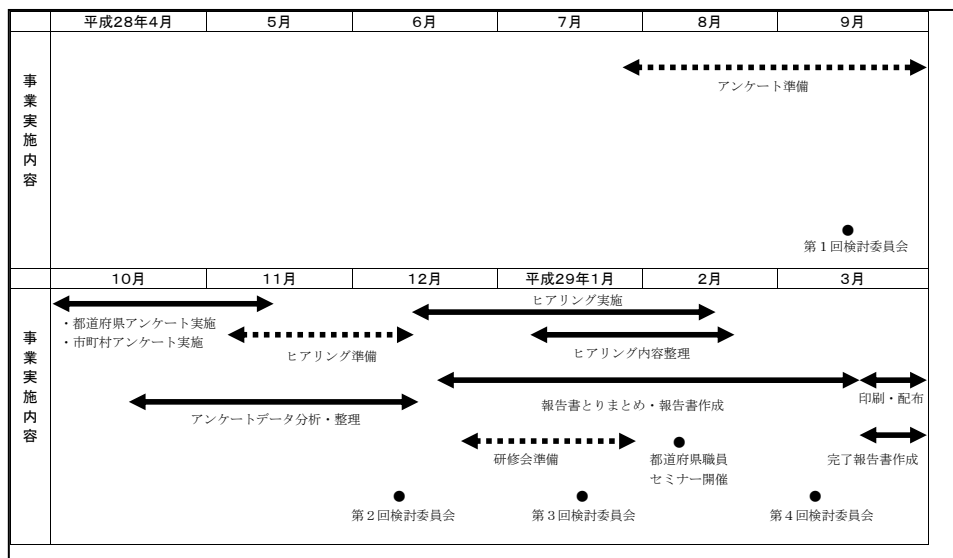
#### (5) 都道府県職員を対象とした情報周知・啓発の実施

都道府県の担うべき役割や具体的な取り組みなどについて周知・啓発することを目的とした集合研修会を開催した。集合研修会の概要は以下の通り。

対 象	都道府県担当職員
開催場所	東京
開催回数	1 回（平成 29 年 2 月）
内 容	・都道府県における先進的な取り組みについて事例発表（埼玉県、大阪府、沖縄県） ・グループワークによる課題共有

### 3 調査スケジュール

本調査研究のスケジュールは下記のとおり。



### 4 研究班の概要

有識者・関係者・都道府県行政職員等による研究班を全4回開催し、調査の内容や進め方について監修を行った。開催日、委員については下記のとおり。

【研究班開催日程】 平成28年9月27日、12月12日、平成29年1月16日、3月3日

【研究班委員】

氏名	所属等	備考
河合 佑亮	千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 主事	
桑原 博史	熊本県 健康福祉部 長寿社会局 社会福祉課 課長補佐	
駒村 康平	慶應義塾大学 経済学部 教授	座長
五石 敬路	大阪市立大学大学院 創造都市研究科 准教授	
森田 洋平	沖縄県 子ども生活福祉部 福祉政策課 主査	

(五十音順、敬称略)

## 第Ⅱ章 アンケート調査

### 1 都道府県アンケート結果

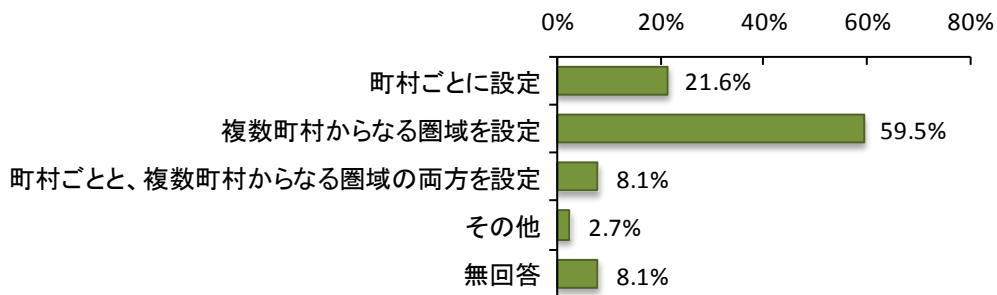
全国の47都道府県を対象にアンケート調査を実施し、37県から回答が得られた(回収率78.7%)。都道府県アンケートの調査結果は以下のとおりである。

#### (1) 自立相談支援事業の実施体制

##### ① 自立相談支援事業の圏域の設定

都道府県が実施主体となる自立相談支援事業の圏域設定についてたずねたところ、「複数町村からなる圏域を設定」が59.5%、「町村ごとに設定」が21.6%、「町村ごとと、複数町村からなる圏域の両方を設定」が8.1%であった。

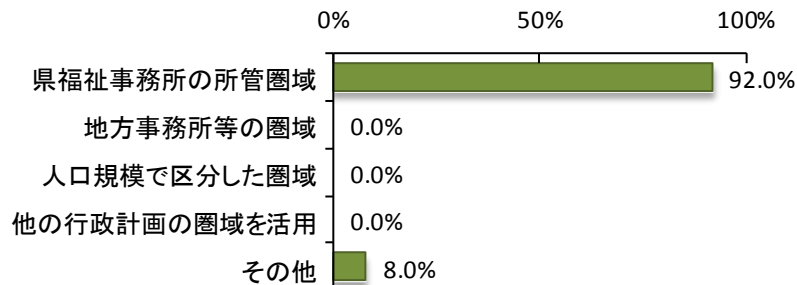
図表Ⅱ-1-1 自立相談支援事業の圏域の設定 (n=37)



##### ② 自立相談支援事業の圏域の範囲

①で「複数町村からなる圏域を設定」「町村ごとと、複数町村からなる圏域の両方を設定」と回答した25カ所に、自立相談支援事業の圏域をどのような範囲に設定したかをたずねたところ、「県福祉事務所の所管圏域」が92.0%であった。

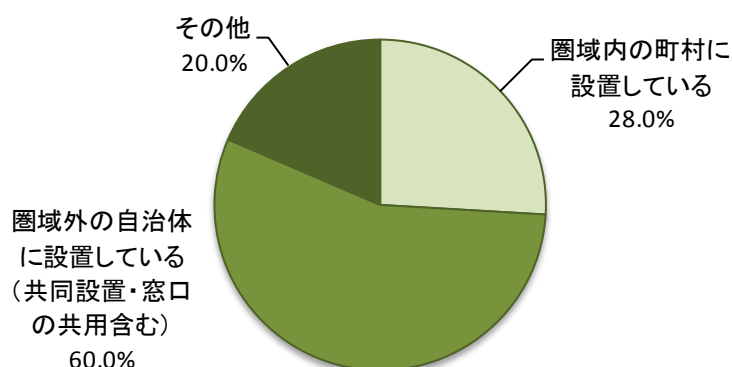
図表Ⅱ-1-2 自立相談支援事業の圏域の範囲 (n=25)



### ③圏域における自立相談支援機関の設置状況

①で「複数町村からなる圏域を設定」「町村ごとと、複数町村からなる圏域の両方を設定」と回答した 25 ヶ所に、圏域における自立相談支援機関の設置状況をたずねたところ、「圏域内の町村に設置している」が 28.0%、「圏域外の自治体に設置している（共同設置・窓口の共用含む）」が 60.0%であった。

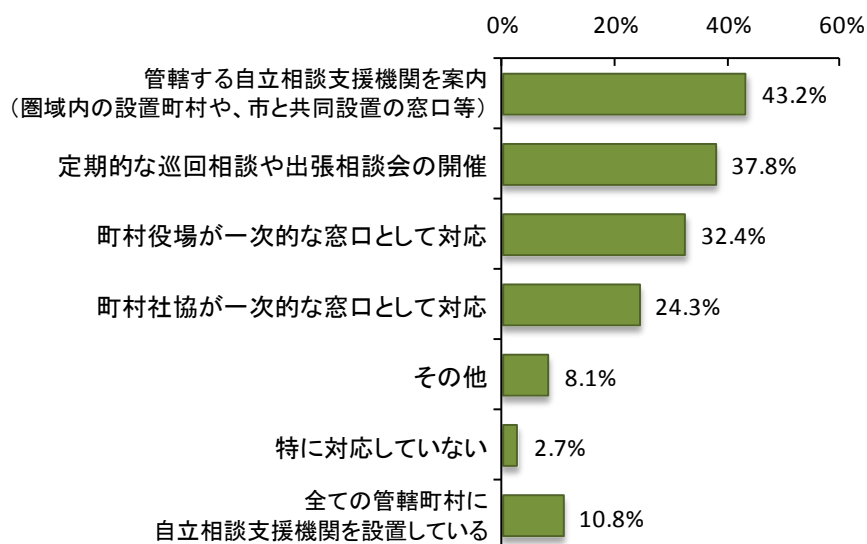
図表Ⅱ - 1 - 3 圏域における自立相談支援機関の設置状況 (n=25)



### ④自立相談支援機関がない町村における住民からの相談

自立相談支援機関の設置がない町村における住民からの相談への対応状況についてたずねたところ、「管轄する自立相談支援機関を案内（圏域内の設置町村や、市と共同設置の窓口等）」が 43.2%、「定期的な巡回相談や出張相談会の開催」が 37.8%、「町村役場が一次的な窓口として対応」が 32.4%、「町村社会福祉協議会が一次的な窓口として対応」が 24.3%であった。

図表Ⅱ - 1 - 4 自立相談支援機関がない町村における住民からの相談 (n=37、複数回答)

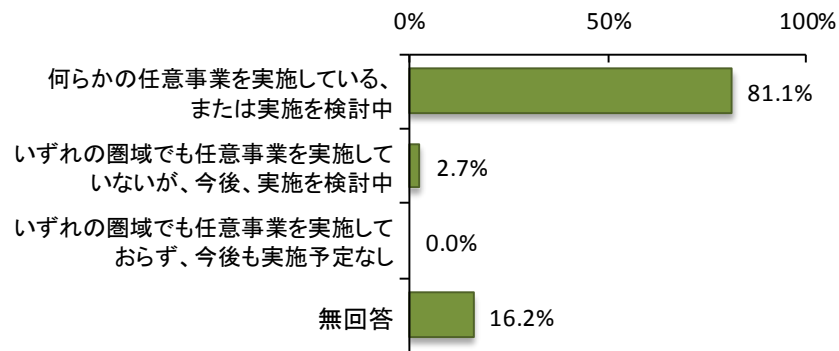


## (2) 任意事業の取り組み状況について

### ①任意事業の実施状況

都道府県の事業としての任意事業の実施状況については、「何らかの任意事業を実施している、または実施を検討中」が 81.1%、「いずれの圏域でも任意事業を実施していないが、今後、実施を検討中」が 2.7%、「いずれの圏域でも任意事業を実施しておらず、今後も実施予定なし」が 0.0%であった。

図表Ⅱ-1-5 任意事業の実施状況 (n=37)

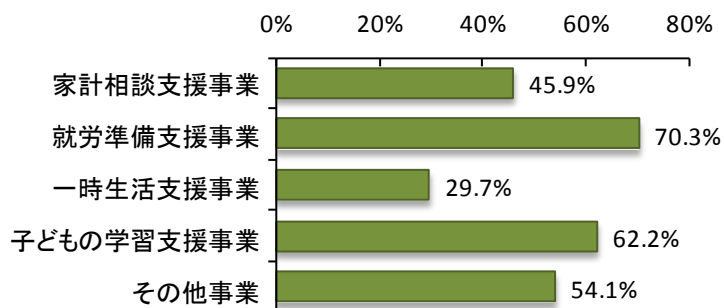


### ②任意事業の実施状況

#### 1) 実施している任意事業

現在都道府県の事業として実施している任意事業については、「就労準備支援事業」が 70.3%、「子どもの学習支援事業」が 62.2%、「家計相談支援事業」が 45.9%であった。

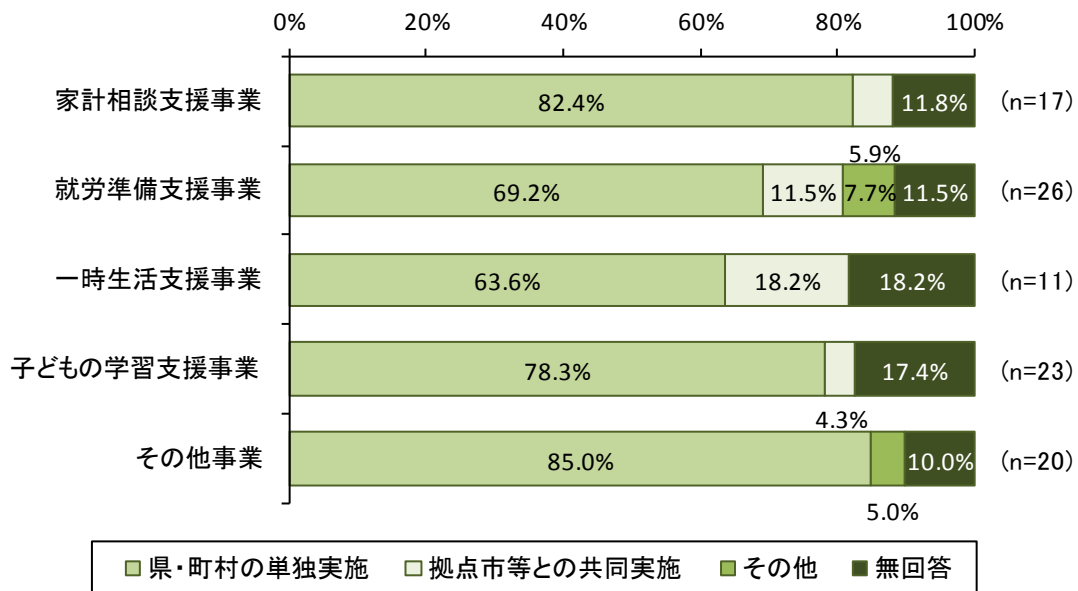
図表Ⅱ-1-6 実施している任意事業 (n=37)





現在都道府県の事業として実施している任意事業の実施方法については、「家計相談支援事業」「子どもの学習支援事業」では「県・町村の単独実施」の割合が約8割であった。「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」では「拠点市等との共同実施」の割合が1割を超えて、それぞれ11.5%、18.2%であった。

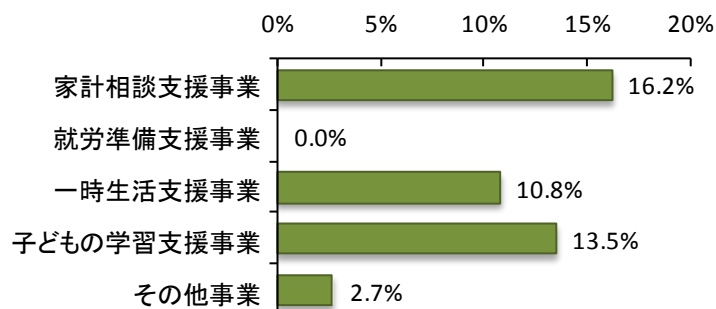
図表Ⅱ - 1 - 7 任意事業の実施方法（任意事業別）



## 2) 実施を検討している任意事業

現在都道府県の事業として実施を検討している任意事業については、「家計相談支援事業」が16.2%、「子どもの学習支援事業」が13.5%、「一時生活支援事業」が10.8%であった。

図表Ⅱ - 1 - 8 実施を検討している任意事業 (n=37)



また、現在実施していない任意事業がある都道府県に、実施していない理由をたずねたところ、「家計相談支援事業」では「実施したいと考えているものの予算的な制約による」が60.0%、「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「子どもの学習支援事業」では「任意事業の町村部でのニーズ・対象者を見込めない」の割合が比較的高く、それぞれ66.7%、95.2%、55.6%であった。

図表Ⅱ-1-9 実施していない理由（任意事業別、複数回答）

（複数回答）

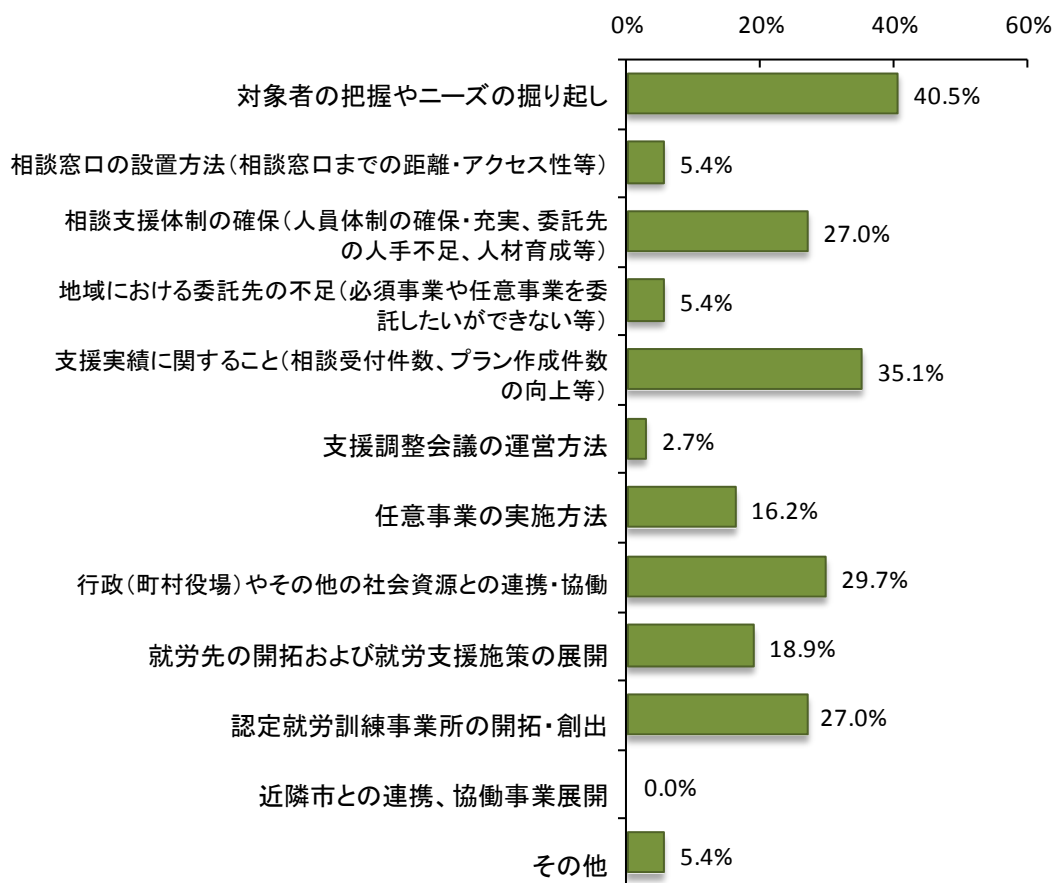
	任意事業の 町村部での ニーズ・対象 者を見込め ない	実施したいと 考えているも のの予算的 な制約による	任意事業を 実施できる人 員が不足	委託できる事 業所等が地 域に不足	町村行政や 関係機関等 の理解が得 られない	その他	全体
家計相談支援事業	6 40.0%	9 60.0%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%	3 20.0%	15
就労準備支援事業	4 66.7%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	6
一時生活支援事業	20 95.2%	7 33.3%	1 4.8%	2 9.5%	0 0.0%	0 0.0%	21
子どもの学習支援事業	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	2 22.2%	9
その他事業	7 58.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12

### (3) 都道府県が実施主体となっている圏域における事業実施の課題

#### ① 都道府県が実施主体となっている圏域における事業実施の課題

都道府県が実施主体となっている圏域における、生活困窮者自立支援制度の施行から現在までの事業実施に係る課題についてたずねたところ、「対象者の把握やニーズの掘り起し」が40.5%と最も高く、次いで「支援実績に関すること（相談受付件数、プラン作成件数の向上等）」が35.1%、「行政（町村役場）やその他の社会資源との連携・協働」が29.7%であった。

図表Ⅱ - 1 - 10 都道府県が実施主体となっている圏域における事業実施の課題（n=37）



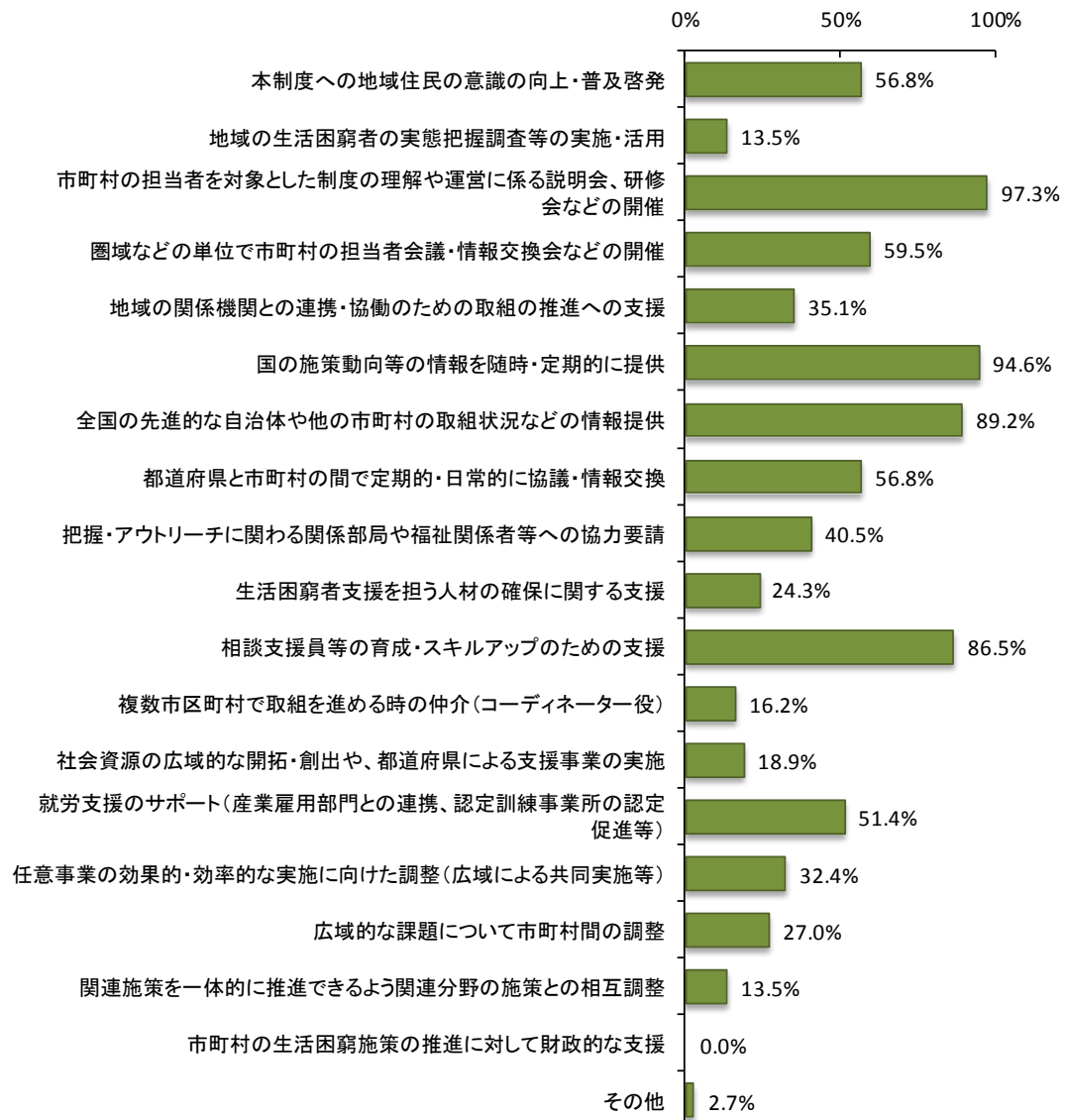
※選択した課題の具体的な内容と課題解決に向けた取り組み状況（記述回答）については資料編参照

#### (4) 管内の市部に対する支援状況

##### ①管内の市部への支援の状況

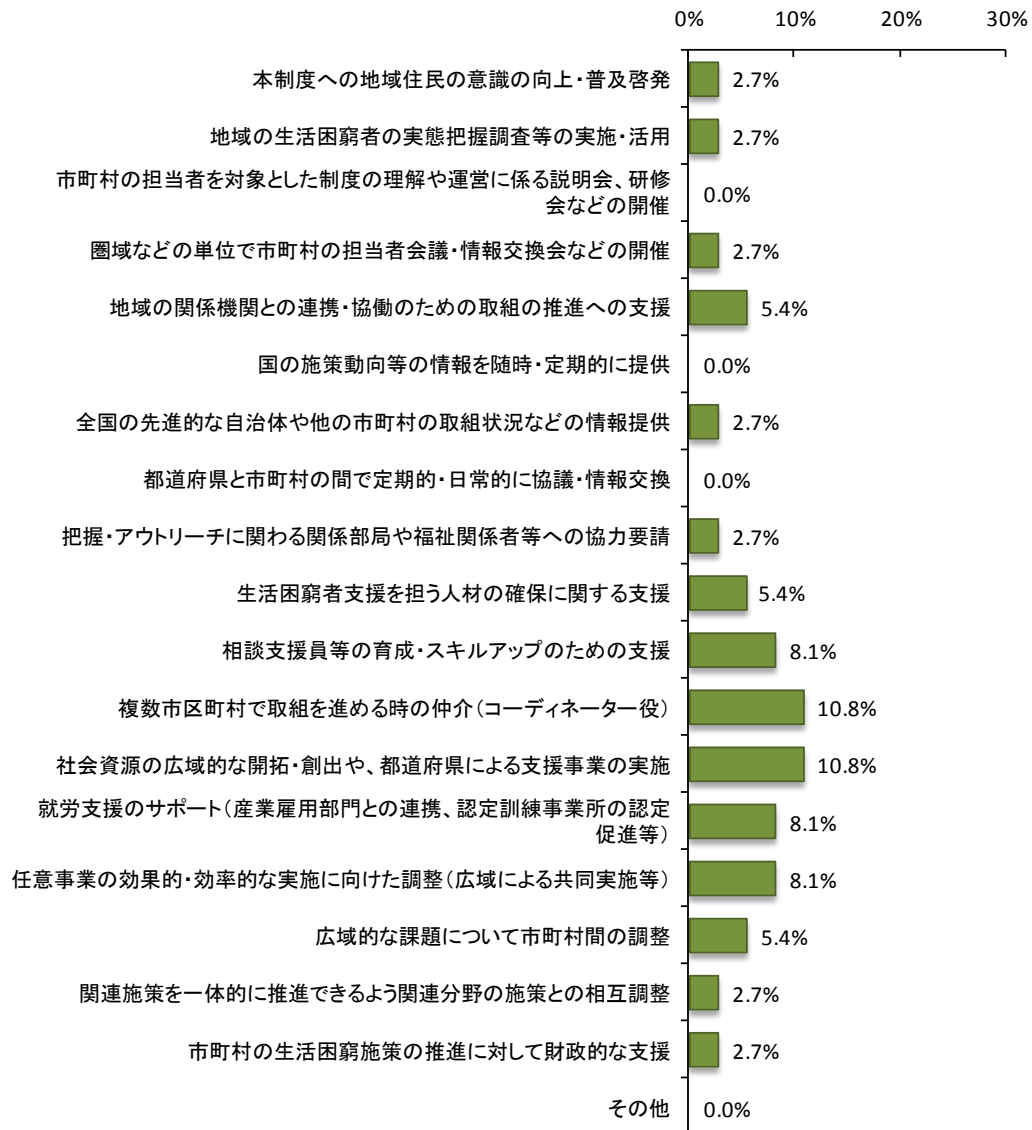
管内の市部が効果的に事業を運用していくため、都道府県としてどのような支援を行った（行っている）かについてたずねたところ、「市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催」が97.3%と最も高く、次いで「国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供」が94.6%、「全国の先進的な自治体や他の市町村の取り組み状況などの情報提供」が89.2%、「相談支援員等の育成・スキルアップのための支援」が86.5%であった。

図表Ⅱ - 1 - 11 管内の市部への支援の状況 (n=37)



また、「実施を検討中」の支援内容についてたずねたところ、「複数市区町村で取り組みを進める時の仲介（コーディネーター役）」「社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施」がともに10.8%となっていた。

図表Ⅱ - 1 - 12 「実施を検討中」の支援内容（n=37）

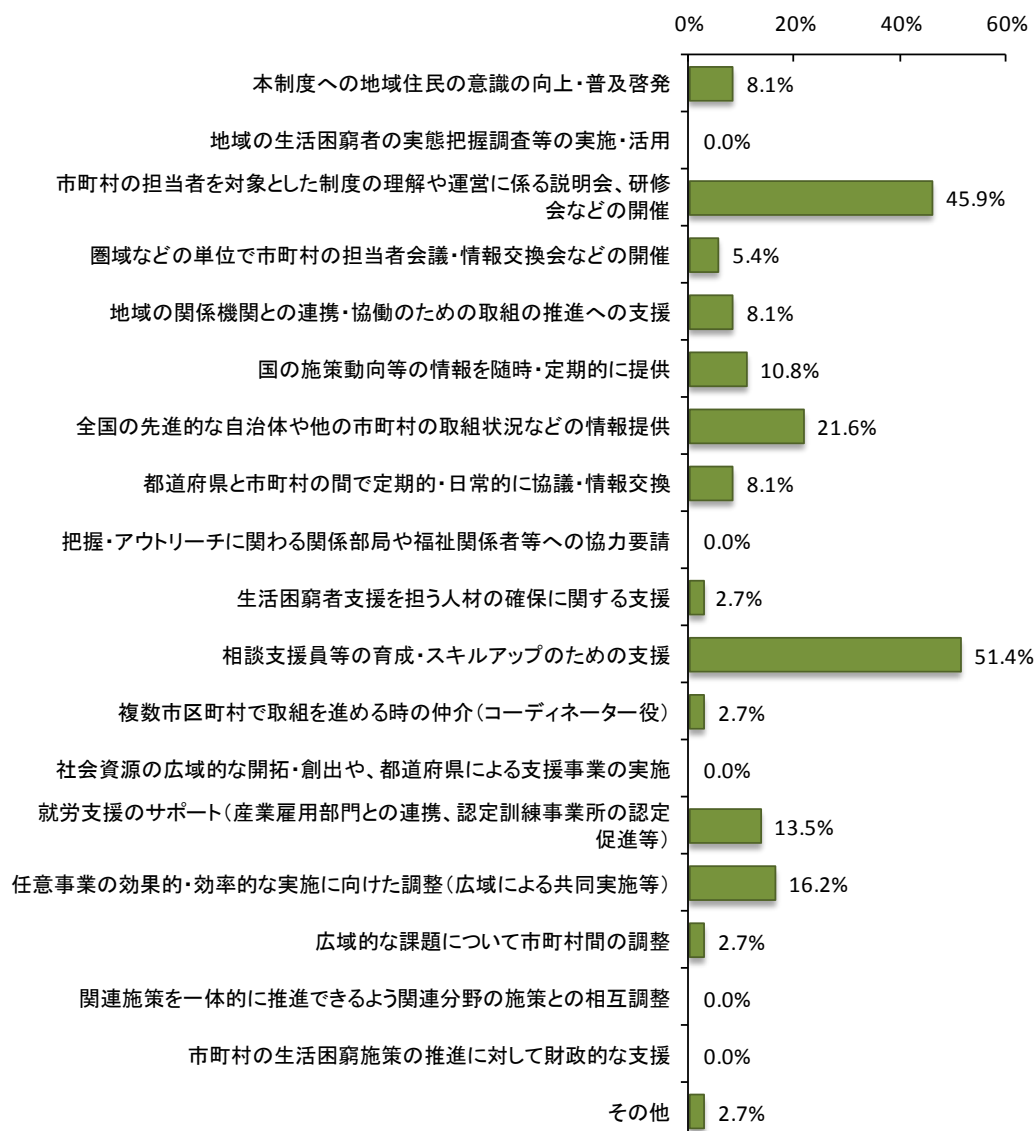


## ②特に効果があがっている支援策

特に効果があがっている支援策については、「相談支援員等の育成・スキルアップのための支援」が 51.4%、「市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催」が 45.9%であった。

具体的な取り組み内容としては、「相談支援員等の育成・スキルアップのための支援」では、「援助技術等の支援の質の向上のため、弁護士や大学教授等の専門の方を講師にした研修を実施」「処遇困難事例等への対応やロールプレイの実施」などがあげられた。また、「市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催」では、「市の担当課長等に任意事業の取り組み事例を紹介することにより、任意事業実施市の増加につながった」「子どもの学習支援の推進を図るため当該事業に係るフォーラムを開催したところ、約半数の自治体が事業を実施することになった」などがあげられていた。

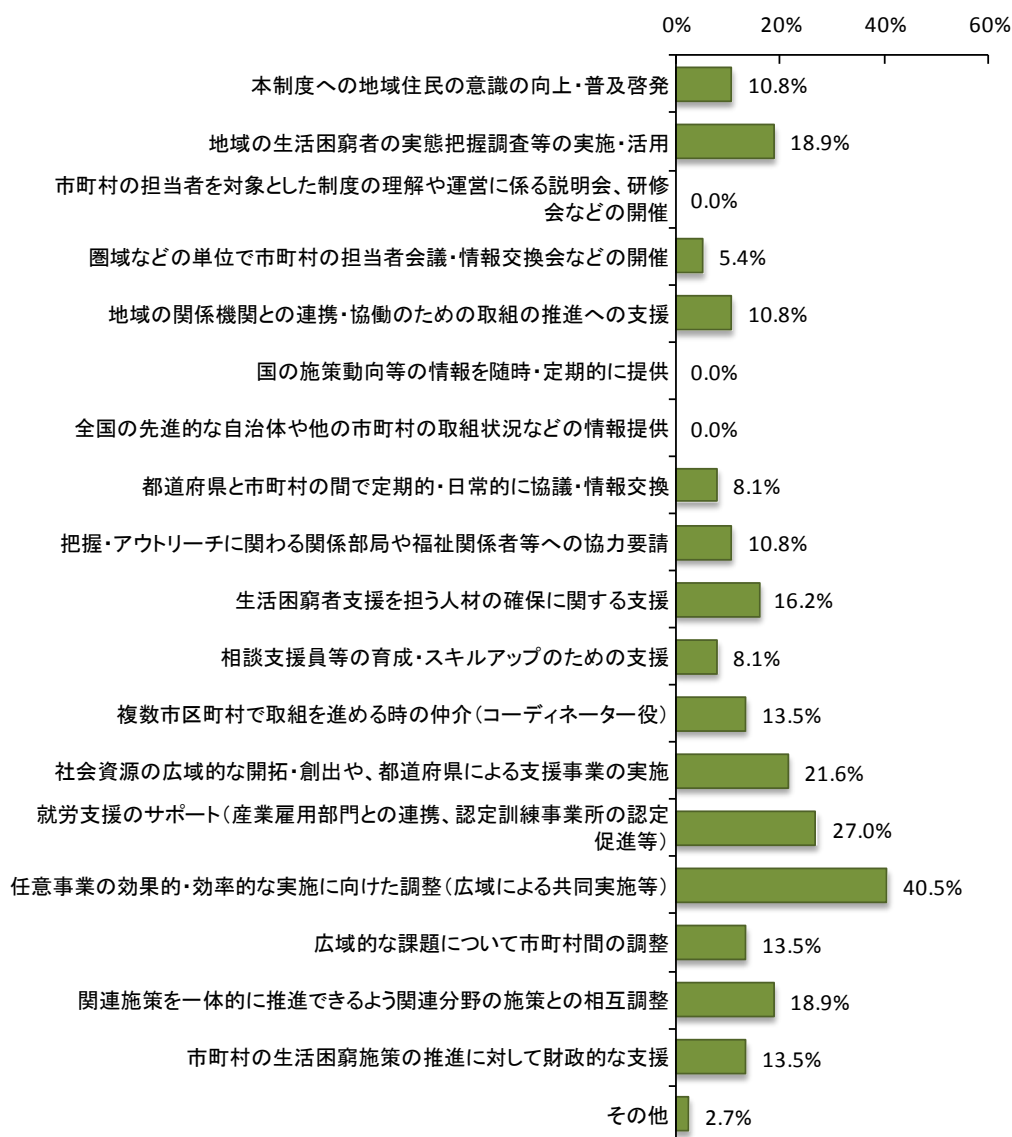
図表Ⅱ-1-13 特に効果があがっている支援策 (n=37)



### ③実施できていない支援

管内の市部への支援において、「実施したい・実施すべきだができていない」取り組みをたずねたところ、「任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)」が40.5%と最も高く、次いで「就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)」が27.0%、「社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施」が21.6%であった。

図表Ⅱ-1-14 実施できていない支援 (n=37)



また、それぞれについて「実施できていない理由」をたずねたところ、いずれも「実施する体制が整っていないため」の割合が比較的高くなっていました。

図表Ⅱ - 1 - 15 実施できていない理由

	自治体から要請がないため	予算状況等の制約による	実施する体制が整っていないため	ニーズが不明	その他	無回答	合計
1. 本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
2. 地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	1 14.3%	0 0.0%	5 71.4%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%
3. 市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催	0	0	0	0	0	0	0
4. 圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
5. 地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	1 25.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
6. 国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	0	0	0	0	0	0	0
7. 全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	0	0	0	0	0	0	0
8. 都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
9. 把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	0 0.0%	0 0.0%	3 75.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%
10. 生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	1 16.7%	1 16.7%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
11. 相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
12. 複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)	1 20.0%	0 0.0%	3 60.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
13. 社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	1 12.5%	2 25.0%	3 37.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	8 100.0%
14. 就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)	0 0.0%	0 0.0%	6 60.0%	1 10.0%	2 20.0%	1 10.0%	10 100.0%
15. 任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)	4 26.7%	3 20.0%	5 33.3%	0 0.0%	2 13.3%	1 6.7%	15 100.0%
16. 広域的な課題について市町村間の調整	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
17. 関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	1 14.3%	0 0.0%	5 71.4%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%
18. 市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	2 40.0%	3 60.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
19. その他	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%

#### ④その他、自治体支援に関して工夫した(している)点

その他、自治体支援に関して工夫した(している)点についてたずねたところ、「県が実施する任意事業について、任意事業未実施の市から相談があった場合に、一定の要件のもと、県の任意事業により当該市の市民を直接支援する」「市が地域資源を開拓するにあたり、就労訓練事業所に関して具体的なイメージがわからないとの声があったことから、就労訓練事業所を見学するバスツアーを企画した」などがあげられていた。



## (5) 管内の市部が必要とする支援・ニーズの把握方法

### ①管内の市部が必要とする支援・ニーズの把握方法

(4) で回答したような自治体支援の取り組みの検討にあたり、管内の市部が必要とする支援・ニーズをどのような方法で把握したかをたずねたところ、「日常業務の中で把握した」「市町村が参加する担当者会議の際に把握した」「県内の福祉事務所担当職員等を対象にした研修会・勉強会を実施した際に把握した」「市町村に対して意向を把握するアンケートを実施した」などがあげられていた。

## (6) 人材育成に関わる取り組みの実施状況

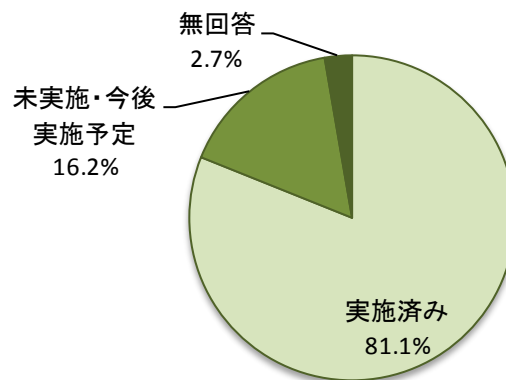
### ①都道府県研修の実施状況

平成 27 年度に実施した都道府県研修の実施状況については以下のとおりであった。

#### 1) 実施の有無

実施の有無については、「実施済み」が 81.1%、「未実施・今後実施予定」が 16.2%であった。

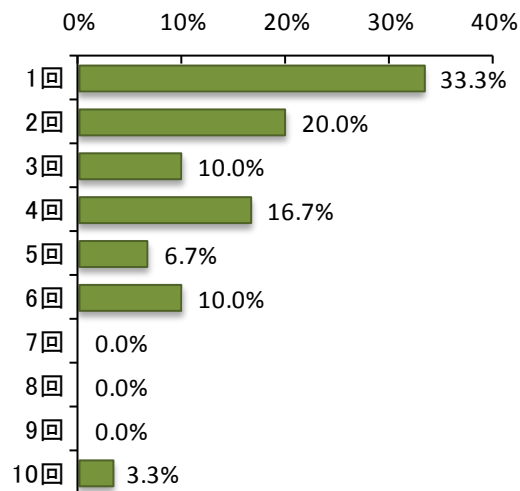
図表Ⅱ - 1 - 16 実施の有無 (n=37)



## 2) 実施回数

「実施済み」と回答した30カ所に平成27年度内の実施回数をたずねたところ、「1回」が33.3%、「2回」が20.0%、「4回」が16.7%となっており、平均3.0回であった。

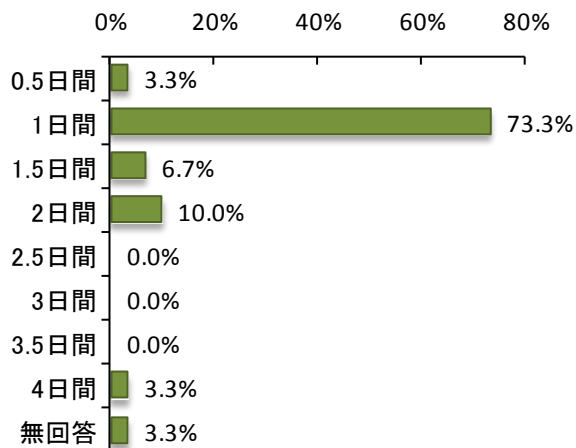
図表Ⅱ-1-17 実施回数 (n=30)



## 3) 研修日程

「実施済み」と回答した30カ所に1回あたりの研修日程をたずねたところ、「1日間」が73.3%となっており、平均1.2日間であった。

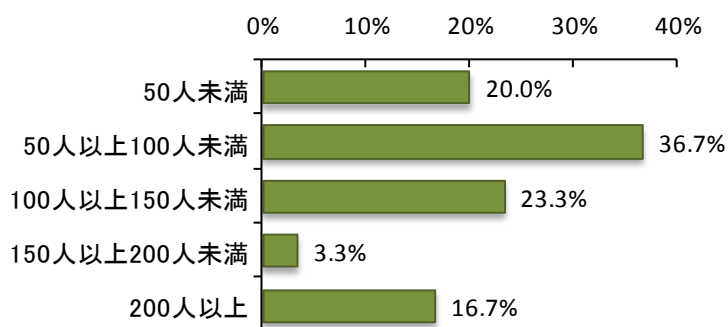
図表Ⅱ-1-18 研修日程 (n=30)



#### 4) 参加者数

「実施済み」と回答した30カ所に平成27年度内の延べ参加者数をたずねたところ「50人以上100人未満」が36.7%、「100人以上150人未満」が23.3%、「50人未満」が20.0%となっており、平均138.5人であった。

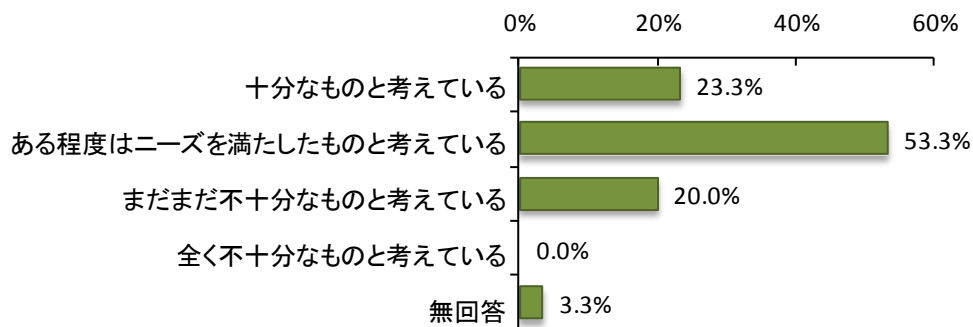
図表Ⅱ-1-19 参加者数 (n=30)



#### ②研修内容・ニーズの充足状況

実施した研修の内容・受講者ニーズの充足状況についてたずねたところ、「ある程度はニーズを満たしたものと考えている」が53.3%、「十分なものと考えている」が23.3%、「まだまだ不十分なものと考えている」が20.0%であった。

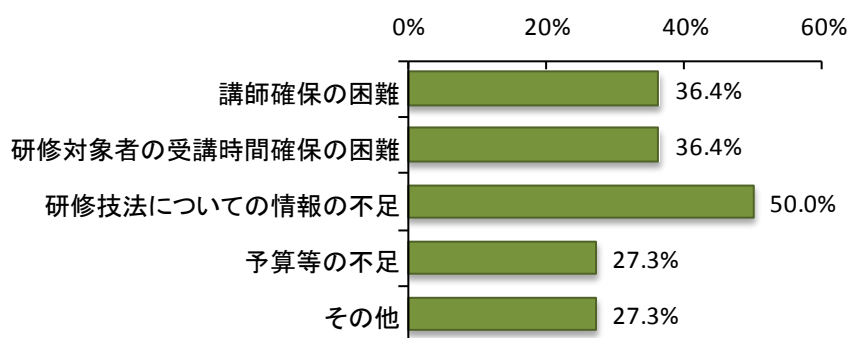
図表Ⅱ-1-20 研修内容・ニーズの充足状況 (n=30)



「ある程度はニーズを満たしたものと考えている」「まだまだ不十分なものと考えている」「全く不十分なものと考えている」と回答した 22 ヶ所にその理由をたずねたところ、「研修技法についての情報の不足」が 50.0%、「講師確保の困難」「研修対象者の受講時間確保の困難」が 36.4%であった。

また、研修カリキュラムの組み立てにおいて工夫している点についてたずねたところ、「国の研修のカリキュラムをベースに、県内課題や相談員ニーズに応じた内容にアレンジした」「演習、グループワークを入れ、支援員同士の交流が図れるようにした」などがあげられていた。

図表Ⅱ - 1 - 21 充分ではない理由 (n=22)

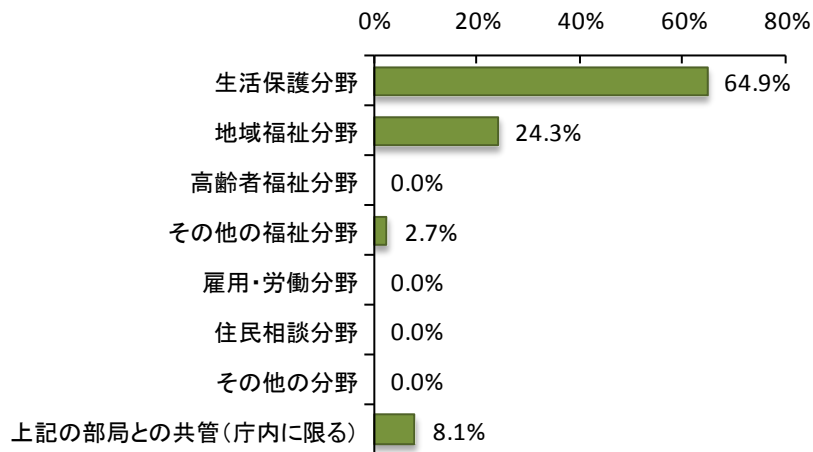


## (7) 生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた庁内体制の構築

### ①主要部局の分野

庁内における主要部局の分野についてたずねたところ、「生活保護分野」が64.9%、「地域福祉分野」が24.3%であった。

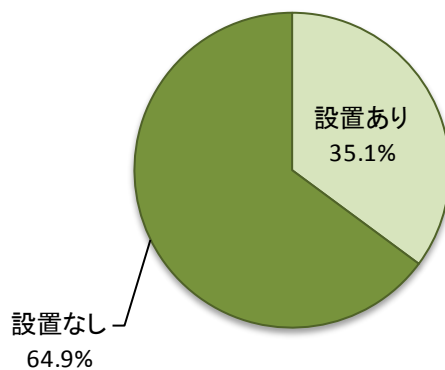
図表Ⅱ - 1 - 22 主要部局の分野 (n=37)



### ②庁内関係部局との具体的な協議の場の設置

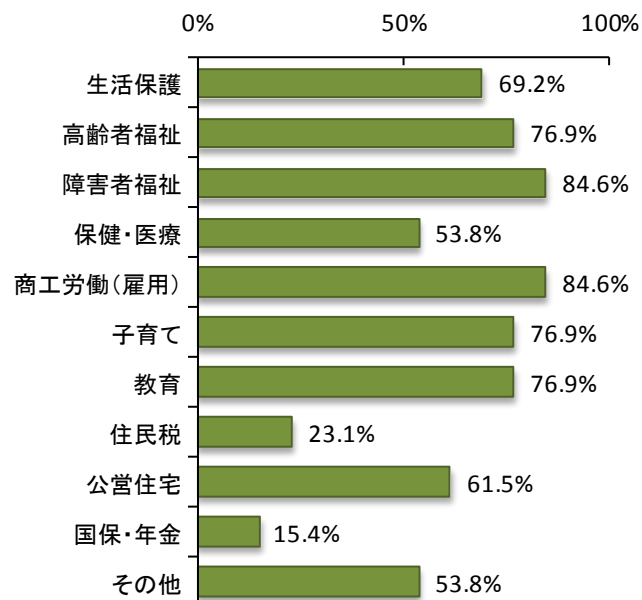
庁内関係部局との具体的な協議の場を設置しているかについては、「設置あり」が35.1%、「設置なし」が64.9%であった。

図表Ⅱ - 1 - 23 庁内関係部局との具体的な協議の場の設置 (n=37)



また、「設置あり」と回答した13カ所に、協議の場の参加部署・課をたずねたところ、「障害者福祉」と「商工労働（雇用）」が84.6%、「高齢者福祉」「子育て」「教育」が76.9%であった。

図表Ⅱ - 1 - 24 協議の場の参加部署・課 (n=13)



## 2 福祉事務所設置自治体（市部）アンケート結果

47 都道府県を除いた全国 856 ヲ所の福祉事務所設置自治体（福祉事務所のある政令市・中核市・一般市・福祉事務所設置のある一部町村をまとめて、以下「市部」と表記）を対象にアンケート調査を実施し、576 ヲ所から回答が得られた（回収率 67.3%）。

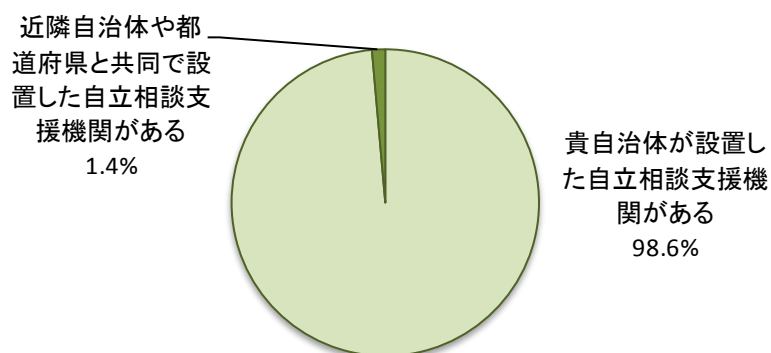
福祉事務所設置自治体（市部）アンケート調査結果は以下のとおりである。

### （1）生活困窮者自立支援制度の実施状況

#### ①自治体内における自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

市部の各自治体を管轄する自立相談支援機関で、出張相談等を除く常設の相談窓口についてたずねたところ、「貴自治体が設置した自立相談支援機関がある」が 98.6%で、平均設置箇所数は 1.3 ヲ所、「近隣自治体や都道府県と共同で設置した自立相談支援機関がある」が 1.4%で平均設置箇所数は 1.0 ヲ所であった。

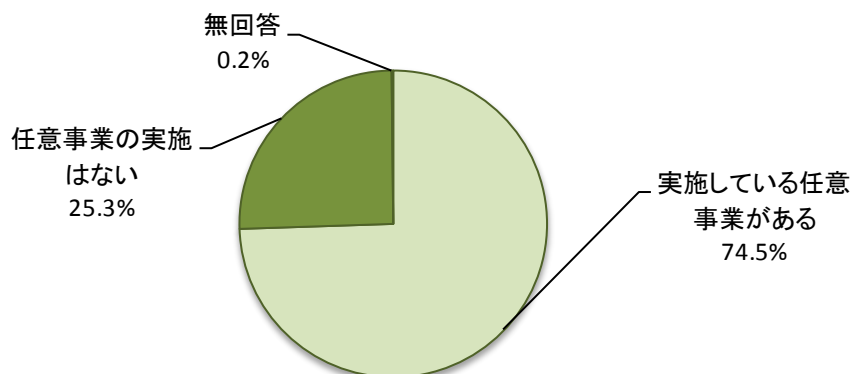
図表Ⅱ-2-1 自治体内における自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況（n=576）



#### ②任意事業の実施有無

任意事業の実施の有無については、「実施している任意事業がある」が 74.5%、「任意事業の実施はない」が 25.3%であった。

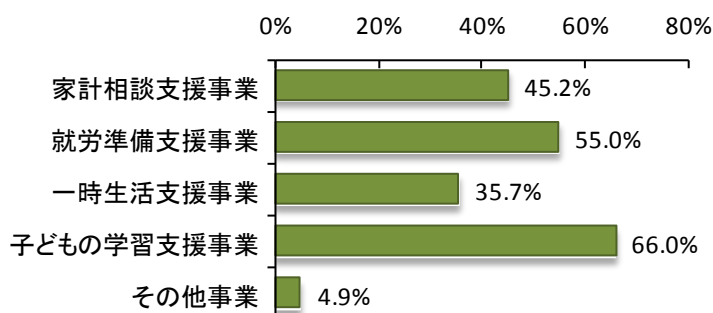
図表Ⅱ-2-2 任意事業の実施の有無（n=576）



### ③実施している任意事業と実施方法

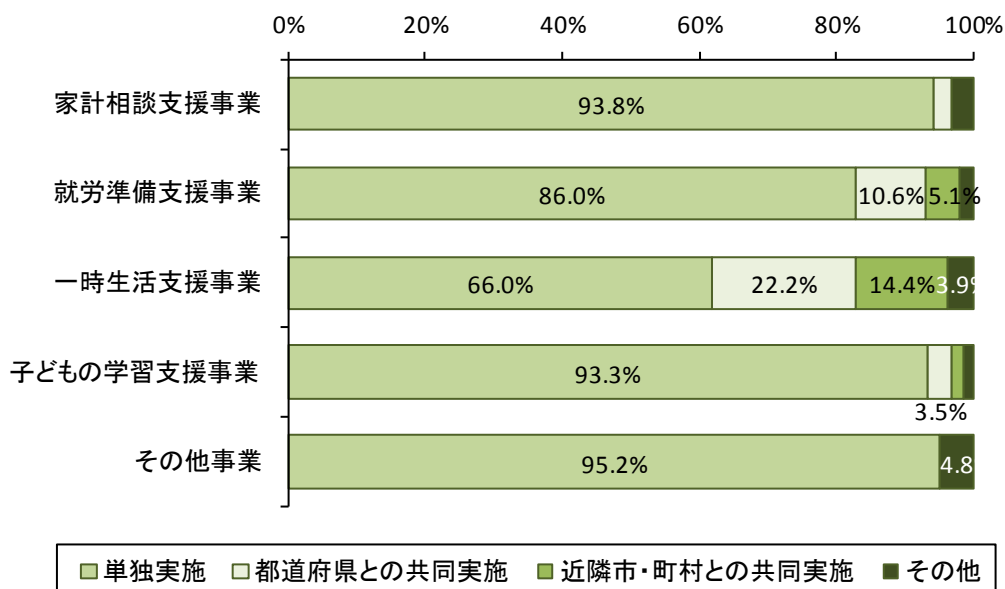
上記「②任意事業の実施有無」で「実施している任意事業がある」と回答した自治体 429 カ所に、実施している任意事業をたずねたところ、「子どもの学習支援事業」が 66.0%、「就労準備支援事業」が 55.0%、「家計相談支援事業」が 45.2%、「一時生活支援事業」が 35.7%であった。

図表Ⅱ-2-3 実施している任意事業 (n=429)



また、実施している任意事業の実施方法については、「家計相談支援事業」「子どもの学習支援事業」「その他の事業」では 9 割以上が「単独実施」であった。「一時生活支援事業」では、2 割が「都道府県との共同実施」であった。

図表Ⅱ-2-4 任意事業の実施方法 (任意事業別)

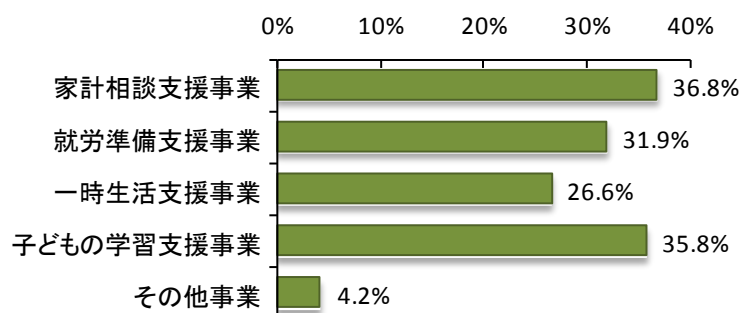




#### ④「実施したい・実施すべきだができていない」任意事業

「実施したい・実施すべきだができていない」任意事業についてたずねたところ、「家計相談支援事業」が36.8%、「子どもの学習支援事業」が35.8%、「就労準備支援事業」が31.9%であった。

図表Ⅱ-2-5 「実施したい・実施すべきだができていない」任意事業 (n=576)



また、実施できていない理由については、いずれの事業も「任意事業のニーズ・対象者を見込めない」の割合が高く、特に「一時生活支援事業」では52.9%であった。「家計相談支援事業」では「予算的な制約による」の割合が他の事業よりも高く、24.1%であった。

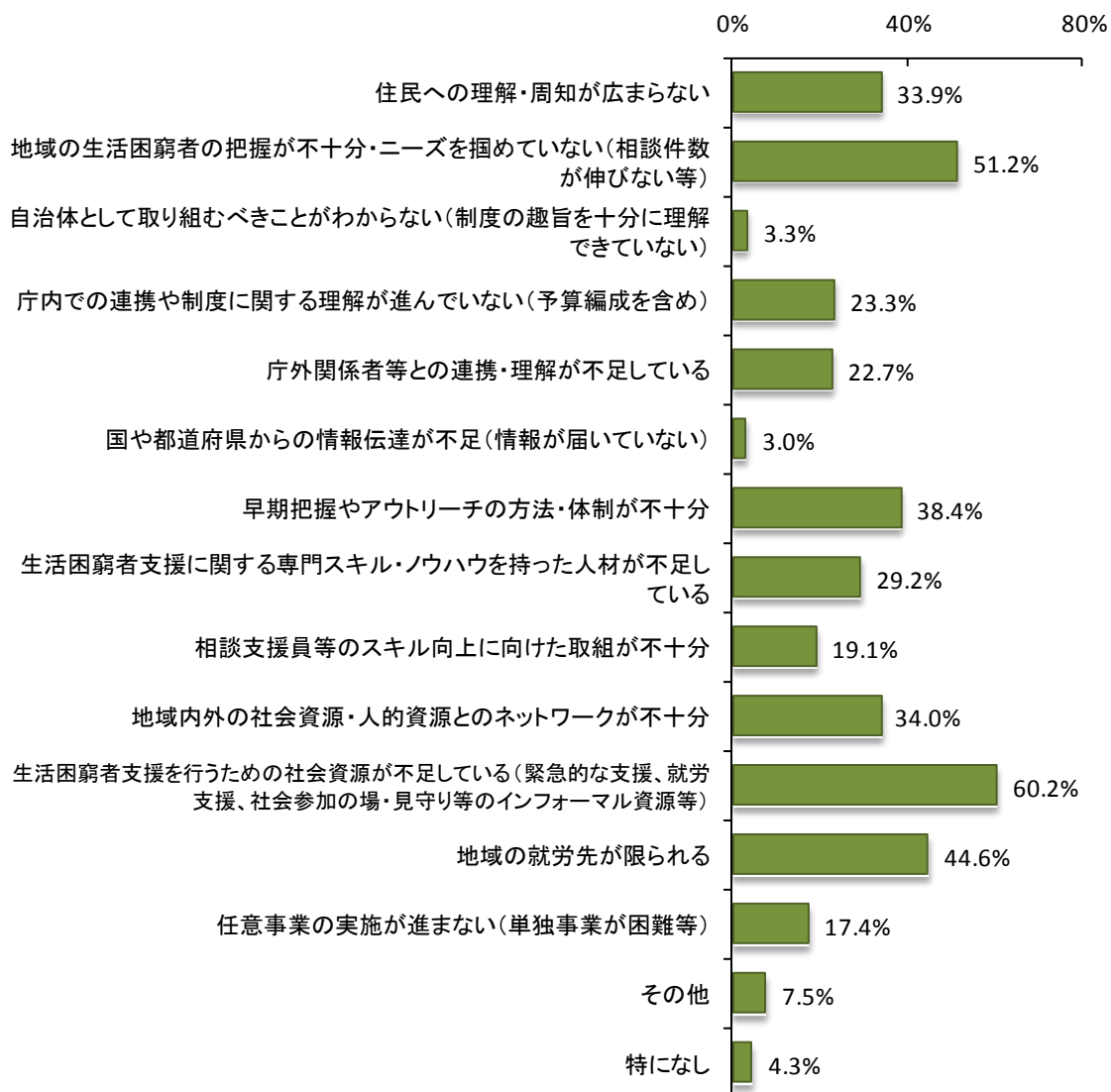
図表Ⅱ-2-6 実施できていない理由

	任意事業の ニーズ・対 象者を見込 めない	予算的な制 約による	任意事業を 実施できる 人員が不足	委託できる 事業所等が 地域に不足	庁内や関係 機関等の理 解が得られ ない	その他	無回答	合計
家計相談支援事業	85 40.1%	51 24.1%	23 10.8%	13 6.1%	2 0.9%	27 12.7%	11 5.2%	212 100.0%
就労準備支援事業	77 41.8%	25 13.6%	22 12.0%	32 17.4%	1 0.5%	15 8.2%	12 6.5%	184 100.0%
一時生活支援事業	81 52.9%	25 16.3%	2 1.3%	28 18.3%	1 0.7%	12 7.8%	4 2.6%	153 100.0%
子どもの学習支援事業	73 35.4%	15 7.3%	17 8.3%	31 15.0%	5 2.4%	53 25.7%	12 5.8%	206 100.0%
その他事業	17 70.8%	1 4.2%	2 8.3%	1 4.2%	0 0.0%	1 4.2%	2 8.3%	24 100.0%

### ⑤生活困窮者支援の取り組みを進めるうえでの課題

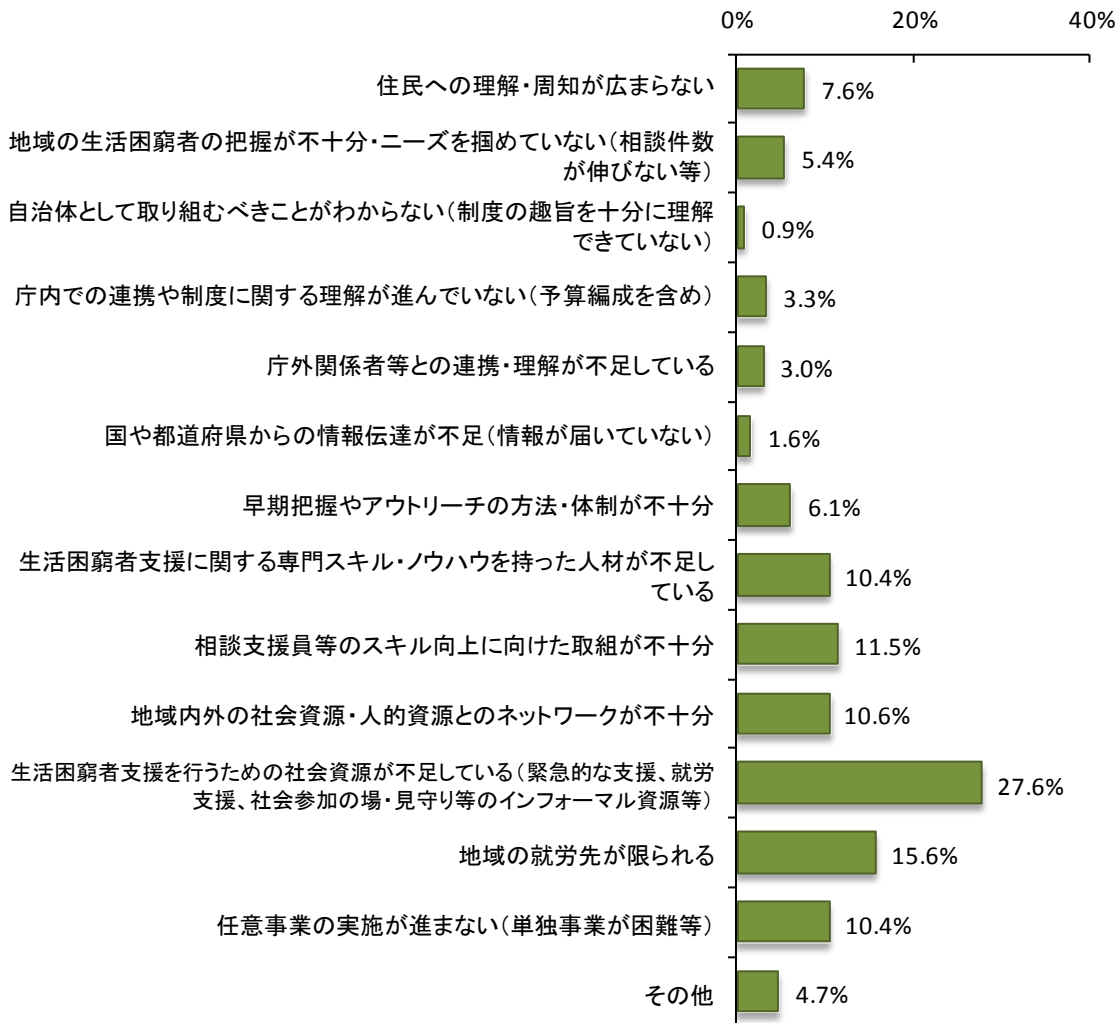
自治体で生活困窮者支援の取り組みを進めるうえで、現在どのような課題を抱えているかをたずねたところ、「生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している（緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等）」が 60.2%と最も高く、次いで「地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない（相談件数が伸びない等）」が 51.2%、「地域の就労先が限られる」が 44.6%であった。

図表Ⅱ-2-7 生活困窮者支援の取り組みを進めるうえでの課題（n=576）



特に都道府県に支援してほしいと思う課題については、「生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している（緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等）」が 27.6%、「地域の就労先が限られる」が 15.6%、「相談支援員等のスキル向上に向けた取り組みが不十分」が 11.5%であった。

図表Ⅱ - 2 - 8 特に都道府県に支援してほしいと思う課題 (n=576)



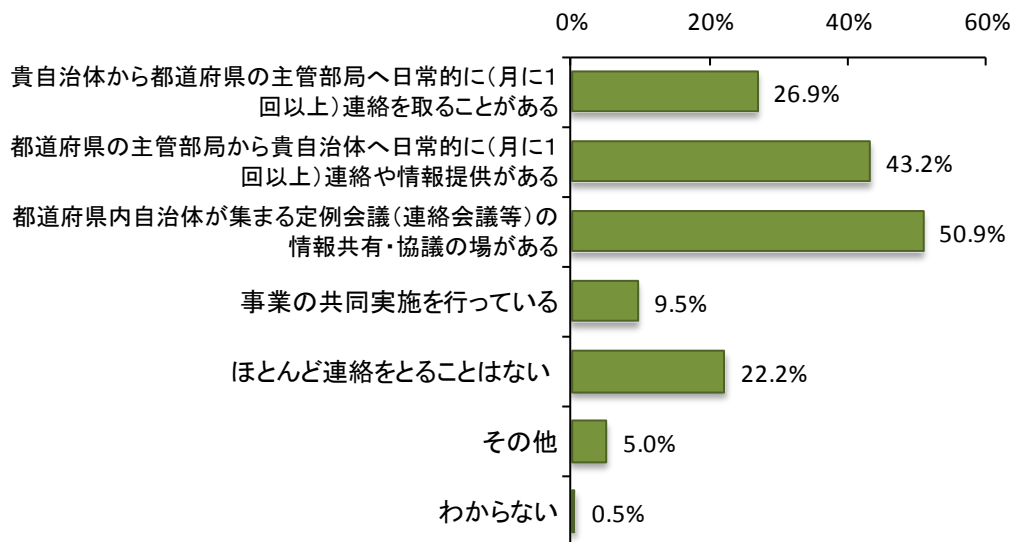
具体的な内容としては、「生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している（緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等）」では、「社会参加の場や就労の場を提供することに苦慮していることから、情報提供や社会資源の開発に取り組んでほしい」「社会資源の開発は自治体のみでは困難なので、都道府県の広域的な取り組みを期待する」などがあげられている。

## (2) 都道府県との連携状況

### ①現状での都道府県との連携

現状での都道府県との連携状況についてたずねたところ、「都道府県内自治体が集まる定例会議（連絡会議等）の情報共有・協議の場がある」が 50.9%、「都道府県の主管部局から貴自治体へ日常的に（月に1回以上）連絡や情報提供がある」が 43.2%、「貴自治体から都道府県の主管部局へ日常的に（月に1回以上）連絡を取ることもある」が 26.9%であった。

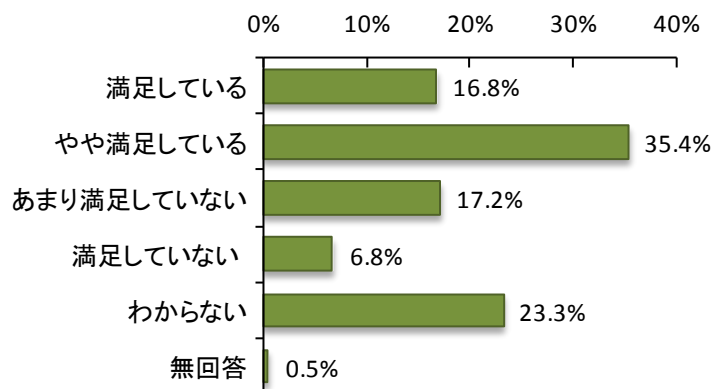
図表Ⅱ - 2 - 9 現状での都道府県との連携（n=576）



## ②都道府県からの情報提供についての満足度

市部が取り組む生活困窮者支援に関する都道府県からの情報提供について、その満足度合いをたずねたところ、「満足している」が 16.8%、「やや満足している」が 35.4%となっており、合わせると 52.2%が満足していると回答していた。

図表Ⅱ - 2 - 10 都道府県からの情報提供についての満足度 (n=576)

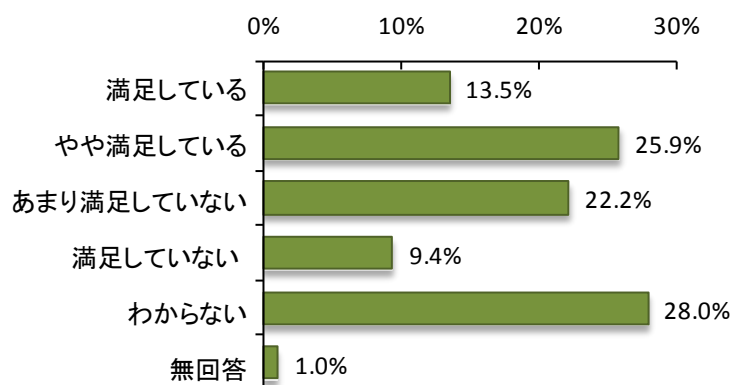


「満足している」「やや満足している」の具体的な理由については、「国の施策動向や他市の取り組み状況など随時メールにて情報提供がある」「国からの情報も単にメールの転送ではなく、要約等して配慮してくれている」「質問をしたら早急に対処し、回答してくれる」などがあげられていた。一方、「満足していない」「あまり満足していない」の理由としては、「国からの情報提供の転送のみで、県の独自の情報提供がない」「国の情報が県に届いてから市に届くまでの時差が大きい」などがあげられていた。

### ③都道府県によるサポート（バックアップ）についての満足度

市部が取り組む生活困窮者支援に対する都道府県によるサポート（バックアップ）の状況について、その満足度合いをたずねたところ、「満足している」が13.5%、「やや満足している」が25.9%となっており、合わせると39.4%であった。また、「わからない」が28.0%であった。

図表Ⅱ-2-11 都道府県によるサポート（バックアップ）についての満足度（n=576）

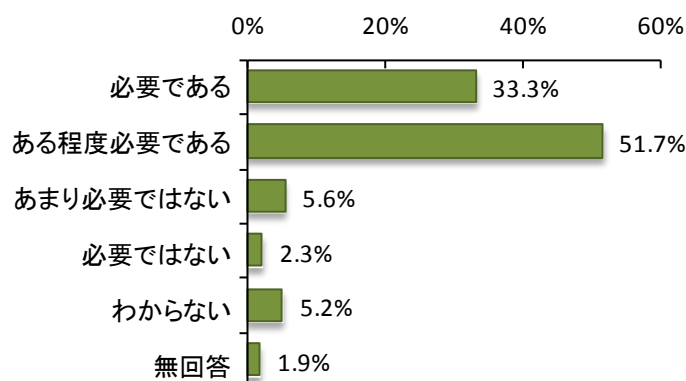


「満足している」「やや満足している」の具体的な理由については、「定期的に研修や会議等を開催し、情報共有やスキルアップの場を設けている」「制度や事業に対しての疑義照会等に迅速に対応してくれる」などがあげられていた。一方、「満足していない」「あまり満足していない」の具体的な理由としては、「情報提供のみで具体的な支援がない」「市町村が取り組む事業に対してサポート体制がないように思われる」などがあげられていた。

### ④都道府県の支援の必要性

自治体で生活困窮者支援の取り組みを進めるにあたって、都道府県の支援を必要としているかをたずねたところ、「ある程度必要である」が51.7%、「必要である」が33.3%であった。

図表Ⅱ-2-12 都道府県の支援の必要性（n=576）

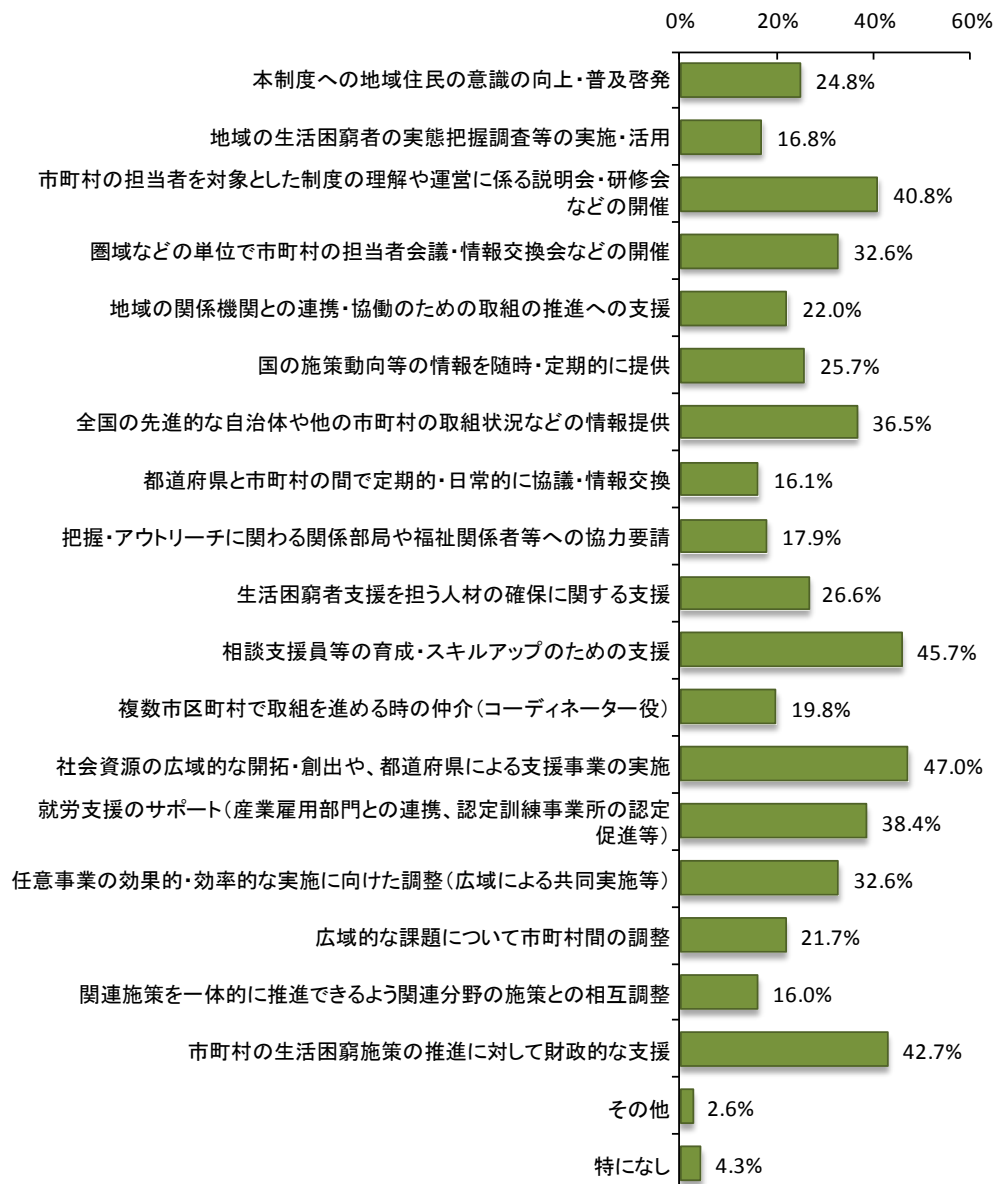


### (3) 都道府県に期待する役割

#### ①都道府県として実施してほしい事業

効果的に事業を運用していくため、都道府県として実施してほしい事業についてたずねたところ、「社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施」が47.0%、「相談支援員等の育成・スキルアップのための支援」が45.7%、「市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援」が42.7%であった。

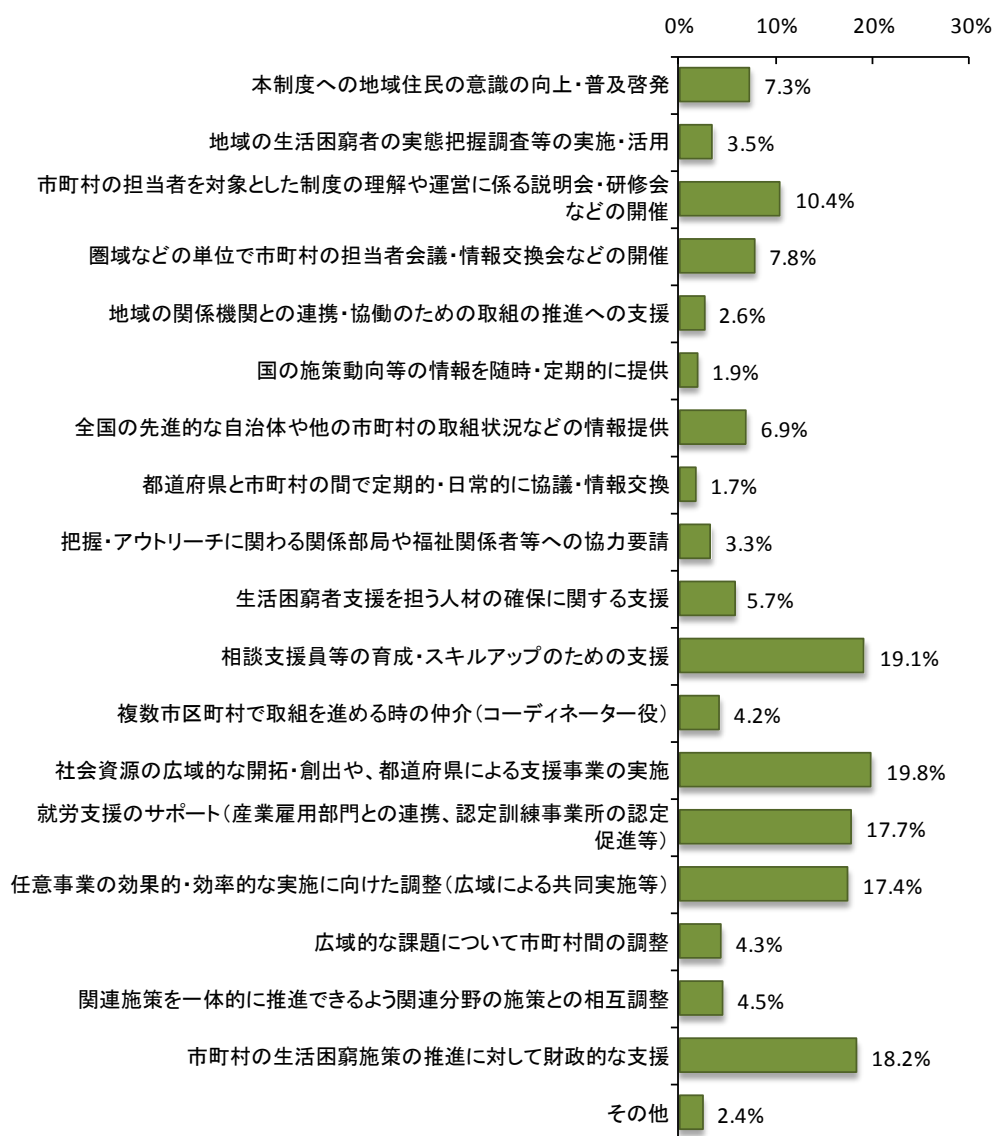
図表Ⅱ-2-13 都道府県として実施してほしい事業 (n=576)



## ②特に実施してほしい事業

①のうち、特に都道府県に実施してほしいと思う事業をたずねたところ、「社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施」が 19.8%、「相談支援員等の育成・スキルアップのための支援」が 19.1%、「市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援」が 18.2%であった。

図表Ⅱ - 2 - 14 特に実施してほしい事業 (n=576)



具体的な内容としては、「相談支援員等の育成・スキルアップのための支援」では、「相談支援員の育成や担い手が不足しているので、事例研修など実践的な研修を行ってほしい」「定期的に研修会を開催してほしい」「他の地域でどのような取り組みが行われているか知るため、県が主導して広域研修会などを開いてほしい」などがあげられていた。また、「社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施」では、「県主導で社会資源の開拓を積極的に行ってほしい」「それぞれの市町村で有する社会資源を共有できるような調整をしてほしい」などがあげられていた。



### 3 福祉事務所の設置がない町村アンケート結果

全国の福祉事務所の設置がない町村 885 カ所を対象にアンケート調査を実施し、445 カ所から回答が得られた（回収率 50.3%）。

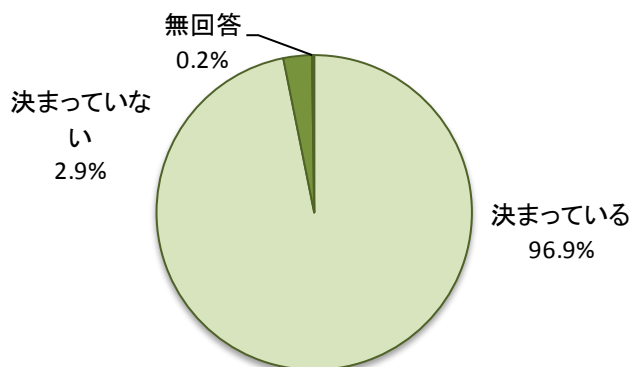
町村アンケート調査結果は以下のとおりである。

#### (1) 組織体制

##### ①生活困窮者自立支援制度の担当部局・担当者

生活困窮者自立支援制度に関する業務の担当部局・担当者が決まっているかをたずねたところ、「決まっている」が 96.9%、「決まっていない」が 2.9%であった。

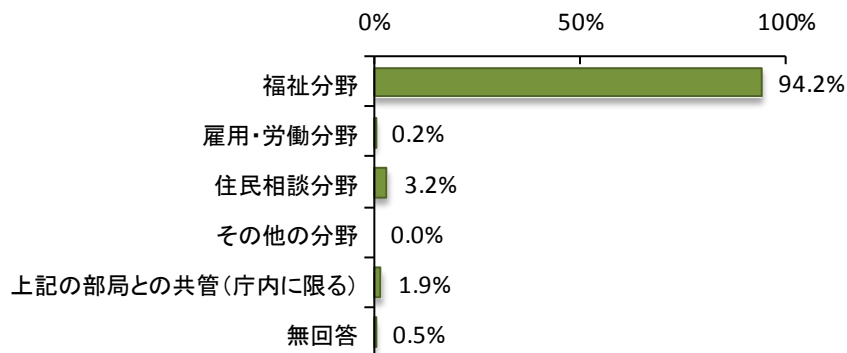
図表Ⅱ - 3 - 1 生活困窮者自立支援制度の担当部局・担当者（n=445）



##### ②担当者が所属する主要部局の分野

①で「決まっている」と回答した自治体 431 カ所に、担当者が所属する主要部局の分野をたずねたところ、「福祉分野」が 94.2%、「住民相談分野」が 3.2%であった。

図表Ⅱ - 3 - 2 担当者が所属する主要部局の分野（n=431）

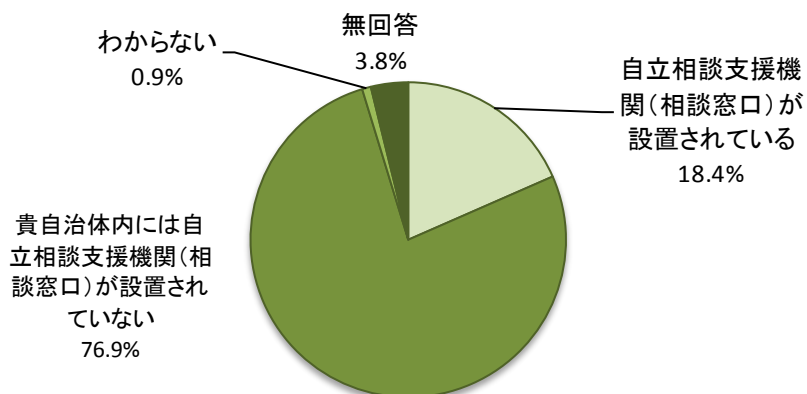


## (2) 生活困窮者自立支援制度の実施状況

### ① 自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

自治体で管理する自立相談支援機関で、常設の相談窓口の設置状況についてたずねたところ、「自立相談支援機関（相談窓口）が設置されている」が18.4%で、平均設置箇所数は1.1カ所であった。また、「貴自治体内には自立相談支援機関（相談窓口）が設置されていない」が76.9%であった。

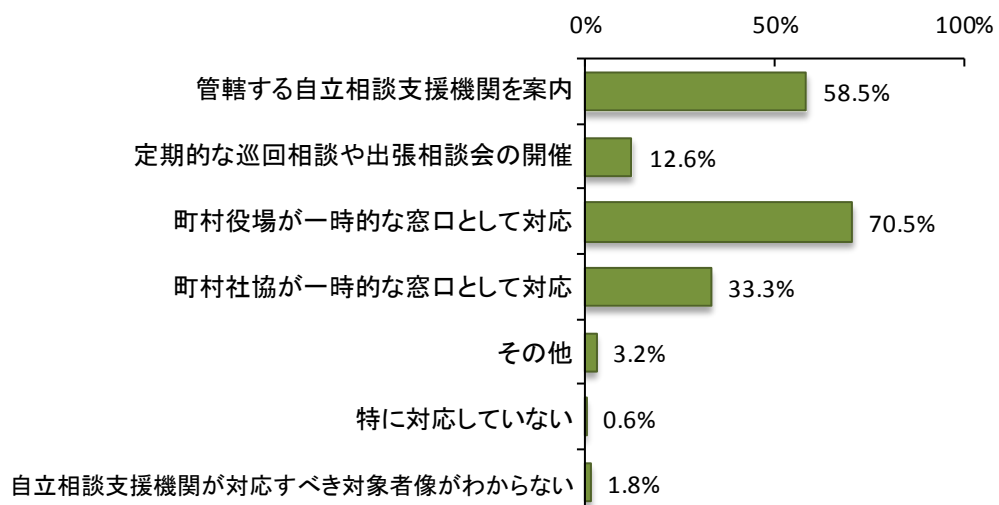
図表Ⅱ-3-3 自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況（n=445）



### ② 自立相談支援機関が対応すべき相談について

①で「設置されていない」と回答した自治体342カ所に、自治体内で自立相談支援機関が対応すべきと考えられる住民からの相談についてどのように対応しているかをたずねたところ、「町村役場が一時的な窓口として対応」が70.5%、「管轄する自立相談支援機関を案内」が58.5%であった。

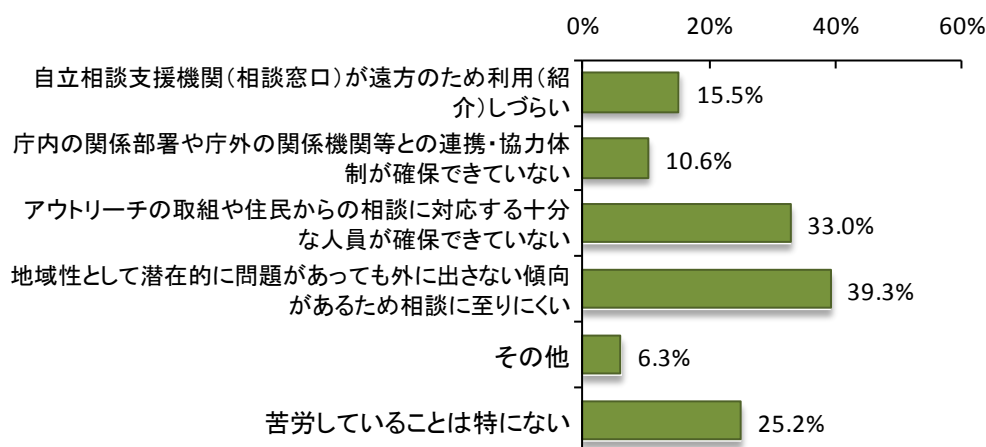
図表Ⅱ-3-4 自立相談支援機関が対応すべき相談について（n=342）



### ③自立相談支援機関へのつなぎ

生活に困窮している住民、または生活困窮の恐れがある住民を把握し、自立相談支援機関につなげるにあたっての苦勞についてたずねたところ、「地域性として潜在的に問題があっても外に出さない傾向があるため相談に至りにくい」が39.3%と最も高く、次いで「アウトリーチの取り組みや住民からの相談に対応する十分な人員が確保できていない」が33.0%であった。

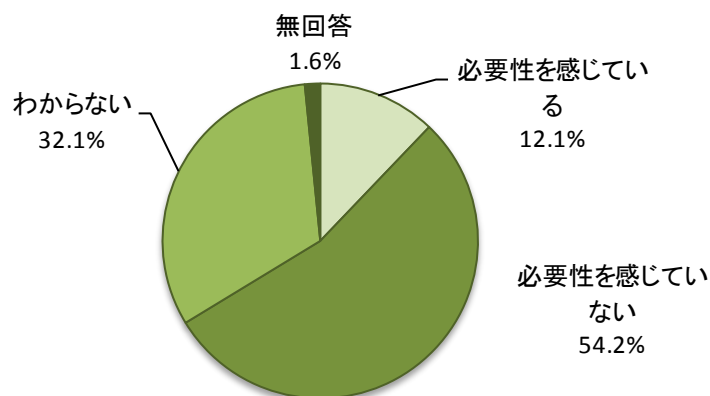
図表Ⅱ - 3 - 5 自立相談支援機関へのつなぎ (n=445)



### ④相談窓口の設置の必要性

生活困窮者の相談窓口を自治体として独自に設置する必要性を感じているかをたずねたところ、「必要性を感じている」が12.1%、「必要性を感じていない」が54.2%、「わからない」が32.1%であった。

図表Ⅱ - 3 - 6 相談窓口の設置の必要性 (n=445)

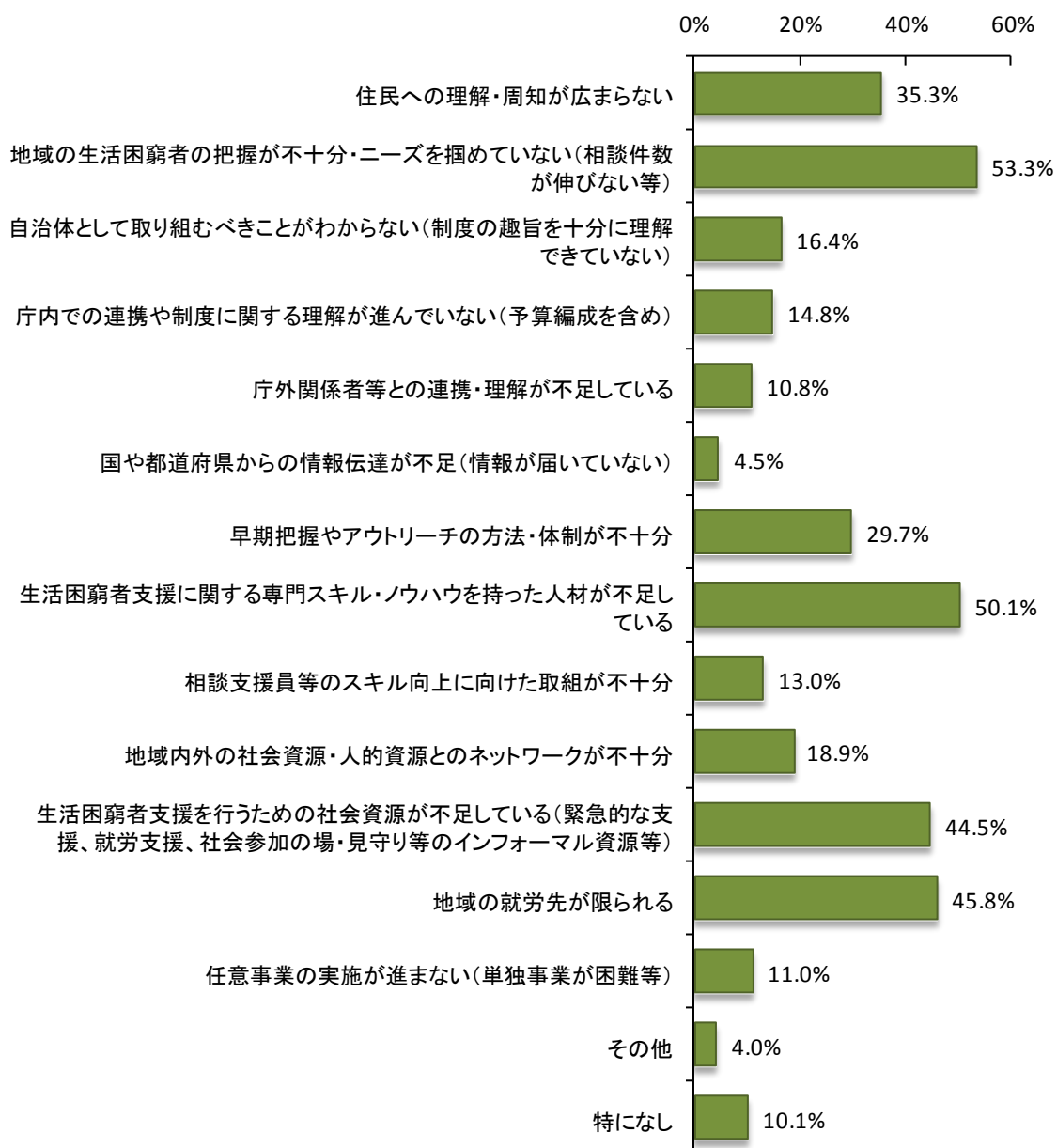


「必要性を感じている」と回答した具体的な理由としては、「今後、相談者の増加が見込まれるため」「住民にとって利用しやすい相談窓口が必要なため」「相談の内容が多様化し専門性が求められるため」などがあげられていた。一方、「必要性を感じていない」と回答した具体的な理由としては、「相談件数が少ない」「現状で対応できている」「今の体制では人員を配置できない」などがあげられていた。

### ⑤生活困窮者支援の取り組みの課題

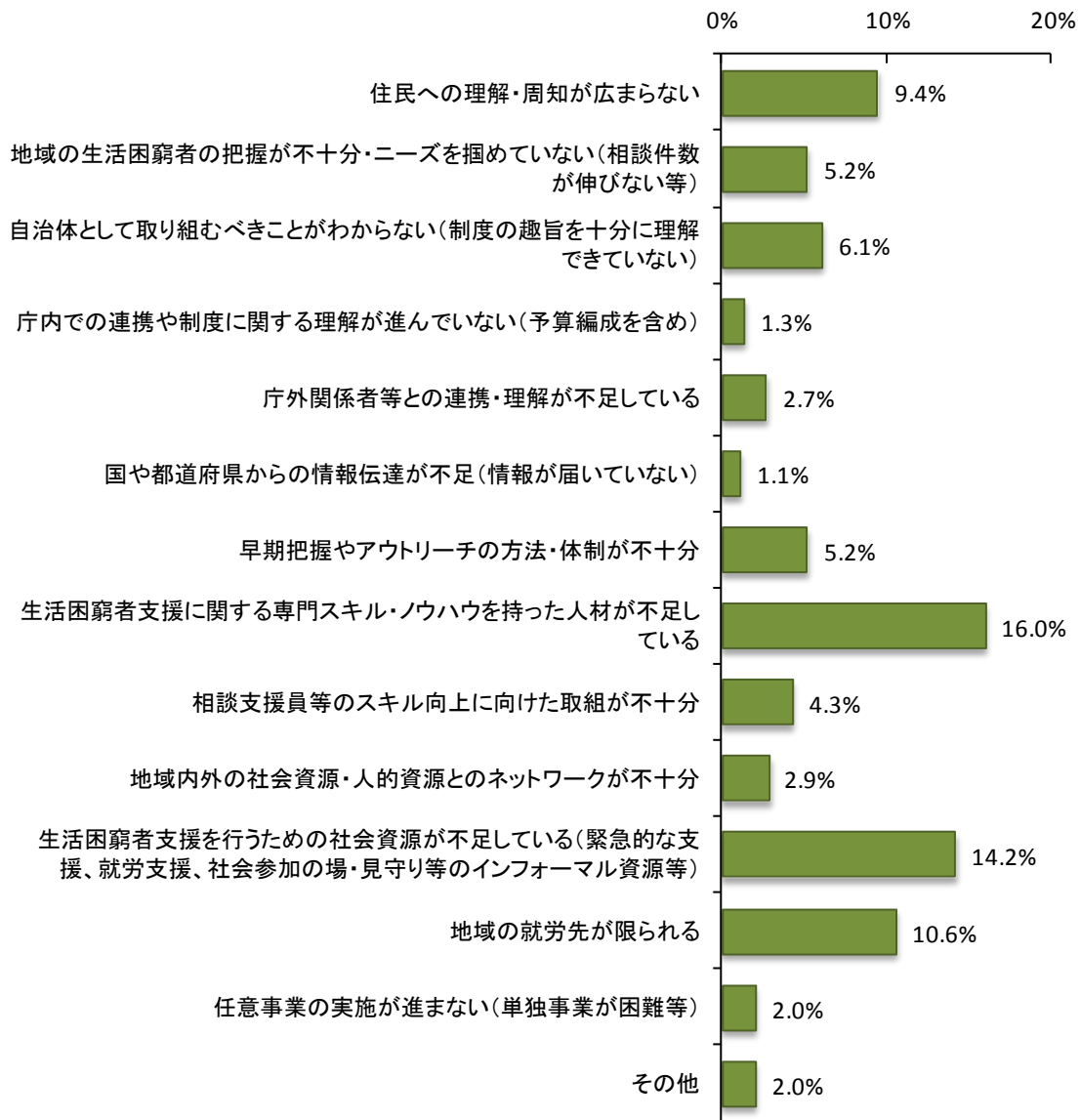
自治体で生活困窮者支援の取り組みを進めるうえでどのような課題を抱えているかをたずねたところ、「地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない」が53.3%、「生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している」が50.1%、「地域の就労先が限られる」が45.8%、「生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している（緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等）」が44.5%であった。

図表Ⅱ-3-7 生活困窮者支援の取り組みの課題 (n=445)



また、特に都道府県に支援してほしいと思う課題については、「生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している」が 16.0%、「生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している（緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等）」が 14.2%、「地域の就労先が限られる」が 10.6%であった。

図表Ⅱ - 3 - 8 特に都道府県に支援してほしいと思う課題 (n=445)



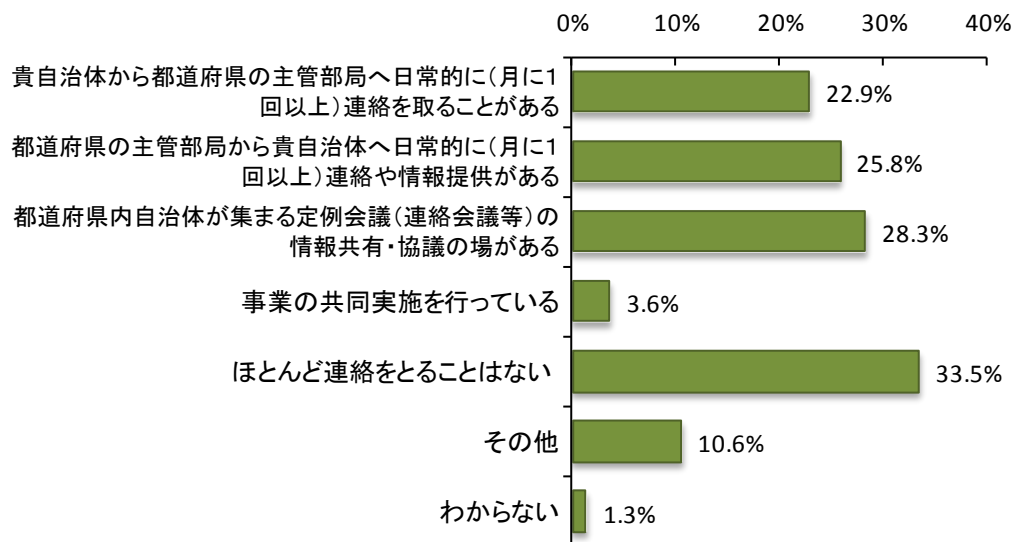
具体的な内容としては、「生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している」では、「小さな役所では職員の数が限られているので、専門スキルを持った人材が不足している」「他の業務を行っており、専門的に業務を行える状況ではない」などがあげられていた。また、「生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している（緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等）」では、「人口、産業の少ない町であり、支援を行うにあたってのツールが少ない」「就労支援、社会参加等、何をするにも町単位では提供できる資源がほとんどない」などがあげられていた。

### (3) 都道府県との生活困窮者支援に対する連携状況

#### ① 都道府県との連携状況

現状での都道府県との生活困窮者支援に対する連携状況についてたずねたところ、「ほとんど連絡をとることはない」が33.5%、「都道府県内自治体が集まる定例会議（連絡会議等）の情報共有・協議の場がある」が28.3%であった。

図表Ⅱ-3-9 都道府県との連携状況 (n=445)



#### ② 都道府県が設置する自立相談支援機関との連携や役割分担

都道府県が設置する自立相談支援機関との連携や役割分担で感じている問題点等についてたずねたところ、「支援の役割分担ができていない」「町村の役割がどこまでかわからない」「緊急時の対応が難しい」「相談の実績がないので問題が顕在化していない」などがあげられていた。

## 4 都道府県ごとの分析

### (1) 特定の都道府県における分析例

前ページまでの整理は、全体の傾向であるが、都道府県によって状況は大きく異なると思われる。そこで、「福祉事務所設置自治体（市部）調査」の回答、「福祉事務所の設置がない自治体（町村）調査」の回答、それぞれにおいて、ヒアリング訪問自治体及び都道府県職員セミナー参加自治体について、都道府県ごとに集計を行った。それによると、各都道府県の特性を踏まえた課題や成果が見えてくることとなった。

なお、次ページの図表Ⅱ-4-1～Ⅱ-4-8は、アンケートに回答のあったA県を例としてとりあげ、「都道府県調査」の回答、「福祉事務所設置自治体（市部）調査」の回答、「福祉事務所の設置がない自治体（町村）調査」の回答から、都道府県における実際の支援の状況と、それに対する県内の自治体の状況等を比較した（※全体としての比較結果については資料編P125～128を参照）。

都道府県職員の方で管内自治体の調査結果の詳細をご希望される方は、下記連絡先までご連絡頂ければ、情報提供致します（管内の個別自治体名が特定できないよう処理をした上で提供します）。

#### 【連絡先】

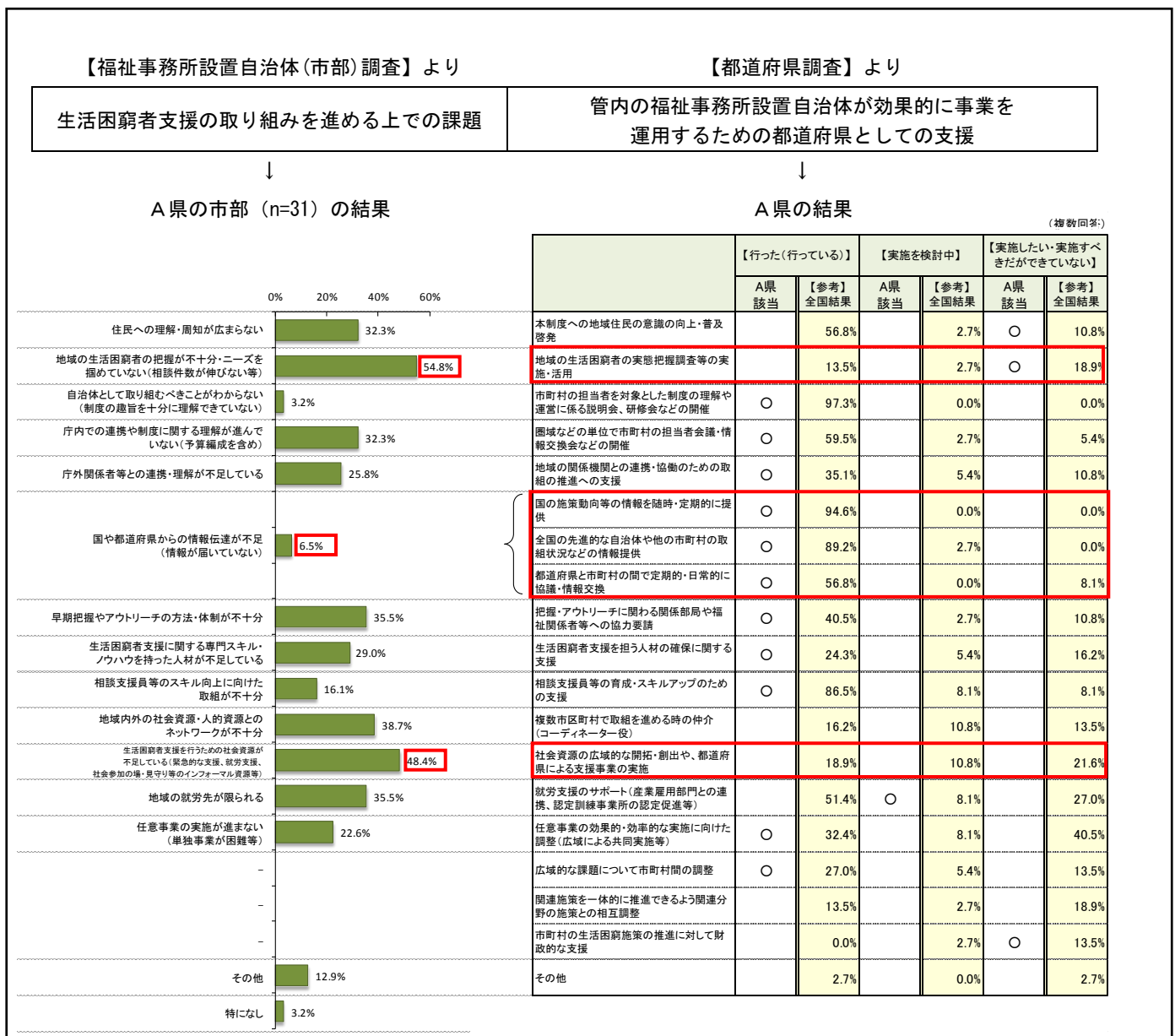
一般社団法人北海道総合研究調査会 （札幌） 電話：011-222-3669 Email：seikatsu@hit-north.or.jp  
生活困窮者・都道府県調査担当者

①「市部」と「都道府県」の比較 1

調査票の設計の際、各調査票の設問について比較分析ができるように設計をした。それを踏まえ、下記をみると、A県では、管内の市部を感じる生活困窮者支援の取り組みを進める上での課題として、回答自治体数31のうち、地域の生活困窮者の把握や社会資源について課題と感じている自治体の割合が高かった。一方、それに対し、A県としての支援の実態としては、地域の生活困窮者の実態把握については「実施したい・実施すべきだができていない」に○がついており、問題意識はあるが手を付けていないということがわかる。一方、社会資源の広域的な開拓については、どの項目にも○がついておらず、市部の課題認識と、都道府県の取り組み状況にはギャップがあることがわかる。

一方市部の課題認識として、国や都道府県からの情報提供について課題と感じている自治体は6.5%と極めて少なく、都道府県の取り組み実態としても、情報提供には総じて○がついている。このことから、都道府県の取り組みがある程度功を奏しているとみることもできる。

図表Ⅱ-4-1 特定の都道府県における分析例（A県の場合）





## ②「市部」と「都道府県」の比較 2

次に、管内の市部が特に都道府県（ここではA県）に支援して欲しいと思う課題をみると、社会資源に関する課題が最も高い割合を示している。前頁では、生活困窮者の把握についての割合も高かったが、A県に支援してほしいと回答しているものとしては社会資源に関連することの方がよりニーズが高いと言える。なお、ここでの都道府県の支援の実態は前ページの再掲であるが、社会資源の取り組みには○はついていないことから、A県においては、この部分についての取り組みが特に期待される場所であると言える。

図表Ⅱ - 4 - 2 特定の都道府県における分析例（A県の場合）

【福祉事務所設置自治体(市部)調査】より		【都道府県調査】より					
生活困窮者支援の取り組みを進める上で、特に都道府県に支援してほしいと思う課題		管内の市部が効果的に事業を運用するための都道府県としての支援					
A県の市部（n=31）の結果		A県の結果（再掲）					
		(複数回答)					
		【行った(行っている)】		【実施を検討中】		【実施したい・実施すべきだができていない】	
		A県該当	【参考】全国結果	A県該当	【参考】全国結果	A県該当	【参考】全国結果
住民への理解・周知が広まらない	6.5%		56.8%		2.7%	○	10.8%
地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを握っていない(相談件数が伸びない等)	3.2%		13.5%		2.7%	○	18.9%
自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	0.0%	○	97.3%		0.0%		0.0%
庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	9.7%	○	59.5%		2.7%		5.4%
庁外関係者等との連携・理解が不足している	0.0%	○	35.1%		5.4%		10.8%
国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	3.2%	○	94.6%		0.0%		0.0%
		○	89.2%		2.7%		0.0%
		○	56.8%		0.0%		8.1%
早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	6.5%	○	40.5%		2.7%		10.8%
生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	9.7%	○	24.3%		5.4%		16.2%
相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	6.5%	○	86.5%		8.1%		8.1%
地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	22.6%		16.2%		10.8%		13.5%
生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、就労支援、社会参加の場、見守り等のインフォーマル資源等)	29.0%		18.9%		10.8%		21.6%
地域の就労先が限られる	9.7%		51.4%	○	8.1%		27.0%
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	9.7%	○	32.4%		8.1%		40.5%
-	-	○	27.0%		5.4%		13.5%
-	-		13.5%		2.7%		18.9%
-	-		0.0%		2.7%	○	13.5%
その他	6.5%		2.7%		0.0%		2.7%

### ③ 「市部」と「都道府県」の比較 3

効果的に生活困窮者自立支援事業を運用していくために、都道府県に実施して欲しい事業としては財政的な支援が最も割合が高い。一方、財政的な支援について、A県では「実施したい・実施すべきだができていない」ことがわかる（なお、他の都道府県調査結果をみても全体としてほぼ対応していない状況）。

また、社会資源の広域的な開拓・創出、人材に関すること、研修に関することについて、都道府県において実施してほしいとの回答の割合も比較的高い。これらのうち、人材や研修についての事業は、既にA県としても取り組みを行っているところであるが、今後も市部のニーズを踏まえた支援の充実が望まれていることがうかがえる。

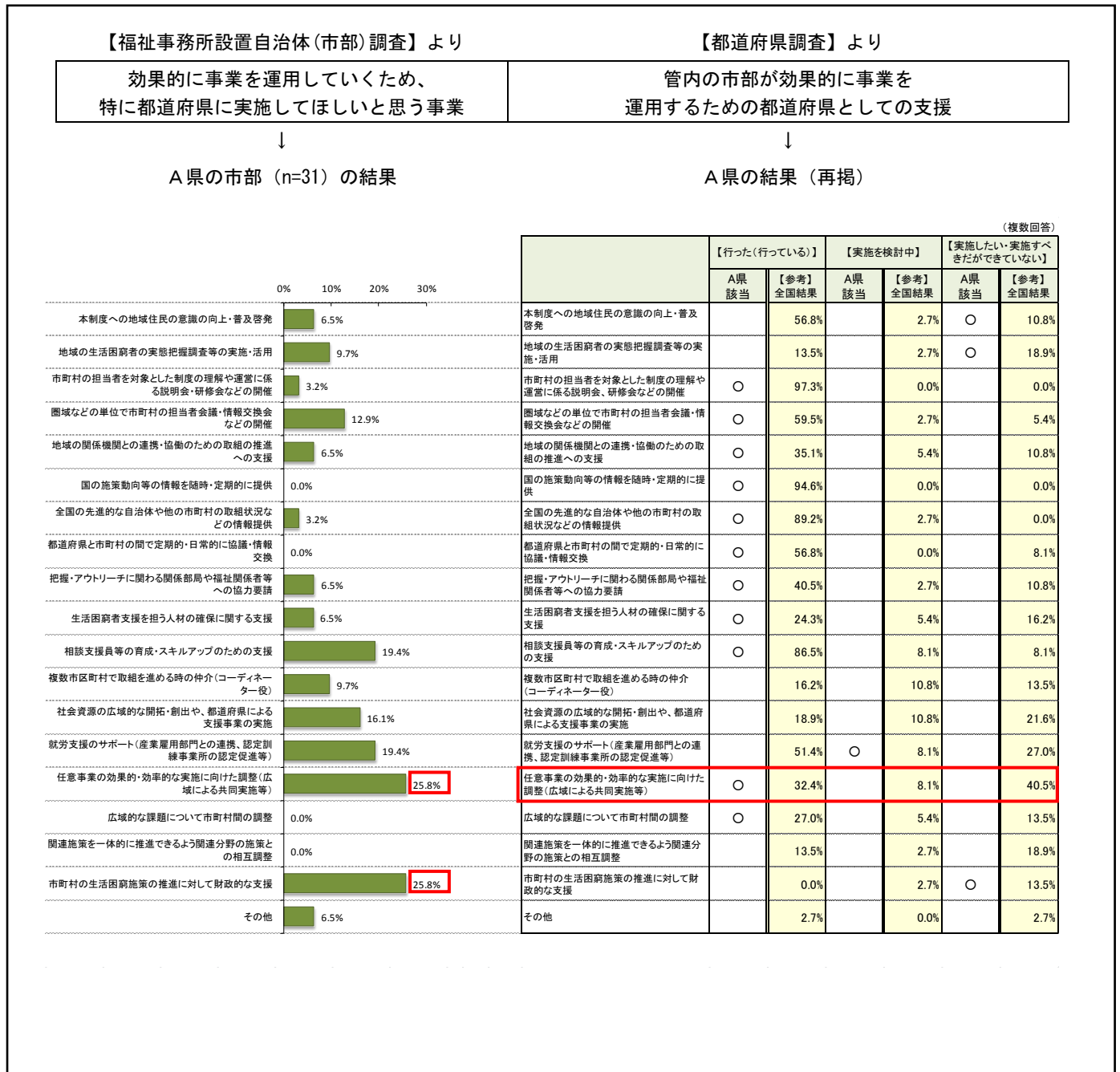
図表Ⅱ-4-3 特定の都道府県における分析例（A県の場合）

【福祉事務所設置自治体（市部）調査】より		【都道府県調査】より					
効果的に事業を運用していくため、都道府県として実施してほしい事業		管内の市部が効果的に事業を運用するための都道府県としての支援					
↓		↓					
A県の市部（n=31）の結果		A県の結果（再掲）					
		（複数回答）					
		【行った（行っている）】		【実施を検討中】		【実施したい・実施すべきだができていない】	
		A県該当	【参考】全国結果	A県該当	【参考】全国結果	A県該当	【参考】全国結果
0% 50% 100%							
本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	19.4%		56.8%		2.7%	○	10.8%
地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	25.8%		13.5%		2.7%	○	18.9%
市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会・研修会などの開催	38.7%	○	97.3%		0.0%		0.0%
圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	29.0%	○	59.5%		2.7%		5.4%
地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	12.9%	○	35.1%		5.4%		10.8%
国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	32.3%	○	94.6%		0.0%		0.0%
全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	29.0%	○	89.2%		2.7%		0.0%
都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	25.8%	○	56.8%		0.0%		8.1%
把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	29.0%	○	40.5%		2.7%		10.8%
生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	25.8%	○	24.3%		5.4%		16.2%
相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	41.9%	○	86.5%		8.1%		8.1%
複数市区町村で取組を進める時の仲介（コーディネーター役）	19.4%		16.2%		10.8%		13.5%
社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	45.2%		18.9%		10.8%		21.6%
就労支援のサポート（産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等）	29.0%		51.4%	○	8.1%		27.0%
任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整（広域による共同実施等）	35.5%	○	32.4%		8.1%		40.5%
広域的な課題について市町村間の調整	9.7%	○	27.0%		5.4%		13.5%
関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	9.7%		13.5%		2.7%		18.9%
市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	58.1%		0.0%		2.7%	○	13.5%
その他	6.5%		2.7%		0.0%		2.7%
特になし	3.2%						

#### ④「市部」と「都道府県」の比較 4

特に都道府県に実施して欲しい事業としては、任意事業の効果的な運営に向けての支援と財政的な支援が高くなっており、A県に関して言えば、管内の市部が都道府県に求めることとしては、前頁で比較的割合が高かった社会資源の広域的な開拓よりも、財政的な支援や任意事業に対しての支援の割合が高い。A県は任意事業の実施に向けた調整を行っている」と回答していることから、管内の市部は更なる取り組みの充実を求めていると考えられる。

図表Ⅱ - 4 - 4 特定の都道府県における分析例（A県の場合）

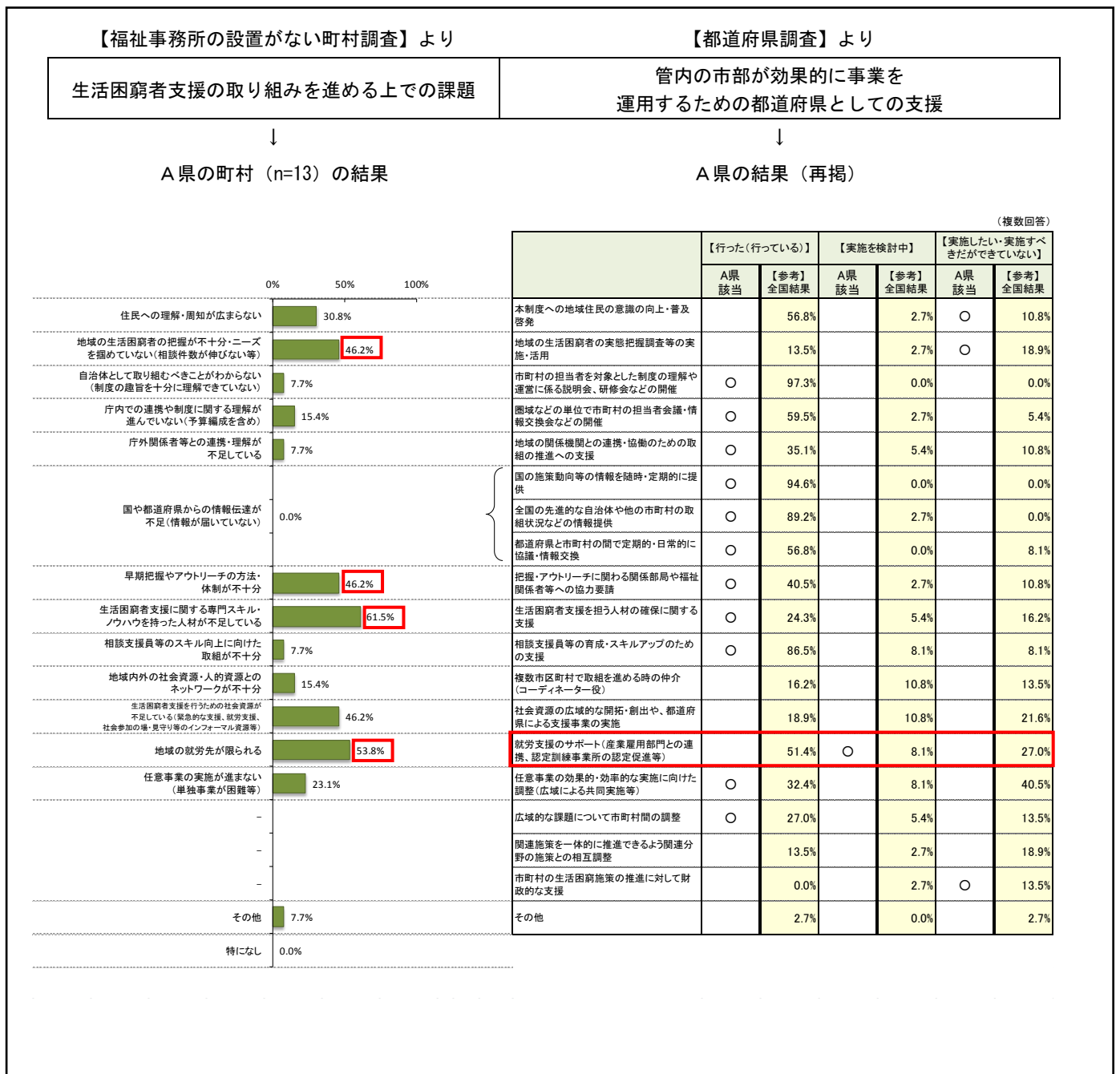


⑤ 「町村」と「都道府県」の比較 1

次に福祉事務所の設置がない町村と都道府県との取り組みを比較すると、A県の管内町村の課題として最も高い割合となったのは「生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している」であり、次いで「地域の就労先が限られる」と続いている。A県の就労に関する取り組みとしては、「就労支援のサポート」について「実施を検討中」と回答しており、今後の施策展開によっては、管内町村の課題に対応できる可能性があると言える。

また、町村においては「地域の生活困窮者の把握が不十分」、「早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分」と回答している割合も高くなっている。

図表Ⅱ - 4 - 5 特定の都道府県における分析例（A県の場合）



## ⑥ 「町村」と「都道府県」の比較 2

次に、A県の町村が、特に都道府県に支援してほしいと思う課題についてみると、人材不足と社会資源に関する割合が高くなっている。一方、都道府県との取り組みを比較すると、人材の確保については取り組みがなされているが、社会資源については取り組みがなされていないという差を確認することができる。

なお、前頁で割合の高かった、「地域の生活困窮者の把握が不十分」、「早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分」といった項目については、「特に都道府県に支援してほしいと思う課題」ではさほど高くなっていない。A県の町村としては、支援の入り口に関することよりも、相談支援の体制（人員）や社会資源に関する要望の方が比較的優先度が高い可能性も考えられる。

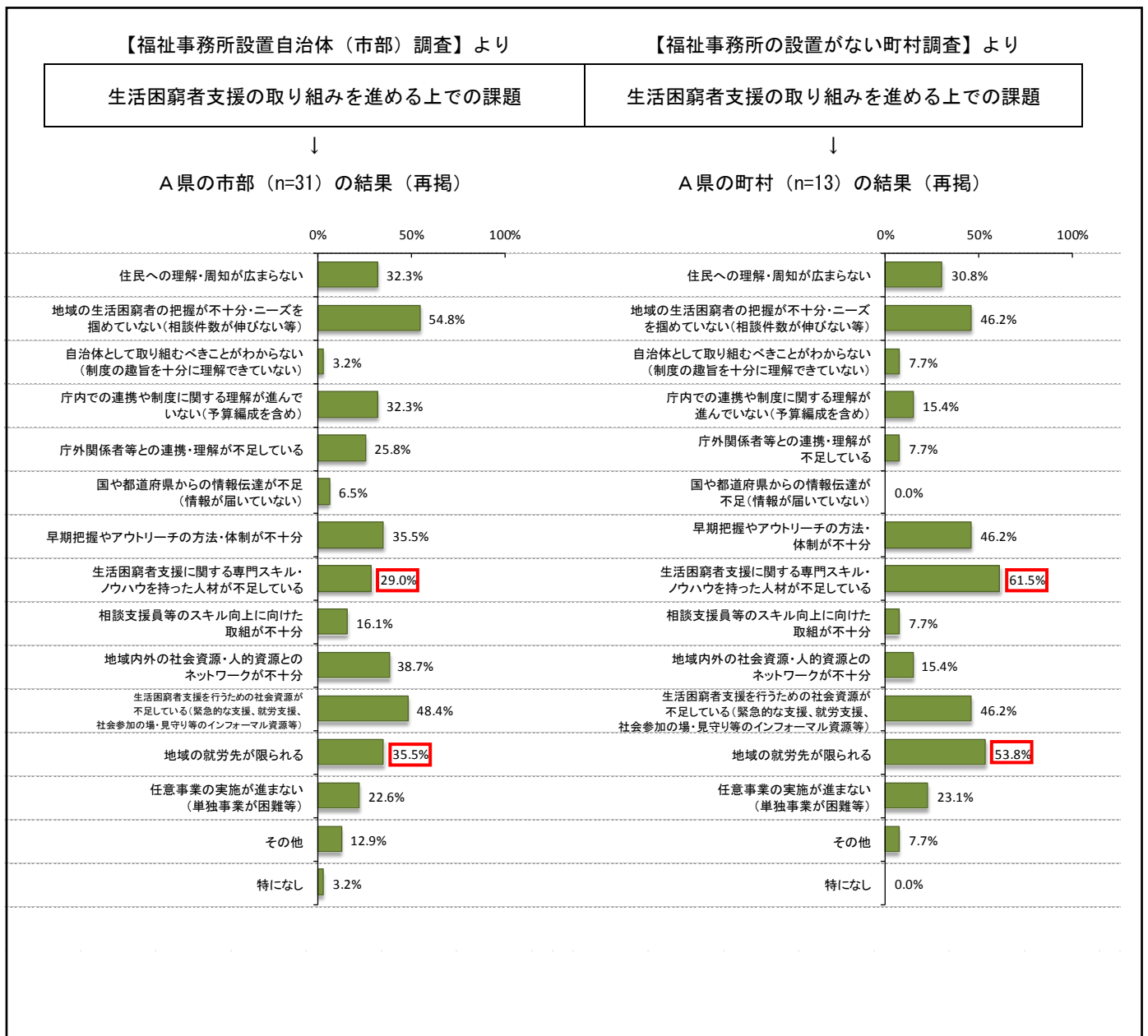
図表Ⅱ-4-6 特定の都道府県における分析例（A県の場合）

【福祉事務所の設置がない町村調査】より		【都道府県調査】より					
生活困窮者支援の取り組みを進める上での課題 特に都道府県に支援してほしいと思う課題		管内の市部が効果的に事業を 運用するための都道府県としての支援					
↓		↓					
A県の町村（n=13）の結果		A県の結果（再掲）					
		（複数回答）					
		【行った(行っている)】		【実施を検討中】		【実施したい・実施すべきができていない】	
		A県 該当	【参考】 全国結果	A県 該当	【参考】 全国結果	A県 該当	【参考】 全国結果
住民への理解・周知が広まらない	7.7%		56.8%		2.7%	○	10.8%
地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(相談件数が伸びない等)	0.0%		13.5%		2.7%	○	18.9%
自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	7.7%	○	97.3%		0.0%		0.0%
庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	0.0%	○	59.5%		2.7%		5.4%
庁外関係者等との連携・理解が不足している	0.0%	○	35.1%		5.4%		10.8%
国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	0.0%	○	94.6%		0.0%		0.0%
		○	89.2%		2.7%		0.0%
		○	56.8%		0.0%		8.1%
早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	7.7%	○	40.5%		2.7%		10.8%
生活困窮者支援に関する専門スキル/ノウハウを持った人材が不足している	23.1%	○	24.3%		5.4%		16.2%
相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	0.0%	○	86.5%		8.1%		8.1%
地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	0.0%		16.2%		10.8%		13.5%
生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、就労支援、社会参加の機・見守り等のインフォーマル資源等)	23.1%		18.9%		10.8%		21.6%
地域の就労先に限られる	15.4%		51.4%	○	8.1%		27.0%
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	0.0%	○	32.4%		8.1%		40.5%
-	-	○	27.0%		5.4%		13.5%
-	-		13.5%		2.7%		18.9%
-	-		0.0%		2.7%	○	13.5%
その他	7.7%		2.7%		0.0%		2.7%

⑦「市部」と「町村」の比較 1

A 県内における「福祉事務所設置自治体（市部）」と「福祉事務所の設置がない自治体（町村）」の課題認識についての結果を比較すると、最も大きな差のある項目が、「生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している」であり、市部が 29.0%、町村が 61.5%となっている。また、「地域の就労先が限られている」という項目も、町村のほうが割合は高く、市部が 35.5%、町村が 53.8%となっている。町村における人材不足と社会資源不足という課題認識は、市部よりも広がっていると思われる。

図表Ⅱ - 4 - 7 特定の都道府県における分析例（A 県の場合）



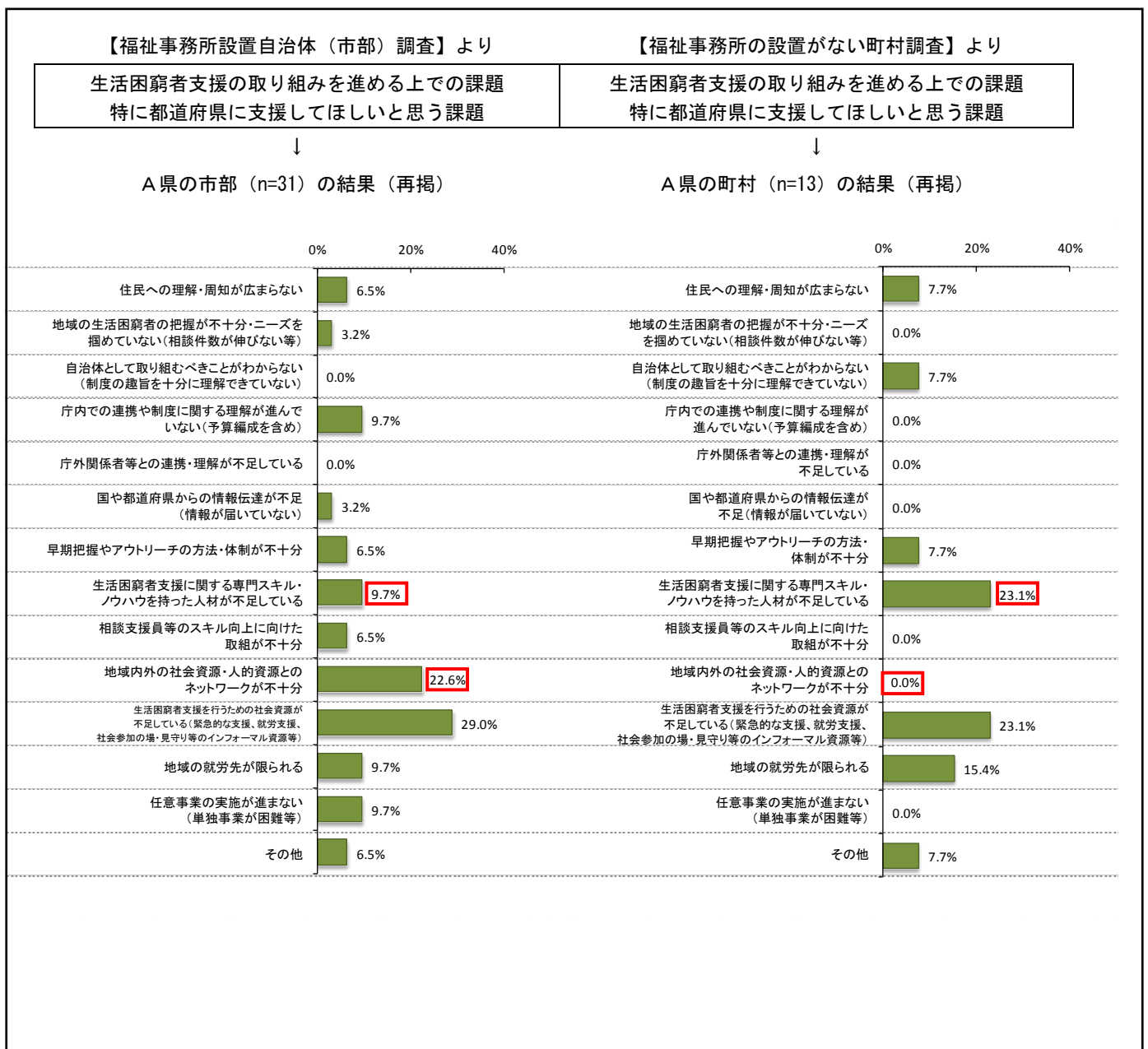


### ⑧ 「市部」と「町村」の比較 2

次に、A 県内における「福祉事務所設置自治体（市部）」と「福祉事務所の設置がない自治体（町村）」において、特に都道府県に支援してほしいと考える課題認識について比較すると、生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足していると回答した割合が町村の方が高い一方、「地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分」と回答した割合は、市部では 22.6% で町村では 0% となっている。

このネットワークに関する差は、町村の担当者の認識として、該当するようなケースを把握しておらず、地域内外のネットワークの必要性をそもそも感じていないという可能性もあることも留意しておく必要がある。

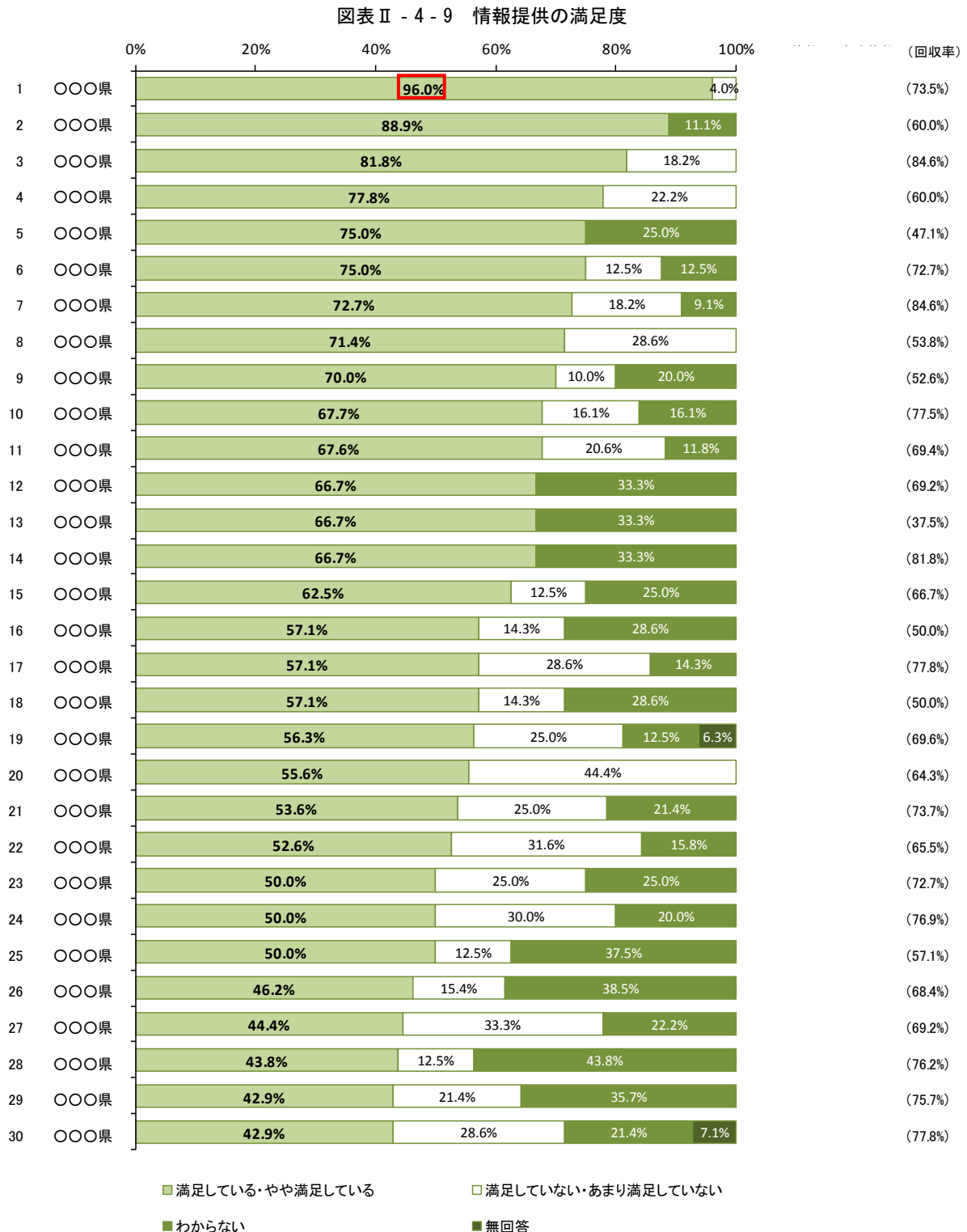
図表Ⅱ - 4 - 8 特定の都道府県における分析例（A 県の場合）



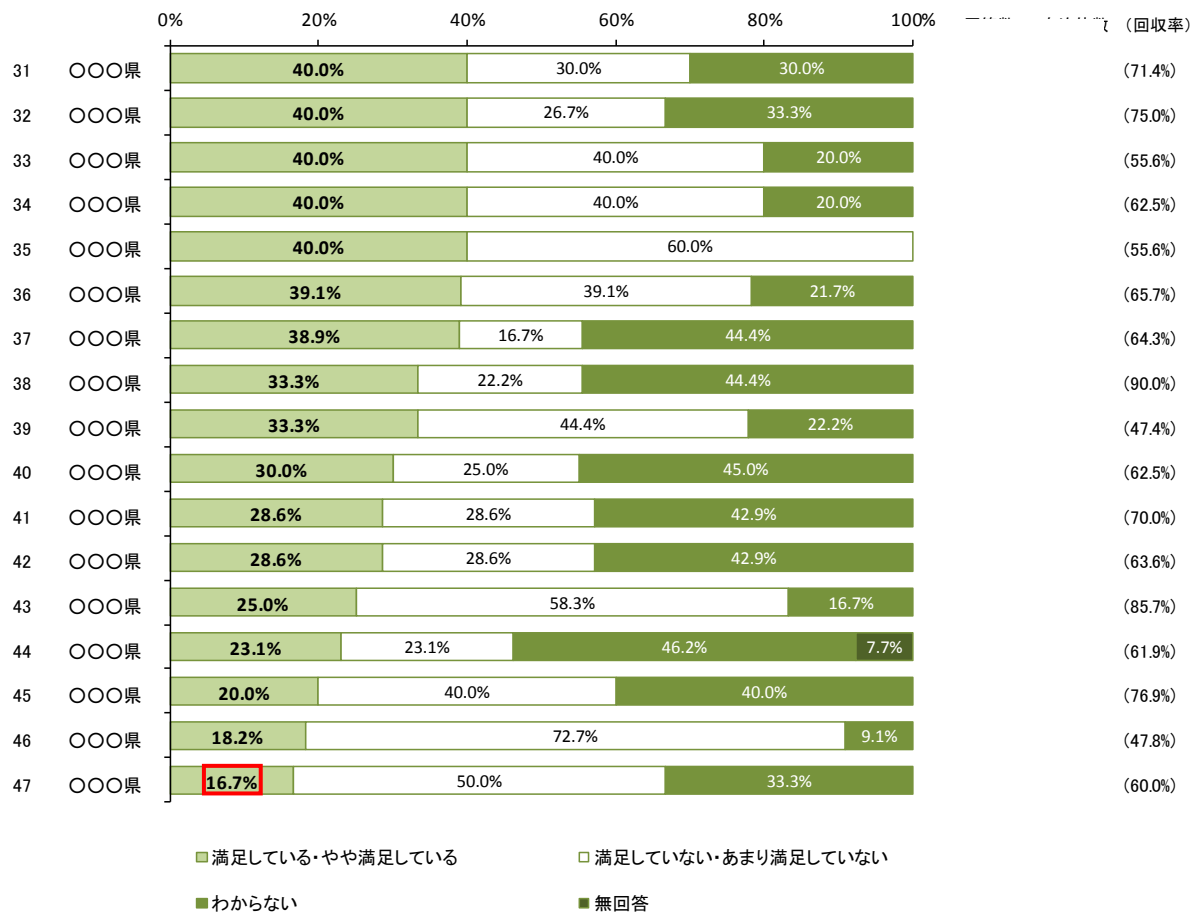
## (2) 都道府県ごとの満足度の傾向

### ①情報提供の満足度

福祉事務所設置自治体（市部）アンケート調査の中の「都道府県からの情報提供に関する満足度」について、回答結果を各都道府県別にみると、「満足している・やや満足している」と回答している市部の割合が最も高い都道府県では96.0%であった。一方、最も低い都道府県では16.7%となっており、都道府県ごとに市部の満足度に大きな違いがみられた。



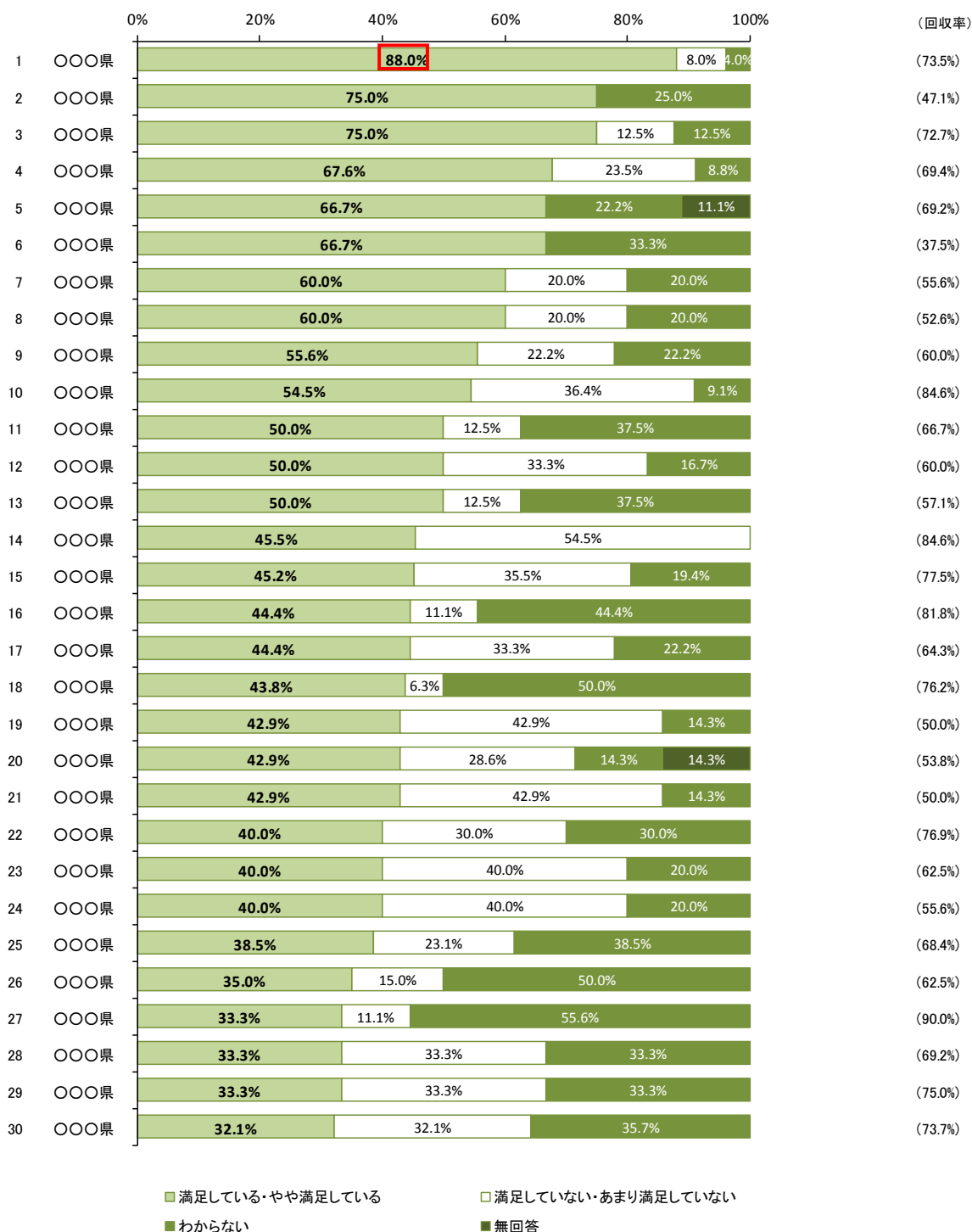


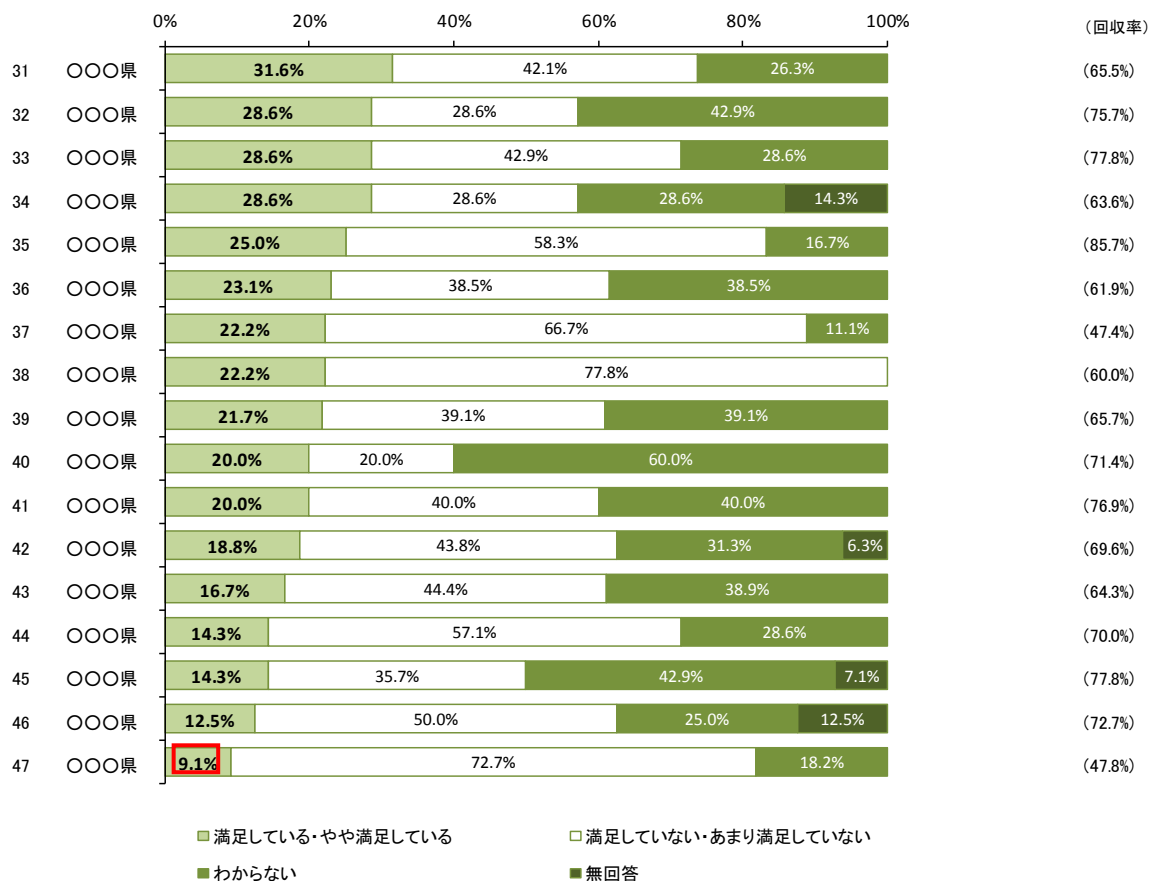


## ②サポートに関する満足度

福祉事務所設置自治体（市部）アンケート調査の中の「都道府県によるサポート（バックアップ）の状況に対する満足度」について、回答結果を各都道府県別にみると、「満足している・やや満足している」と回答している市部の割合が最も高い都道府県では88.0%であった。一方、最も低い都道府県では9.1%となっており、都道府県ごとに市部の満足度に大きな違いがみられた。

図表Ⅱ - 4 - 10 サポートに関する満足度





### ③満足度の傾向分析に関する留意事項

都道府県ごとに管内の市部の満足度の状況を比較したが、ここで留意すべきこととしては、この結果は都道府県の客観的な取り組みを評価したものではなく、あくまでも「担当者の主観」による回答ということである。市部の回答者側の問題意識が高く、都道府県への期待値が高ければ高いほど、または、他の自治体の情報を豊富に持っているほど、自らが属する都道府県行政への評価は必然的に厳しくなる。

また、都道府県の取り組み自体が、市部の回答者側に伝わっていない、知らない、ということもある。都道府県と市部との間で顔を合わせたコミュニケーションが取られていないなどにより「情報共有がされていない」と担当者が感じていることが、結果として不満につながっているということもある。逆に、都道府県が現在取り組んでいることを効果的に周知・PRする（取り組みを可視化している）ことで、取り組みが評価されている側面もあると考えられる。

これらのことから、「満足度の低さ」＝「都道府県の不作為」ではない、ということに留意する必要がある。

## 5 各種アンケート調査結果の比較

これまでに「都道府県」「市部」「町村」を対象とする3つのアンケート調査の分析を行った。ここでは、各対象3つのアンケート調査結果の比較について整理することとする。

(※全体としての比較結果については資料編P125～128を参照)。

### (1) 都道府県と市部の比較

- ・市部は都道府県に対して「相談支援員の育成・スキルアップのための支援」や「社会資源の開拓・都道府県による支援事業の実施」に関する支援を望んでいる割合が高い。
- ・市部には「社会資源の開拓・創出」等に向けた支援ニーズがあるが、都道府県としてまだ十分に実施が行き届いていない場合や検討がなされていない可能性が考えられる。
- ・「相談支援員のスキルアップのための支援」は都道府県として既に多くが実施しているところであるが、市部が効果的に事業運用するために都道府県に特に実施をして欲しい事業として多くあげられており、今後も都道府県としてニーズを踏まえた研修等の支援の充実が望まれていることがうかがえる。
- ・「就労支援のサポート」についても、市部から都道府県に特に実施をして欲しい事業とする声が多く、市部のニーズに対応した都道府県による支援・バックアップが求められていることがうかがえる。
- ・なお、市部のニーズとして、「市町村の生活困窮施策に対して財政的な支援」を特に都道府県に実施して欲しいとする声も多くなっている。

### (2) 市部と町村の比較

- ・市部と町村とで「生活困窮者支援の取り組みを進めるうえでの課題」と「特に都道府県に支援して欲しいと思う課題」についての集計結果を比較すると、町村は課題として「自治体として取り組むべきことがわからない」が16.4%であるのに対し、市部は3.3%であり、制度の熟度に大きな差があることがうかがえる。
- ・「生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している」ことを課題と捉えている市部は29.2%であるのに対し、町村は約5割(50.1%)となっており、町村へのサポートに際しては人材不足についても認識する必要があると考えられる。

### (3) 都道府県と町村の比較

- ・町村は「地域の生活困窮者の把握が不十分」であること(53.3%)、「生活困窮者支援に関する専門のスキル・ノウハウを持った人材が不足している」こと(50.1%)に対し課題を持っている。特に「人材不足」は都道府県に支援して欲しい課題として最も多くあげられている(16.0%)。
- ・都道府県としては、町村での事業実施において「対象者の把握やニーズの掘り起し」(40.5%)について特に課題であると認識しており、また、人材育成を含む「相談支援体制の確保」を課題と感じている都道府県は27.0%であることから、町村が持つ課題認識と都道府県が町村での事業実施において持っている課題認識は概ね同様であることがうかがえる。
- ・町村の課題及び都道府県に特に支援して欲しいこととしては「生活困窮者支援を行うための社会資源が不足」(14.2%)、「地域の就労先が限られる」(10.6%)が多くあげられてい

る。都道府県の課題としても、「行政やその他の社会資源との連携・協働」(29.7%)、「就労先の開拓及び就労支援施策の展開」(18.9%)があり、町村のニーズを踏まえた支援の必要性が考えられる。

#### (4) 管内自治体からのニーズの整理

3つの調査結果やそれらのアンケート調査の比較をみると、それぞれ管内自治体の課題認識や支援してほしいことと、都道府県の認識や支援内容(実施事業等)との間にギャップがみられる場合もあり、その傾向は、都道府県ごとに特徴があるものと言える。

これらのことを踏まえると、管内自治体(市部・町村)からのニーズとして大きく以下の3点に整理することができる。

- ①地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り起し等に関すること
- ②人材の確保・育成、スキルアップに関すること
- ③社会資源との連携・開拓(就労支援、広域調整を含む)に関すること

次章以降のヒアリングのとりまとめにおいては、主にこの3つ視点について、考察を行うこととする。

# 第Ⅲ章 ヒアリング調査

## 1 ヒアリング調査概要

### (1) 目的

都道府県に求められる2つの役割には、1) 福祉事務所設置自治体としての生活困窮者自立支援事業の実施、2) 広域行政として都道府県下の自治体が効果的に事業を運用していくための支援、があると考えられるが、その担うべき役割を十分に発揮するための課題や対応方策、効果的な事業運用の仕組み等について、アンケートで得られた3つの視点にもとづきながら、把握・整理する。

### (2) 訪問先

H28/12/27	千葉県	H29/1/18	大阪府、東大阪市	H29/1/30	熊本県、熊本市
H29/1/11	京都府、長岡京市	H29/1/24	沖縄県、北谷町	H29/1/31	香川県
H29/1/12	埼玉県	H29/1/27	佐賀県、吉野ヶ里町	H29/2/3	北海道

### (3) ヒアリング項目

主なヒアリング項目としては次のとおり。

#### ①都道府県

<p>I. 福祉事務所設置自治体として自立相談支援事業等の取り組みに関すること</p> <p>1. 自立相談支援事業の実施体制について (実施方式、地域特性、現行の体制にした背景・検討プロセス等)</p> <p>2. 任意事業の取り組み状況について (任意事業の実施有無、今後の実施意向・課題等)</p> <p>3. 都道府県が実施主体となっている圏域における事業実施の課題について (生活困窮者のニーズ把握・アウトリーチの実施方法、社会資源の把握・連携方法、町村や市部との連携方法、人材の育成・確保、支援調整会議の開催方法等)</p> <p>II. 広域行政としての都道府県下自治体に対する取り組みサポートに関すること</p> <p>4. 管内の市部に対する支援状況について (生活困窮者の実態把握、住民理解等へのサポート、社会資源の把握・開拓、就労支援、任意事業・広域展開に関すること等)</p> <p>5. 管内の市部が必要とする支援・ニーズの把握方法について (支援・ニーズの具体的な把握方法、日頃の情報共有の状況等)</p> <p>6. 人材育成に関わる取り組みの実施状況について (実施方法、実施回数、対象者等)</p> <p>III. その他</p> <p>7. アンケート調査結果を踏まえた意見等</p>
--

## ②管内自治体

1. 相談窓口（自立相談支援機関）について  
（実施方式、地域特性、地域の生活困窮者の把握における課題等）
2. 生活困窮者自立支援制度の各種事業の実施について  
（任意事業の実施有無と今後の実施意向、生活困窮者の把握、アウトリーチの実施方法、地域の社会資源の把握・連携方法、都道府県や近隣市との連携方法、人材の確保と育成に関すること、効果的に事業を実施するための取り組み工夫、課題等）
3. 都道府県に期待する役割・支援内容について
4. その他（アンケート調査結果を踏まえた意見等）

## 2 ヒアリング調査結果の考察

9つの都道府県及び管内自治体を対象にヒアリング調査を行った。アンケート調査より導き出された3つの視点（①地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こし等に関すること、②人材の確保・育成、スキルアップに関すること、③社会資源との連携・開拓（就労支援、広域調整を含む）に関すること）の項目について、それぞれ都道府県からの意見と、管内自治体からの意見を整理したのが図表Ⅲ-2-1である。以下、それぞれの項目について、事例も踏まえて触れることとする。

図表Ⅲ-2-1 ヒアリング調査結果概要

	(都道府県) 意見・特徴的な取り組み	(管内自治体) 都道府県への期待・要望
①生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村民と直接的な関わりが薄いため、住民ニーズの掘り起こしや対応に苦慮</li> <li>・自治体ごとのデータ分析</li> <li>・各自治体へ訪問・説明・研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県統一した調査の実施</li> <li>・制度周知など一般市民へのアプローチ（個別自治体の負担大）</li> </ul>
②人材の確保・育成、スキルアップに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝達研修をはじめ、既に多数開催</li> <li>・ブロック別での研修実施など、「実践的」なものを意識</li> <li>・検討チーム等現場に精通している人を構成しての企画</li> <li>・自立相談支援事業の委託事業者に研修実施も委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね高評価だがさらに求める声</li> <li>・顔の見える関係、一緒に悩む仲間と触れ合う場の設定</li> <li>・県の福祉部局以外の職員の研修参加</li> </ul>
③社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整）に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意事業の共同実施、共同企画プロポーザル</li> <li>・自主性の尊重と、バックアップサポートのバランスの難しさ</li> <li>・ブロックごと、近隣市町村との合同支援調整会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体間の任意事業実施に関する意識のズレ</li> <li>・一時生活支援事業の実施場所の調整</li> <li>・大学等社会資源との折衝・調整</li> <li>・中間的就労の場の開拓／働きかけ（一般就労の手前の受け皿）</li> </ul>

## (1) 地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り起し等に関すること

### <都道府県の意見>

都道府県において、特に多く聞かれた課題としては、都道府県は所管町村の福祉事務所設置自治体でありながら、管内町村の住民と直接的に関わることはほとんどないことから、住民ニーズの掘り起こしや、実際の対応に苦慮するという声であった。ほぼ全ての町村では生活困窮の担当部局が生活保護担当部局と同一部局となっていることから、生活保護行政の取り組みの延長線上という扱いとなっている場合が多いという実態もうかがえた。

一方、そのように住民から距離がある都道府県行政ではあるが、例えば、佐賀県や沖縄県のように、独自に管内の町村や市部ごとの新規相談件数を把握し、掘り起こし率（新規相談件数／人口）やプラン作成率等の相談状況のデータを分析しているところもある。これらの数字を通じて、管内自治体での掘り起こしの可能性を探ることや、新規相談件数が低い自治体については、アウトリーチに向けたネットワーク構築の促進を依頼するといった行動につなげている。

また、埼玉県のように、自立相談支援機関等の受託事業者とともに管内の全ての町村を訪問し、「研修」という位置づけで当該制度の趣旨やアウトリーチの依頼、ケース対応等を訪問先の町村で行っている事例もある。この「研修」では、町村役場の福祉担当だけでなく、就労担当や困窮世帯を把握しやすい税担当などにも参加してもらい、さらに、役場外からも民生委員や「彩の国あんしんセーフティネット事業」(※)の担当者などに参加してもらっている。町村によっては、病院関係者や地域包括支援センターの職員が参加することもある。その成果としては、自立相談支援機関と各町役場職員及び関係機関との間で顔の見える関係の構築ができたことで、保健センターや税担当課からのつながりによる新規相談受付や、当日研修に参加した民生委員からその場で相談が持ち込まれたりすることなどがあげられる。また、商工会から参加のあった自治体では、商工会とのつながりができ、後日に就労出口に関する相談を行うことができたなど、会議参加者を通じて外の繋がりも生まれている。加えて、民生委員の定例会議に自立相談支援機関の相談員が参加することもある。

これらの結果、埼玉県の町村は埼玉県下の中でも、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労者数すべてにおいて県の平均を上回っており、多くの県下市部より高いスコアとなっている。なお、町村役場での研修や民生委員の定例会に自立相談支援機関の相談員が出席した後の月はスコアが上がる傾向があり、訪問しての研修会は大きな効果があると思われる。

※「彩の国あんしんセーフティネット事業」

埼玉県内の社会福祉法人が協働し、社会貢献活動として相談支援を実施する事業。利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、逼迫した状況にある場合には経済的援助（現物給付）を行い、生活困窮者の自立を支援するもの。埼玉県内 137 福祉法人が参画（平成 29 年 1 月 18 日現在）。

（参考： 埼玉県社会福祉協議会 WEB サイト <http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/perf/anshinsafe/>）

### <管内自治体の意見>

市部と町村を含む管内自治体における、地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り起し等に関する都道府県への要望としては、県下自治体への統一した周知活動を求める声があった。一般的に、市単独で不特定多数を集めるイベントは多くの労力が求められる。個別支援の傍ら、イベント周知のために市政だより等を活用した広報展開や、当日の運営などを実施するのは非常に負担が大きいと考えられる。一方、他の自治体や機関が主催しているイベントに地域の住民に集まってもらうことは、市・町村が単独で実施・企画することに比べ、負担の軽減が見込まれる。地域の幅広い住民への周知活動等については、都道府県の果たす役割があると思われる。



また、支援対象者の実態把握について都道府県に期待することとして、管内自治体全てを対象にした県下一斉の調査を求める声など、都道府県がイニシアティブを取って実態把握を行うことを期待する声も聞かれた。ある都道府県においては、都道府県内の福祉担当部局が県内の母子父子家庭を対象としたアンケートを実施する際、都道府県から管内自治体、管内自治体から民生委員、民生委員から各家庭というルートにて調査票の配付を行った。調査実施の一例として、単独の調査実施のみならず、こうした他部署が行う調査に生活困窮に関する設問を盛り込み、他部署と合同で調査を行うことも有効と思われる。

## (2) 人材の確保・育成、スキルアップに関すること

### <都道府県の意見>

人材育成に関しての取り組みについては、アンケート結果をからもわかるように、多くの都道府県で取り組んでいるところである。これは、制度創設初期であるため人材育成が重要なミッションであると認識されているとともに、国研修の内容を地域の関係機関や市町村に伝達するための研修会（伝達研修）等の実施が都道府県に求められているためと言える。一方で、研修を実施済みの都道府県における、研修実施回数は「1回」が約3割であり、（都道府県アンケート P22）ヒアリングにおいても、現在行っている取り組みが十分と考えている都道府県は少なかった。また、特に広大な面積を抱える都道府県においては、ブロック別に開催したいという意向を持ちつつも、実現できていないところが多いことがわかった。

研修を実施することの重要性については、多くの都道府県が認識しているものの、実際にはマンパワー不足や予算の制約などの理由により、現在の開催状況にとどまっているというところも多い。そうした課題がある中で、頻繁に研修を開催している都道府県においては、例えば、自立相談支援事業の委託先に研修の企画・運営をセットで委託するなどの工夫を行っている。また、他にも、人材育成の研修が責務として求められている組織（例：県社会福祉協議会、広域的に任意事業を受託している機関等）と連携して、研修企画チームを合同で結成し、企画・運営を行うというところもある。そのほか、大阪府のように、管内自治体を複数ブロックに分け、ブロック毎の自主的な研修開催のサポートを行っている取り組みも見られた（詳細は P69）。

### <管内自治体の意見>

管内自治体の職員からは、他の地域の職員と合同での研修の開催を求める声も多い。実際に合同研修を開催した地域では、参加者からは比較的好評を受けていた。一方、現状でもマンパワーが限られている中で、そもそも国研修への参加が難しい自治体も少なからず存在している。そのため、国研修と同レベルの専門的な研修や意見交換会の開催を都道府県に求める声がある。

また、福祉事務所の設置がない町村では、納税や水道等、福祉分野以外の部署に属する町村職員の相談スキルの向上に取り組むことが、生活困窮者の早期発見及び町民サービスの向上につながるものと捉えて庁内連携を進めている町村もあった。役場内のそうした取り組みをより円滑に進めるためには、町村だけではなく、都道府県としても横断的に庁内連携をしてほしいという要望もあった。具体的な要望としては、税担当の町村役場職員は県税事務所に出向して町民対応を学ぶことがあるため、出向先の県税事務所において生活困窮者自立支援制度について十二分に理解がされていれば、基本的な相談スキルに加えて生活困窮者自立支援制度を踏まえた対応を学ぶことが可能となり、出向から町村役場に戻ってきた際も生活困窮を含めた複眼的な相談支援の視点を持った対応が期待できる、というものである。

### (3) 社会資源との連携・開拓（就労支援、広域調整を含む）に関すること

#### ＜都道府県の意見＞

ヒアリング調査を実施したほとんどの都道府県では、広域的に社会資源を把握し、コーディネートしていかなければならないという意識を持っている。そのための取り組みとして、例えばブロック別等複数の管内市部と連携をして合同会議を開催することや、任意事業等を広域で実施している事例があった。

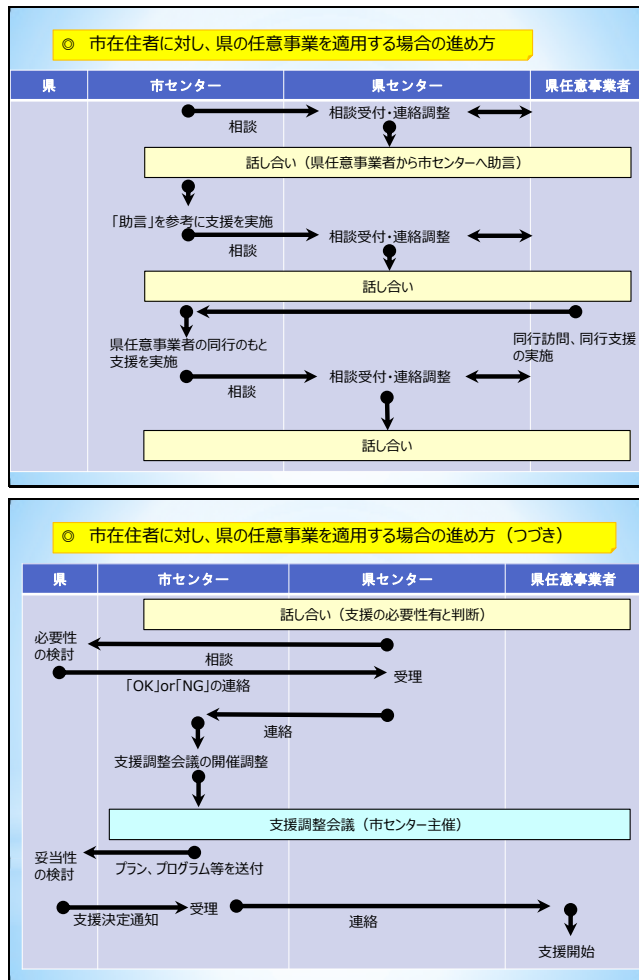
特に、大阪府や熊本県などは全国でも先駆けて広域的に任意事業を展開してきており、一定の成果を上げているところである。一つの自治体だけでは、財政的、社会資源不足などの理由から実施が困難であっても、都道府県が任意事業を実施する仕組みを用意することで、管内の市部の取り組みをサポートすることができている。

一方、こうしたサポートは、管内市部の自主性や独自性を損なうという懸念も見られた。この生活困窮者自立支援制度は、各自治体の地域特性を踏まえて、地域に応じた取り組みがなされることが期待されているところであるが、都道府県が一定のルールを敷くことで、その自主性が失われてしまうのではないかという声も聞かれ、また、同様の懸念は管内の自治体からも聞かれた（後述）。都道府県がある程度の仕組みを用意することで、それに依存してしまうことは、結果的に地域の自主的な取り組みを阻害することにつながる。そのため、地域の特性、ニーズ、必要性を踏まえつつ都道府県がバックアップするというバランスが求められる。

また、都道府県が行う任意事業実施に向けた共同実施以外の支援として、埼玉県のように、管内自治体が任意事業を委託するにあたってのプロポーザルを共同で実施するという事例もある。取り組みの具体的な内容としては、県が想定する仕様書を元に業務委託をするという前提で、他自治体も含めて一括で公募し、プレゼンテーションも他自治体と共同で行うというものである。契約自体は個別に行うものであるが、事業者選定にかかるプロセスを極力共通化して、それに関わる手続き負担を減らそうとするものである。

その他、管内自治体の任意事業の実施や利用に関する支援策として、佐賀県では、任意事業を実施していない自治体で任意事業の対象者がいる場合、県が実施する任意事業の実施機関において受け入れを可能としている。具体的には、任意事業を実施していない市の在住者で、県の任意事業の利用が有効と思われる場合には、複数回に渡る各方面との調整・話し合いを行ったうえで（図表Ⅲ-2-2 参照）、任意事業を受けることができる。佐賀県では、任意事業の必要性を感じている管内市部の自治体に対して、まずはこの取り組みを活用した上で、ニーズを見極めてもらい、自治体の実態に即した任意事業を展開してもらおうことも想定している。

図表Ⅲ-2-2 任意事業の後方支援（佐賀県）



（出典：ヒアリング時拝受資料）

### <管内自治体の意見>

個別の自治体で任意事業を行うことに限界を感じ、管内自治体が都道府県にサポートを求めている項目がいくつかある。例えば、学習支援事業を大学生のボランティアの協力により運営している場合について、それぞれの自治体が大学と個別で詳細な折衝・調整することに限界があるという声も聞かれる。いくつかの都道府県においては、すでに都道府県として大学側と一括で交渉調整を行っている事例もある。こうすることにより、各自治体の負担軽減はもちろんのこと、大学側にとっても複数の自治体からアプローチされるよりも一括による調整の方が、負担軽減が見込まれる。

また、都道府県にサポートを求めることとして任意事業の共同実施を求める声も大きい。ただし、ある程度都道府県がルールを敷くことにより自治体がそれに依存してしまう懸念があることは前述したとおりであり、広域的な共同実施が行われることで、地域の自主性が失われることへの懸念も、管内自治体側から聞かれた。広域的に事業を実施するということは、都道府県の運営方針や、他自治体の意向の最大公約数的な事業が展開される。こうした懸念に対し、大阪府などはできるだけ柔軟な対応を目指して、管内自治体への訪問やアンケート調査の実施などにより幅広く意見を聞きながら事業を進めている。

## 第Ⅳ章 都道府県職員向けセミナー

### 1 セミナーの目的

全国市町村から見た取り組みの課題、都道府県による支援のニーズなど各種アンケート・ヒアリング調査結果のとりまとめを報告し、先行自治体における実践例の報告等を交えながら、都道府県行政が抱えている課題の解決に向けた施策、実践の手法等について情報共有や協議を通じて考える機会とし、今後の各都道府県内での当該制度推進に向けて一助となることを目的とした。

### 2 セミナーの開催概要

#### (1) 開催概要

##### ①日時

平成 29 年 2 月 10 日（金） 13：30～17：00

##### ②場所

航空会館 901 号会議室（東京都港区新橋 1 丁目 1-18-1）

##### ③プログラム

- 1) 開会挨拶
- 2) アンケート・ヒアリング調査結果の報告
- 3) 事例発表（埼玉県、大阪府、沖縄県）
- 4) 課題解決に向けた意見交換（グループワーク）
- 5) 閉会

##### ④参加者数・参加自治体

22 自治体 23 名

図表IV-2-1 出席者参加自治体

No	自治体	所属
1	青森県	健康福祉部健康福祉政策課
2	宮城県	保健福祉部社会福祉課
3	秋田県	健康福祉部福祉政策課
4	栃木県	保健福祉部保健福祉課
5	茨城県	保健福祉部福祉指導課
6	埼玉県	福祉部社会福祉課
7	千葉県	健康福祉部健康福祉指導課
8	神奈川県	福祉部生活援護課
9	石川県	保健福祉部厚生政策課
10	三重県	健康福祉部地域福祉課
11	滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課
12	和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課
13	大阪府	福祉部地域福祉推進室社会援護課
14		福祉部地域福祉推進室社会援護課
15	奈良県	保健福祉部地域福祉課
16	島根県	健康福祉部地域福祉課
17	広島県	健康福祉局社会援護課
18	福岡県	福祉労働部保護・援護課
19	佐賀県	健康福祉部福祉課
20	長崎県	福祉保健部福祉保健課
21	熊本県	健康福祉部長寿社会局社会福祉課
22	鹿児島県	保健福祉部社会福祉課
23	沖縄県	子ども生活福祉部福祉政策課

(2) 開催風景

開催風景は次のとおり。



### 3. 開催内容

#### (1) 事例発表

アンケート結果より管内自治体のニーズとして、①生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること、②人材の確保・育成、スキルアップに関すること、③社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整）に関すること、という3点を整理した。それを踏まえ、3つの視点において先駆的な取り組みを行っている3自治体より、具体的にどのような取り組みを行っているかについて発表を行った。

（事例発表の議事録は資料編 P164 を参照）

#### ①埼玉県の事例発表概要

「埼玉県における生活困窮者自立支援制度の取り組みについて」

##### <郡部における事業の実施状況>

埼玉県の町村人口は約 50 万人（23 町村）。全ての任意事業を実施している。

##### <生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること>

事業周知やアウトリーチ促進等を目的として、年度初めから 23 管轄町村全てに県庁職員と県福祉事務所、受託事業者が出向いての「研修」を開催している。町村の担当者のみならず、就労担当職員、町村内の関係課（税務、国保、年金、商工、水道、教育等）、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉施設等を集めて2時間半程度の説明会・意見交換を行っている。取り組みの結果、町村部の月平均相談件数は 20%増加した（78 件（H27）→94 件（H28））。

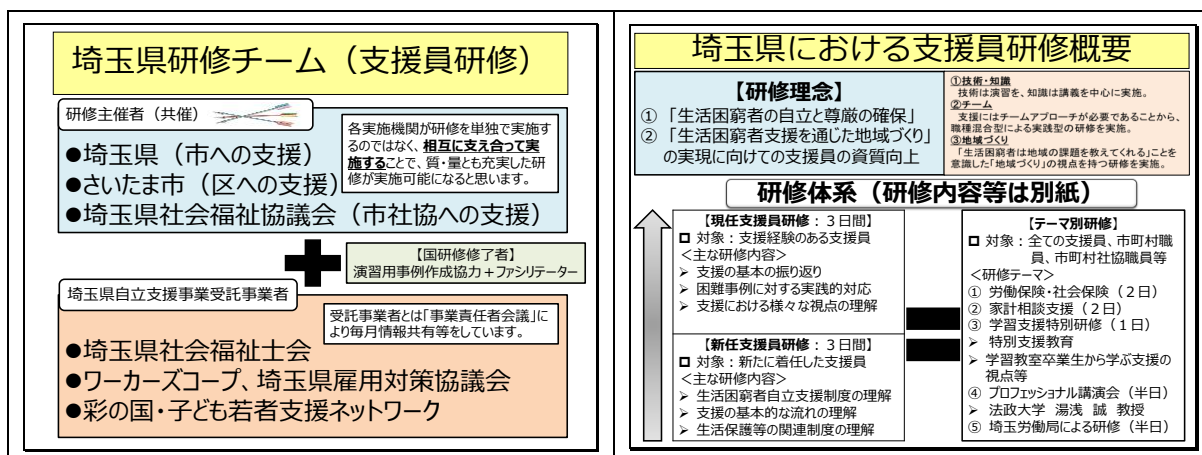
図表IV-3-1 埼玉県事例発表

1 町村への支援	2 市への支援
<p><b>【23 町村訪問研修等】（半日×23回）</b>  <b>全町村を県本庁と受託事業者で訪問し、研修・意見交換等を実施</b>  <b>【目的】（町村役場・町村社協は一次窓口として協力関係）</b>            &gt; 町村役場関係課・関係者と県・支援員との連携強化（顔が見える関係作り）</p> <p><b>【対象】</b>（県：県本庁、県福祉事務所、受託事業者）            &gt; 関係課：福祉関係課、税務、国保、年金、商工、水道、教育等の担当課            &gt; 関係者：社協、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉施設等</p> <p><b>【内容】（研修1時間、支援内容報告：1時間、意見交換20分）</b>            ① 生活困窮者自立支援制度研修（制度概要、相談時の気づきのポイント等）            ② 支援内容報告（自立・就労・学習・彩の国安心セーフティネット事業）            ③ 意見交換（出席者と支援員等との意見交換）</p> <p><b>【効果】</b>            ● 町村部の月平均相談件数は78件（H27）⇒94件（H28）と20%増加            ● 町村商工会議所とつながり認定就労訓練事業の啓発チラシの配布等を開始            ● 集合型研修（支援員研修）に町村役場職員・町村社協職員の参加増</p>	<p><b>全市（さいたま市を除く39市）に対する支援</b>            ※さいたま市は支援員研修で共催等の協力関係にある</p> <p><b>【研修】</b>            &gt; 支援員研修（詳細は次頁以降）            &gt; 担当者研修（自治体事務マニュアルによる研修）</p> <p><b>【アウトリーチ型支援】</b>            &gt; 個別訪問支援（市を訪問し実施状況確認、助言等）            &gt; 地域就労支援連携体制推進会議            ⇒ 生活困窮・生活保護の就労支援員、ハローワークの就職支援ナビゲーター等とのブロック会議（半日×4回）</p> <p><b>【その他の主な支援】</b>            &gt; 埼玉県内の自立相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成            &gt; 学習支援の学生ボランティアの確保（H28年度は46大学・570人が登録）</p>

## <人材の確保・育成、スキルアップに関すること>

年間 10 回の研修を開催している。県の担当職員は 3 名であり、県内全域の研修を行うには人員不足であった。そのため、管轄区の人材育成が求められている「さいたま市」や、市社会福祉協議会への人材育成が求められている「埼玉県社会福祉協議会」など、県同様に管轄下組織などへの人材育成の必要がある 3 者で検討チームを構成し、合同で研修の企画や実施を行い、研修の充実と効率化を図っている。

図表Ⅳ-3-2 埼玉県事例発表



## <社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整）に関すること>

埼玉県では全ての自治体で学習支援を実施しているため、学生ボランティアを安定的に確保することが必要である。各自治体から個別に大学へ連絡をしてしまうと大学側、自治体側それぞれにとって負担となることから、県として自治体からのニーズを汲み取り、一括して大学への要望をとりまとめることとしている。なお、実際に大学との折衝を行うのは、委託先である彩の国子ども・若者支援ネットワークである。



## ②大阪府の事例発表概要

「大阪府における生活困窮者支援制度の実施状況について」

### <郡部における事業の実施状況>

福祉事務所を設置していない9町村において大阪府が実施主体となり事業を実施している。大阪府社会福祉協議会に委託して、自立相談支援機関は福祉事務所設置の3つの子ども家庭センターに設置している。

### <生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること>

全43市町村を訪問し、事業の実施状況や課題等についてヒアリング・意見交換を実施しており、訪問後はヒアリング結果を一覧表にまとめて、市町村へフィードバックしている。各地域特有の状況がわかり、市町村職員との顔の見える関係づくり、コミュニケーションづくり、信頼関係の構築に非常に役立っている。そのほか、府独自に管内市町村の実施状況のためのアンケートを行っており、アンケート結果は集計して市町村にフィードバックして情報共有している。

図表IV-3-3 大阪府事例発表

4. 全市町村訪問の実施について	
<b>市町村訪問の概要</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大阪府内の全43市町村（郡部含む）を訪問し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換を行い、必要があれば他自治体の効果的な実施方法等を伝える。ヒアリング結果（全市町村の状況）を取りまとめて、市町村へフィードバック。</li> <li>▶ 相談窓口の実施状況や、市町村連絡会議などでは聞くことができない地域の個別の状況を聞くことにより、具体の事例が共有できるなど、大阪府と市町村の職員間のコミュニケーションを通じた信頼関係を築くことができる。</li> <li>▶ 訪問日及び訪問の際に質問する項目などは、事前に周知、調整を行い、市町村にとって事務に支障のない対応をしている。</li> </ul>	
<b>平成28年度市町村訪問における質問事項</b>	
1. 平成28年度事業の実施状況及び課題等について (1) 自立相談支援事業 ○平成27年度事業の実施状況      ○支援員の配置状況・役割分担、窓口の設置場所 ○主な相談内容                    ○支援に当たり「工夫している点」「困っている点」「疑問点」など (2) 任意事業 ○実施していない場合の代替事業や平成29年度以降の実施意向 ○主な相談内容                    ○支援に当たり「工夫している点」「困っている点」「疑問点」など (3) 「子どもの貧困対策」や「一人親家庭への支援」との連携 ○連携している場合はその詳細（学習支援事業の関わり方も含む）      ○連携していない場合はその理由と今後の展望 ○国や府の「子どもの貧困対策」や「一人親家庭への支援」に関わる、交付金・補助金等の活用について (4) 就労支援の体制について ○公共職業安定所等、外部機関との連携      ○無料職業紹介事業の届出状況 ○協力事業所（就労先・就労準備支援事業）や就労訓練事業所の開拓について ○「ひきこもり」や「長期離職者」など、長期間の支援を要する者に対する支援体制 (5) 広報の実施等（チラシ・パンフレット等あればいただきたい） (6) 近隣市町村との連携（日常的な連絡から自治体間の広域連携まで広範囲に伺いたい）	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content;">           ※府郡部においては別途「質問事項」を変更して作成         </div>
2. 庁内連携の状況や課題等について (1) 庁内連携している部署（例）子どもの貧困、就労、ひきこもり、障がい、税、自殺対策、教育委員会 (2) 連携方法 ○日常的な連絡・協力体制      ○庁内会議の開催・設置（庁内会議の実施要綱等あればいただきたい） (3) 連携に関する課題 3. 社会福祉法人等との連携 4. その他 相談や質問等があれば、この機会によろしく願います。	8



## <人材の確保・育成、スキルアップに関すること>

全体研修として、平成27年度は国養成研修の伝達研修を中心に行っていたが、平成28年度は市町村に受講したい研修テーマについてアンケートを実施し、希望の多かった「ひきこもり支援」に関する研修等を行った。

今年度から始めた地区別研修については、管内自治体から近隣自治体間で交流する場がほしいという要望があったことから、大阪府から市町村会議へ働きかけを行い、大阪府内を、大阪市も含めて4ブロックに分けた地区別研修の実施に至ったものである。平成28年度は4ブロック全てにおいて市町村主催の研修が開催された。地区別研修により地区特有の課題解決の促進や地域間の連携が進むものと考えている。

図表IV-3-4 大阪府事例発表

### 5. 大阪府が実施する研修について

**大阪府全体研修について**

- 平成27年度は、国養成研修の伝達研修として4回開催。研修講師は国養成研修修了者に依頼し、事前に研修内容に関する打ち合わせを実施。
- 平成28年度は、第1回研修は府内で新たに生活困窮者自立支援制度に携わることになった自治体担当者及び自立相談支援機関の各支援員、任意事業の支援員向けに制度概要、理念等に関する初任者研修を実施。
- また、平成28年度は府内各自立相談支援機関に対して受講したい研修テーマに関するアンケート調査を実施し、最も回答数が多かった「ひきこもり支援」に関する研修（第2回）を12月21日に開催、「対人援助技術」に関する研修（第3回）を2月24日に開催予定としている。

**地区別研修の開催について（平成28年度～）**

- 平成28年度第2回市町村会議において、近隣自治体を4ブロック（大阪市は24区を4ブロックに分割し府内4ブロックに編入）に分け、地区別で研修等を行うことへの効果（地域の実情に応じた支援ノウハウの蓄積、地域間のネットワークの構築など）を説明するなど、市町村主催による地区別研修等の開催の働きかけを行い（※P10参照）、第3回市町村連絡会議の地区別意見交換において、実施時期・実施内容、幹事市等を決定。

**地区別研修の開催状況**

実施時期	会議等名称	実施内容
H28.10.14	中・南河内地区研修会	○羽曳野市におけるネットワークの構築について ○グループワーク（各市におけるネットワークの構築について、今後の研修会について） ※事前にアンケート等を聴取、まとめた資料にて意見交換
H28.11.15	北河内地区研修会	○各市（区）の事業の取組みについて（意見交換） ○枚方市における就労準備支援事業の取り組みについて（報告） ○研修会の開催頻度及び幹事市の輪番について
H29.1.27	泉州地区研修会	○グループワーク（今後の研修会等について） ※事前にアンケート等を聴取、まとめた資料にて意見交換
H29.2.7	豊能・三島地区研修会	○意見交換（各市の相談支援状況や今後の地区別研修の在り方について、生活困窮者相談支援機関の広報、周知方法について、プラン作成について） ○事例検討

9

---

### 5. 大阪府が実施する研修について

**大阪府内自治体地区別研修等について ※平成28年度市町村連絡会議での提案内容**


**1 内容（案）**

大阪府主催研修と一定の積み分けは必要と考えられるが、重複が必ずしもいけないわけではない。  
大阪府主催研修の内容の深化させる、あるいは、研修未参加者への伝達等を目的とする場合は、重複も否定されない。

■研修等の内容の目安

項目	大阪府主催研修	地区別研修等（仮称）
目的	自治体や地区の枠を超え、広く他の自治体と交流を図ることで、一層の交流促進を図る。国から示された最新の知見・技術を伝達する。	地区別の課題解決促進。 研修の機会増加による、実施水準の向上。
内容	国研修の伝達研修 自治体の希望に応じた独自研修（テーマごとの開催も想定） 認定教育訓練事業等との交流先	近隣自治体間の交流を目的とした研修 地域課題解決のための意見交換会 近隣自治体間での任意事業共同実施に向けた検討会、事後報告 地元認定教育訓練事業所の見学会や意見交換会

**2 地区割り（案）**



■地区別所属自治体（案）

地区	自治体名
区ごとに各地区に分け	大阪市
豊能・三島	豊中市、高槻市、池田市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、大阪府（都部）
北河内	枚方市、守口市、豊盛川市、大東市、門真市、西條郡市、交野市
中・南河内	東大阪市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、大阪府（都部）
泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、大阪府（都部）

10

69

## <社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整）に関すること>

平成28年度から、就労体験の場の開拓や困難な就労支援のアセスメント等を効果的かつ効率的に実施することを目的に、大阪府（郡部）を含む6自治体により、広域就労支援事業を委託により実施している。参加自治体及び委託事業者と情報共有を図ることを目的とした定期報告会も開催している。

平成28年度の市町村会議等で実施状況や事業効果を情報提供し、平成29年度事業への参加を働きかけたところ、3自治体の新たな参入が見込まれ、次年度は9自治体での実施予定となっている。

図表IV-3-5 大阪府事例発表

7. 広域就労支援事業の実施について(平成28年度～)	
<b>広域就労支援事業の概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>就労体験の場の開拓や困難な就労支援のアセスメント等を効果的かつ効率的に実施することを目的に、大阪府（郡部）を含む6自治体により、平成28年度から委託実施。</li> <li>事業が円滑に実施できるよう委託事業者と調整を進めるとともに、参加自治体及び委託事業者と情報共有を図るため、定期報告会を開催。</li> <li>市町村連絡会議等を通じて事業の実施状況、効果等を情報提供するとともに、広域就労支援事業に関する市町村説明会を開催し、平成29年度事業への参加を働きかけた。</li> <li>平成29年度は、事業を継続するとともに、3自治体が新たに参加し、全9自治体で実施予定。</li> </ul>	
<b>広域就労支援事業の実施内容</b>	
項目	概要
実施手法	委託
実施内容	①「自立相談支援事業」 ・協力事業所（一般就労先）の開拓 ②「就労準備支援事業」及び「被保護者就労準備支援事業」 ・協力事業所（「職場体験」及び「就労体験」の受入れ）の開拓 ・社会自立に関する支援 （うち、支援実施のための助言、職場見学の手配、その他専門的な知見を要すると考えられる支援） ・就労自立に関する支援 （うち一般就労に向けた就労体験の手配、キャリア・コンサルティング、模擬面接等） ③その他 ・アセスメントや支援プランの作成に関する助言、支援調整会議への参加等支援付き就労をより効果的・効率的に実施するための支援。
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
事業費	参加自治体で按分（均等負担額と人口割額）
開拓予定地域	参加自治体及びその周辺地域

13

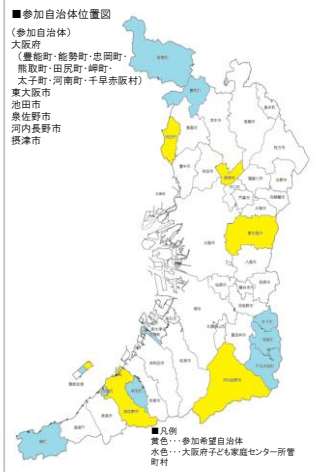
7. 広域就労支援事業の実施について(平成28年度～)	
<b>府内自治体に対する広域就労支援事業の説明資料（平成28年度）※抜粋</b>	
<b>1 実施内容</b>	
項目	内容
参加自治体	6自治体(大阪府を含む)
実施方法	委託
支援内容	①自立相談支援事業 ・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成への助言、支援調整会議への参加等。 ②就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 ・「職場見学」や「就労体験」の受け入れ事業所の開拓。 ・社会自立に関する支援(うち職場見学の手配など)。 ・就労自立に関する支援(うち就労体験先の手配や求職活動に必要な能力の形成など)。
実施期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
開拓予定地域	参加自治体管内及びその周辺自治体
費用負担	参加自治体で按分(基本負担額+整備年齢層人口割負担額)

↓

・負担割合を「基本3:人口1」に設定。  
 ・参加する6自治体のうち、平成27年度に就労準備支援事業を実施したのは大阪府のみ、残り5自治体の自治体が事業を委託していない。各自治体の利用状況(就業)を基に自治体ごとの負担割合を設定。  
 ・平成29年度以降、広域実施を継続する場合は負担割合の見直しを検討。

※「職場体験」「就労体験」の受入事業所への謝礼  
 参加自治体で共同で負担する委託料とは別に、「職場体験」「就労体験」の受入先事業所に対する謝礼(3千円/1日/1人)は自治体ごとに参加費込みを立ててを請求。実績に応じて支払う。なお、利用者の保険料は1日当たり80円/1人で算出。

■参加自治体位置図  
 (参加自治体)  
 大阪府  
 (豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・堺町・太子町・河内町・千早赤阪村)  
 東大阪市  
 池田市  
 泉佐野市  
 河内長野市  
 摂津市



■凡例  
 黄色…参加希望自治体  
 水色…大阪府子ども家庭センター所管町村

14

### ③沖縄県の事例発表概要

「沖縄県における生活困窮者自立支援について」

#### <郡部における事業の実施状況>

人口は145万人（うち町村人口：約33万人）。30町村を所管しており、県内5圏域に福祉事務所を設置している（沖縄本島3か所：北部、中部、南部、宮古島1か所、石垣島1か所）。

#### <生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること>

町村毎の相談件数の分析を県独自で行い、それを基に町村福祉課へのアプローチを実施している。また、自立相談支援窓口のない自治体を対象に、役場における巡回相談や公共施設で「何でも相談会」を開催しており、あえて対象を限定せず公共施設で開催することで、離島や町村などのコミュニティでも人目を気にせず来所できる工夫を行っている。また、家計相談支援では、金融広報委員会（※）に講師を依頼し、広く住民を対象として「お金のセミナー」を開催し、生活困窮者のアウトリーチに努めている。

図表IV-3-6 沖縄県事例発表

<p>対象者の把握・ニーズの掘り起こしについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域への地道な周知活動、説明会の実施</li> <li>○ 町村別の相談件数の分析 → 町村福祉課へのアプローチ</li> <li>○ 役場における巡回相談の実施</li> <li>○ 公共施設での何でも相談会の開催</li> <li>○ お金のセミナー（家計相談支援事業）の土日開催</li> </ul>	<p>各関係機関との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営協議会 庁内外の関係機関で構成 年に1回開催</li> <li>○ 福祉事務所連絡会議 県及び管内11市（中核市含む）の行政担当者、委託先の主任相談支援員等で構成 年間4回程度開催（4月、7月、9月、11月）</li> <li>○ 町村担当者連絡会議 町村福祉課、町村社協のそれぞれの担当で構成 年間1～2回開催（4月）</li> </ul> <p>今年度より、 「自立相談支援事業と就労準備支援事業の連絡会議」を開催</p>
--	---

#### ※「金融広報委員会」

地域住民や学生を対象とし、中立・公正な立場から金融経済情報の提供や金融経済学習の支援を行っている。47都道府県に都道府県金融広報委員会が設置され、各地委員会は、都道府県庁、財務省財務局・財務事務所、金融経済団体、消費者団体、日本銀行本支店・事務所等により構成されている。

（参考：金融広報中央委員会 WEB サイト <http://www.shiruporuto.jp/public/>）

#### <人材の確保・育成、スキルアップに関すること>

生活困窮者人材養成研修では、国研修の講師を招聘して年に3～4回実施しており、他分野の相談員も参加可能となっている。子どもの貧困担当課、DV相談、ひきこもり相談等の相談員研修と連携し、それら他部署や他機関の研修を自立相談支援機関の相談員も受講でき、またそれら他部署や他機関の相談員も自立相談支援機関の研修を受講できるという体制を整えることで、関係機関の相互理解と研修の充実が図られている。一方で課題としては、体系的な研修計画が未策定であることや実践的な事例検討を行える講師の不足が挙げられている。

図表IV-3-7 沖縄県事例発表

人材の確保・育成、スキルアップについて
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者人材養成研修の実施 国研修の講師を招聘し、年度で3~4回実施 他分野の相談員も参加可 子どもの貧困担当課の相談員研修と連携 DV相談、ひきこもり相談等の研修と連携</li> <li>○ グループワークの活用 各機関の相談員の顔が見える連携づくりに寄与</li> <li>○ 課題 体系的な研修計画が未策定 実践的な事例検討を行える講師の不足</li> </ul>

<社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整）に関すること>

県の主導で任意事業の共同実施の働きかけを行い、就労準備支援事業を県・3市と共同実施している。3市からの負担金の算定方法を国庫協議書の基準額の30%程度（県は35%）としている。

図表IV-3-8 沖縄県事例発表

任意事業の共同実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の主導による「共同実施」の働きかけ</li> <li>○ 就労準備支援事業を県・3市と共同実施</li> <li>○ 3市からの負担金の算定方法 国庫協議書の基準額の30%程度 (県は、35%)</li> <li>○ 自立相談支援事業と就労準備支援事業との連絡会議 各自立相談支援機関 県福祉事務所(生活保護の就労支援員) 就労準備支援事業スタッフ 生活困窮担当課(県、3市)</li> </ul>

(2) グループワーク

事例報告や自らの都道府県に特化したアンケート結果について、出席者同士で共有し、都道府県や市町村が抱える課題、市町村が都道府県に支援してほしいニーズなどを把握し、それぞれの都道府県において抱える課題について整理・共有するとともに、解決に向けて具体的な対応方策、具体的な実践手法・事業を考えるため、グループワークを行った。

なお、参加自治体の中でも人口規模が近い自治体を集めてグループを構成した。

① 1グループでの議論（6自治体：佐賀県、島根県、奈良県、秋田県、石川県、和歌山県）

<生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること>

生活困窮者の潜在的なニーズ把握ができていないこと、新規相談件数が国の基準を下回っていること、管内自治体によって取り組み・成果に大きな差があるといった課題が挙げられた。その

対応策として、より積極的に状況を把握する必要があるとの意見が目立った。特に、埼玉県の事例にあるように、管内自治体へ個別にアウトリーチを行うことは有効であることを確認し、次年度以降に実施できないか検討したいという声もあがった。

#### <人材の確保・育成、スキルアップに関すること>

年1回、1日間の国の伝達研修のみでは内容が物足りないということや、国研修へ参加した人でも上手く伝達しきれていないこと、研修企画が負担であるといった研修に対する課題が聞かれた。また、OB職員から若手にノウハウが引き継いでいない、生活保護との兼務がほとんどで人材が不足しているといった人材育成・確保に対する意見も出た。

そうした課題について、限られた財政の中で更なる工夫をしなければならないという意識について共有がなされ、例えば、チームを組んで研修企画を実施することや、沖縄県の事例で触れられたように、各都道府県に設定されている「金融広報委員会」の助言アドバイザーの活用など、生活困窮の制度に限らず幅広い社会資源に目を向けるべきという解決策も確認した。

#### <社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整）に関すること>

任意事業の展開を管内で広められないこと、認定就労訓練事業所が少ないこと、認定就労訓練事業所があっても活用実績がない等の課題が挙げられた。

それに対し、事例紹介された大阪府の任意事業の共同実施方法などを参考にしたいという意見や、先進的な任意事業実施事例を管内自治体に対し具体的に情報提供していきたいといった意見が出された。また、認定就労事業所の利用があまり進まないといった課題については、確かに利用は簡単には広まらないが、利用回数を増やすことが目的ではなく、そうした社会資源・選択肢があるということが大事ではないか、という指摘もなされた。

なお、佐賀県では、任意事業については、一定の条件・調整を整えば、県の任意事業を管内の市部が活用できる仕組みあるとの提案がなされ（P62）、関心を持つ自治体も複数あった。

#### <その他>

都道府県の立場として、管内自治体との距離感の難しさについて共有することとなった。管内自治体を持つ課題に対する助言・サポートはできるだけ対応していくことが前提ではあるが、関与しすぎることによって管内自治体の自主性が阻まれてしまうのではないかという懸念も多く都道府県が感じているところであった。

### ②2グループでの議論（5自治体：青森県、滋賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県）

#### <生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること>

離島を擁することによる掘り起こしの難しさ、制度自体の認知度の低さ、支援のニーズは見込まれているが件数として上がってこないといった課題が挙げられた。自治体によっては郡部の方が市部よりも相談件数が多いところもあるが、市部自体の件数が極端に少ない等の状況もあった。

そうした課題に対して、職員体制の拡充や、定期的・継続的な会議体の開催を行うといった対応策が議論された。職員体制について、兼務ではなく専任としてアウトリーチを展開し、個別自治体への訪問を積極的に行いたいとする意見や、まずは高齢者に焦点を当てて地域包括支援センターや社会福祉協議会担当者との連携体制の構築等を行うといった意見もあった。また、会議体については、いくつかのテーマを設定して自治体の担当者を集めた会議の開催や、巡回相談会を

実施したいとする具体的な意見が出た。

#### ＜人材の確保・育成、スキルアップに関すること＞

課題として、研修については、体系的な計画がなく担当者の異動等により事業の継続が難しいこと、講師の不足などが挙げられた。人材の確保については、限定された区域（島の中）で確保するしかないこと、優秀な人材確保に向けた財源の不足等が挙げられた。特に、2グループにおいては、離島を含む自治体があることから、島を抱える自治体特有の事業運営の難しさも垣間見えた。

そうした課題に対しては、研修の年間計画を策定すること、研修のノウハウを持っている県社会福祉協議会などと連携すること、講師の人材バンク登録制度を作ること、スーパーバイズの間を積極的に設けて講師を育成していくことなどが議論された。

#### ＜社会資源の連携・開拓（就労支援、広域調整等）に関すること＞

ここでも離島や半島を抱える自治体の課題として、人口低密度地域での社会資源の圧倒的な少なさを危惧する声や、一次産業が盛んな自治体でありながらそうした産業との結びつきが弱い点、認定就労訓練事業所の少なさ、一時生活支援事業のニーズへの対応、その他任意事業の未実施等についての課題が出された。

そうした課題に対し、県内自治体と意見交換の場を設定することや、社会福祉法人の社会貢献についてのニーズ調査の実施、一次産業を中心とした地場産業との連携会議の企画等の意見が出された。

#### ＜その他＞

離島特有の課題として、特に、相談件数はあるが人材が足りず相談支援員が確保できない、学生が卒業して島外へ出ることによる深刻な人口減少、就労自立を過度に目指しすぎると島内では就労先に限界があるため、島に残りたい人も残ることができなくなってしまう、といった課題が挙げられた。一方、離島だからこそ、お互いの顔がわかるということが重要な社会資源となり、そのことが孤立を防いでいるとの意見もあった。こうした状況は、実は国が目指す地域福祉を既に実践していると言える部分もあるのではないかという気づきも得られた。

### ③3グループでの議論（6自治体：宮城県、栃木県、三重県、大阪府、茨城県、熊本県）

#### ＜生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること＞

町村の相談件数が少ない、アウトリーチの方法を模索中等、新規相談受付についての課題意見が出た。また、町村行政が持っている滞納等の情報とのリンクが必要だが今はまだ十分につながっていないといった町村との連携についての課題も指摘された。

そうした課題に対し、全町村役場に相談支援員を1名配置し、訪問支援できる体制を整えたという対処方法や、事業を社会福祉協議会への委託により実施している場合でも、訪問相談時には町村職員も同行するなど、町村職員と町村社会福祉協議会が連携してアウトリーチに臨むことが必要であり、そうした町村職員と町村社会福祉協議会職員をつなぐ役割を県が担うことが必要との提案もなされた。

### <人材の確保・育成、スキルアップに関すること>

人員不足について、直営はもとより、委託により自立相談支援事業を実施している都道府県においても、職員が他の業務と兼務しているため多忙であり、相談支援のスキルアップにつながりにくいといった意見や、そもそもの人手不足のため研修の充実を図れない、新任者研修で手一杯であり“育成研修”レベルに達していない、といったマンパワーに関する課題が多く挙げられた。

そうした意見に対し、地道に研修を重ねていくしかないという意見、主任相談支援員への研修を重点的（月に1回）に実施することにより、主任相談支援員が相談支援員の教育を担う形式を採用しているなど取り組みの工夫が情報共有された。

### <社会資源の連携・開拓に関すること>

認定就労訓練事業所はあるものの、実際の利用が進んでいないとの意見が出された。また、就労準備支援事業の実施があまり広がっておらず、管内自治体に対して共同実施の話をしているものの、管内自治体内部での議論が進んでいないといった懸念も出された。その他、就労先が不足している、相談支援員が地域の社会資源を把握しきれていない等の地域の課題も出された。

認定就労訓練事業所の利用が進まない等の出口支援に関する社会資源の少なさといった共通課題については、既存の社会資源と利用者のマッチングだけではなく、相談者を中心に考え、その相談者の居住範囲、行動範囲の中に活用可能な社会資源がないかを開拓していくという考え方が共有された。マッチングと就労準備を丁寧に行うことは重要であるが、一方で、認定就労訓練事業を活用して、相談者にまず就労訓練の場に入ってもらうことによって、就労に関するアセスメント的な役割を果たす場合もあることから、対面での相談のみでは見えてこなかった本人の課題や強みが見えるケースもあり、その過程で本人のモチベーションや次のステップについて見極めを行っていくことも重要であるとの指摘もあった。

なお、ハローワークの求人票に載るほどではない、地域のちょっとした仕事を拾うためにも、顔の見える関係の構築は役に立つであろうという意見が出され、この「顔の見える」関係の構築が全てに共通する重要なキーワードであるということも共有化された。

## ④4 グループでの議論（6自治体：茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、福岡県）

### <把握・ニーズの掘り起こしに関すること>

町村部における生活困窮者の把握、ニーズの掘り起こしについての課題が多く上げられた。交通の便が悪い、法的に町村の立ち位置が明確にされていないなど、都道府県と町村の現場との間に、物理的・心理的な距離があるという課題がほとんどの都道府県から聞かれた。また、町村の関係部局（国民健康保険担当部局など）からのつなぎ等の連携が図れていないこと、役場での巡回相談を実施しているが、1回に1~2人しか集まらないなど効率が悪いこと等、実際に町村と連携しようとするもうまくいっていない実態もあった。

そこで、巡回相談はやめて、今後はブロックごとに町村との連携会議を定期的に行うことや、事前に調整した上で相談支援員ができるだけ出向く日を設ける等の具体的な改善案が議論された。なお、町村を当該制度に巻き込むポイントとして、町村を交えた研修で「演習」を行い、町村役場での住民対応においても役立つことであると実感を持ってもらうことは、時間がかかるが有効だとの指摘もなされた。町村との連携においては、どのような取り組みを行うにしても一朝一夕には成果は出ず、時間がかかることが共有された。

### <人材の確保・育成、スキルアップに関すること>

研修については、参加者が集まらないこと、参加者からは困難事例の検討など研修内容の充実を求められていること、講師の確保・手配といった点についての課題が挙げられた。また、人材の確保・育成に関しては、職員の入れ替わりが発生するため、その代替人材の育成が課題であるとの意見や、地区により課題が異なる場合があるため、近隣自治体が交流できる場や自治体の枠を超え、相互で相談できるスーパーバイザー的な役割を担う相談支援員の存在を望むといった意見が出された。

効果的な研修の事例として、千葉県の取り組みが紹介された。千葉県では、県と、千葉県社会福祉協議会、中核地域生活支援センター連絡協議会との共催により平成26年度から研修を実施してきたが、平成28年度研修においては「生活困窮者自立支援実務者ネットワーク」に運営協力を依頼した。「生活困窮者自立支援実務者ネットワーク」は、現場の方々が持つ横のつながりである関係機関の支援員により組織されており、その運営委員に研修内容の企画をしてもらい、講師も依頼することで、現場のニーズにあった研修を開催している。分野ごとの研修、初任者研修等は手薄な面もあるということであるが、効果的な研修開催ということで、各都道府県の参考になった。

なお、ここでも前節同様、例えば事例検討においても、ある程度時間をかけて意識レベルを高めていくことが重要であるとの指摘がなされた。

### <その他>

その他に出た意見として、支援調整会議に関しての議論がなされた。支援調整会議に実際に参加するのは都道府県の本庁職員ではなく、各ブロックの福祉事務所に務める職員が参加しているが、それでもエリアが広いと、各町村のケースをみていくのが大変といったこと、逆にそうした面を本庁の職員がオブザーバー的に参加しながら重層的にサポートし、支援困難事例についてはフォローするといった動きも紹介された。



# 第V章 総括

## 1 都道府県に期待される役割

各種調査結果や都道府県職員セミナー等を踏まえ、都道府県に求められる役割について、「(1) 福祉事務所設置自治体としての役割」と「(2) 広域行政として求められている役割」の2つについて、以下に整理することとする。

### (1) 福祉事務所設置自治体としての役割

#### ①地域の生活困窮者の発見と受け止め

生活困窮者自立支援制度が求める福祉事務所設置自治体へのアウトリーチの取り組みとしては、都道府県か基礎自治体かに関わらず、生活困窮者を的確に把握し、支援対象者が適切に窓口につながり、プラン作成につながるような体制が求められる。そのためには、都道府県が展開する自立相談支援機関だけでなく、町村自治体の役場担当者や税・上下水道管轄部署等各種料金の滞納者を把握しやすい部署、地域の社会福祉協議会や社会福祉法人、自治会や民生委員、その他一般の住民等様々なセクターと密接に連携することが期待される。

一方、各種調査結果より、町村部での支援対象者の把握、発見、つなぎは大きな課題となっていることが明らかになった。このことは、町村部の事業実施主体である都道府県としても重要な課題であることから、まずは、福祉事務所設置自治体として管内の実態の把握と町村におけるアウトリーチの支援を行うことは、重要かつ優先順位の高い取り組みであると言える。

#### ②プランの作成と効果的な個別支援

支援対象者が自立相談支援機関で利用申込みを行った後は、相談支援員が伴走的に個別支援を行うことになる。信頼関係を構築しつつプランを作成し、支援調整会議等を通じて地域のキーパーソンとも情報共有をするなど、多面的な支援の展開が期待される。福祉事務所の設置がない町村アンケートの結果からは、町村の福祉の現場では、生活困窮に対する専門スキル・ノウハウをもった人員が不足しがちな傾向がみられた。そうした状況の改善のためにも、都道府県が展開する自立相談支援機関と町村が効果的に連携して支援を展開していく必要がある。

#### ③就労等自立に向けた支援・社会資源へのつなぎ・開発

都道府県福祉事務所が管轄する町村部では、人口低密度地域がほとんどであり、都市部に比べて圧倒的に就労先や社会資源が不足している。特に離島部においては、近隣都市とも物理的に海で隔てられており、社会資源活用の視点では極めて厳しい環境にあると言える。

一方、当該制度が目指す「自立」という概念を構成する重要な要素は「自己決定・自己選択」である。本人を中心とした支援方策を検討する上で、社会資源が乏しい環境にある中で支援を提供することは極めて困難であるが、可能な限り選択肢を作り本人に選ぶ権利の確保を希求することが重要である。そのためには、町村役場、住民、企業レベルとの連携を深め、既存資源の活性化、新たな社会資源の創出を目指していくことが求められる。この取り組みは、個別支援を支えるための地域づくりとも言え、他ならぬソーシャルワークの実践である。

## (2) 広域行政としての役割

### ①制度の周知活動とアウトリーチ支援

当該制度についての周知はまだまだ普及しているとは言い難い。町村部はもちろんのこと、都道府県下全ての自治体に対して、制度普及に向けてのアクションを行うことは都道府県の重要な責務であると言える。なぜなら、こうした周知の取り組みは管内の一つの自治体で行うよりも、都道府県が広域的に行った方がより効果的であると考えられるためである。

また、生活困窮者の把握が難しいということは、郡部に限らず、多くの市部において共通する課題である。地域の生活困窮者の実態の把握については、まずは住民と直接に関わる市部・町村部の自治体を中心となって取り組むことになるが、それをバックアップする動きも都道府県の役割として必要であり、そのことが、各自治体のアウトリーチにもつながっていくと思われる。

### ②研修・スキルアップ

市部、町村部ともに、生活困窮に関する専門スキルを持った人材の確保・育成・ノウハウの蓄積は大きな課題であり、都道府県としても各種取り組みをこれまでも進めてきており、一定の成果・評価が得られている。しかしながら、当該制度の取り組みをより深化させていくには、さらなる取り組みが必要であることは、各種調査から明らかである。特に研修の充実については、都道府県、市部双方の問題意識も高い。例えば事例検討や管轄エリアを超えたスーパーバイズの機能を持たせるなどの、より実践的かつ、より地域の実情に根ざした取り組み（例えばブロック別での研修等）が求められる。

### ③任意事業の実施サポート

市部からは、任意事業の必要性は感じつつも実施に踏み切れないといった意見がある。各自治体が個別支援を行っていく中で、支援ツールや出口が不足しているのは全国的な傾向であり、そうした面に対して都道府県の支援を求める声は多い。そのため、任意事業の広域的な実施や、県が実施する任意事業を管内の任意事業未実施自治体も利用できる仕組みづくり・サポートなどのコンサルテーションなども有効と考えられる。

### ④社会資源・地域づくり支援

支援ツールの充実や出口も含めた社会資源の広域的な開拓・創出を支援してほしいという意見も多い。認定就労訓練事業所の認定促進に向けた取り組みや企業開拓をはじめ、一自治体のみでは取り組みが十分ではなく、そうした部分でも都道府県にサポートを求める声も根強い。このことは、市部だけではなく、町村からも声があがってきている。生活困窮者支援を行うための社会資源が不足しているという課題に対し、アプローチしていくことも、都道府県に求められている役割と言える。

## 2 期待される役割を果たすための工夫・仕組みづくり

### (1) 具体的な課題とその対応策案

前節では、都道府県に期待される役割についてとりまとめたが、実際に、都道府県側の事情、つまり人員体制や財政規模を鑑みると、それらを全て対応していくことは困難である。ただし、ヒアリングやグループワークを通じて、都道府県が抱えている課題に向き合って工夫している事例も少なからずあった。ここでは、自治体からのニーズとして整理した①～③の項目ごとに、課題と、それについて都道府県が対応し得る対応方法（案）について、取りまとめる。

図表V-2-1 都道府県や管内自治体の課題と都道府県の具体的な対応方法について

	都道府県や管内自治体の課題	対応方法
①地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り出し等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の生活困窮者の実態の把握が困難（都道府県・市部・町村）</li> <li>アウトリーチの取り組みが進まない（都道府県・市部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内自治体を個別に訪問し顔が見える関係の構築</li> <li>町村行政が持つ滞納等の情報の活用</li> <li>訪問相談時に町村職員が同行する（その仲介を都道府県がサポートする）</li> <li>生活困窮者自立支援制度以外の業務との兼務ではなく専任職員を配置しアウトリーチ等の支援を充実させる</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的に町村の立ち位置が明確にされていないなど、町村と都道府県、現場との間に、物理的・心理的な距離がある（都道府県・市部・町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市部や町村との連携会議を定期的開催</li> <li>町村を交えた研修で「演習」を実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体ごとに相談件数、取り組みに差がある（都道府県）</li> <li>相談件数が少ない（市部・町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り組み状況の分析と改善方策の提案（独自の集計分析）</li> </ul>
②人材の確保・育成、スキルアップに関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の回数を増やしてほしい（市部）</li> <li>実践的な研修をしてほしい（市部）</li> <li>職員の異動などがあり、体系的な研修の開催が困難（都道府県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「研修チーム」を構成することによる研修企画</li> <li>他分野の研修の相互参加・連携</li> <li>管内自治体へのアンケート等により研修ニーズの把握</li> <li>年間計画を策定する</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の講師の選定が難しい（都道府県）</li> <li>講師の育成が不十分（都道府県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修自体を「講師育成の場」としても位置づける</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的スキルを持った人がいない（町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークの可視化とつなぎ</li> <li>相談者を支える地域の環境整備</li> </ul>
③社会資源との連携・開拓（就労支援、広域調整を含む）に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定就労訓練事業所の認定・利用が伸び悩んでいる（都道府県）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定促進のための地域での連携についてのサポート</li> <li>多様な支援ツールの一つであることの認識を相談支援員に持ってもらう</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域に社会資源が限られている（都道府県、市部、町村）</li> <li>自治体内他部局や社会資源との連携が進まない（都道府県、市部、町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人の積極的な活用</li> <li>市部や町村の社会資源開拓・創出をバックアップする視点</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意事業の実施が進まない、必要性は感じているが実施までに至らない（都道府県、市部、町村）</li> <li>任意事業の事務手続きが負担（市部）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意事業の必要性の理解促進</li> <li>業者選定に係る合同プレゼンテーションを複数の自治体と共同で実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習支援ボランティアを集めてほしい（都道府県、市部、町村）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生学習支援ボランティアの調整</li> <li>学習支援ボランティアの担い手の開拓</li> </ul>

①地域の生活困窮者の把握・ニーズの掘り起し等に関すること

都道府県や管内自治体の課題

- ・地域の生活困窮者の実態の把握が困難（都道府県・市部・町村）
- ・アウトリーチの取り組みが進まない（都道府県・市部）

<都道府県の具体的な対応方法について>

■管内自治体を個別に訪問し顔が見える関係の構築

地域の生活困窮者を把握することやアウトリーチを行うことは、都道府県行政、特に本庁職員が把握することは極めて困難であり、まずは直接住民と接する基礎自治体において、地域の生活困窮者の把握を行うことが望まれる。ただし、本制度施行から2年目という時期において、本制度の趣旨や目的が、基礎自治体職員及び地域住民に十分に伝わっているとは言い難い。

そこで、例えば、埼玉県、大阪府、沖縄県などでは、管内市町村に対し、受託している自立相談支援機関とともに個別に訪問し、本制度の趣旨や自立相談支援事業の内容、具体的な支援プロセスについて説明・研修を行っている。特に埼玉県については福祉課のみならず、庁内の他部署や民生委員等外部の関係する人材や機関も合わせて説明を行っており、それ以降その地域での新規相談件数が増えるなど、効果的なアウトリーチにもつながっている。

地域住民への直接的なアウトリーチは基礎自治体が行うことになると考えられるが、自立相談支援事業担当課以外の庁内セクションとの効果的なネットワークや顔が見える関係を築くことが、地域の生活困窮者の実態把握の一步となりうる。

図表 V-2-2 埼玉県の「研修」案内文

<p style="text-align: right;">社 福 第 300 号 平成28年5月12日</p> <p>各町村福祉主管課長 様</p> <p style="text-align: center;">埼玉県福祉部社会福祉課長 (公印省略)</p> <p>生活困窮者自立支援制度町村別連絡会議の開催について（依頼） 本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、県では町村部の生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給、その他自立に向けた支援を行っているところです。 多様で複合的な問題を抱える生活困窮者を早期に発見し、本人の状況に応じた適切な支援を行うためには、関係機関において生活困窮者自立支援制度の目的及び内容を十分に理解するとともに、それぞれの機関が連携し、情報を共有することが重要です。 については、貴町村の関係課及び関係機関と県及び自立支援事業受託事業所の連携強化を図り、生活困窮者の情報が確実に必要な支援につながるよう、標記会議の開催について御協力くださるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 会議の目的 町村関係課及び関係機関と県及び自立支援事業受託事業所の連携を強化し、生活困窮者の情報収集、支援連携等の体制整備を目的とする。</p> <p>2 会議日程 5月下旬から順次開催。時間は半日を予定 (後日、開催希望日時を御連絡します。)</p> <p>3 会議内容 (1) 生活困窮者自立支援制度の概要説明（県社会福祉課） (2) 自立支援事業(自立相談支援等、就労支援、学習支援)の説明(受託事業者) (3) 質疑応答</p>	<p>4 参加者 (1) 町村関係課 福祉関係課、住民課、税務課、国民年金課、国民健康保険課、就業支援担当課、教育委員会等 (2) 町村関係機関 社会福祉協議会、彩の国あんしんセーフティーネット事業参加施設、民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉施設等 (3) 県 社会福祉課、福祉事務所、受託事業者</p> <p>5 御協力いただきたい事項 (1) 町村関係課及び関係機関への出席依頼及び出席者の取りまとめ (2) 会場の提供 (3) 県作成資料の出席者分のコピー（データは事前送付します。） (4) パソコン、プロジェクター及びスクリーンの用意</p> <p>6 その他 会議の開催順は、次のとおり予定しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>自立相談支援センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>小川町</td><td>嵐山町</td><td>西部支所</td></tr> <tr><td>2</td><td>上里町</td><td>神川町</td><td>北部支所</td></tr> <tr><td>3</td><td>寄居町</td><td>美里町</td><td>北部支所</td></tr> <tr><td>4</td><td>伊奈町</td><td>松伏町</td><td>東部支所</td></tr> <tr><td>5</td><td>宮代町</td><td>杉戸町</td><td>東部支所</td></tr> <tr><td>6</td><td>東秩父村</td><td>滑川町</td><td>西部支所</td></tr> <tr><td>7</td><td>吉見町</td><td>川島町</td><td>西部支所</td></tr> <tr><td>8</td><td>皆野町</td><td>長瀨町</td><td>秩父出張所</td></tr> <tr><td>9</td><td>横瀬町</td><td>小鹿野町</td><td>秩父出張所</td></tr> <tr><td>10</td><td>毛呂山町</td><td>越生町</td><td>毛呂山出張所</td></tr> <tr><td>11</td><td>ときがわ町</td><td>鳩山町</td><td>毛呂山出張所</td></tr> <tr><td>12</td><td>三芳町</td><td></td><td>三芳出張所</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">担当 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/> 電話 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/></p>		午前	午後	自立相談支援センター	1	小川町	嵐山町	西部支所	2	上里町	神川町	北部支所	3	寄居町	美里町	北部支所	4	伊奈町	松伏町	東部支所	5	宮代町	杉戸町	東部支所	6	東秩父村	滑川町	西部支所	7	吉見町	川島町	西部支所	8	皆野町	長瀨町	秩父出張所	9	横瀬町	小鹿野町	秩父出張所	10	毛呂山町	越生町	毛呂山出張所	11	ときがわ町	鳩山町	毛呂山出張所	12	三芳町		三芳出張所
	午前	午後	自立相談支援センター																																																		
1	小川町	嵐山町	西部支所																																																		
2	上里町	神川町	北部支所																																																		
3	寄居町	美里町	北部支所																																																		
4	伊奈町	松伏町	東部支所																																																		
5	宮代町	杉戸町	東部支所																																																		
6	東秩父村	滑川町	西部支所																																																		
7	吉見町	川島町	西部支所																																																		
8	皆野町	長瀨町	秩父出張所																																																		
9	横瀬町	小鹿野町	秩父出張所																																																		
10	毛呂山町	越生町	毛呂山出張所																																																		
11	ときがわ町	鳩山町	毛呂山出張所																																																		
12	三芳町		三芳出張所																																																		

## ■町村行政が持つ滞納等の情報の活用

住民の各種税金や年金の滞納情報については、センシティブな情報であり、個人情報保護の観点から容易に他部署が活用することは難しい。しかしながら、生活困窮者は、自ら相談に来ることが難しく、孤立している場合が多いと考えられる。そのため、自立相談支援機関からのアウトリーチや関係機関からの情報提供により早期発見を図ることが重要である。市町村年金担当部署及び年金事務所には、年金の納付に係る相談に来る者など、経済的に困窮している者が訪れると考えられることから、これらとの連携は非常に重要であるとの通知も出ているところである（社援地発 0327 第6号平成27年3月27日）。

こうした滞納に困っている人は、生活困窮に陥りやすいことを鑑みると、納税・年金部署との連携は不可欠であると思われる。そのためにも、日頃より、互いの施策の理解を深め、情報交換を行うなどにより、両制度の周知が図られるよう連携のための関係構築が求められるところである。

具体的には、都道府県下の市部の職員及び自立相談支援機関が、管内の町村自治体の福祉関係部署以外の税担当者等とも密接に連携を行い、滞納者への督促はがきとともに、自立相談支援機関の紹介チラシを同封することや、来訪者に対し自立相談支援機関を紹介する等の対応が考えられる。

## ■訪問相談時に町村職員が同行する（その仲介を都道府県がサポートする）

地域住民から一定の距離があると考えられる都道府県職員と、都道府県が設置する自立相談支援機関が、町村の住民に対応することは容易ではない。そのため、アウトリーチ、及びインテークにおいても町村との連携は不可欠である。

例えば、佐賀県などは、県の自立相談支援機関が相談者へ直接訪問する際には、町村職員も状況によって同行する場合がある。また、面談室の手配など、町村職員が、自立相談支援事業をバックアップしている。このように、都道府県の自立相談支援機関が効率的に相談支援事業を展開していくにあたって、町村の協力は不可欠であり、そうした町村と相談現場をつなぐ役割も都道府県に期待されていると言える。

## ■生活困窮者自立支援制度以外の業務との兼務ではなく専任職員を配置しアウトリーチ等の支援を充実させる

当該制度に関わる職員は、福祉事務所が実施機関の場合は、生活保護と兼務していることが多い。また、実施主体からの委託団体が実施機関の場合も、団体の本来業務を兼務している場合がある。そのため、アウトリーチ等に十分な労力を割けないという現状にある。このため、鹿児島県では、平成29年度から委託する団体に制度の専任の職員を配置することにした。これにより、自立相談支援機関としての体制が充実することが期待される。

### 都道府県や管内自治体の課題

法的に町村の立ち位置が明確にされていないなど、町村と都道府県、現場との間に、物理的・心理的な距離がある（都道府県・市部・町村）

#### <都道府県の具体的な対応方法について>

##### ■市部や町村との連携会議を定期的に開催

生活困窮者自立支援法は、福祉事務所設置自治体に対して実施が義務付けられている制度であり、法的には町村の役割が明確に記載されているわけではない。しかしながら、町村との連携がなければ、生活困窮者の実態把握をはじめ本制度を効果的に運用していくことはできないのは前述の通りである。

そのため、町村との効果的な連携が求められているところである。例えば大阪府では、情報交換を行うために市町村連絡会議を開催している。大阪府の取り組みの特徴は、市部の職員や自立相談支援機関の職員に限らず、町村職員も参加していることである。また、アンケートや個別自治体訪問を通じて事前にニーズを把握したうえで議題を設定しているのも特徴的である。

図表 V-2-3 大阪府の平成 28 年度市町村連絡会議の実施例

	開催年月日	実施内容
1	H 28.5.25	○八尾市の老人福祉施設における就労訓練事業について ○平成 28 年度大阪府広域就労支援事業の実施状況について ○予算要求の手法等について 等
2	H 28.7.28	○管内自治体事業報告（先進自治体の事例紹介） ・自立相談支援事業と就労支援（高槻市） ・家計相談支援事業（大阪府受託事業法人） ・子どもの学習支援事業（箕面市及び受託事業法人） ○「依存症者支援」について（大阪府担当課）報告（別途後日アンケートを実施） ○大阪府内地区別研修等（案）のご提案について ○自治体意見交換会 ・議題 1：「生活困窮者自立支援制度における就労支援について」 ・議題 2：「学習支援事業と子どもの貧困対策について」等
3	H28.9.1	○AM 自治体意見交換会 ・議題 1：「地区別研修等の開催について」 ・議題 2：「平成 29 年度事業の検討状況について」等 ○PM 講演会「家計相談支援の進め方について」（生活協同組合連合会グリーンコープ連合・共同体） 意見交換会：「家計相談支援事業について」等
4	H28.9.27	○管内自治体事業報告（先進自治体事例紹介） ・就労準備支援事業（柏原市） ○「生活困窮者自立支援制度全国担当者会議」の伝達報告 ○平成 28 年度府内の事業の実施状況等について

##### ■町村を交えた研修で「演習」を実施

多くの都道府県が企画する研修は、単に国の伝達研修にとどまらず、演習が盛り込まれている。ただし、上記の大阪府のように、町村を交えた研修で演習を行っているところは、ヒアリングをした中ではさほど多くはない。

町村職員も含めて演習を行い、参加者が考える時間を意識的に設けることは、結果的に本制度が自分たちの地域（町村）をより良くすることに役立つ可能性があると感じることが期待されることから、例えば、事例を持ち寄っての演習などは重要であると言える。

## 都道府県や管内自治体の課題

- ・自治体ごとに相談件数、取り組みに差がある（都道府県）
- ・相談件数が少ない（市部・町村）

### <都道府県の具体的な対応方法について>

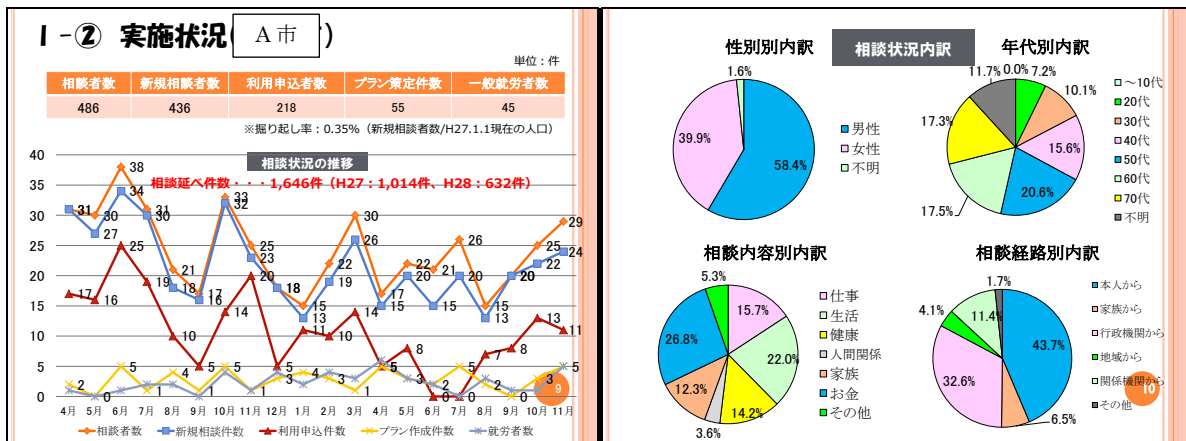
#### ■取り組み状況の分析と改善方策の提案（独自の集計分析）

自治体ごとに新規相談件数やプラン件数等の実績や各種取り組みに差があるというのは、多くの都道府県職員が抱えている課題でもある。地域特性や相談支援体制等が自治体ごとにさまざまであるため、紋切り型の対応策を取ることが難しい課題でもある。

そのため、まずは十分な地域分析、例えば、データ分析が求められる。沖縄県では町村も含め、自治体ごとに人口当たりの相談支援件数を算出し、少ないところに個別訪問を行っている。また、佐賀県では、独自に統計を取り、福祉事務所設置自治体ごとに、新規相談件数の推移や相談者の内訳を、他の自治体と比較しやすいようにグラフ化したうえでフィードバックし、必要に応じて助言に役立てている。

なお、実態の把握は数値分析に限らず、前述したような個別訪問やブロック別の研修等を通じて、現場の状況をより詳細に把握することも重要である。市町村が現場で抱えている課題をできるだけ具体的に把握することにより、他の自治体の取り組みと比較してどのような違いがあるかという情報提供や、他自治体の取り組みの助言につなげることなどが期待される。そのためにもできるだけ多くの自治体の状況を、量的データ、質的データ双方より把握しておく必要があり、このプロセスを通じて、「管内自治体と顔が見える関係の構築」を目指していくことが期待される。

図表V-2-4 実施状況シート（佐賀県）



（出典：ヒアリング時拝受資料）

## ②人材の確保・育成、スキルアップに関すること

### 都道府県や管内自治体の課題

- ・研修の回数を増やしてほしい（市部）
- ・実践的な研修をしてほしい（市部）
- ・職員の異動などがあり、体系的な研修の開催が困難（都道府県）

### <都道府県の具体的な対応方法について>

#### ■「研修チーム」を構成することによる研修企画

研修や人材育成のニーズは市部において非常に大きく、都道府県の取り組みへの要望も強い。都道府県としても、多くがすでに取り組んでいる分野であるが、今以上の取り組みが期待されているところである。しかし、都道府県側としても限られた人材、予算の中で、そうしたニーズに十分に対応することができないという声も聞かれた。

埼玉県においても県の担当者としての人員は限られているが、年間10回以上の研修を行っている。そうしたことが実現できるのは、研修チームを構成しているところに依る。研修を単に県の職員だけで企画するのではなく、特に生活困窮支援の分野で人材育成が求められ、研修ノウハウを有する「県社会福祉協議会」「県社会福祉士会」（どちらも委託事業者）、そして、政令市として市内各区に対しての人材育成のミッションを担うさいたま市を巻き込んだ形での研修チームを構成している。大枠としての研修の方針は県において策定するが、具体的な内容や講師候補の選定・依頼などは、研修チームと共同で運営する企画会議で議論し、決定されることになる。研修チームを構成する団体・自治体は、生活困窮者支援の現場を有しており、必然的に現場ニーズに合った研修を企画することができる。なお、県の委託業務の仕様書には、受託事業者は研修の企画についても関わる事が明記されており、業務の一部として依頼することで着実な運営も期待することができる。

また、千葉県においては、県と生活困窮生活困窮者自立支援実務者ネットワーク、一般社団法人ひと・くらしサポートネットちば等とともに「千葉県生活困窮者支援実務者ミーティング」を継続的に開催しており（過去2回開催済み）、企画中心メンバーには、生活困窮者自立支援制度が始まる以前から生活困窮者支援の現場で活動していた方も多く、現場に即したわかりやすいテーマでの研修を開催している。例えば、1部はよりそいホットラインの講談、2部はテーマ別の自由トークとし、それぞれテーマの違うテーブルを用意し、参加者が行きたいテーブルに参加する（10卓×2回、全て違うテーマで実施）。各テーブルのテーマは「相談支援のお悩み～支援同意が得られない～」、「貸付制度活用術！」など、具体的に設定しており、参加者からの評価も高い。

このように、行政の力だけではない形での企画運営ということも有効な取り組みと言える。



## ■他分野の研修の相互参加・連携

都道府県が企画する生活困窮者支援に係る相談員を対象とする研修だけでは限界もあり、広がりも見えないところがある。そうした課題に対し、沖縄県では、都道府県が主催する生活困窮者の研修ではなく、例えば、DVや児童福祉等他の分野の研修であっても、生活困窮分野に関係が少しでもあると思われる分野の研修については、管内の自治体に積極的に周知を行っている。関係機関や関係部署が開催する研修には自立相談支援機関の職員も参加でき、またその逆として関係機関・関係部署の職員も自立相談支援機関が開催する研修に参加が可能という連携が図られている。また、「金融広報委員会」の講師を招請し、日曜日に「お金のこと」というテーマで一般住民も含んだ形でセミナーを実施している。「金融広報委員会」の講師は、金融に関する広報活動を行っており、年数回まで無料で講師の派遣依頼が可能となっている。また、セミナーの対象を広く設定することにより、地域の潜在的な困窮者へのアウトリーチとする狙いもある。このように、他分野との研修を紹介することや、他分野での研修制度を活用することも、都道府県が行うことができる工夫でもある。

図表V-2-5 家計が楽しくなる お金のセミナー チラシ

**家計が楽しくなる お金のセミナー**

2017年3月11日(土) in 久米島

人生をお金の心配で終わらせるなんてもったいない!!

参加費 無料

お金について、「マイホームや将来の為に貯蓄をしたいけど、なかなかお金が貯まらない」「何に使ったかわからないうちに借金が増えてしまった」等々、そんなご経費はありませんか？それって、もしかして「小さな借金」を浪費しているのでは？お心当たりがある方は、ぜひ、お金のプロから「お金のキホン」や「あつかい方」を学びませんか！

【第1部】 14:00～15:45  
 テーマ:「ちよつとお得なお金の話」  
 (誰も教えてくれないお金のキホン)  
 講師: 廣田 裕  
 (フィナンシャルプランナー)  
 有限会社ライブアップ代表取締役

【第2部】 16:00～17:45  
 テーマ:「借金から身を守る」  
 (知っていると家族や友人、身近な人も守れます)  
 講師: 安里 長佐 (司法書士)  
 八重の森司法書士事務所  
 沖縄クレサラ・貧困被害をなくす会

セミナーの詳細

【日時】 2017年3月11日(土) ※13:30より受付  
 第一部 14:00～15:45 第二部 16:00～17:45  
 ※一部終了後15分間の休憩があります。

【場所】 久米島町老人福祉センター  
 (住所) 久米島町字大田584-1

※予約は不要ですがご質問等は下記までご連絡下さい。

【問い合わせ先】 TEL:098-851-7105

(出典：ヒアリング時拝受資料)

## ■管内自治体へのアンケート等により研修ニーズの把握

市部や管内の自立相談支援機関にからの研修ニーズとしては、実践的なものを求める声が高い。大阪府では、年に数回管内自治体へアンケートを実施し、研修に限らず積極的に自治体からの声を拾っている。例えば、平成28年7月の研修では、自治体からのニーズを踏まえて「依存症」をテーマに研修を設定している。

また、北海道をはじめいくつかの自治体では、事前に困りごとの質問を受付け、それを研修参加予定者に配布し、事前にその回答を収集し、当日、その質問と回答を基にグループワークを行うといったことも実施している。この取り組みについては、回答する側としても、自らの支援の振り返りや、知識・ノウハウの確認をすることでの意義もある。

図表V-2-6 アンケートフォーム（大阪府）

生活困窮者に対する支援に関する調査

「依存症者」に対する支援に関するアンケート調査用紙

※下記の欄目にご回答ください。なお、回答は黄色に着色している欄にご記入ください。  
**※個人情報保護法に基づき、回答内容は匿名で集計いたします。**  
 ※本アンケートにおいて、「依存症者」とは、アルコール、薬物、ギャンブルなど、特定の物質、行為に依存傾向のある方を指しています。なお、特定の精神疾患等の診断の有無を問いません。

1 平成27年度において、「依存症者」の相談を受け付けたことはありますか。  
 受け付けたことがある場合は、「1」の各欄に「はい」と記入ください。  
 「支援プログラム」の有効性は問いません。受け付けた実績がない場合は、「0」を記入してください。  
 複数回の依存症がある場合は、またその依存症の種別・人数を併せてください。  
 また、相談を受け付けた後、他の機関に繋いだ場合は、繋いだ機関の欄に「はい」と記入してください。

(1) 相談種別・支援種別

相談種別	相談件数	支援件数
①アルコール依存症者		
②薬物依存症者		
③ギャンブル依存症者		
④買い物依存症者		
⑤その他		
〔※異種別な依存症者〕		

(2) 繋いだ機関

繋いだ機関	繋いだ件数
① 無回答	
② 大阪府こころの健康総合センター	
③ 大阪府精神医療センター	
④ その他精神保健福祉センター	
⑤ その他民間医療機関等	
〔※同センターの所在地指定都市別〕	
〔※民間医療機関等の名称〕	

2 「依存症者」に対する支援を計画に当たって、支援を依頼している点はありませんか。また、支援に当たり必要と考えられる情報等はありませんか。以下の回答欄にご記入ください。  
 なお、本問は平成27年度に相談を受け付けた実績がない場合もご回答いただけます。

【記入欄1】支援に当たり依頼している点

【記入欄2】支援に当たり必要と考えられる情報等(基礎情報、支援機関等)

3 1) 「繋いだ機関」に実績を記入された自治体には、以下の「繋いだ機関」を併用してご回答を求めたいが、以下の記入欄にご記入ください。  
 【記入欄3】「繋いだ機関」に関する感想(住所、電話番号、名称など)

回答は以上です。ご協力ありがとうございました。

自治体名	
担当者	
担当部署	
Eメールアドレス	
電話番号	

(出典：ヒアリング時拝受資料)

■年間計画を策定する

都道府県の職員の異動に伴ってのノウハウの欠落、継承の難しさも、全ての都道府県が抱える課題である。研修についても同様であるが、体系的な研修計画を年度はじめ、または前年度より策定していく必要がある。

都道府県や管内自治体の課題
・ 研修の講師を選ぶのが難しい。(都道府県)
・ 講師の育成が不十分(都道府県)

<都道府県の具体的な対応方法について>

■研修自体を「講師育成の場」としても位置づける

都道府県として研修を企画する際に、講師を選定するのが困難だとする自治体も多い。優秀な支援者だからといって必ずしも優秀な講師ではないという声は複数箇所から聞かれ、また、国伝達研修の参加者に講師を依頼しても断られてしまうという意見もあった。加えて、通常業務が忙しく国研修自体に出席できない自立相談支援機関もあるという。

今回行ったセミナーのグループワークの中でも、講師確保については多く聞かれたが、研修自体を「講師育成の場」としても位置づけることが有効ではないかということが指摘された。研修の中でも、スーパーバイズの間を積極的に設け、主任クラスが積極的に違う法人職員の前でもスーパーバイズを繰り返すことで、講師候補として育成するということが有効な視点と思われる。

なお、P84 で触れたように、社会福祉協議会、県内の社会福祉法人をはじめとした生活困窮者支援の実績のある団体などと合同で研修を開催し、研修運営委員に講師をしていただくことで現場に即した研修を提供することは、講師確保の上からも重要であると言える。

<b>都道府県や管内自治体の課題</b>
----------------------

・ 専門的スキルを持った人がいない（町村）
-----------------------

<都道府県の具体的な対応方法について>

■ネットワークの可視化とつなぎ

福祉事務所を設置していない町村アンケート結果によると、「生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウをもった人材が不足している」を取り組みの課題と回答している割合は約半数にのぼる。町村部の職員体制として、市部と比べて生活困窮者支援に対する体制が脆弱にあることは容易に想像できるところである。

全国的に、町村役場においても、福祉分野に限らず人材不足の傾向があり、こうした課題を都道府県として即時的に解決することは困難である。そのため、期待される対応とは、求められるニーズに対応した社会資源・人材・関係機関のネットワークを可視化し、情報共有を行い、そして、つなぐことである。一つの自治体では解決できないことを、他自治体も含めて広域的な観点からサポートしていくことが期待される。

■相談者を支える地域の環境整備

生活困窮をはじめ複合的な課題を抱える相談者を支援することは、専門スキルを持った自立相談支援機関の相談支援員のみで行うのではなく、生活に困窮している個人を「地域」で支えることが重要である。また、その個人を支える地域をつくる支援も、都道府県に求められる。

個人を支える地域をつくる支援とは、先に述べたようなネットワークの可視化、地域住民への当該制度の周知等の働きかけや、地域住民がボランティア等の活動がしやすい環境を作り出すこと、社会資源の創出サポート、支援ツールの広域的な調整など、直接的な人材拡充とはいかなくとも、限られた社会資源での展開をサポートしていくこと等が考えられる。

③社会資源との連携・開拓（就労支援、広域調整を含む）に関すること

<b>都道府県や管内自治体の課題</b>
----------------------

・ 認定就労訓練事業所の認定・利用が伸び悩んでいる（都道府県）
---------------------------------

<都道府県の具体的な対応方法について>

■認定促進のための連携についてのサポート

就労訓練事業所の認定については、県庁、市、町村役場それぞれの産業部門との連携が有効であると考えられる。そのため、市役所内、町村役場内の担当者同士が連携しやすくなるよう、あらかじめ県庁の産業部門担当と県庁内において関係を構築しておき、県庁の産業部門担当から市町村の産業部門担当へ連絡を入れてもらうなどすることにより、現場の連携の円滑化を図ることも都道府県が担うことのできる役割の一つと考えられる。

■多様な支援ツールの一つであることの認識を相談支援員に持ってもら

セミナー参加、訪問ヒアリングを実施した都道府県の多くは既にいくつかの就労訓練事業所を認定しているものの、認定就労訓練事業所の利用がプランに位置づけられているケースは少ないという課題を抱えていた。認定就労訓練事業においては、利用回数を増やすことそのもの

が目的ではなく、支援プラン作成の際、多様な支援ツール、出口があることが重要であり、その一つが、認定就労訓練事業所という選択肢ではないかという意見が出された。

一方、就労経験が乏しい相談者の支援について、座学などによる支援も重要である一方、「まずはやってみる」ことで相談者の強みが見えることや、就労への意欲が引き出されることもある。そのため、「まずはやってみる」ことが有効な支援となる場合があること、また、現場の相談支援員にそうした場所や機会があることを知っていただくことが必要との考え方も示された。具体的には、認定就労訓練事業を就労に関するアセスメントの場として捉え、就労支援の早い段階で利用することで、就労についての本人の課題や強みを把握することができることにつながるという意見があった。また、自立相談支援機関の相談支援員が同じ県内の認定就労訓練事業所をよく知らない、把握していても内容について詳しく理解していないという状況も課題として出された。相談支援員に認定訓練事業所の状況をよく理解してもらうことは、支援に役立つだけでなく、今後拡大していくことにつながる可能性がある。そうしたことから、一定の圏域ごとに相談支援員を集め、地域の認定訓練事業所見学の手配を設けることも有効であると考えられる。

#### 都道府県や管内自治体の課題

- ・地域に社会資源が限られている（都道府県、市部、町村）
- ・自治体内他部局や社会資源との連携が進まない（都道府県、市部、町村）

#### <都道府県の具体的な対応方法について>

##### ■社会福祉法人の積極的な活用

平成28年3月の社会福祉法人制度の改革（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行）において、地域における公益的な取り組みを実施することが社会福祉法人の責務として明記されたことを受け、社会福祉法人の中には、従来以上に積極的に社会貢献事業を実施しようという意欲のある事業所があることが想定される。実際にヒアリング先の管内自治体からもそうした意見が出ており、例えば、都道府県内に立地する社会福祉法人を対象として、アンケートなどにより社会貢献事業に関するニーズ調査を実施し、社会貢献の責務を果たしたい社会福祉法人と本制度を結び付けることは有効であると考えられる。

##### ■市部や町村の社会資源開拓・創出をバックアップする視点

都道府県下の市部や町村において、多くの社会資源とつながりを持つことは支援ツールの選択肢を広げることにつながる。

社会資源の開発の方法としては、研修や会議の場などで関係を構築しておくこと、個別の相談者の支援を通じて連携を図り、関係を強固なものにしていき、他の相談者の支援にも携わっていただくなどが考えられるが、地域によっては相談者の居住地と自立相談支援機関と連携している社会資源に物理的な距離があることから、利用が阻まれるケースがある。そうした場合、相談者の行動範囲を中心に考え、その範囲内で支援に有効な社会資源を開拓していくということも有効である。具体的には、就労支援であれば、相談者の行動可能範囲の中の農家や商店で、時期的な人手不足を抱えている方や、ハローワークに載せるほどでもない軽作業のニーズなどを拾うことなどが考えられる。地域の事業所や個人経営者とこうしたつながりを持つためには、地場産業との連携会議の場を設けることも有効であるとの意見が聞かれた。

このような社会資源の開拓は、まずは、住民・現場に近い自立相談支援機関や市区町村役場が担うことが期待される場所であり、市区町村役場に比べて住民・現場から距離のある都道府県が積極的に関与していくことは容易ではない。ただし、自立相談支援機関や市区町村役場が社会資源を開拓していくための環境を整備していくことは、時間はかかるが重要であると思われる。具体的には、先に触れた自治体への個別訪問や研修、個別支援等を通じて、管内自治体や自立相談支援機関が地域のネットワークを構築していくことを都道府県としてバックアップしていくことが求められる。

**都道府県や管内自治体の課題**

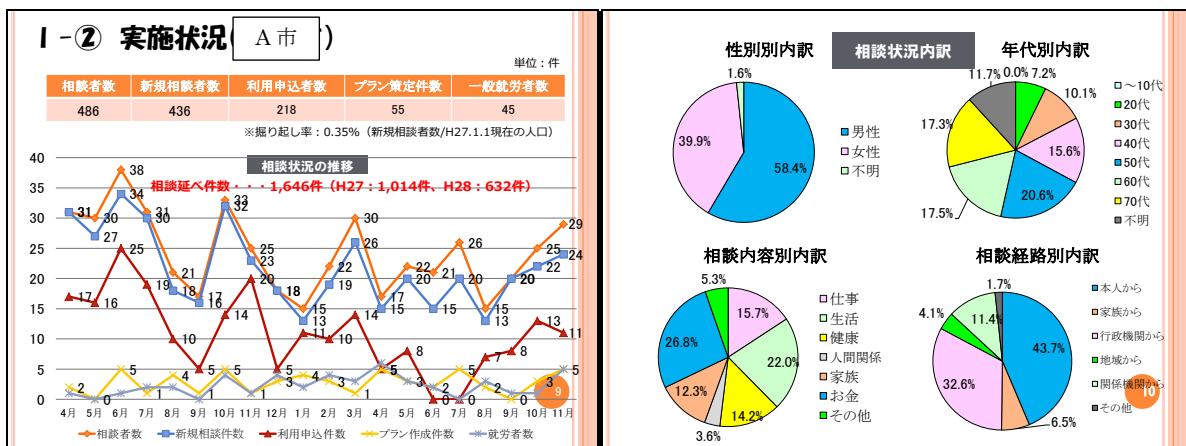
- ・任意事業の実施が進まない、必要性は感じているが実施までに至らない（都道府県、市部、町村）
- ・任意事業の事務手続きが負担（市部）

**<都道府県の具体的な対応方法について>**

**■任意事業の必要性の理解促進**

県下自治体ごとに細かく相談者の割合・相談内容を分析するなどし、任意事業実施の判断材料となる資料を提供することは、都道府県下の市部にとって任意事業実施の後押しにもなり、また、役所内の財政説得にも活用できるメリットがある。佐賀県では、県下自治体に毎月帳票類とは別に新規相談受付件数等のデータの提供を求めており、各自治体の相談状況の推移、相談状況の内訳、相談経路などについて、県下自治体同士で比較しやすいように整理したものを提示している。これにより、各自治体の実態に応じて任意事業やアウトリーチ方法を検討する材料となっている。

図表 V-2-7 実施状況シート（佐賀県）（再掲）



（出典：ヒアリング時拝受資料）

## ■業者選定に係る合同プレゼンテーションを複数の自治体と共同で実施

任意事業の必要性を把握していながらも、財政や体制の都合により実施に踏み切れないとの声がヒアリングにおいて聞かれた。そうした自治体に対しては、大阪府や熊本県のように任意事業の共同実施の手法が考えられ、都道府県との共同実施により、自治体の負担が軽減すると考えられる。都道府県が管内の市部と共同で任意事業を実施することに関しては、グループワーク等にて一部都道府県より管内市部の自主性を妨げてしまう懸念の声も聞かれたが、一方で、制度創設から間もないことを鑑みて、まずは都道府県と共同で任意事業を実施してもらい、ノウハウを蓄積したうえで、段階を経ながら、将来的には各自自治体の状況に合わせて実施していただきたいとする考えも示された。

任意事業の共同実施においては、財政や体制の都合に加え、事務負担も大きな障害になっているという意見もあった。そうした意見に対し、例えば、埼玉県では、県が定める共通仕様書を使って事業を実施する場合であれば、業者選定の際に合同プレゼンテーションを実施できることとし、管内の自治体からの参加を募っている。業者選定の公募・提案受付・プレゼンテーションを各自自治体共通の様式で、同一日に一度に会して行うため、複数の自治体に対して事業展開を企図する事業者にとって、自治体ごとにプロポーザルに応募しなくても済むというメリットもある。これらにより、各自自治体が個別に負っていたプロポーザル準備の手間の軽減にもつながっている（なお、契約は個別に自治体ごととなっている）。

<b>都道府県や管内自治体の課題</b>
・学習支援ボランティアを集めてほしい（都道府県、市部、町村）

### <都道府県の具体的な対応方法について>

#### ■学生学習支援ボランティアの調整

埼玉県では県下全ての自治体にて学習支援事業を実施しているため、特に、大学のない自治体においては、学生ボランティアを確保することに苦慮する地域も多く存在していた。そのため、県が窓口となり、管内自治体からの学習支援ボランティアのニーズをくみ取り、学習支援事業の委託先と連携して、大学側に伝えることとしている。このことは、自治体としても効率的に大学との調整が進むことに加え、複数の個別自治体から大学に直接連絡が入ることによる大学側の負担を防ぐという、大学側のメリットも挙げることができる。

#### ■学習支援ボランティアの担い手の開拓

学習支援のボランティアの確保については全国的に課題が挙げられているところであり、都道府県としても、そうした課題認識を持っている自治体へのサポートが求められる。ボランティアの確保としては上記に触れたとおり、大学生への働きかけのほか、教員OBや高齢者等地域の住民ボランティアが担い手となることもある。

そのためにも、管内の市部においては、自治会、教育委員会等関係機関への働きかけを行う必要があるが、そうした声かけについて、埼玉県の大学の事例のように都道府県として、一括して周知・募集を行うこと等の方法が考えられる。

## (2) 効果的な事業運営に向けて

都道府県が、前記対応策を展開していくことをはじめとして、当該制度を効果的に運営していくために必要なポイントとして、各種調査結果から得られた以下の3点を整理する。

### ①データ分析等による実態の把握

先駆的に取り組んでいる自治体はデータの収集及び分析を重視している。町村ごとの新規相談率（人口あたり）、相談者の内訳の特徴などの把握や、地域毎に独自の集計を行い、各種分析を行っている。

例えば、任意事業の実施に苦慮している市部自治体に対して、その自治体の相談者内訳の分析結果を提供することにより、当該自治体の生活困窮者自立支援事業担当課が、庁内で任意事業の必要性を訴えることのサポートが可能となる。また、町村ごとに新規相談受付件数や受付経路等の相談状況を集計することで、管内に複数ある町村のうち、都道府県としてどの町村のサポートに力を入れるべきかを判断している。

そうしたデータ分析に加え、様々な機会を通じて現場と接点を持つことも、実態の把握に有効に機能している。各種打ち合わせ、情報提供、ケース検討会議、支援調整会議、研修等の機会を通じて、常に現場の状況に顔を向け、耳を傾けている都道府県においては市町村の現場の状況を的確に把握しており、そうした情報を元に、助言や対策に役立てている。

### ②都道府県と自治体とのバランスの取れた関係

本制度は、地域の実情に応じた取り組みが期待されているところであり、自治体の裁量によるところが大きい一面もある。つまり、自治体の自由度が高い反面、都道府県に過度に依存する余地があるという課題がある。例えば、新規相談者件数が伸びないため都道府県に支援してほしい、任意事業を都道府県として広域的に展開してほしい、都道府県に就労等の出口・企業開拓を作してほしい等の管内自治体からの要望に対し、どこまで都道府県としてサポートしていくべきかという課題がある。

都道府県が介入し過ぎても、自治体としての自立的な事業運営を阻害する可能性もあり、また、今まで築き上げられたインフォーマルな支援の関係のバランスを壊してしまう可能性もあることから、適切な距離感・バランスを持って、都道府県と自治体とが関わっていく必要がある。

### ③顔が見える関係を構築し“関係づくり”を支援

上記①、②も含め、全てに共通する最も重要なポイントは、都道府県が各自治体や、各関係機関、町内各部署も含めて、「顔が見える関係」を築くことである。市町村の職員と違って住民に直接関わる機会が少ない都道府県の職員が、町村部のアウトリーチまで主体的に担うことは困難である。しかしながら、実際には市部や町村において、アウトリーチは、大きな課題となっている。そのため、都道府県として“現場がアウトリーチしやすい体制”を整えることが重要な役割である。“現場がアウトリーチしやすい体制”構築のために都道府県ができることとして、「1）管内町村を対象に実施すべきことと、2）現場が動きやすくなるよう都道府県庁内で調整をした上で、情報提供を行うこと」が考えられる。1）としては、市町村職員も含めた会議・研修の場を設けることや、市町村職員も含めての訪問支援の機会を設けるなどが考えられる。2）としては、都道府県庁内の関係部署に制度周知を行うなどして、市区町村の現場職員が役場内の関係部署と連携しやすくなるようサポートを行うなどが考えられる。



このように、都道府県の職員に特に求められていることとは、各関係者を「つなぐ」ことである。例えば、町村の担当者と役場内の関係課、自立相談支援事業の委託先と関係機関、自治体間の社会資源など、そうした連携・つなぎ・関係づくりを促進していくことが、都道府県が担うべき役割であるといえる。このつなぎを行うなかで、「顔が見える関係」を構築していくことは極めて重要であると言える。

### （３）都道府県の役割を発揮するための提言

#### ①財政的な支援

アンケート結果において、福祉事務所設置自治体（市部）を対象としたものでは、都道府県に求める施策として「生活困窮施策の推進に対しての財政的支援」が高い割合を示す一方、都道府県として既に実施していると回答したところは、本調査に回答のあった自治体ではゼロであった。ヒアリング調査においても、都道府県に期待することとして、財政的支援へのニーズは小さくなかった。特に任意事業等における自治体負担が大きいことについて、任意事業に二の足を踏む声も聞かれており、また、現状以上の対応をしていくためには、現状以上の体制が必要となる。これらのことを踏まえると、より一層の財政的な支援が求められている。

#### ②町村の理解促進

本制度では、福祉事務所設置自治体の実施主体となり自立相談支援事業を遂行し、福祉事務所が設置されていない町村部においては、都道府県の福祉事務所が事業を行うこととなっている。

一方で、先に触れたように、都道府県職員及び都道府県の自立相談支援機関が広範囲な複数の町村部をあまねくカバーすることは、多くの都道府県にとって困難であるため、町村部と「顔が見える関係」を構築しながら、アウトリーチや支援を行っていくことが重要である。しかし、町村部の理解を得ることに時間を要するという実態も垣間見られることから、生活困窮者支援の取り組みが地域課題の解決や地域づくりにもつながる重要な施策であることを「我が事」として町村担当者に理解してもらい、町村が担う役割を認識してもらうことも重要と考えられる。

#### ③都道府県として更なる横断的な取り組み

管内の自治体が効果的に事業を運営していくために、都道府県内部でも庁内体制を横断的に連携していくことが重要である。例えば、都道府県の税事務所に、市町村の職員が出向する場合がある。その税事務所において、恒常的に当該制度を踏まえた対応についての周知を図っていれば、出向した職員が町村役場に戻った後も、この制度を認識した上で自らの業務に取り組むことができる。横断的な取り組みを都道府県が率先して行うことで、管内自治体の縦割りを克服する動きも期待される。



# 資 料 編



生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査  
【都道府県】

調査対象：47都道府県

回収状況：

対象数	回収数	回収率
47	37	78.7%

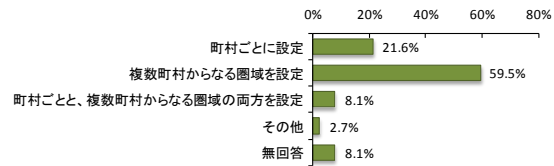
調査期間：平成28年10月20日～11月18日

I. 福祉事務所設置自治体としての自立相談支援事業等の取組に関すること

1. 自立相談支援事業の実施体制について

① 圏域の設定

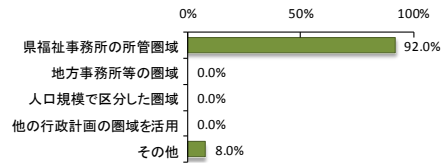
	件数	割合
町村ごとに設定	8	21.6%
複数町村からなる圏域を設定	22	59.5%
町村ごとと、複数町村からなる圏域の両方を設定	3	8.1%
その他	1	2.7%
無回答	3	8.1%
合計	37	100.0%



② 自立相談支援事業の圏域

(複数回答)

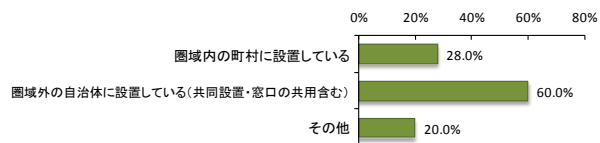
	件数	割合
県福祉事務所の所管圏域	23	92.0%
地方事務所等の圏域	0	0.0%
人口規模で区分した圏域	0	0.0%
他の行政計画の圏域を活用	0	0.0%
その他	2	8.0%
全体	25	



③ 圏域における自立相談支援機関の設置状況

(複数回答)

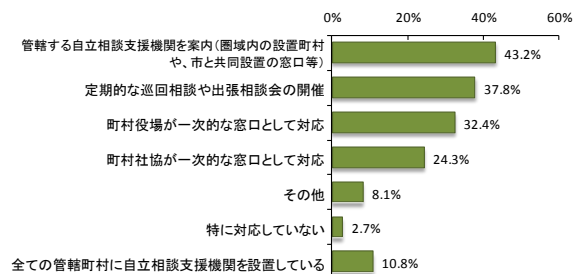
	件数	割合
圏域内の町村に設置している	7	28.0%
圏域外の自治体に設置している(共同設置・窓口の共用含む)	15	60.0%
その他	5	20.0%
全体	25	



④ 自立相談支援機関の設置がない市町村からの相談対応

(複数回答)

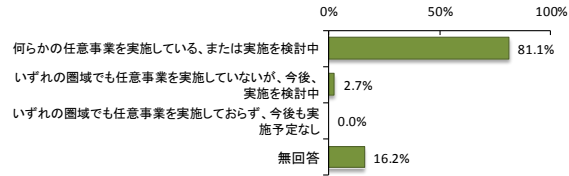
	件数	割合
管轄する自立相談支援機関を案内(圏域内の設置町村や、市と共同設置の窓口等)	16	43.2%
定期的な巡回相談や出張相談会の開催	14	37.8%
町村役場が一次的な窓口として対応	12	32.4%
町村社協が一次的な窓口として対応	9	24.3%
その他	3	8.1%
特に対応していない	1	2.7%
全ての管轄町村に自立相談支援機関を設置している	4	10.8%
全体	37	



## 2. 任意事業の取組状況について

### ① 都道府県としての実施

	件数	割合
何らかの任意事業を実施している、または実施を検討中	30	81.1%
いずれの圏域でも任意事業を実施していないが、今後、実施を検討中	1	2.7%
いずれの圏域でも任意事業を実施しておらず、今後も実施予定なし	0	0.0%
無回答	6	16.2%
合計	37	100.0%

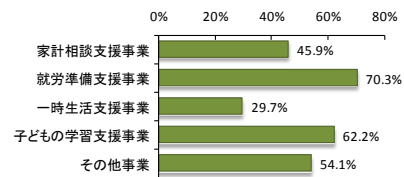


### ② 任意事業の実施状況

#### 【実施している任意事業】

(複数回答)

	件数	割合
家計相談支援事業	17	45.9%
就労準備支援事業	26	70.3%
一時生活支援事業	11	29.7%
子どもの学習支援事業	23	62.2%
その他事業	20	54.1%
全体	37	



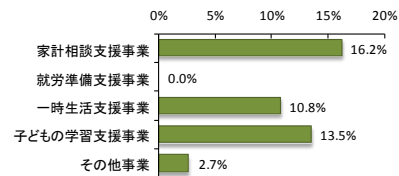
#### 【実施方法】

	県・町村の単独実施	拠点市等との共同実施	その他	無回答	合計
家計相談支援事業	14 82.4%	1 5.9%	0 0.0%	2 11.8%	17 100.0%
就労準備支援事業	18 69.2%	3 11.5%	2 7.7%	3 11.5%	26 100.0%
一時生活支援事業	7 63.6%	2 18.2%	0 0.0%	2 18.2%	11 100.0%
子どもの学習支援事業	18 78.3%	1 4.3%	0 0.0%	4 17.4%	23 100.0%
その他事業	17 85.0%	0 0.0%	1 5.0%	2 10.0%	20 100.0%

#### 【実施を検討中の任意事業】

(複数回答)

	件数	割合
家計相談支援事業	6	16.2%
就労準備支援事業	0	0.0%
一時生活支援事業	4	10.8%
子どもの学習支援事業	5	13.5%
その他事業	1	2.7%
全体	37	



#### 【実施をしていない理由】

(複数回答)

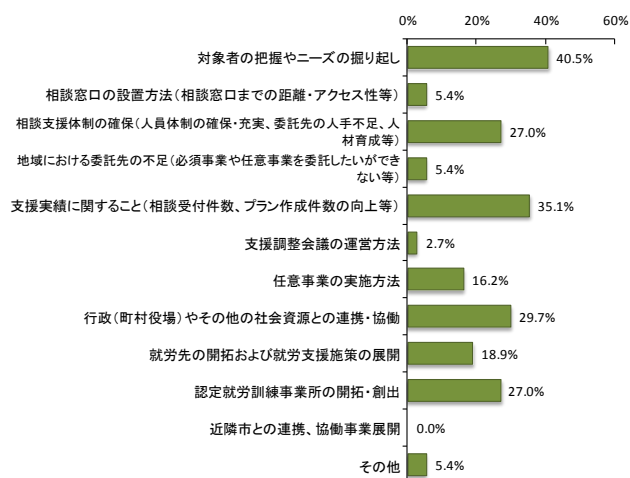
	任意事業の町村部でのニーズ・対象者を見込めない	実施したいと考えているものの予算的な制約による	任意事業を実施できる人員が不足	委託できる事業所等が地域に不足	町村行政や関係機関等の理解が得られない	その他	全体
家計相談支援事業	6 40.0%	9 60.0%	2 13.3%	1 6.7%	0 0.0%	3 20.0%	15
就労準備支援事業	4 66.7%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	6
一時生活支援事業	20 95.2%	7 33.3%	1 4.8%	2 9.5%	0 0.0%	0 0.0%	21
子どもの学習支援事業	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	2 22.2%	9
その他事業	7 58.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12

### 3. 都道府県が実施主体となっている圏域における事業実施の課題について

#### ①生活困窮者自立支援制度施行から現在までの事業実施に係る課題

(複数回答)

	件数	割合
対象者の把握やニーズの掘り起し	15	40.5%
相談窓口の設置方法(相談窓口までの距離・アクセス性等)	2	5.4%
相談支援体制の確保(人員体制の確保・充実、委託先の人手不足、人材育成等)	10	27.0%
地域における委託先の不足(必須事業や任意事業を委託したいができない等)	2	5.4%
支援実績に関すること(相談受付件数、プラン作成件数の向上等)	13	35.1%
支援調整会議の運営方法	1	2.7%
任意事業の実施方法	6	16.2%
行政(町村役場)やその他の社会資源との連携・協働	11	29.7%
就労先の開拓および就労支援施策の展開	7	18.9%
認定就労訓練事業所の開拓・創出	10	27.0%
近隣市との連携、協働事業展開	0	0.0%
その他	2	5.4%
全体	37	



【課題の具体的な内容】

1. 対象者の把握やニーズの掘り起し

具体的な課題
対象世帯に対して制度をどのように効果的に周知するか
アウトリーチが不足し、潜在的ニーズの掘り起しに繋がっていない
当県の町村部における潜在的な対象者がどれほどいるのか把握しているとは言えない
具体的な掘り起し(アウトリーチ)の実施
町村役場も相談受付の窓口とし、役場内関係課、関係機関との連携を密にして、対象者の早期把握に努めるよう要請しているが、町村、機関ごとに取組の差がある。また、福祉事務所の窓口の認知度も高くなく、直接の問い合わせ等も少ない。こうしたことから、潜在的な対象者は相当あると思われる
普段、住民に直接触れているのは町役場であり、県ではない。このため、対象者の把握やニーズの掘り起し、支援の提供等を行っていく上で、町役場や社協との連携が不可欠である
対象者の把握やニーズの掘り起し①実際に就労支援が必要な者へのアウトリーチができていない。②周囲は支援の必要性を感じているが、家族や本人に自覚がないため、支援ができないケースが少なくない
対象者の把握やニーズの掘り起し
公共料金の滞納、ひきこもりやニート、親の年金収入で無就労のまま生活を維持するなど、潜在的に経済的に困窮している者が多い。税情報との連携、民生委員の見守り活動との連携、自立相談支援機関によるアウトリーチによる困窮者の早期発見が十分機能していないため、困窮者の早期発見に至っていない
・対象者の把握やニーズの掘り起し ・ひきこもり等を中心に町村部における対象者の把握が難しい
対象者が自ら福祉事務所に相談するケースは少なく、町村での対応が困難なケースが紹介される場合が多い。アウトリーチによるニーズの掘り起しが必要とは考えるものの、具体的な手立てが見出せない

課題に向けた取り組み状況			
課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない未定	具体的な内容
○	○		・制度に係るリーフレットの作成、作成したリーフレットの関係部門やコンビニ等への配付及び掲示、・本県独自のリーフレットの作成(これから実施)
○			県の広報誌、県政番組等を利用した積極的な制度の広報を行うとともに、各関係機関との会議を開催するなど連携の強化を図っている
	○		潜在的な生活困窮者の掘り起しのため、現に困窮している方に限らず、生活に悩みを持つ方を対象に法律や家計の専門家も交えた「くらしのお悩み相談会」の実施を検討している
○			・フードバンク事業と連携した対象者把握 ・民生委員研修時において制度説明を行い、協力を依頼
○			各相談支援員は、各町村役場担当課との連携を密にするよう努めている他、町村住民向けの制度チラシを作成し各関係機関に配付している
○			支援調整会議だけではなく、普段から町役場や社協等と連絡を取り合い、支援を提供している
○			①民生委員や行政窓口を活用して、自立相談支援機関として積極的な支援ができることを、積極的にPRするように指示した。②解決の特効薬はなく、民生委員、保健師等関係機関の協力を得て地道に説得していくしかないと言っている
○			町村役場の関係窓口を訪れた相談者に当制度を紹介してもらい相談につなげている。町村広報誌への掲載依頼、公民館等へのチラシの配布、回覧板での巡回相談等のチラシの回覧
○	○		町村行政が保有する税情報等を自立相談支援窓口と共有できるよう、先進事例の紹介やモデル的に支援を実施するなど、早期発見につながる仕組みを構築する。民生委員協議会等へ出向き、制度の周知を図り、困窮者の早期発見を促す
○			・町村社協に自立相談支援機関の相談窓口を設置 ・地域住民へのチラシの配布 ・民生委員の活用
○			民生児童委員協議会や関係機関等に対する啓発の強化に加え、県のウェブサイト及び全戸配布の広報紙で事業の周知を図っている

2. 相談窓口の設置方法(相談窓口までの距離・アクセス性等)

具体的な課題
県が所有する町が広い範囲に及んでおり、また予算も限られているため、数多くの相談窓口を設置することができない。このため、対象者に相談窓口(法人事務所)まで来てもらうことは難しく、近くの役場での面接や家庭訪問を行うこととなるが、往復に時間を要してしまい、効率的な支援を行うことが難しい
山間部など、対象区域が広範囲で、相談窓口から車で2時間かかる
自立相談支援機関の窓口として、各町の社協を設定しているが、関連する機関及び職員の数が多いため、担当者ごとに相談スキル等に差がある

課題に向けた取り組み状況			
課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない未定	具体的な内容
○			県内に2カ所の窓口を設置し、それぞれに人員を配置することにより、広範な地域をカバーするようにしている
○			・相談用フリーダイヤルを設置 ・訪問相談支援も可
○			・研修実施 ・担当者連絡会等での事業に関する共通認識の醸成

3. 相談支援体制の確保(人員体制の確保・充実、委託先の人手不足、人材育成等)

具体的な課題	課題に向けた取り組み状況			具体的な内容
	課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	
自立相談支援機関の充実・強化	○	○		・相談支援員の増員 ・主任相談支援員の専任体制の確保(これから実施)
複雑多岐にわたる様々な課題に対応する必要がある	○			相談支援員向け専門研修の実施
業務量の増加により相談支援員が不足している	○			相談支援員の増員
主任相談支援員1人、就労支援員2人が郡部全域を兼務していること。相談件数は少ないが、継続的に支援するケースが多くなると、移動に時間を費やすことになる			○	
自立相談支援機関の人員体制の確保について	○			町村域の自立相談支援機関にヒアリングを行い、来年度の人員確保に向けて予算要求を行っている
・自立相談支援機関の就労支援員については相談支援員が兼務しているため、専任の配置が課題。 ・学習支援事業を実施しているが、実施場所が町村になるため学習講師の確保に苦慮している	○			学生ボランティアの確保のため、委託先事業者による近隣大学への協力依頼
相談者が居住地の町村で相談できるよう、自立相談支援事業を実施する町村全てに相談窓口を設置しているが、窓口全てに相談支援員を配置できていない。(窓口は町村社協内に設置しており、社協職員の協力を受けている)		○		予算の増額を検討中
町村社会福祉協議会が自立相談支援窓口を担っているが事業実施体制において人的な制約があり、専従体制での相談支援が実施できない。アウトリーチによる相談や相談件数、プラン策定件数が伸び悩んでいる		○		福祉事務所圏域ごとに、町村社協の相談支援員に、任意事業の実施者と協働でプランを策定するなどの取り組みをモデル的に実施し普及させる
相談支援体制の確保(人員体制の確保・充実、委託先の人手不足、人材育成等) ・自立相談機関の支援員の質の向上	○			県による支援員の人材養成研修の取組

4. 地域における委託先の不足(必須事業や任意事業を委託したいができない等)

具体的な課題	課題に向けた取り組み状況			具体的な内容
	課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	
就労準備支援事業は直営により実施し、支援対象者ごとにその生活圏域において、事業に協力可能な事業所を選定しているが、全体的には協力事業所の確保が難しい	○			特定の福祉事務所において実施し、他の福祉事務所へ波及できないか模索している
町村域を含めて事業が実施できる団体に地域偏在がある。また、従来から関連事業を実施している団体は、NPO等団体としての基盤が弱く、安定的な実施に不安がある	○			制度に関するシンポジウムの開催等により制度全般の周知、理解を深めるとともに、事業者の開拓・育成を目的とした研修を実施

5. 支援実績に関すること(相談受付件数、プラン作成件数の向上等)

具体的な課題	課題に向けた取り組み状況			具体的な内容
	課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	
支援実績(相談受付件数)に関すること	○			管内町村の協力を得ての巡回相談会の実施。町村広報誌や町村社協広報誌への記事掲載。町村役場関係部署への周知活動。周知用カードの関係機関やスーパーへの配置
県内を複数圏域に分けて、それぞれ別な事業者に自立相談支援事業を委託しているが、相談受付件数等の実績に大きな差が生じている	○			事業者が参加する意見交換会の場を設けて、それぞれの支援方法を情報共有した
相談受付件数、プラン作成件数の向上等	○	○		・制度に係るリーフレットの作成 ・作成したリーフレットの関係部門やコンビニ等への配付及び掲示 ・相談支援員の増員 ・本県独自のリーフレットの作成(これから実施) ・主任相談支援員の専任体制の確保(これから実施) ・任意事業の充実・強化(これから実施)
今のところ国の目安値を下回っている状況であり、新規相談・プラン作成件数の増加が求められている			○	
各相談窓口は、地理的に町村役場から相当離れており、町村住民が身近に相談できる体制となっていない。このため、相談受付件数等の支援実績が上がっていない	○			各相談支援員は、各町村役場担当課との連携を密にするよう努めている他、町村住民向けの制度チラシを作成し各関係機関に配付している
相談受付数が国の目標に達していない	○			・新聞折込チラシや就職情報誌への広告掲載 ・全町村役場を訪問し、対象者のつなぎを依頼
支援実績に関することで、相談受付件数については、定期的に町村役場における出張相談等を行っているが、伸び悩んでいる。アウトリーチについては、具体的に訪問すべき相手方の選定と訪問方法を検討中	○			
新規相談受付件数や支援プラン作成件数が、全国平均を下回る状況が続いている	○	○		・事業周知のため、新聞での広報やコンビニでのチラシの配架 ・町村役場訪問者の中に生活困窮者と思われる者がいた場合、自立相談支援機関の窓口につながるよう、町村に文書で依頼
町村部を所管しているということもあり、新規相談件数が伸び悩んでいる圏域がある		○		
プラン作成件数が低調	○			作成件数の多い自治体の取組の紹介等
県内の市部に比べて相談件数やプラン策定件数の実績が低い	○			民生児童委員協議会や関係機関等に対する啓発を強化しているほか、出張相談などを行っている

6. 支援調整会議の運営方法

具体的な課題	課題に向けた取り組み状況			具体的な内容
	課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	
支援調整会議の運営方法 県内各事務所で毎月1回開催しているが、付議する案件が多く十分に議論する時間がとれない			○	現在、実施方法について検討中



7. 任意事業の実施方法

具体的な課題
子どもの学習支援事業において、県内郡部の町ごとに開催しており、安定した講師の確保に苦慮している
一時生活支援事業を実施していない
相談支援窓口で相談を受けても(入口)、生活困窮者が抱える多様な問題の解決に向けて専門的に支援する任意事業(出口)を実施していないため、相談支援の充実が図られず、相談者の生活困窮状態からの脱却に至らない
子どもの学習支援事業の実施にあたり、実施母体をどこにするか、また、実施地域の選定をどのように行うか
任意事業の実施による自立につながる事業の充実
町村部での実施となると対象者の確保や実施方法、既存の事業との住み分けが明確でない等の課題を抱えている
任意事業の実施率の増加

課題に向けた取り組み状況			
課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	具体的な内容
○			県内公立学校教員の退職説明会や県内大学の福祉系の学部のゼミやサークルにおいて、退職予定の教員や大学生に対して、事業の趣旨や概要を示したチラシを配布するなどして、講師として協力いただけるよう依頼している
○			29年度当初予算で協議中
○			28年度から県所管の複数町村を対象としたワンストップ相談窓口を民間事業者への委託により設置し、自立相談支援事業をはじめ、任意事業全てを包括的に実施している
○			実施母体については県社協をメインに各町村社協への再委託を軸に検討中。また、実施地域については「ひとり親家庭の学習支援ボランティア事業」「地域未来塾事業」との相乗りも含め、実施希望の町村へ展開することで調整中
○			・合宿型の就労準備支援事業の実施 ・生活困窮世帯学習支援事業の拡充を検討
		○	
○			・実施に当たっての課題等を調査 ・先行自治体の取組を紹介等

8. 行政(町村役場)やその他の社会資源との連携・協働

具体的な課題
制度施行後1年半を過ぎたが、まだ関係機関との連携が上手くできていない場面もある(同じ役場内の他部署所管の業務から生活困窮につながりそうな人の情報が入ってこない)
行政(町村役場)等からの情報提供にも期待しているところであるが、個人情報保護の観点から委託先(社協)に情報を提供してもらえない事例もある
町村役場の事業への協力体制
(福祉事務所を持たない)役場との連携・協働について、限界を感じる。児童・障害者・高齢者福祉の相談支援は基礎自治体が担っていることや、税や公共料金の滞納情報等は基礎自治体が保有していることから、相談支援や子どもの学習支援等の住民に密接な支援は、基礎自治体が実施主体となる方が、機動的かつ重層的な支援が可能となると思われる
・町村役場内の関係部署との連携体制の構築 ・町村内既存体制との役割分担
支援を充実させるには、町村やその他の社会資源との連携が不可欠だが、日々の支援の実施の中で、連携やネットワークが徐々にできつつあるものの、まだまだ足りていない。それらを効果的に進める方策
各種社会資源との連携・協働については、多様な課題(問題)から生活困窮状態となっている相談者へ対応するに当たり重要。幅広く連携体制をとり、より深い協働に結びつける必要がある
地域資源の掘り起し、町村の関係部局との連携 各相談支援事務所の管轄区域がいくつかの町村にまたがり、広域であるため、地域の活動団体等の情報把握や連携が困難である。また、町村役場の生活困窮担当者との連絡等は行っているが、税や教育など関係部局との連携については、町村の対応に温度差があり、今後の課題となっている
町村行政の位置付けが曖昧であるが、税の滞納情報や公共料金の未納などの困窮者発見のためのデータを保有しており、連携が必要。
既存の地域資源の活用や地域資源の掘り起し

課題に向けた取り組み状況			
課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	具体的な内容
○			支援調整会議の場を活用した連携体制の確認、意見交換
○			28年度から各地域に行政担当者等から成る協議会を設置し、情報や課題共有等による連携許可を図っている
○			町村役場には1次的な相談窓口の設置をお願いしているが、役場によって事業の関わりがまちまちであり、町村の主体的な関わりについて、制度的に弱い状況にある
		○	
○			・年2回程度郡部福祉事務所管内町村関係部署、ハローワーク、保健所等との会議を実施し、実施状況及び連携方法等の確認を行っている。 ・町村によっては、地域課題解決のためのネットワークが構築されているところもあり、ネットワーク会議に参加する等の方法で役割分担を確認している
○			関係する機関で構成する組織を立ち上げ、定期的に会議を開催したり、各種団体の会合に参加して事業の説明や情報提供、協力依頼等を行ったりしている。その効果については、就労訓練事業の申請につながった例もあるが、不明確な部分もある
○			・関係機関の事業等説明の担当者会を毎月、県社協主催で実施。
○			民生委員の定例会への参加、研修会、フォーラム、交流会への参加。町村内で実施されている関係者会議への出席
○			町村行政職員が保有する税情報の活用についてモデル的な支援を実施し普及させる。
○			対応を検討中

9. 就労先の開拓および就労支援施策の展開

具体的な課題
就労先の開拓については、必要性はあるものの取り組みが進んではいない
・市域と比較して事業所数が少ないため、町村管内での就労先の確保が困難。 ・就労支援施策の展開としても、町村管内よりも近隣市の資源を活用する方法を検討する必要がある
一般就労の準備ができていない相談者の方への就労支援及び受入先の開拓。(各種段階に応じたもの)
支援の対象者として、ひきこもりがちな者が多く増えており、実際の就労に結びつけることができないほか、働く意欲はあるが、支援がなければ就労できない層へのアウトリーチができていない
就労先や体験受入先の開拓について、地元商工部署との連携が円滑に進まない
町村部は都市部から離れており、就労先が全体的に不足している

課題に向けた取り組み状況			
課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	具体的な内容
	○		
○			・近隣市にある社会福祉法人施設の協力を得て就労体験等を実施。 ・都道府県を含む複数自治体が共同で実施する生活困窮者等広域就労支援事業との連携による事業所開拓
○			・経済同友会等との意見交換の中での問題点の洗い出し ・認定就労訓練事業のみではない、協力事業所の開拓ツールの作成を検討中(リーフレットなど)
○			就労機関として、就労準備支援事業、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就労促進事業を活用した、一体的な就労支援への取組を指示した。併せて、就労準備支援事業における就労支援が必要な者へのアウトリーチを工夫するよう指示した
○			・各町村担当部署との定期的な協議 ・商工団体を通じたアンケートの実施
		○	

10. 認定就労訓練事業所の開拓・創出

具体的な課題
認定就労訓練事業所の開拓・創出
就労訓練事業所の認定が進んでいない状況であるため、事業所の開拓が必要となっている
事業所にとってメリットが少ないが、書類作成の負担が大きく、認定申請が進まない
認定就労訓練事業所の認定拡充の手法
支部において、一定数の認定を行ったが、郡部においては皆無である
事業所への制度周知等が充分に行えていない
現状の制度では、就労訓練事業所にとってのメリットが乏しいため、当該事業に協力いただける事業所をどのように開拓していくかが課題であると考えている
就労訓練事業所の認定、活用が進んでいない
・認定就労訓練事業所の開拓・創出 ・認定就労訓練事業所の開拓と利用
認定就労訓練事業所の開拓や創出に向けた取組が十分ではなく、県内に当該事業所が少ない(いずれも中核市認定分)

課題に向けた取り組み状況			
課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	具体的な内容
○			圏域内に所在する救護施設に対して電話連絡の上、事業案内や認定申請に必要な書類を送付した
	○		生活困窮者に対する就労体験などの事業を実施予定である。県社会福祉施設経営者協議会と連携して就労訓練事業所を増やしていく
○			・自立相談支援事業の委託先である県社協で、事業所に向け認定申請の協力要請を実施。また、書類作成のサポートを実施 ・認定就労訓練事業所の開拓
		○	
○			社会福祉法人に対しては、介護の場等で理解を求めている
	○		事業所開拓員の設置を検討中。(任意事業—その他事業)
○			就労準備支援事業に協力いただいている事業所に対して、就労訓練事業所の認定を受けていただくよう協力を依頼している
○			就労訓練事業所の認定に向けて、事業者への訪問等による新規開拓を担う就労訓練事業所育成員を委託により設置した。併せて就労訓練事業所育成員は、認定後の就労支援担当者のフォローができるようし、認定就労訓練事業所への支援の見える化を図った。また、実績を積みながら事例紹介をすることで、認定を広げていく予定
○			・候補事業所への開拓訪問 ・認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの工夫 ・福祉事務所等への利用優良事例の作成・広報
		○	

12. その他

具体的な課題
支援が必要な方に制度の情報を行き届くようにする

課題に向けた取り組み状況			
課題解決に向けて取り組んでいる (これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	具体的な内容
○			制度周知

※複数の項目に関わる課題に対する回答

具体的な課題
【1と5を選択】 生活困窮者からの新規相談件数等が国の目安値に比べて少ない状況となっているため、対象者の把握・掘り起こしが必要となっている
【1と5を選択】 新規受付件数が国の目安に比較して少ない
【1と5と8を選択】 町村役場や社協は、一時的な相談窓口として機能しているが、対象者の把握やニーズの掘り起しまでの機能はない状況である。よって相談受付件数やプラン作成件数は伸び悩み、自立相談支援機関として行政(町村)等に更に地域の社会資源との連携した取り組みが必要であると思われる
【1と8と選択】 役場と違い、県出先や社協には入る情報が少なく、情報の共有等のルールの設定が困難

課題に向けた取り組み状況			
課題解決に向けて取り組んでいる (これまで取り組んだことがある)	現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中	特に行っていない・未定	具体的な内容
○			・生活困窮者自立支援制度の周知を図るため、町村の担当部局に対し、町村の広報誌やホームページに掲載する等、当該制度の広報について協力を依頼した。 ・県広報誌への掲載、パンフレット配布(県内スーパー、商工団体、ハローワーク等)、ラジオ放送、NHKデータ放送
○			広報・チラシ等によるPRや町村役場、社会福祉協議会、民生委員等の関係機関への説明
○			年2回、地域の関係機関参加による地域連絡会議を自立相談支援機関主催で開催しているが、連携に向けた具体的な取組についての動きはない状況である。
○			県内共通のガイドライン(個人情報の保護に係る)を策定し関係機関との共有

## II. 広域行政としての都道府県下自治体に対する取組サポートに関すること

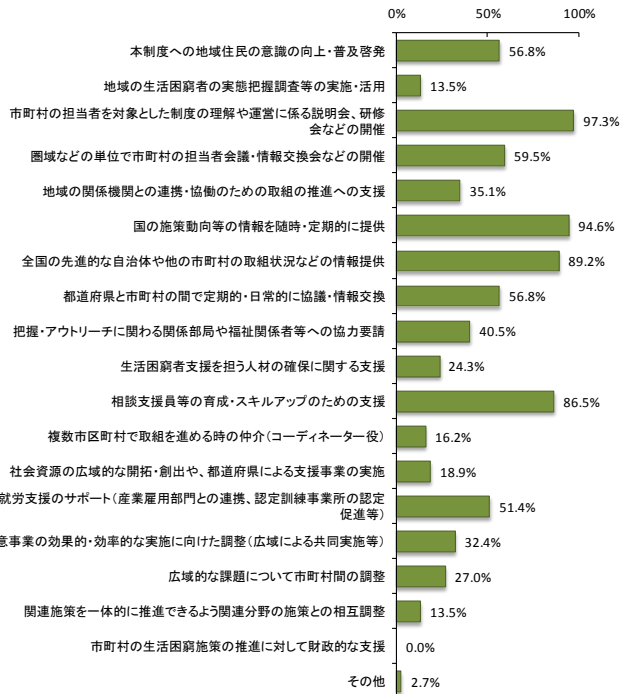
### 4. 管内の福祉事務所設置自治体に対する支援状況について

#### ①都道府県としての支援

【行った(行っている)】

(複数回答)

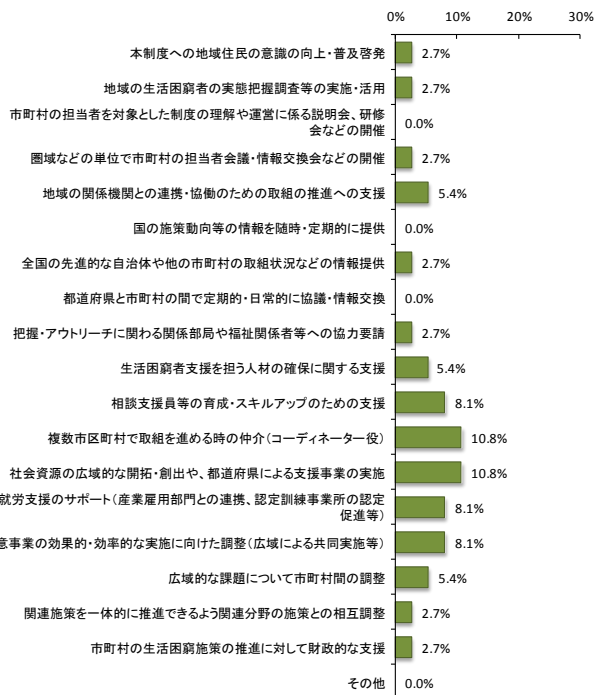
	件数	割合
本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	21	56.8%
地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	5	13.5%
市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催	36	97.3%
圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	22	59.5%
地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	13	35.1%
国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	35	94.6%
全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	33	89.2%
都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	21	56.8%
把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	15	40.5%
生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	9	24.3%
相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	32	86.5%
複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)	6	16.2%
社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	7	18.9%
就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)	19	51.4%
任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)	12	32.4%
広域的な課題について市町村間の調整	10	27.0%
関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	5	13.5%
市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	0	0.0%
その他	1	2.7%
全体	37	



#### 【実施を検討中】

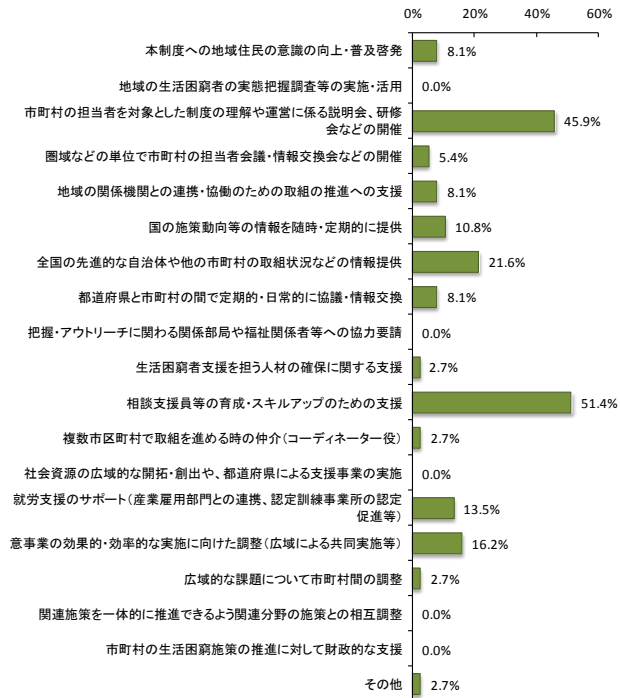
(複数回答)

	件数	割合
本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	1	2.7%
地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	1	2.7%
市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催	0	0.0%
圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	1	2.7%
地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	2	5.4%
国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	0	0.0%
全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	1	2.7%
都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	0	0.0%
把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	1	2.7%
生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	2	5.4%
相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	3	8.1%
複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)	4	10.8%
社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	4	10.8%
就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)	3	8.1%
任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)	3	8.1%
広域的な課題について市町村間の調整	2	5.4%
関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	1	2.7%
市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	1	2.7%
その他	0	0.0%
全体	37	



②特に効果があがっている支援策 (複数回答)

	件数	割合
本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	3	8.1%
地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	0	0.0%
市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催	17	45.9%
圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	2	5.4%
地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	3	8.1%
国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	4	10.8%
全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	8	21.6%
都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	3	8.1%
把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	0	0.0%
生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	1	2.7%
相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	19	51.4%
複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)	1	2.7%
社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	0	0.0%
就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)	5	13.5%
任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)	6	16.2%
広域的な課題について市町村間の調整	1	2.7%
関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	0	0.0%
市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	0	0.0%
その他	1	2.7%
全体	37	



②特に効果が上がっている支援策の具体的な取り組み内容・効果

1. 本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発

具体的な取組内容・効果
県内のコンビニエンスストアに制度周知用のリーフレットを配置し、地域住民の意識の向上・普及啓発を図った
自立相談支援機関の相談員が町村に出向き、地域において制度の説明会等を実施。自治会単位、民児協単位などの小規模単位で実施しており、地域から相談窓口への距離が近くなり、相談に繋がりがやすくなった。人口規模が500人以下の島の自治会から、説明会の開催依頼があり、3世帯が相談窓口に繋がった
制度開始に合わせて制度啓発パンフレットを全戸配布した。その結果、平成27年4月の相談件数は当該年度の約2割を占める結果となった

3. 市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催

具体的な取組内容・効果
子どもの学習支援事業の実施に向けて各町村の教育委員会、福祉部局・子育て担当部局に個別訪問し、事業の説明と対象世帯への周知について依頼した結果、殆どの町村から理解と協力を得られ、様々な助言等をいただくこともできた
平成27年度は、子どもの学習支援事業の推進を図るため、市町村、社会福祉協議会、NPO法人等を参集し当該事業に係るフォーラムを開催した。結果として、平成28年度には約半数程度の自治体が事業を実施することとなった
市町村担当者会議を開催し、情報支援やテーマを絞った研修会を実施した。情報交換では、各自治体の取り組み状況について意見交換し、研修では「ひきこもりについて」や「地域生活定着支援について」をテーマに研修を行った
県外・県内での先進事例（特に任意事業）の紹介のみならず、当該事例につき、実施自治体からの発表も実施した。事業実施にかかるメリット・デメリットも明らかにし、実際に各自治体での任意事業の実施または検討に結びつけている
県内市町の生活困窮者自立支援制度担当課長を対象とした「生活困窮者自立支援推進会議」を開催し、任意事業への取組の働き掛け、先進事例の紹介及び制度周知等を行うことで、県全体の取組の底上げを図っている
厚生労働省が主催するブロック会議の伝達会議において、会議内容の伝達に加えて、グループワークによる相談員のスキルアップを図っている
平成28年6月に自治体担当者及び各事業の支援員のうち、新たに制度に関わるようになった者を対象に初任者向け研修を実施。実施内容は、制度の成り立ちや理念、唯一の給付事業である住居確保給付金の取扱い等に関すること、27年度の実施状況等。各自治体からは、実践以外の制度概論の講義等について、都道府県が実施していることに対し概ね好評である
年に2～3回程度、管内の市担当者を対象にした連絡会議を開催し、国の施策動向や全国の先進事例の紹介を行うとともに、関係機関の方を講師として招き（県社協、管轄財務局等）、制度の説明を行ってもらう等している
他県の状況、県内の他の自立相談支援機関の状況の情報共有や、具体的な相談支援にあたっての困難事案や、それに対する対応などの共有を通じた、相談支援員等のスキルアップ
毎年度当初、各市の担当者、各市町村の実相談支援機関を集め、当該年度における県事業の実施方針を説明。また、新規事業の導入の際には、その理由と目的を詳しく説明し、各市での取組の参考となるようにしている
市の担当課長等に任意事業の取組事例などを紹介することにより、任意事業実施市の増加につながった
各県福祉事務所単位で、市町村行政担当者、社協相談員、民生委員協議会、地域包括支援センター、障がい者就労促進センター、任意事業受託者を招集し、事業の趣旨、連携の方策等について確認を行い支援の幅を広げた
・自治体を対象とした会議を開催し、先進事例の共有を図るとともに、課題や対応について意見交換を実施 ・課題への対応方法、先進事例のノウハウの共有
年に一度、県内の支援員や行政職員を対象に国の研修の伝達研修という形で研修を実施しており、各支援員等のスキルアップや知識の習得を支援している

4. 圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催

具体的な取組内容・効果
町村の担当者を対象に開催している保健福祉事務所主催の生活保護業務担当者会議において、自立相談支援事業について説明し、制度の理解と連携強化を依頼した結果、自立相談支援機関に繋がった相談件数が増加した
県内を複数の地域に分けて地域連絡会を開催し、各自治体の取組事例の報告や就労支援策、ネットワークづくりをテーマとした意見交換会を行い、情報の共有化が図られた



5. 地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援

具体的な取組内容・効果
生活困窮者自立相談支援事業の委託先である県社会福祉協議会において、町、市（社協を含む）の担当者を集めた、地域の関係機関との定期的な勉強会の開催。当該取組を通じた関係機関との連携強化
県下の圏域毎に地域連絡会議を設置。全県においても県連絡調整会議を開催し、生活困窮者支援に関する関係機関・団体と現状や課題の共有を行っている

6. 国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供

具体的な取組内容・効果
県と県社会福祉協議会の共催により年2回連絡調整会議を開催しており、県による行政連絡や他制度の講演等を実施した。これにより管内の福祉事務所設置自治体における支援員等の知識の向上を図ることが出来た
厚生労働省主催のブロック会議後の伝達会議や労働行政における制度の説明を所管労働局に依頼し研修を行うことで、国の施策動向等の情報を自治体担当者に正しくタイムリーに理解してもらうことができています

7. 全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供

具体的な取組内容・効果
国の養成研修を受講した者を講師とした伝達研修を年2回実施しており、この中で、講師の経験から得られた事例等も交えて講義を実施した。これにより管内の福祉事務所設置自治体における支援員等の知識の向上やスキルアップを図ることが出来た
ブロック会議や全国担当者会議の伝達研修、資料の提供。29年度当初予算で任意事業未実施自治体の実施に向けて検討中
県内市町村の生活困窮者自立支援制度担当課長を対象とした「生活困窮者自立支援推進会議」を開催し、任意事業への取組の働き掛け、先進事例の紹介及び制度周知等を行うことで、県全体の取組の底上げを図っている
任意事業の全国調査や県内の相談支援機関への実施状況調査を行い、関係機関への情報提供を行っている
平成27年度及び28年度前半に全市町村を訪問し、実施状況等のヒヤリングを実施。ヒヤリングを行った市町村のうちから、事業ごとに参考となる取組み事例をまとめ、情報提供を行った。市町村からは他の自治体の取り組み状況、工夫等を知ることができ体制整備の参考になったとの意見があった

8. 都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換

具体的な取組内容・効果
市等からの問合せに対して適宜回答することで、制度の適正な実施を支援している

11. 相談支援員等の育成・スキルアップのための支援

具体的な取組内容・効果
国の生活困窮者人材養成研修受講者に講師を依頼し、県内の支援員を対象に伝達研修を実施したことにより、県内の支援員の知識とスキルを向上させることができた
生活困窮者の支援に関わる者に対して、大学教授、弁護士など様々な専門の方を講師にした研修を行うことで、援助技術等の支援の質の向上につながっている
相談支援員の資質向上を目指し、H28年度より年6回専門研修を開催。毎回アンケートを実施し、参加の支援員より概ね高評価をいただいております。資質向上の効果が上がっている
県社会福祉士会と共催で定期的に従業者を対象とした研修会を開催し、相談支援員のスキルアップ支援を行っている
国の養成研修を待たず、県独自で従事者養成研修を実施し、自立相談支援に係る専門的なスキルを早期に習得してもらうことを目的としている。制度の特性上、各自立相談支援機関での創意工夫が求められるが、この研修で培ったスキルをもとに、各種支援へと繋げている
国の主任相談支援員研修修了者の協力を経て、県内の自立相談支援機関の相談員向けの伝達養成研修を実施し、支援員のスキル向上及び支援員間の情報共有の場を提供している
主任相談支援員の意識が高まり、研修意欲、相談支援員への研修プログラムの提供等が芽生えてきている
自立相談支援機関従事者研修・就労支援員研修、全相談支援機関を対象として実施、講師による講義、他府県事例等の紹介、説明等
平成27年度に、国養成研修修了者による伝達研修を実施。講師をしていただいた修了者および伝達研修参加者からも同じ相談業務をしている支援員同士で意見交換する機会にもなり役立ったとの意見があった。平成28年度は、初任者向け研修を実施。また、相談機関に対して受講したいテーマをアンケート調査し、回答が多かったテーマで研修を実施予定。その他にも、地域ごとの小規模での研修会も実施予定
国の人材養成研修の伝達研修を、国の主任相談支援員研修参加者により、企画から調整して実施。県内自治体の支援員間の連帯感、連携が生まれた。また、今後も、当研修の開催を望む声が多数
毎年実施の自立相談支援員に対する就労支援研修会、ソーシャルワークスキルアップのための研修会では、町村のみならず、市の自立相談支援員も対象とし、県全体として自立相談支援業務のスキルアップを図っている
国が実施する人材養成研修の伝達研修を行うことによって、相談職員等のスキルアップに繋がった
県自立相談支援機関がコーディネーター役を担って、随時(年5～6回程度)、県内の自立相談支援機関の支援員及び任意事業の支援員を集めて、センター会議を開催している。 この会議で、制度の基本的な講習のほか、各支援員から困難事例を持ち寄って事例検討などグループワークを行うなどにより、県内の支援員間の横のつながりをもてるような取り組みを行っている。これにより、支援員の資質向上のほか、バーンアウト(燃え尽き)防止にも役立っている
国の養成研修受講者を講師として、県内の自立相談支援機関の支援員向けに復命研修を実施した。ロールプレイの実施や処遇困難事例等への対応についてスキルアップが図れた
県において県下のすべての生活困窮者支援に関わる支援員等に対して、研修会の開催を実施するとともに、各地域においても支援員間の自主的な研修会をサポート
今年度、生活困窮者支援実務者ミーティングと称し、県内の支援員を対象に集まりを実施した。結果、支援員同士の関係性の構築や、支援員が何に悩んでいるかの抽出をすることができた



12. 複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)

具体的な取組内容・効果
就労準備については規模的な課題のため、公募→広域実施により予算的効率を含めて運営ができています

14. 就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)

具体的な取組内容・効果
認定訓練事業所の開拓では、県のホームページでの制度周知や担当者会議の制度周知等、認定促進の取り組みを行っている
中間的就労(有給型)の受入先事業所の開拓を本制度開始以前より行っている
就労準備支援事業について、県福祉事務所が所管する町村部と一部の市福祉事務所を対象とした広域的な事業を展開している
市における就労支援の実施にも貢献できる就労訓練事業所の認定を行っている
出口支援として、雇用部門の制度と連携している。就労準備支援事業の中で、プログラムを受講しながら、企業への興味・関心を持ってもらい、企業見学、企業での体験等まで支援。就労を体験する段階等において雇用部門の制度と連携している ※雇用部門の制度では、訓練生の実習時間により、企業、訓練生に費用弁償として、いわゆる「手間賃、訓練代」を支給している

15. 任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)

具体的な取組内容・効果
就労準備支援事業の共同実施に向けて、県内全自治体を対象として説明会を行った。また、共同実施の意向が示された自治体を対象として、勉強会を開催し当該事業の必要性や先進事例等の紹介を行い、当該事業の推進を図った
<取組内容>28年度に生活困窮者自立支援制度の推進を目的に各地域に協議会を設置し、29年度以降の共同実施、実施体制についての検討や取組状況の情報交換を行っている <効果>協議会を設置したことにより、情報共有が図られ、制度(特に任意事業)に対する認識が深まった
就労準備支援事業の市との共同実施 都道府県下複数の地域において、地域内自治体と都道府県が共同して事業者との委託契約を締結。財政基盤の弱い自治体も存在しているが、これにより任意事業の実施が可能となっている
生活保護自立支援プログラム事業実施を背景として県がリーダシップを取り、県下各市と任意事業の共同実施を行っている。任意事業の利用促進のため任意事業受託者とともに各市を訪問し利用を促したところ利用件数も増加した
本県では、就労準備支援事業を県と複数の市による共同で実施している。市(共同実施市も含む)とは、定期的に情報交換を行っており、共同実施の効果的な実施や、共同実施に参加していない市に対し、共同実施への参加を呼びかけている。27年度から定期的な情報交換を実施し、共同実施を呼びかけたところ、新しく参入する市もでてきた
就労準備支援事業について、県下の複数の市と共同実施

16. 広域的な課題について市町村間の調整

具体的な取組内容・効果
学習支援事業の学生ボランティアの募集に関して、県が希望のあった自治体分も一括で行うことで、効率的にボランティアの確保を行うことができています

19. その他

具体的な取組内容・効果
県内の市自立相談支援機関が開所していない土日祝日についても、県自立相談支援機関は開所していることにより、土日祝日に相談したいと思う(市在住者も含めて)生活困窮者への支援に対応できている。また、市自立相談支援機関へは近すぎて相談しにくいと思っている市在住者に対しても、一定程度、県自立相談支援機関で対応している

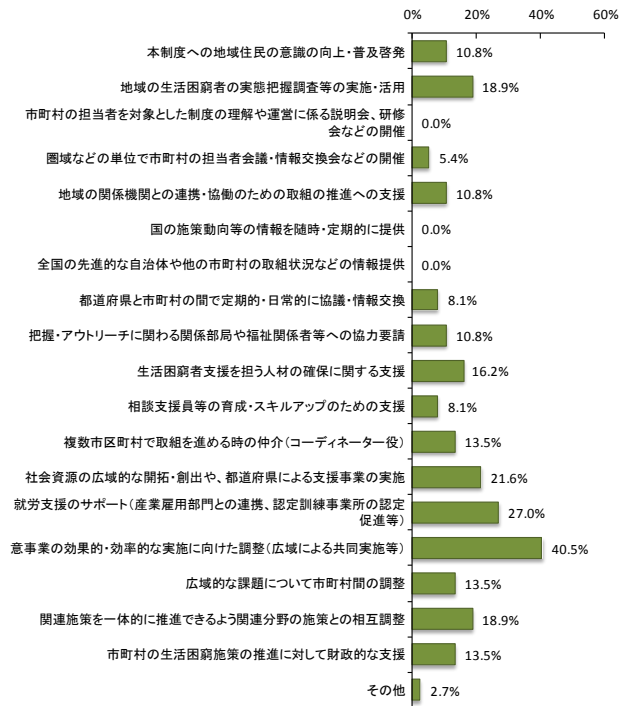
※複数の項目に関わる回答

具体的な取組内容・効果
<p>【10、11】 毎年全4日間の研修を実施(前期・後期)。研修を通じたスキルアップと共にネットワークの形成に寄与しているとする</p>
<p>【3、11】 市町村職員や相談支援員、事業関係団体等を対象にスキルアップ研修を実施。国研修の伝達をはじめ、講師を招いてのセミナーや演習、意見交換などを行い、知識の習得、意識啓発、参加者同士のネットワークづくりなどの効果が上がっている</p>
<p>【3.5.6.7.8】 数か月に1回市町村他関係機関や団体を集め、会議を開催している。市町村、労働局、サポステ、ひきこもり支援センター、社福等(全50団体以上)</p>
<p>【3.7】 担当者会議等において、全国・県内の取組事例について、情報提供することで、任意事業の取組向上に効果があった者とする</p>
<p>【6.7.8.11】 県内の福祉事務所担当職員等を対象にした研修会・勉強会を実施し、国主催の人材養成研修における支援に必要な知識や技術、および任意事業の実施に向けた情報などを共有している</p>
<p>【3.4】 自治体や自立相談支援機関の担当者、各支援員を対象とした担当者会議(前年度はブロック会議)を開催した。各自治体からの実施状況報告や事例検討を行ったことにより、参加者間の情報交流につながった</p>

③管内の福祉事務所設置自治体への支援において、「実施したい・実施すべきだができていない」取り組み

(複数回答)

	件数	割合
本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	4	10.8%
地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	7	18.9%
市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催	0	0.0%
圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	2	5.4%
地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	4	10.8%
国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	0	0.0%
全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	0	0.0%
都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	3	8.1%
把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	4	10.8%
生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	6	16.2%
相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	3	8.1%
複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)	5	13.5%
社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	8	21.6%
就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)	10	27.0%
任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)	15	40.5%
広域的な課題について市町村間の調整	5	13.5%
関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	7	18.9%
市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	5	13.5%
その他	1	2.7%
全体	37	



【実施できていない理由】

	自治体から要請がないため	予算状況等の制約による	実施する体制が整っていないため	ニーズが不明	その他	無回答	合計
1. 本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	0	0	3	1	0	0	4
2. 地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	1	0	5	1	0	0	7
3. 市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催	0	0	0	0	0	0	0
4. 圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	0	0	1	0	1	0	2
5. 地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	1	0	3	0	0	0	4
6. 国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	0	0	0	0	0	0	0
7. 全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	0	0	0	0	0	0	0
8. 都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	1	0	1	0	1	0	3
9. 把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	0	0	3	0	1	0	4
10. 生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	1	1	4	0	0	0	6
11. 相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	0	0	3	0	0	0	3
12. 複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)	1	0	3	1	0	0	5
13. 社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	1	2	3	1	1	0	8
14. 就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)	0	0	6	1	2	1	10
15. 任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)	4	3	5	0	2	1	15
16. 広域的な課題について市町村間の調整	2	1	2	0	0	0	5
17. 関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	1	0	5	1	0	0	7
18. 市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	2	3	0	0	0	0	5
19. その他	1	0	0	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

④その他、自治体支援に関して工夫した(している)点

自治体支援に関して工夫している点
県が実施する任意事業について、任意事業未実施の市から相談があった場合に、一定の要件のもと、県の任意事業により市民を直接支援する。(①県任意事業者からの助言をもとに市で支援を行う⇒②県任意事業者と市とで共同して支援を行う(市主導)⇒③県の支援決定を受け、県任意事業者が市民に対し直接支援を行う)
今後、各町村が保有する税情報を活用した生活困窮者支援の仕組みづくりに取り組んでいく
市が地域資源を開拓するにあたり、就労訓練事業所に関して具体的なイメージがわからないとの声があったことから、就労訓練事業所を見学するバスツアーを企画した
子どもの学習支援事業未実施自治体を訪問し、教育委員会や福祉関係部署に事業の必要性等を説明

5. 管内の福祉事務所設置自治体が必要とする支援・ニーズの把握方法について

「4」で回答した自治体支援の取組の検討に当たり、どのような方法で市町村が必要とする支援・ニーズを把握したか

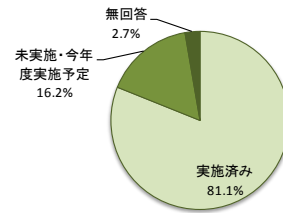
支援・ニーズの把握方法
・日常業務のやり取りの中での把握 ・国の担当者会議開催を受けての市町村担当者会議の場での把握
・所管する全市町村を個別訪問してヒヤリングを実施し、ニーズ等を把握 ・「就労支援」「依存症」「学習支援」「子ども食堂やフードバンク等の利用状況」等個別のテーマに関連して、取組状況及び課題等を福祉事務所設置自治体にアンケート調査し、ニーズを把握
県内の福祉事務所担当職員等を対象にした研修会・勉強会を実施し、市町が必要とする支援・ニーズの把握を行う。
市町村が参加する担当者会議の場で、グループワーク等の取組を行い、支援方法を検討している。県独自の事業実施状況調査を行い、県内の各種事業におけるニーズを把握している
市町村が参加する連絡会議等で把握
市町村の担当者が参加する研修会、協議会等での意見交換(研修後のアンケートなど)から把握
市町村への調査によるニーズ把握、担当職員へのアンケートやヒヤリングの実施、県に対する要望事項
担当者レベルでの通常業務聴取
管内自治体を招集した生活困窮者自立支援制度担当者会議を開催し、意見交換の場などを設けている。また、管内自治体訪問による制度施行状況の確認を行っている
管内福祉事務所設置自治体が参加する連絡調整会議におけるアンケート等
市とは定期的に情報交換を行っており、その際に、支援・ニーズなどを把握。町村は年度当初に圏域毎の会議を開催し、制度、支援に対するニーズを把握。委託先(自立相談支援機関)は、ケースへの支援を通して、町村役場、町村社協より支援ニーズなどを把握している
福祉事務所との情報交換、任意事業者からの情報収集等により、市町村の体制等を把握した

## 6. 人材育成に関わる取組の実施状況について

### ①都道府県研修の平成27年度の実施状況

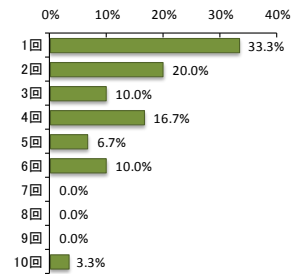
#### 実施有無

	件数	割合
実施済み	30	81.1%
未実施・今年度実施予定	6	16.2%
無回答	1	2.7%
合計	37	100.0%



#### 実施回数(平成27年度内合計)

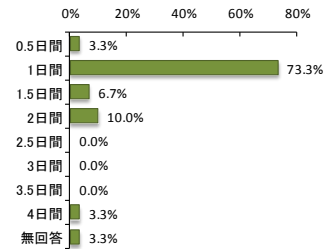
	件数	割合
1回	10	33.3%
2回	6	20.0%
3回	3	10.0%
4回	5	16.7%
5回	2	6.7%
6回	3	10.0%
7回	0	0.0%
8回	0	0.0%
9回	0	0.0%
10回	1	3.3%
合計	30	100.0%



平均 3.0回

#### 研修日程(1回あたり)

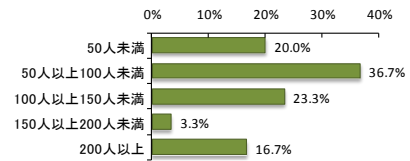
	件数	割合
0.5日間	1	3.3%
1日間	22	73.3%
1.5日間	2	6.7%
2日間	3	10.0%
2.5日間	0	0.0%
3日間	0	0.0%
3.5日間	0	0.0%
4日間	1	3.3%
無回答	1	3.3%
合計	30	100.0%



平均 1.2日間

#### 参加者数(平成27年度内合計)

	件数	割合
50人未満	6	20.0%
50人以上100人未満	11	36.7%
100人以上150人未満	7	23.3%
150人以上200人未満	1	3.3%
200人以上	5	16.7%
合計	30	100.0%

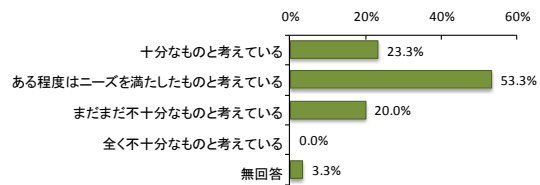


平均 138.5人

②研修内容・ニーズの充足状況

1)実施した研修内容・受講者のニーズの充足状況

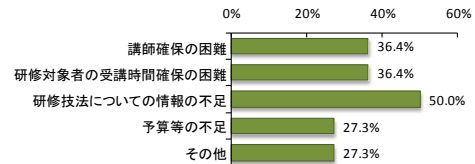
	件数	割合
十分なものと考えている	7	23.3%
ある程度はニーズを満たしたものと考えている	16	53.3%
まだまだ不十分なものと考えている	6	20.0%
全く不十分なものと考えている	0	0.0%
無回答	1	3.3%
合計	30	100.0%



2)その理由

(複数回答)

	件数	割合
講師確保の困難	8	36.4%
研修対象者の受講時間確保の困難	8	36.4%
研修技法についての情報の不足	11	50.0%
予算等の不足	6	27.3%
その他	6	27.3%
全体	22	



3) 研修カリキュラムの組み立てにおいて工夫している点

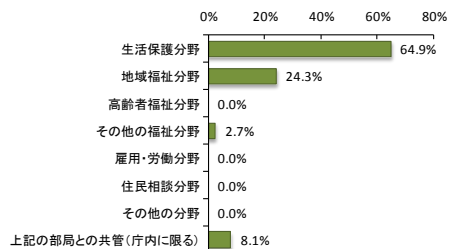
支援・ニーズの把握方法
・国研修受講者を参集して、検討チームの設置(毎年)。 ・国研修のカリキュラムをベースに、県内課題や相談員ニーズに応じた内容にアレンジ。
・日々多忙なケースワークが続いていると支援の視野が狭くなりがちのため、研修に参加することで参加者自身の業務を俯瞰的に振り返ることができるよう、座学による講座に加えて、参加者同士で意見交換を行うことができるグループワークを必ず設けるようにしている。 ・制度理念を意識できるような時間を設けるようにしている。
27年度においては、国研修で講師となった方に県の人材養成研修事業の講師を依頼した。
演習、グループワークを入れ、支援員同士の交流が図れるようにした。
国主催の人材養成研修に参加した(主任)相談支援員に対して、県主催の人材養成研修の講師依頼を行い、研修を受講した者への復習と未受講への者の学習を兼ねることとしている。
国で実施している養成研修の伝達研修として実施しているが、参加しやすいように、研修カリキュラムを厳選して研修期間を短縮して実施している
講師が一方向的に話すだけでなく、グループワーク等を通じて、担当者同士の交流が深まるよう工夫している。
できる限り、現場の支援員が直接役に立つような事例検討をグループワーク形式で実施するようにしている。それにより、他の支援員の考え方や支援手法が理解しやすくなり、また今後の横の連携が行いやすくなる。
より実践的な研修となるよう、事例検討などの演習を中心とした研修内容としている。
具体的事案への対応を中心に、現場ですぐに活用できる部分と主要な理念部分をうまくミックスさせるカリキュラム(内容)とすること。
研修プログラムの立案から実施までを、国養成研修受講者と共同で実施している。
国の人材養成研修のカリキュラムを参考に、重点項目のうち、実践に役立つ部分を抜粋し、カリキュラムを組み立てている。
国の研修受講者にも協力してもらっている。

### Ⅲ. 庁内体制の整備について

#### 7. 生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた庁内体制の構築について

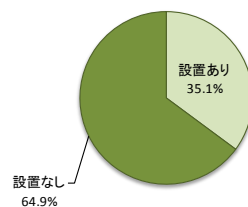
①主要部局の分野

	件数	割合
生活保護分野	24	64.9%
地域福祉分野	9	24.3%
高齢者福祉分野	0	0.0%
その他の福祉分野	1	2.7%
雇用・労働分野	0	0.0%
住民相談分野	0	0.0%
その他の分野	0	0.0%
上記の部局との共管(庁内に限る)	3	8.1%
合計	37	100.0%



②庁内関係部局との具体的な協議の場

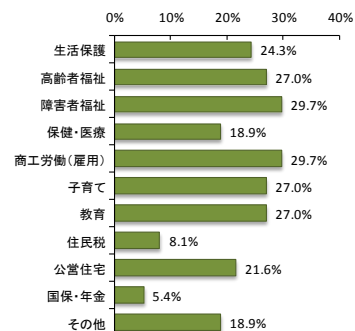
	件数	割合
設置あり	13	35.1%
設置なし	24	64.9%
合計	37	100.0%



協議の場の参加部署

(複数回答)

	件数	割合
生活保護	9	24.3%
高齢者福祉	10	27.0%
障害者福祉	11	29.7%
保健・医療	7	18.9%
商工労働(雇用)	11	29.7%
子育て	10	27.0%
教育	10	27.0%
住民税	3	8.1%
公営住宅	8	21.6%
国保・年金	2	5.4%
その他	7	18.9%
全体	37	







生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査  
【市区町村(福祉事務所設置自治体)】

調査対象：856市区町村(福祉事務所設置自治体)

回収状況：

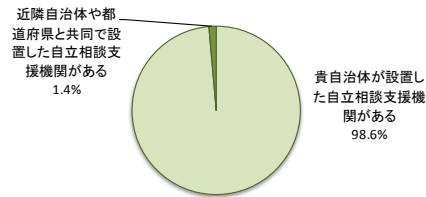
対象数	回収数	回収率
856	576	67.3%

調査期間：平成28年10月20日～11月18日

1. 生活困窮者自立支援制度の実施状況について

①貴自治体内における自立相談支援機関(相談窓口)の設置状況

	件数	割合
貴自治体が設置した自立相談支援機関がある	568	98.6%
近隣自治体や都道府県と共同で設置した自立相談支援機関がある	8	1.4%
合計	576	100.0%



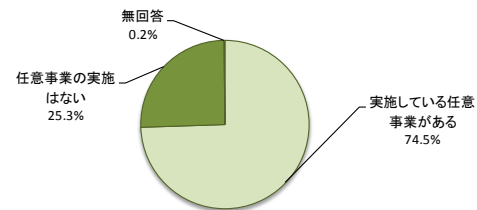
設置箇所数

	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所	5カ所以上	無回答	合計
貴自治体が設置した自立相談支援機関がある	529	17	5	4	7	6	568
	93.1%	3.0%	0.9%	0.7%	1.2%	1.1%	100.0%
近隣自治体や都道府県と共同で設置した自立相談支援機関がある	8	0	0	0	0	0	8
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

平均  
1.3カ所  
1.0カ所

②任意事業の実施有無

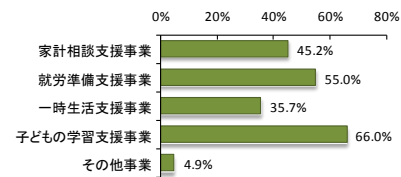
	件数	割合
実施している任意事業がある	429	74.5%
任意事業の実施はない	146	25.3%
無回答	1	0.2%
全体	576	100.0%



③実施している任意事業

(複数回答)

	件数	割合
家計相談支援事業	194	45.2%
就労準備支援事業	236	55.0%
一時生活支援事業	153	35.7%
子どもの学習支援事業	283	66.0%
その他事業	21	4.9%
全体	429	



【実施方法】

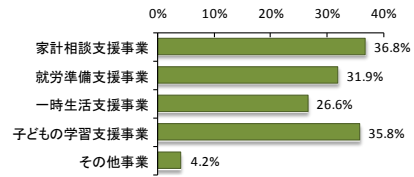
(複数回答)

	単独実施	都道府県との共同実施	近隣市・町村との共同実施	その他	全体
家計相談支援事業	182 93.8%	5 2.6%	0 0.0%	6 3.1%	194
就労準備支援事業	203 86.0%	25 10.6%	12 5.1%	5 2.1%	236
一時生活支援事業	101 66.0%	34 22.2%	22 14.4%	6 3.9%	153
子どもの学習支援事業	264 93.3%	10 3.5%	5 1.8%	4 1.4%	283
その他事業	20 95.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.8%	21

④「実施したい・実施すべきだができていない」任意事業

(複数回答)

	件数	割合
家計相談支援事業	212	36.8%
就労準備支援事業	184	31.9%
一時生活支援事業	153	26.6%
子どもの学習支援事業	206	35.8%
その他事業	24	4.2%
全体	576	



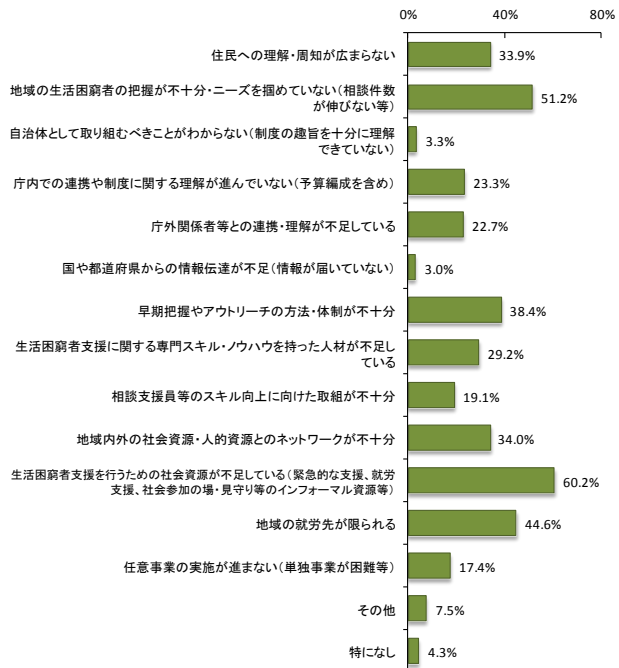
実施できていない理由

	任意事業のニーズ・対象者を見込めない	予算的な制約による	任意事業を実施できる人員が不足	委託できる事業所等が地域に不足	庁内や関係機関等の理解が得られない	その他	無回答	合計
家計相談支援事業	85 40.1%	51 24.1%	23 10.8%	13 6.1%	2 0.9%	27 12.7%	11 5.2%	212 100.0%
就労準備支援事業	77 41.8%	25 13.6%	22 12.0%	32 17.4%	1 0.5%	15 8.2%	12 6.5%	184 100.0%
一時生活支援事業	81 52.9%	25 16.3%	2 1.3%	28 18.3%	1 0.7%	12 7.8%	4 2.6%	153 100.0%
子どもの学習支援事業	73 35.4%	15 7.3%	17 8.3%	31 15.0%	5 2.4%	53 25.7%	12 5.8%	206 100.0%
その他事業	17 70.8%	1 4.2%	2 8.3%	1 4.2%	0 0.0%	1 4.2%	2 8.3%	24 100.0%

⑤生活困窮者支援の取組を進める上での課題

(複数回答)

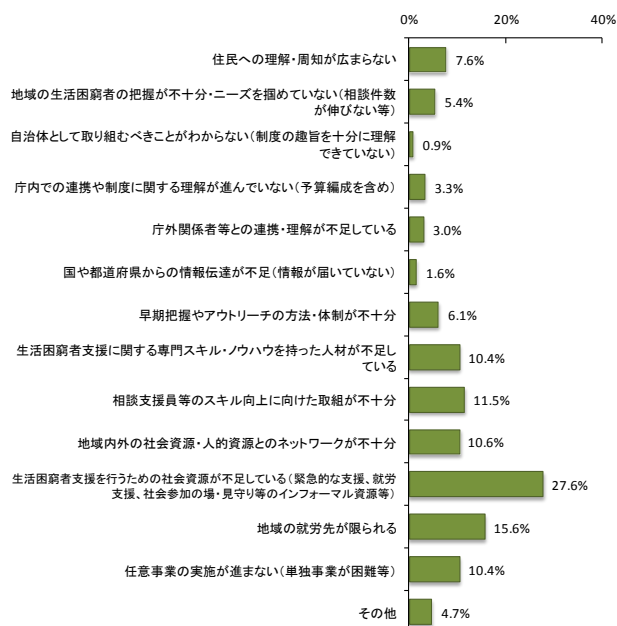
	件数	割合
制度の理解・周知に関する事	住民への理解・周知が広まらない	195 33.9%
	地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(相談件数が伸びない等)	295 51.2%
	自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	19 3.3%
	庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	134 23.3%
	庁外関係者等との連携・理解が不足している	131 22.7%
	国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	17 3.0%
事業の運営に関する事	早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	221 38.4%
	生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	168 29.2%
	相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	110 19.1%
	地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	196 34.0%
	生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等)	347 60.2%
地域の就労先が限られる	257 44.6%	
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	100 17.4%	
その他	43 7.5%	
特になし	25 4.3%	
全体	576	



⑥特に都道府県に支援してほしいと思う課題

(複数回答)

	件数	割合
制度の理解・周知に関する事	住民への理解・周知が広まらない	44 7.6%
	地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掘めていない(相談件数が伸びない等)	31 5.4%
	自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	5 0.9%
	庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	19 3.3%
	庁外関係者等との連携・理解が不足している	17 3.0%
	国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	9 1.6%
事業の運営に関する事	早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	35 6.1%
	生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	60 10.4%
	相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	66 11.5%
	地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	61 10.6%
	生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等)	159 27.6%
	地域の就労先が限られる	90 15.6%
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	60 10.4%	
その他	27 4.7%	
全体	576	

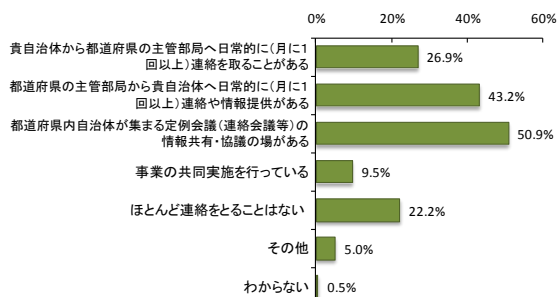


## 2. 都道府県との連携状況について

### ①現状での都道府県との連携状況

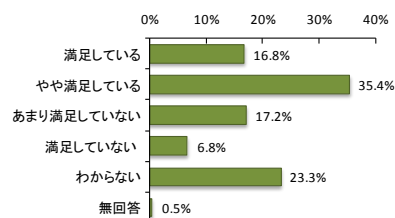
(複数回答)

	件数	割合
貴自治体から都道府県の主管部局へ日常的に(月に1回以上)連絡を取ることがある	155	26.9%
都道府県の主管部局から貴自治体へ日常的に(月に1回以上)連絡や情報提供がある	249	43.2%
都道府県内自治体が集まる定例会議(連絡会議等)の情報共有・協議の場がある	293	50.9%
事業の共同実施を行っている	55	9.5%
ほとんど連絡をとることはない	128	22.2%
その他	29	5.0%
わからない	3	0.5%
全体	576	



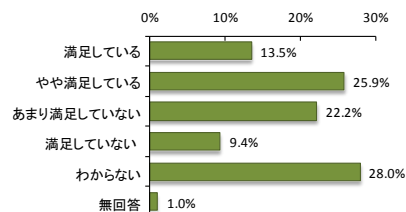
### ②都道府県からの情報提供についての満足度

	件数	割合
満足している	97	16.8%
やや満足している	204	35.4%
あまり満足していない	99	17.2%
満足していない	39	6.8%
わからない	134	23.3%
無回答	3	0.5%
合計	576	100.0%



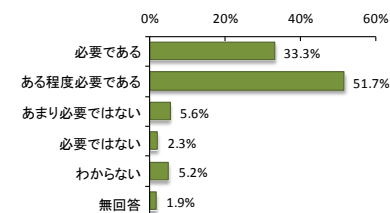
### ③都道府県によるサポート(バックアップ)の状況に対する満足度

	件数	割合
満足している	78	13.5%
やや満足している	149	25.9%
あまり満足していない	128	22.2%
満足していない	54	9.4%
わからない	161	28.0%
無回答	6	1.0%
合計	576	100.0%



### ④都道府県の支援の必要性

	件数	割合
必要である	192	33.3%
ある程度必要である	298	51.7%
あまり必要ではない	32	5.6%
必要ではない	13	2.3%
わからない	30	5.2%
無回答	11	1.9%
合計	576	100.0%

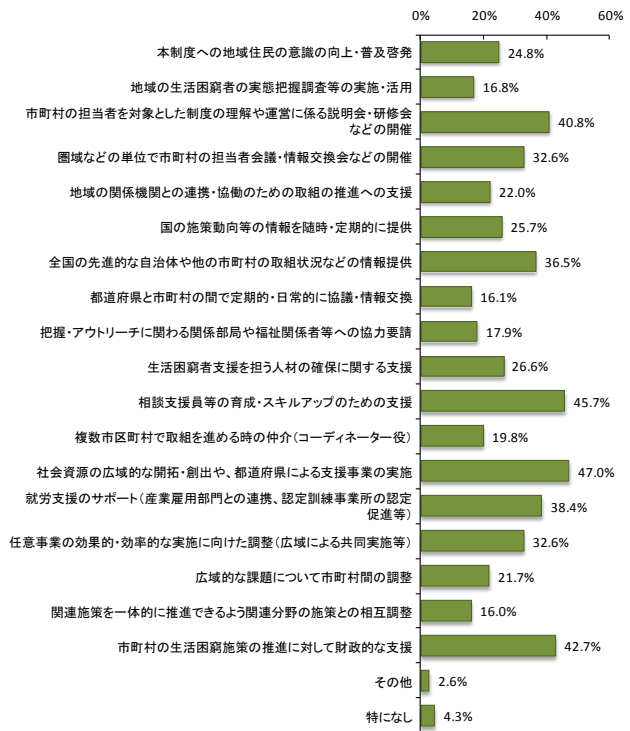


### 3. 都道府県に期待する役割(実施してほしい事業等)について

#### ①効果的に事業を運用していくため、都道府県として実施してほしい事業

(複数回答)

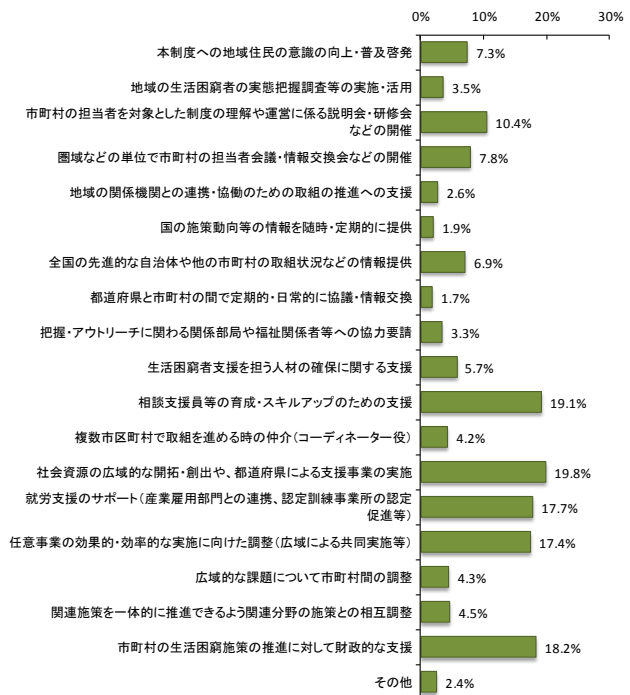
	件数	割合
本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	143	24.8%
地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	97	16.8%
市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会・研修会などの開催	235	40.8%
圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	188	32.6%
地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	127	22.0%
国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	148	25.7%
全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	210	36.5%
都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	93	16.1%
把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	103	17.9%
生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	153	26.6%
相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	263	45.7%
複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)	114	19.8%
社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	271	47.0%
就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)	221	38.4%
任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)	188	32.6%
広域的な課題について市町村間の調整	125	21.7%
関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	92	16.0%
市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	246	42.7%
その他	15	2.6%
特になし	25	4.3%
全体	576	



#### ②特に都道府県に実施してほしいと思う事業

(複数回答)

	件数	割合
本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	42	7.3%
地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	20	3.5%
市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会・研修会などの開催	60	10.4%
圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催	45	7.8%
地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援	15	2.6%
国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供	11	1.9%
全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	40	6.9%
都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	10	1.7%
把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請	19	3.3%
生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援	33	5.7%
相談支援員等の育成・スキルアップのための支援	110	19.1%
複数市区町村で取組を進める時の仲介(コーディネーター役)	24	4.2%
社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施	114	19.8%
就労支援のサポート(産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等)	102	17.7%
任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整(広域による共同実施等)	100	17.4%
広域的な課題について市町村間の調整	25	4.3%
関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整	26	4.5%
市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援	105	18.2%
その他	14	2.4%
全体	576	





## 生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査 【町村】

調査対象：885町村

回収状況：

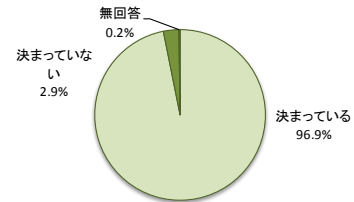
調査期間：平成28年10月20日～11月18日

対象数	回収数	回収率
885	445	50.3%

### 1. 組織体制に関すること

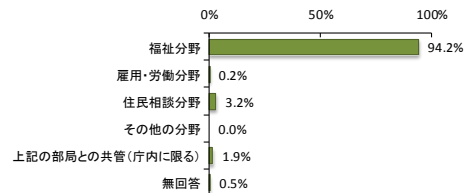
#### ①生活困窮者自立支援制度に関する業務担当

	件数	割合
決まっている	431	96.9%
決まっていない	13	2.9%
無回答	1	0.2%
合計	445	100.0%



#### ②生活困窮者自立支援制度に関する業務担当者が所属する部局

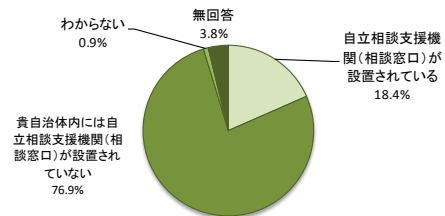
	件数	割合
福祉分野	406	94.2%
雇用・労働分野	1	0.2%
住民相談分野	14	3.2%
その他の分野	0	0.0%
上記の部局との共管(庁内に限る)	8	1.9%
無回答	2	0.5%
合計	431	100.0%



### 2. 生活困窮者自立支援制度の実施状況について

#### ①貴自治体内における自立相談支援機関(相談窓口)の設置状況

	件数	割合
自立相談支援機関(相談窓口)が設置されている	82	18.4%
貴自治体内には自立相談支援機関(相談窓口)が設置されていない	342	76.9%
わからない	4	0.9%
無回答	17	3.8%
合計	445	100.0%



#### 設置箇所数

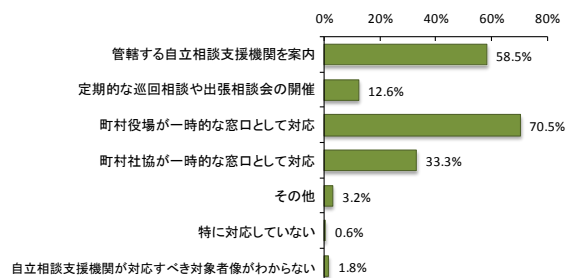
	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所	5カ所以上	無回答	合計
設置箇所数	73	4	0	0	0	5	82
	89.0%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	6.1%	100.0%

平均  
1.1カ所

#### ②自立相談支援機関が対応すべきと考えられる住民からの相談への対応

(複数回答)

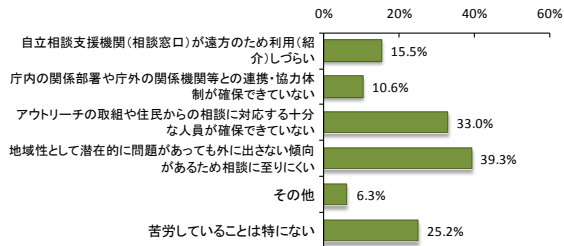
	件数	割合
管轄する自立相談支援機関を案内	200	58.5%
定期的な巡回相談や出張相談会の開催	43	12.6%
町村役場が一時的な窓口として対応	241	70.5%
町村社協が一時的な窓口として対応	114	33.3%
その他	11	3.2%
特に対応していない	2	0.6%
自立相談支援機関が対応すべき対象者がわからない	6	1.8%
全体	342	



③生活に困窮している住民を把握し、自立相談支援機関(相談窓口)につなげるにあたって苦労している点

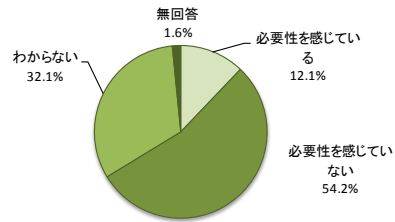
(複数回答)

	件数	割合
自立相談支援機関(相談窓口)が遠方のため利用(紹介)しづらい	69	15.5%
庁内の関係部署や庁外の関係機関等との連携・協力体制が確保できていない	47	10.6%
アウトリーチの取組や住民からの相談に対応する十分な人員が確保できていない	147	33.0%
地域性として潜在的に問題があっても外に出さない傾向があるため相談に至りにくい	175	39.3%
その他	28	6.3%
苦労していることは特にない	112	25.2%
全体	445	



④生活困窮者の相談窓口を、貴自治体として独自に設置する必要性

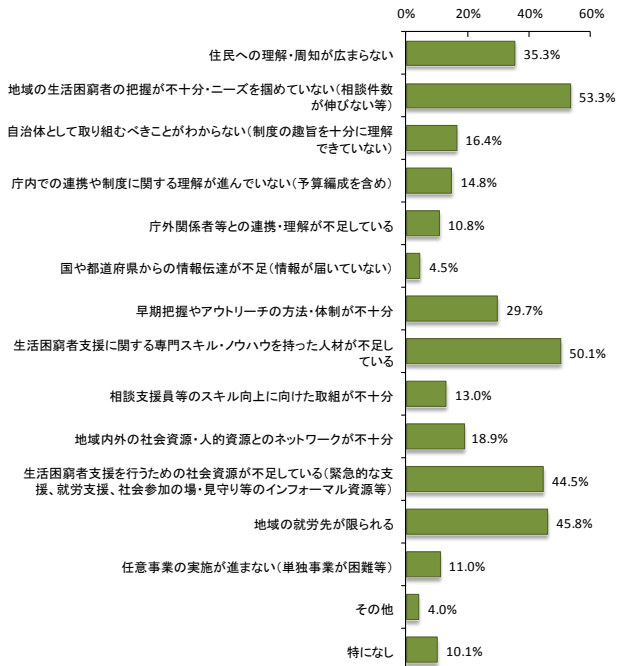
	件数	割合
必要性を感じている	54	12.1%
必要性を感じていない	241	54.2%
わからない	143	32.1%
無回答	7	1.6%
合計	445	100.0%



⑤生活困窮者支援の取組を進める上での課題

(複数回答)

	件数	割合	
制度の理解・周知に関する事	住民への理解・周知が広まらない	157	35.3%
	地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(相談件数が伸びない等)	237	53.3%
	自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	73	16.4%
	庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	66	14.8%
	庁外関係者等との連携・理解が不足している	48	10.8%
	国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	20	4.5%
	早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	132	29.7%
事業の運営に関する事	生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	223	50.1%
	相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	58	13.0%
	地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	84	18.9%
	生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等)	198	44.5%
	地域の就労先が限られる	204	45.8%
	任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	49	11.0%
	その他	18	4.0%
特になし	45	10.1%	
全体	445		

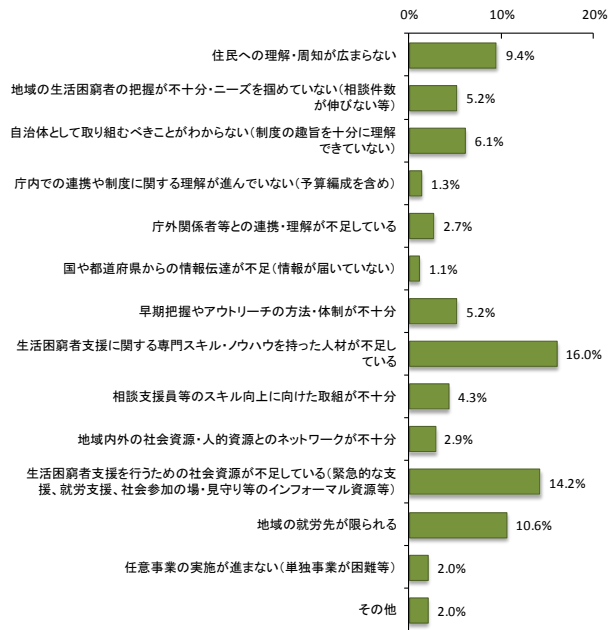




⑥特に都道府県に支援してほしいと思う課題

(複数回答)

		件数	割合
制度の理解・周知に関する事	住民への理解・周知が広まらない	42	9.4%
	地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掘り出していない(相談件数が伸びない等)	23	5.2%
	自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	27	6.1%
	庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	6	1.3%
	庁外関係者等との連携・理解が不足している	12	2.7%
	国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	5	1.1%
	早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	23	5.2%
事業の運営に関する事	生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	71	16.0%
	相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	19	4.3%
	地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	13	2.9%
	生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、就労支援、社会参加の場、見守り等のインフォーマル資源等)	63	14.2%
	地域の就労先が限られる	47	10.6%
	任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	9	2.0%
	その他	9	2.0%
全体	445		

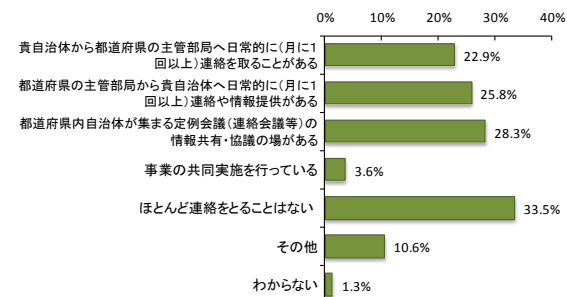


3. 都道府県との連携状況について

①現状での都道府県との連携状況

(複数回答)

	件数	割合
貴自治体から都道府県の主管部局へ日常的に(月に1回以上)連絡を取ることがある	102	22.9%
都道府県の主管部局から貴自治体へ日常的に(月に1回以上)連絡や情報提供がある	115	25.8%
都道府県内自治体が集まる定例会議(連絡会議等)の情報共有・協議の場がある	126	28.3%
事業の共同実施を行っている	16	3.6%
ほとんど連絡をとることはない	149	33.5%
その他	47	10.6%
わからない	6	1.3%
全体	445	



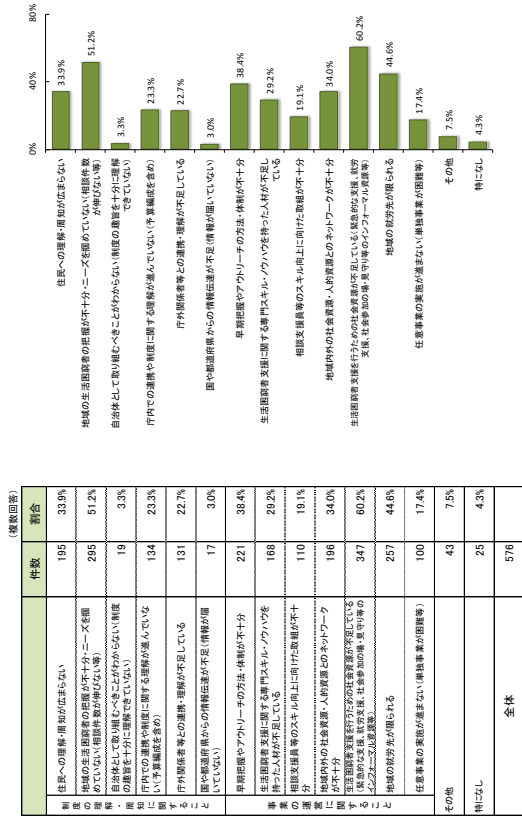


生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査 アンケート集計結果の対比

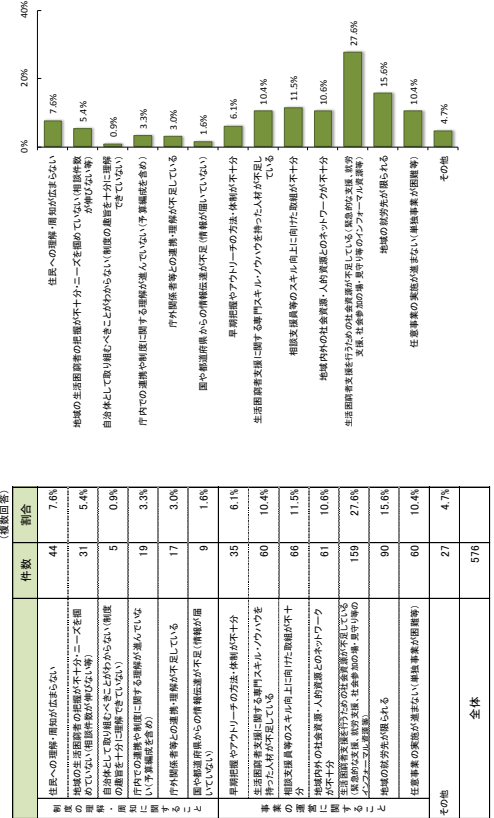
(1) 都道府県/市部

【市部】

- 生活困窮者自立支援制度の実施状況について
- 生活困窮者支援の取組を進めるうえでの課題

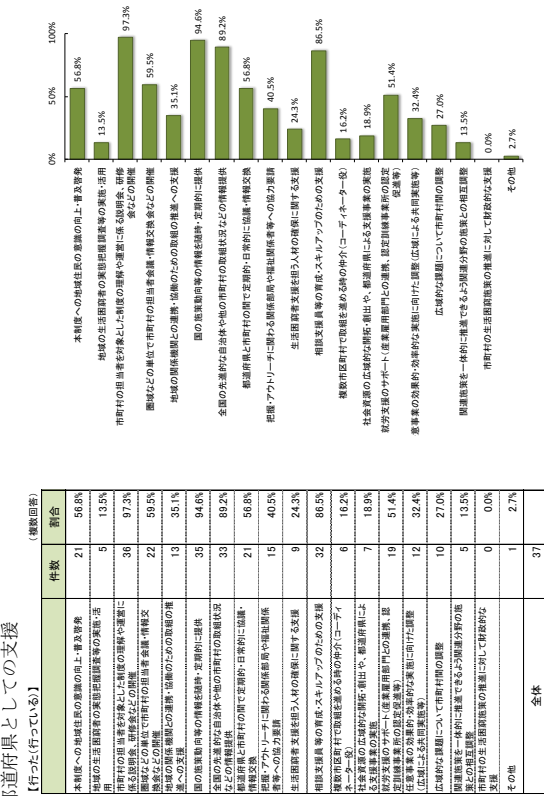


⑥特に都道府県に支援して欲しいと思う課題

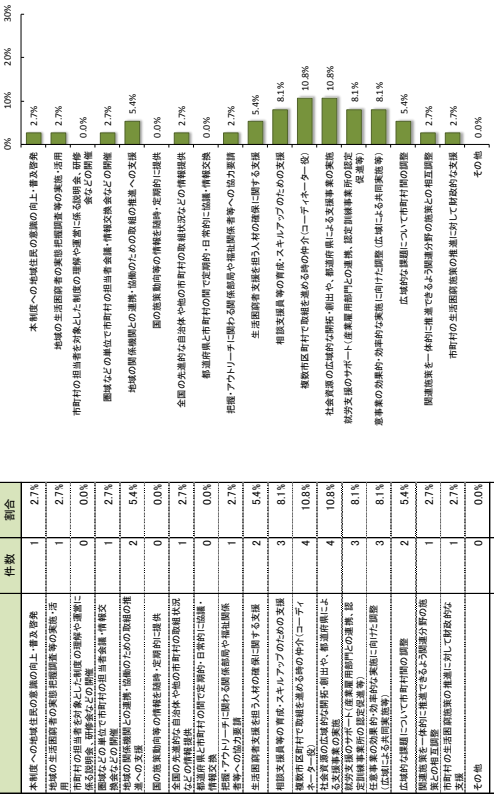


【都道府県】

- 広域行政としての都道府県下自治体に対する取組サポートに関すること
- 管内の福祉事務所設置自治体に対する支援状況について
- 都道府県としての支援



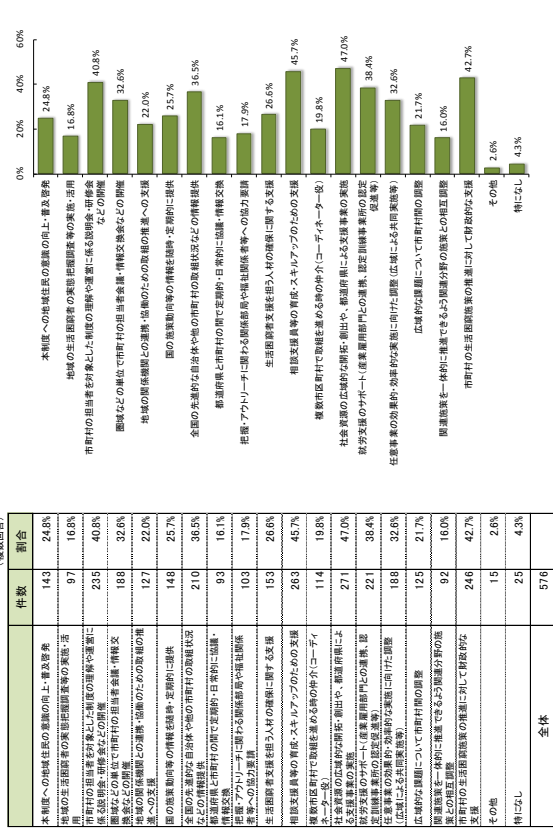
【実施を検討中】



対比表

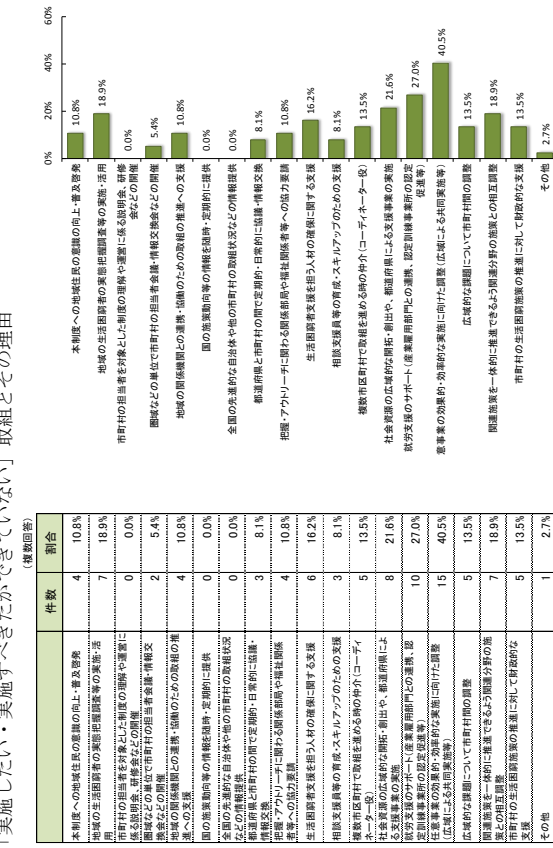
【市部】

3. 都道府県に期待する役割（実施してほしい事業等）について  
 ①効果的に運用していくため、都道府県に実施して欲しい事業

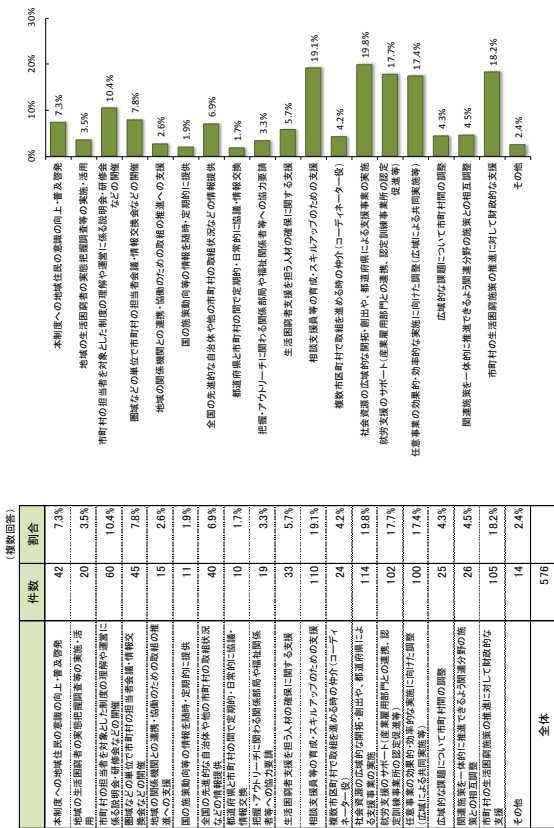


【都道府県】

II. 広域行政としての都道府県下自治体に対する取組サポートに関すること  
 4. 管内の福祉事務所設置自治体に対する支援状況について  
 ③「実施したい・実施すべきだができていない」取組とその理由



②特に都道府県に実施して欲しいと思う事業



【実施できていない理由】

理由	自治体から要望がないため	予算不足等の制約による	実施する体制が整っていない	その他	合計
1. 本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発	0	0	3	1	4
2. 地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用	1	0	5	1	7
3. 市町村の担当者対象とした制度の理解や課題に係る説明会、研修会などの開催	14	0	71	14	100
4. 市町村の担当者対象とした制度の理解や課題に係る説明会、研修会などの開催	0	0	0	0	0
5. 関係などの単位で市町村の担当者対象・情報交換などの開催	0	0	1	0	1
6. 地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進	0	0	50	0	50
7. 全国的先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供	25	0	78	0	103
8. 都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換	33	0	33	0	66
9. 把握・フォローアップに関する関係部署や関係機関等への協力要請	0	0	75	0	75
10. 生活困窮者支援を行う人材の確保に関する取組	16	16	66	0	88
11. 相談支援員の育成・スキルアップのための取組	0	0	100	0	100
12. 複数市町村間で取組を進めるための仲介（コーディネーター役）	20	0	60	0	80
13. 社会資源の広域的な活用・創出や、都道府県による支援事業の実施	12	25	37	12	86
14. 財政支援のサポート（産業界関係者との連携、認定訓練事業所の認定促進等）	0	0	60	10	70
15. 任意事業の効果的・効率的な実施に向けた取組（広域による共同実施等）	26	20	33	0	79
16. 広域的な課題について市町村間の取組	40	20	2	0	62
17. 関係部署を一体的に推進できるよう関係部署の連携への取組	14	3	71	0	88
18. 市町村の生活困窮者の推進に対して財政的な支援	100	0	0	0	100
その他					

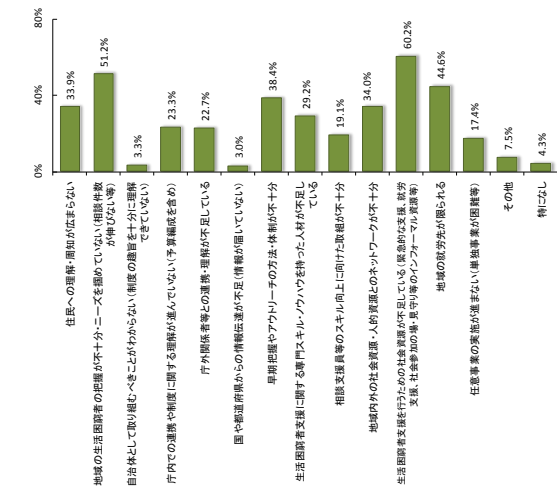
(2) 市部ノ町村

【市部】

1. 生活困窮者自立支援制度の実施状況について

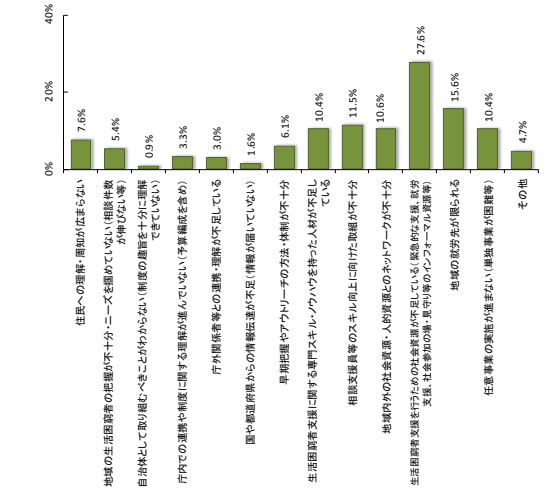
⑤生活困窮者支援の取組を進めるうえでの課題

制 度 の 理 由	件数	割合
住民への理解・周知が広まらない	195	39.9%
地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(相談件数が伸びない等)	205	51.2%
自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	19	3.3%
庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	134	23.3%
庁外関係者等との連携・理解が不足している	131	22.7%
国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	17	3.0%
早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	221	38.4%
生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	168	29.2%
相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	110	19.1%
地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	196	34.0%
生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、放課後・放学支援、社会参加の場、見守り等のインフォーマル支援等)	347	60.2%
地域の取組先が限られる	257	44.6%
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	100	17.4%
その他	43	7.5%
特になし	25	4.3%
全体	576	



⑥特に都道府県に支援して欲しいと思う課題

制 度 の 理 由	件数	割合
住民への理解・周知が広まらない	44	7.6%
地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(相談件数が伸びない等)	31	5.4%
自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	5	0.9%
庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	19	3.3%
庁外関係者等との連携・理解が不足している	17	3.0%
国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	9	1.6%
早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	35	6.1%
生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	60	10.4%
相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	66	11.5%
地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	61	10.6%
生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、放課後・放学支援、社会参加の場、見守り等のインフォーマル支援等)	159	27.6%
地域の取組先が限られる	90	15.6%
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	60	10.4%
その他	27	4.7%
全体	576	

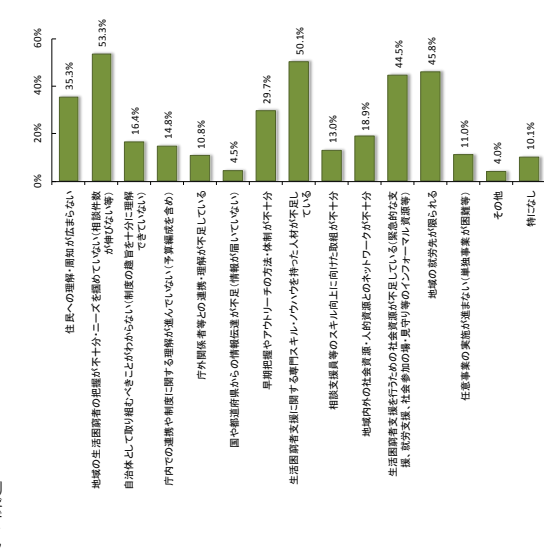


【町村】

2. 生活困窮者自立支援制度の実施状況について

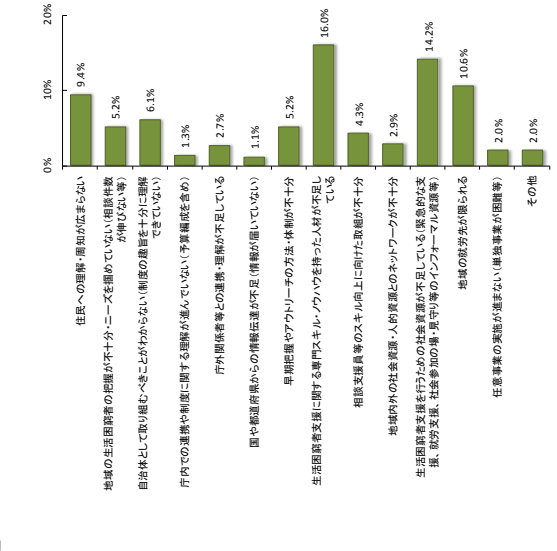
⑤生活困窮者支援の取組を進めるうえでの課題

制 度 の 理 由	件数	割合
住民への理解・周知が広まらない	157	35.3%
地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(相談件数が伸びない等)	237	53.3%
自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	73	16.4%
庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	66	14.8%
庁外関係者等との連携・理解が不足している	48	10.8%
国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	20	4.5%
早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	132	29.7%
生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	223	50.1%
相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	98	13.0%
地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	84	18.9%
生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、放課後・放学支援、社会参加の場、見守り等のインフォーマル支援等)	198	44.5%
地域の取組先が限られる	204	45.8%
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	49	11.0%
その他	18	4.0%
特になし	45	10.1%
全体	445	



⑥特に都道府県に支援して欲しいと思う課題

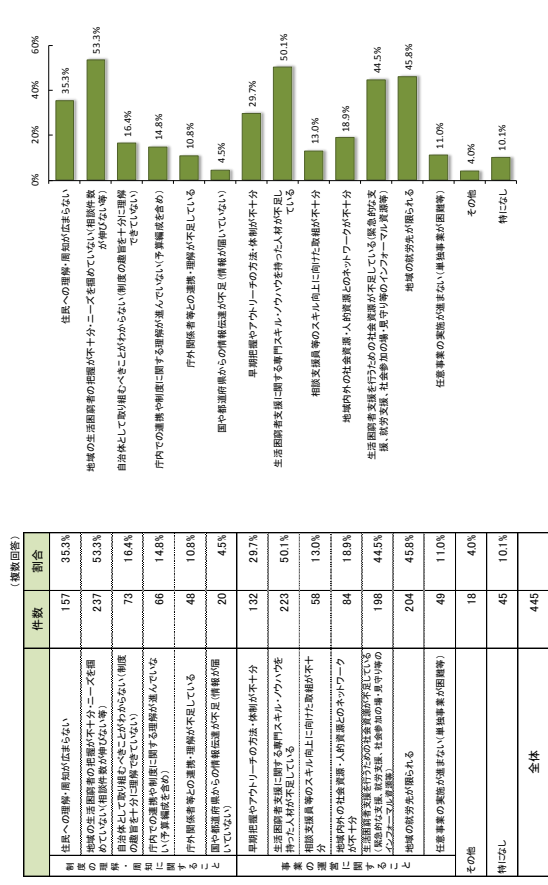
制 度 の 理 由	件数	割合
住民への理解・周知が広まらない	42	9.4%
地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない(相談件数が伸びない等)	23	5.2%
自治体として取り組むべきことがわからない(制度の趣旨を十分に理解できていない)	27	6.1%
庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない(予算編成を含め)	6	1.3%
庁外関係者等との連携・理解が不足している	12	2.7%
国や都道府県からの情報伝達が不足(情報が届いていない)	5	1.1%
早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分	23	5.2%
生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している	71	16.0%
相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分	19	4.3%
地域内外の社会資源・人的資源とのネットワークが不十分	13	2.9%
生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している(緊急的な支援、放課後・放学支援、社会参加の場、見守り等のインフォーマル支援等)	63	14.2%
地域の取組先が限られる	47	10.6%
任意事業の実施が進まない(単独事業が困難等)	9	2.0%
その他	9	2.0%
全体	445	



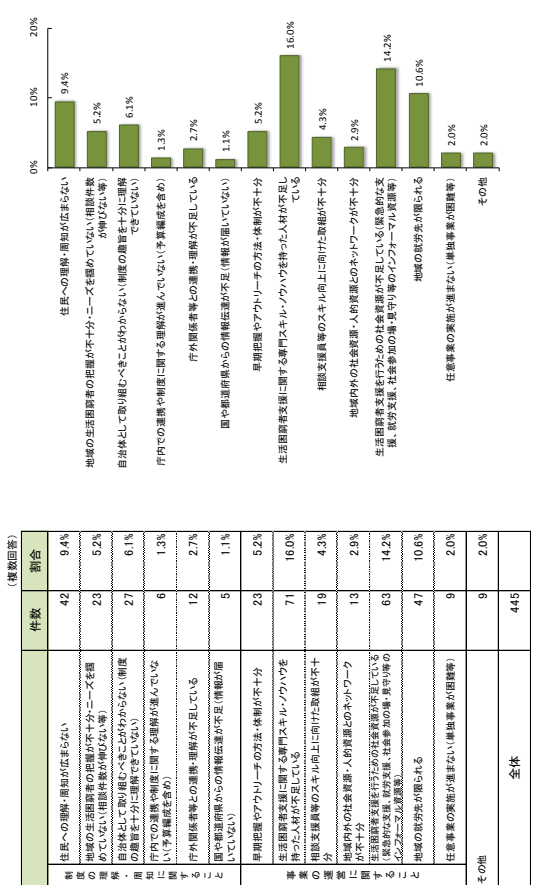
(3) 都道府県／町村

【町村】

2. 生活困窮者自立支援制度の実施状況について  
 ⑤生活困窮者支援の取り組みを進めるうえでの課題

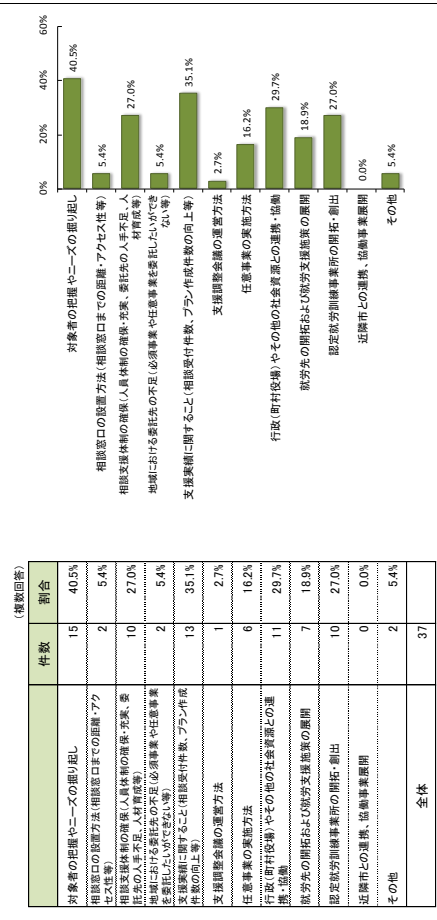


⑥特に都道府県に支援して欲しいと思う課題



【都道府県】

1. 広域行政としての都道府県下自治体に対する取組サポートに関すること  
 3. 都道府県が実施主体となっている圏域における事業実施の課題について  
 ①生活困窮者自立支援制度施行から現在までの事業実施に係る課題





## 生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査 【都道府県調査票】

当会では、厚生労働省による平成 28 年度社会福祉推進事業として「生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究」を実施することとなりました。

本調査研究では、生活困窮者自立支援制度を推進するうえでの都道府県の役割として、①福祉事務所設置自治体として自立相談支援事業を実施する、②広域行政として都道府県下自治体が効果的に事業を運用していくための支援を行うという視点に基づき、全国 47 都道府県における課題や取組を把握・整理し、都道府県が担うべき役割を十分に発揮できる仕組み・体制等について全国自治体の参考となる資料を取りまとめることを目的としています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、生活困窮者自立支援制度の実施にご尽力されている貴自治体におきましても、本調査の趣旨をご理解いただき、本アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

### 【回収について】

記入の済んだ調査票については、**11月18日(金)まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂か、下記「調査票の提出先」まで FAX にてご返送ください。

### 【ご記入に際して】

1. 本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
2. 特に断りのない場合は、**平成 28 年 10 月 1 日時点**での回答をお願いします。

### 【調査結果について】

1. 調査結果は、報告書としてまとめ、平成 29 年 4 月以降に公表されますので、本アンケート調査にご回答いただきましたご担当者様宛に E-mail でご連絡します。
2. 本調査結果等を踏まえ、平成 29 年の 1～2 月頃に、都道府県ご担当者様を対象としたセミナーを開催する予定です。詳細が決まりましたら、あらためてご案内します。

### 【調査票のダウンロード】

ご郵送した調査票（アンケート用紙）の電子ファイルを以下よりダウンロード可能です。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送にて、または、下記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。

<http://www.hit-north.or.jp/webdata/001.html>

### 【調査に関するお問い合わせ先】

一般社団法人北海道総合研究調査会（略称：HIT）<sup>ヒット</sup>東京事務所（担当：辻、鈴木）  
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-8-2 新橋ウエストビル 6F  
TEL:03-5472-7337（9：30～17：30） FAX:03-5472-8330

### 【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 医療介護研究部 都道府県アンケート調査担当  
〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 毎日札幌会館 3 階  
TEL:011-222-3669 FAX:011-222-4105 E-mail:seikatsu@hit-north.or.jp

都道府県名			
担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X	
E-mail			

## ■アンケート調査票の構成について

本アンケート調査は、以下のⅠ～Ⅲの構成になっています。

なお、管内自治体全てが自立相談支援事業の実施主体となっている都道府県におかれましては、P7「Ⅱ. 広域行政としての都道府県下自治体に対する取組サポートに関すること」からの設問にお答えください。（※「Ⅰ. 福祉事務所設置自治体としての自立相談支援事業等の取組に関すること」（P3～6）はご記入いただかなくて結構です）

### アンケート調査票の構成

P3～	Ⅰ. 福祉事務所設置自治体としての自立相談支援事業等の取組に関すること
P7～	Ⅱ. 広域行政としての都道府県下自治体に対する取組サポートに関すること
P11～	Ⅲ. 庁内体制の整備について



## I. 福祉事務所設置自治体としての自立相談支援事業等の取組に関すること

### 1. 自立相談支援事業の実施体制について

①貴自治体の実施主体となる自立相談支援事業では、どのような圏域を設定していますか。

- 1. 町村ごとに設定
- 2. 複数町村からなる圏域を設定
- 3. 町村ごとと、複数町村からなる圏域の両方を設定
- 4. その他 ( )

②上記①で、「2. 複数町村からなる圏域を設定」「3. 町村ごとと、複数町村からなる圏域の両方を設定」と回答した方にお聞きします。自立相談支援事業の「圏域」は、どのような範囲に設定しましたか。(いくつかの圏域を組み合わせている場合は、あてはまるもの全てに○をしてください)

- 1. 県福祉事務所の所管圏域
- 2. 地方事務所等の圏域 (※「1. 福祉事務所の所管圏域」と重複しない場合)
- 3. 人口規模(約 万人)で区分した圏域
- 4. 他の行政計画(具体的に: )の圏域を活用
- 5. その他 ( )

③上記①で、「2. 複数町村からなる圏域を設定」「3. 町村ごとと、複数町村からなる圏域の両方を設定」と回答した方にお聞きします。「圏域」における自立相談支援機関の具体的な設置状況として、あてはまるものをお答えください。(あてはまるもの全てに○をつけてください)

- 1. 圏域内の町村に設置している
- 2. 圏域外の自治体に設置している (※共同設置、相談窓口の共用を含む)
- 3. その他 ( )

④自立相談支援機関の設置がない町村における住民からの相談に、どのように対応していますか。(あてはまるもの全てに○をつけてください)

※常設の相談窓口についてのみお答えください。(出張相談会や自立相談支援機関へのつなぎ・連絡調整のみを主な役割としている町村窓口を除く)

- 1. 管轄する自立相談支援機関を案内(圏域内の設置町村や、市と共同設置の窓口等)
- 2. 定期的な巡回相談や出張相談会の開催
- 3. 町村役場が一次的な窓口として対応
- 4. 町村社協が一次的な窓口として対応
- 5. その他 ( )
- 6. 特に対応していない
- 7. 全ての管轄町村に自立相談支援機関を設置している

## 2. 任意事業の取組状況について

①都道府県の事業として、任意事業を実施していますか。

1. 何らかの任意事業を実施している、または実施を検討中 2. いずれの圏域でも任意事業を実施していないが、今後、実施を検討中 3. いずれの圏域でも任意事業を実施しておらず、今後も実施予定なし →「実施していない理由」へ
--

②実施している、または実施を検討中の任意事業に○をつけて、その実施方法（予定を含む）としてあてはまるものに○をつけてください。また、現在実施していない任意事業について、実施していない理由を下記1～6より選び、あてはまるもの全てに○をつけてください（実施を検討中のものも含む）。なお、「実施方法」、「実施していない理由」でそれぞれ「3. その他」、「6. その他」を選んだ方は具体的な理由も併せてご記入ください。

	実施している	実施を検討中	実施方法	実施していない理由 (あてはまるもの全てに○)
1. 家計相談支援事業			1. 県・町村の単独実施 2. 拠点市等との共同実施 3. その他 ( )	
2. 就労準備支援事業			1. 県・町村の単独実施 2. 拠点市等との共同実施 3. その他 ( )	
3. 一時生活支援事業			1. 県・町村の単独実施 2. 拠点市等との共同実施 3. その他 ( )	
4. 子どもの学習支援事業			1. 県・町村の単独実施 2. 拠点市等との共同実施 3. その他 ( )	
5. その他事業			1. 県・町村の単独実施 2. 拠点市等との共同実施 3. その他 ( )	

任意事業を実施していない理由

1. 任意事業の町村部でのニーズ・対象者を見込めない 2. 実施したいと考えているものの予算的な制約による 3. 任意事業を実施できる人員が不足 4. 委託できる事業所等が地域に不足 5. 町村行政や関係機関等の理解が得られない 6. その他 ( )
--

### 3. 都道府県が実施主体となっている圏域における事業実施の課題について

①都道府県が実施主体となっている圏域における、生活困窮者自立支援制度の施行から現在までの事業実施に係る課題として、特にあてはまるものを3つまで選び、その課題の具体的な内容と、課題解決に向けた取組状況を下欄にご記入ください。

1. 対象者の把握やニーズの掘り起し
2. 相談窓口の設置方法（相談窓口までの距離・アクセス性等）
3. 相談支援体制の確保（人員体制の確保・充実、委託先の人手不足、人材育成等）
4. 地域における委託先の不足（必須事業や任意事業を委託したいができない等）
5. 支援実績に関すること（相談受付件数、プラン作成件数の向上等）
6. 支援調整会議の運営方法
7. 任意事業の実施方法
8. 行政（町村役場）やその他の社会資源との連携・協働
9. 就労先の開拓および就労支援施策の展開
10. 認定就労訓練事業所の開拓・創出
11. 近隣市との連携、協働事業展開
12. その他（）

番号	具体的な課題／課題解決に向けた取組状況	
	具体的な課題	
	課題解決に向けた取組状況	<p> <input type="checkbox"/> 1. 課題解決に向けて取り組んでいる（これまで取り組んだことがある）  <input type="checkbox"/> 2. 現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中  <input type="checkbox"/> 3. 特に行っていない・未定         </p> <p>→ 具体的な内容（※「1」「2」を選択した場合）</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>

番号	具体的な課題／課題解決に向けた取組状況	
	具体的な課題	
	課題解決に向けた取組状況	<p data-bbox="486 600 1412 716">           1. 課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)            2. 現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中            3. 特に行っていない・未定         </p> <p data-bbox="486 734 1082 768">→ 具体的な内容 (※「1」「2」を選択した場合)</p> <div data-bbox="547 775 1406 1037" style="border: 1px solid black; height: 117px; width: 538px;"></div>

番号	具体的な課題／課題解決に向けた取組状況	
	具体的な課題	
	課題解決に向けた取組状況	<p data-bbox="486 1431 1412 1547">           1. 課題解決に向けて取り組んでいる(これまで取り組んだことがある)            2. 現在は取り組んでいないが、実施に向けて検討中            3. 特に行っていない・未定         </p> <p data-bbox="486 1565 1082 1599">→ 具体的な内容 (※「1」「2」を選択した場合)</p> <div data-bbox="547 1606 1406 1868" style="border: 1px solid black; height: 117px; width: 538px;"></div>

## Ⅱ. 広域行政としての都道府県下自治体に対する取組サポートに関すること

### 4. 管内の福祉事務所設置自治体に対する支援状況について

①管内の福祉事務所設置自治体が効果的に事業を運用していくため、都道府県としてどのような支援を行いましたか（行っていますか）。以下の1～19について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

また、「実施を検討中」の支援内容についても、あてはまるもの全てに○をつけてください。

番号	項目	行った (行っている)	実施を 検討中
1	本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発		
2	地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用		
3	市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会、研修会などの開催		
4	圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催		
5	地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援		
6	国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供		
7	全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供		
8	都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換		
9	把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請		
10	生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援		
11	相談支援員等の育成・スキルアップのための支援		
12	複数市区町村で取組を進める時の仲介（コーディネーター役）		
13	社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施		
14	就労支援のサポート（産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等）		
15	任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整（広域による共同実施等）		
16	広域的な課題について市町村間の調整		
17	関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整		
18	市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援		
19	その他（ ）		

②前ページ①で「行った（行っている）」に○をつけた自治体支援に関する取組のうち、特に効果があがっている支援策を3つまで選び、その番号及び具体的な内容・効果を下欄へご記入ください。

番号	具体的な取組内容・効果

③管内の福祉事務所設置自治体への支援において、「実施したい・実施すべきだができていない」取組はありますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

また、それぞれについて「実施できていない理由」として最もあてはまるもの1つを、下記1～5の選択肢より選び、その番号に○をつけてください（「5. その他」を選んだ方は具体的な理由も併せてご記入ください）。

番号	項目	実施したい・実施すべきだができていない取組に○	実施できていない理由（1つだけ○）
1	本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発		1・2・3・4・5 ( )
2	地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用		1・2・3・4・5 ( )
3	市町村の担当者を対象とした説明会、研修会などの開催		1・2・3・4・5 ( )
4	圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催		1・2・3・4・5 ( )
5	地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援		1・2・3・4・5 ( )
6	国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供		1・2・3・4・5 ( )
7	全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供		1・2・3・4・5 ( )
8	都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換		1・2・3・4・5 ( )
9	把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請		1・2・3・4・5 ( )
10	生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援		1・2・3・4・5 ( )
11	相談支援員等の育成・スキルアップのための支援		1・2・3・4・5 ( )
12	管内の福祉事務所設置自治体や近隣町村のネットワーク構築の仲介・サポート		1・2・3・4・5 ( )
13	社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施		1・2・3・4・5 ( )
14	就労支援のサポート（産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等）		1・2・3・4・5 ( )
15	任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整（広域による共同実施等）		1・2・3・4・5 ( )
16	広域的な課題について市町村間の調整		1・2・3・4・5 ( )
17	関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整		1・2・3・4・5 ( )
18	市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援		1・2・3・4・5 ( )
19	その他（ )		1・2・3・4・5 ( )

実施できていない理由（下欄の選択肢より最もあてはまる番号に1つだけ○をつけてください）

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. 自治体から要請がないため    | 2. 予算状況等の制約による |
| 3. 実施する体制が整っていないため | 4. ニーズが不明      |
| 5. その他（ )          |                |

④その他、自治体支援に関して工夫した(している)点などがあればご記入ください。(自由記入)

**5. 管内の福祉事務所設置自治体が必要とする支援・ニーズの把握方法について**

・前項「4. 管内の福祉事務所設置自治体に対する支援状況について」(P7～)で回答いただいたような自治体支援の取組の検討にあたり、どのような方法で市町村が必要とする支援・ニーズを把握しましたか。(自由記入)

例) 市町村が参加する連絡会議等の場での検討・ニーズ把握、調査によるニーズ把握

**6. 人材育成に関わる取組の実施状況について**

①都道府県研修の平成27年度の実施状況をご回答ください。

実施有無	1. 実施済み 2. 未実施・今後実施予定 ⇒P11.Ⅲの「7」へ		
実施回数 (H27年度内合計)	_____回	研修日程 (1回あたり)	_____日間
参加者数	合計(延べ)_____人(※平成27年度内合計)		

②研修内容・ニーズの充足状況

1) 実施した研修の内容・受講者ニーズの充足状況として、最もあてはまるものを1つ選び、○をつけてください。

- 1. 十分なものと考えている
  - 2. ある程度はニーズを満たしたものと考えている
  - 3. まだまだ不十分なものと考えている
  - 4. 全く不十分なものと考えている

2) 「1. 十分なものと考えている」以外と回答した人にお尋ねします。その理由をご回答ください(あてはまるもの全てに○をつけてください)。

- 1. 講師確保の困難
  - 2. 研修対象者の受講時間確保の困難
  - 3. 研修技法についての情報の不足
  - 4. 予算等の不足
  - 5. その他 ( \_\_\_\_\_ )



3) 研修カリキュラムの組み立てにおいて工夫している点について、ご回答ください。(自由記入)

### Ⅲ. 庁内体制の整備について

#### 7. 生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた庁内体制を構築について

① 主管部局の分野について、下記の中からもっとも当てはまると思われる分野を選んで下さい。  
(1つだけ○)

<p>&lt;福祉分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1. 生活保護分野</li><li>2. 地域福祉分野</li><li>3. 高齢者福祉分野</li><li>4. その他の福祉分野 (⇒具体的に： )</li></ul> <p>&lt;福祉分野以外&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>5. 雇用・労働分野</li><li>6. 住民相談分野</li><li>7. その他の分野 (⇒具体的に： )</li></ul>	<p>&lt;その他&gt;</p> <p>8. 左記1～7の部局との共管(庁内に限る)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">※具体的に「共管」している部署名：</div>
---	--

② 庁内関係部署との具体的な協議の場は設置していますか。

1. <u>設置あり</u>	2. 設置なし
----------------	---------

↓

上記協議の場の参加部署・課を下記より選んでください(主管部局が担当するものも含む)  
(複数回答)

1. 生活保護	5. 商工労働(雇用)	9. 公営住宅
2. 高齢者福祉	6. 子育て	10. 国保・年金
3. 障害者福祉	7. 教育	11. その他( )
4. 保健・医療	8. 住民税	

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



## 生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査 【市区町村調査票（福祉事務所設置自治体対象）】

当会では、厚生労働省による平成 28 年度社会福祉推進事業として「生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究」を実施することとなりました。

本調査研究では、生活困窮者自立支援制度を推進するうえでの都道府県の役割として、①福祉事務所設置自治体として自立相談支援事業を実施する、②広域行政として都道府県下自治体が効果的に事業を運用していくための支援を行うという視点に基づき、全国 47 都道府県における課題や取組を把握・整理しているところです。併せて、福祉事務所設置自治体として生活困窮者自立支援制度に自ら取り組まれている市区町村の皆様から都道府県に期待する取組等の意見をうかがうことにより、都道府県が担うべき役割を十分に発揮できる仕組み・体制等について全国自治体の参考となる資料を取りまとめることを目的としています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、生活困窮者自立支援制度の実施にご尽力されている貴自治体におきましても、本調査の趣旨をご理解いただき、本アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

### 【回収について】

記入の済んだ調査票については、**11月18日（金）まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂るか、下記「調査票の提出先」まで FAX にてご返信ください。

### 【ご記入に際して】

1. 本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
2. 特に断りのない場合は、**平成 28 年 10 月 1 日時点**での回答をお願いします。

### 【調査結果について】

調査結果は、報告書としてまとめ、平成 29 年 4 月以降に公表されますので、本アンケート調査にご回答いただきましたご担当者様宛に E-mail でご連絡します。

### 【調査票のダウンロード】

ご郵送した調査票（アンケート用紙）の電子ファイルを以下よりダウンロード可能です。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送にて、または、下記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。

<http://www.hit-north.or.jp/webdata/002.html>

### 【調査に関するお問い合わせ先】

一般社団法人北海道総合研究調査会（略称：HIT）東京事務所（担当：辻、鈴木）  
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-8-2 新橋ウエストビル 6F  
TEL:03-5472-7337（9：30～17：30） FAX:03-5472-8330

### 【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 医療介護研究部 都道府県アンケート調査担当  
〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 毎日札幌会館 3 階  
TEL:011-222-3669 FAX:011-222-4105 E-mail:seikatsu@hit-north.or.jp

都道府県		自治体名	
担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X	
E-mail			

## 1. 生活困窮者自立支援制度の実施状況について

貴自治体の生活困窮者自立支援制度の実施状況について伺います。

### ①貴自治体内における自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

※貴自治体を管轄する自立相談支援機関で、出張相談等を除く常設の相談窓口についてのみお答えください。（1つだけ○をつけてください）

1. 貴自治体が設置した自立相談支援機関がある	→ ( ) カ所
2. 近隣自治体や都道府県と共同で設置した自立相談支援機関がある	→ ( ) カ所

### ②任意事業の実施有無

1. 実施している任意事業がある
2. 任意事業の実施はない

③上記「②任意事業の実施有無」で「1. 実施している任意事業がある」と回答した方にお聞きします。実施している任意事業と、その実施方法としてあてはまるものに○をつけてください。

事業名	実施事業に○	実施方法			
		単独実施	都道府県との共同実施	近隣市・町村との共同実施	その他
1. 家計相談支援事業					
2. 就労準備支援事業					
3. 一時生活支援事業					
4. 子どもの学習支援事業					
5. その他事業 ( )					

④「実施したい・実施すべきだができていない」任意事業はありますか。あてはまるものに○をつけてください。(複数回答)

また、それぞれについて、現在「実施できていない」理由として最もあてはまるもの1つを、下欄より選び、その番号に○をしてください(「6. その他」を選んだ方は、具体的な理由も併せてご記入ください)。

	実施したい・実施すべきだができていない	実施できていない理由
1. 家計相談支援事業		1・2・3・4・5・6 ( )
2. 就労準備支援事業		1・2・3・4・5・6 ( )
3. 一時生活支援事業		1・2・3・4・5・6 ( )
4. 子どもの学習支援事業		1・2・3・4・5・6 ( )
5. その他事業 ( )		1・2・3・4・5・6 ( )

実施できていない理由(下欄の選択肢より最もあてはまる番号に1つだけ○をつけてください)

1. 任意事業のニーズ・対象者を見込めない
2. 予算的な制約による
3. 任意事業を実施できる人員が不足
4. 委託できる事業所等が地域に不足
5. 庁内や関係機関等の理解が得られない
6. その他 ( )





### 3. 都道府県に期待する役割（実施してほしい事業等）について

①効果的に事業を運用していくため、都道府県として実施してほしい事業について、以下の1～20の選択肢より、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 本制度への地域住民の意識の向上・普及啓発
2. 地域の生活困窮者の実態把握調査等の実施・活用
3. 市町村の担当者を対象とした制度の理解や運営に係る説明会・研修会などの開催
4. 圏域などの単位で市町村の担当者会議・情報交換会などの開催
5. 地域の関係機関との連携・協働のための取組の推進への支援
6. 国の施策動向等の情報を随時・定期的に提供
7. 全国の先進的な自治体や他の市町村の取組状況などの情報提供
8. 都道府県と市町村の間で定期的・日常的に協議・情報交換
9. 把握・アウトリーチに関わる関係部局や福祉関係者等への協力要請
10. 生活困窮者支援を担う人材の確保に関する支援
11. 相談支援員等の育成・スキルアップのための支援
12. 複数市区町村で取組を進める時の仲介（コーディネーター役）
13. 社会資源の広域的な開拓・創出や、都道府県による支援事業の実施
14. 就労支援のサポート（産業雇用部門との連携、認定訓練事業所の認定促進等）
15. 任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整（広域による共同実施等）
16. 広域的な課題について市町村間の調整
17. 関連施策を一体的に推進できるよう関連分野の施策との相互調整
18. 市町村の生活困窮施策の推進に対して財政的な支援
19. その他
20. 特になし

②上記①で○をつけた選択肢（1～19）のうち、**特に都道府県に実施してほしいと思う事業を3つまで**選び、あてはまる番号と、その具体的な内容を下欄にご回答ください。

番号	具体的な取組概要

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。



## 生活困窮者自立支援制度に関する取組状況調査 【町村調査票（都道府県が実施主体となる町村対象）】

当会では、厚生労働省による平成 28 年度社会福祉推進事業として「生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究」を実施することとなりました。

平成 27 年度より「生活困窮者自立支援制度」が施行となり、全国 901 の福祉事務所設置自治体に生活困窮者への相談窓口である自立相談支援機関が設置され、包括的な支援が進められています。福祉事務所の設置がない町村自治体におかれましては、都道府県が実施主体として、住民に最も身近である町村行政と連携しながら本制度に基づく取組を推進しているところです。

本調査研究では、広域にまたがる複数町村において、生活困窮者自立支援制度を推進するうえで、全国 47 都道府県における課題や取組を把握・整理するとともに、町村の皆様が日頃の事業推進において抱えている課題や、都道府県に期待する役割等の意見をうかがうことにより、都道府県が担うべき役割を十分に発揮できる仕組み・体制等について全国自治体の参考となる資料を取りまとめることを目的としています。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、生活困窮者自立支援制度の実施にご尽力されている貴自治体におきましても、本調査の趣旨をご理解いただき、本アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

### 【回収について】

記入の済んだ調査票については、**11月18日(金)まで**に、同封している返信用封筒にてご返送頂るか、下記「調査票の提出先」まで FAX にてご返送ください。

### 【ご記入に際して】

1. 本アンケートは統計的に処理いたします。ご回答いただいた内容を個別に公表することはありません。
2. 特に断りのない場合は、**平成 28 年 10 月 1 日時点**での回答をお願いします。

### 【調査結果について】

調査結果は、報告書としてまとめ、平成 29 年 4 月以降に公表されますので、本アンケート調査にご回答いただきましたご担当者様宛に E-mail でご連絡します。

### 【調査票のダウンロード】

ご郵送した調査票（アンケート用紙）の電子ファイルを以下よりダウンロード可能です。ダウンロードした調査票ファイルは、プリントアウトして郵送にて、または、下記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。

<http://www.hit-north.or.jp/webdata/003.html>

### 【調査に関するお問い合わせ先】

一般社団法人北海道総合研究調査会（略称：HIT）<sup>ヒット</sup>東京事務所（担当：辻、鈴木）  
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-8-2 新橋ウエストビル 6F  
TEL:03-5472-7337（9：30～17：30） FAX:03-5472-8330

### 【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 医療介護研究部 都道府県アンケート調査担当  
〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 毎日札幌会館 3 階  
TEL:011-222-3669 FAX:011-222-4105 E-mail:seikatsu@hit-north.or.jp

都道府県		町村名	
担当部署名		担当者名	
電話番号		F A X	
E-mail			

## 1. 組織体制に関すること

- ①貴自治体には、生活困窮者自立支援制度に関する業務の担当部局・担当者が決まっていますか。  
(1つだけ○をつけてください)

1. <u>決まっている</u>	2. 決まっていない
------------------	------------

- ②担当者が所属する主管部局の分野について、下記の中からもっとも当てはまると思われる分野を選んで下さい。(1つだけ○をつけてください)

1. 福祉分野	5. <u>左記1～4の部局との共管(庁内に限る)</u>
2. 雇用・労働分野	
3. 住民相談分野	
4. その他の分野	
(⇒具体的に： )	

↓

※具体的に「共管」している部署名：
-------------------

## 2. 生活困窮者自立支援制度の実施状況について

貴自治体の生活困窮者自立支援制度の実施状況について伺います。

- ①貴自治体内における自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

※貴自治体を管轄する自立相談支援機関で、常設の相談窓口についてのみお答えください。(出張相談会や自立相談支援機関へのつなぎ・連絡調整のみを主な役割とする町村窓口を除く)

1. 自立相談支援機関（相談窓口）が設置されている → ( ) カ所
2. 貴自治体内には自立相談支援機関（相談窓口）が設置されていない
3. わからない

- ②上記①で「2. 貴自治体内には自立相談支援機関（相談窓口）が設置されていない」と回答した方にお聞きします。貴自治体内において、自立相談支援機関が対応すべきと考えられる住民からの相談に、どのように対応していますか。(あてはまるもの全てに○をつけてください)

1. 管轄する自立相談支援機関を案内
2. 定期的な巡回相談や出張相談会の開催
3. 町村役場が一時的な窓口として対応
4. 町村社協が一時的な窓口として対応
5. その他 ( )
6. 特に対応していない
7. 自立相談支援機関が対応すべき対象者像がわからない



⑤貴自治体で生活困窮者支援の取組を進める上で、現在、どのような課題を抱えていますか。  
以下の1～15の選択肢より、あてはまるものを全てお答えください。

<p>&lt;制度の理解・周知に関すること&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民への理解・周知が広まらない</li> <li>2. 地域の生活困窮者の把握が不十分・ニーズを掴めていない</li> <li>3. 自治体として取り組むべきことがわからない（制度の趣旨を十分に理解できていない）</li> <li>4. 庁内での連携や制度に関する理解が進んでいない（予算編成を含め）</li> <li>5. 庁外関係者等との連携・理解が不足している</li> <li>6. 国や都道府県からの情報伝達が不足（情報が届いていない）</li> </ol> <p>&lt;事業の運営に関すること&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 早期把握やアウトリーチの方法・体制が不十分</li> <li>8. 生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している</li> <li>9. 相談支援員等のスキル向上に向けた取組が不十分</li> <li>10. 地域内外の社会資源・人的資源とのネットワーク構築が不十分</li> <li>11. 生活困窮者支援を行うための社会資源が不足している（緊急的な支援、就労支援、社会参加の場・見守り等のインフォーマル資源等）</li> <li>12. 地域の就労先が限られる</li> <li>13. 任意事業の実施が進まない（単独事業が困難等）</li> <li>14. その他（<span style="float: right;">）</span></li> <li>15. 特になし</li> </ol>
---

⑥上記⑤で回答した選択肢（1～14）のうち、**特に都道府県に支援してほしいと思う課題を3つまで**選び、あてはまる番号と、その具体的な内容を下欄にご回答ください。

番号	具体的な課題、都道府県に支援してほしいこと





# 都道府県職員セミナー

## 議事録

日 時：平成29年2月10日（金）午後1時30分開会  
場 所：航空会館 901号会議室

※議事録内全て敬称略

### (1) 開会挨拶

○司会 それでは、定刻になりましたので、これから生活困窮者自立支援制度における都道府県のあり方を考えるということで、都道府県職員セミナーを開始したいと思います。

本日、司会進行を務めます北海道総合研究調査会の切通と申します。今日は長時間になりますが、よろしくお願いいたします。

まず、始める前に、配付資料の確認をさせてください。

〔配付資料の確認〕

今回の研修の趣旨について、少し簡単にお話しさせていただきます。

今年度の厚生労働省の社会福祉支援事業の一環で、生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた都道府県のあり方に関する調査研究ということで進めさせていただいております。

皆様におかれましては、アンケートを初めとして、ヒアリング調査を含めてご協力いただきまして、ありがとうございます。

私どもの会社というのは、この制度にかかわらせていただきまして数年がたっております。都道府県というのは非常に幅広いエリアを持ち、非常に広範な所掌範囲で仕事をするという中で、ある意味、この制度がうまくいくかどうかというのは都道府県にかかっているなど日々感じているところです。

そういったことを考えながら、今回の調査企画をさせていただいて、その中で、ぜひ職員の皆様と一緒に考える機会を設けたいということで、こういう場を設定させていただきました。調査結果報告等は後で私からお話しさせていただきます。少しまだまだ拙いところもありますので、その辺をまたグループワークで忌憚なく、あるいは質疑応答のところでも厳しいご指摘もいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本調査研究では、研究会ということで有識者の会議を設けおりますが、その研究会の副座長を務めていただいております大阪市立大学の五石准教授から、開始に当たりまして、一言ご挨拶をいただければと思います。

○五石 皆さん、こんにちは。

大阪市立大学の五石と申します。

このたびは、研究会の副座長ということで研究に参加させていただきました。

私は、今回の生活困窮者自立支援制度の実施以前のパーソナル・サポート・サービス検討会で内閣府の委員をさせていただきまして、就労訓練事業や就労準備支援事業のガイドラインの制作にかかわらせていただきました。

このたび、調査に参加させていただいて非常に強く思いましたのは、今回の制度は、基本的には福祉事務所設置自治体が所管になっておりまして、都道府県は、広域調整や国の中央政府の情報の伝達、一定就労訓練事業の認定といった限られた事務になっているかと思えます。ところが、この市町村からは、人材育成や社会資源の発掘、生活困窮者の実態把握と、非常に多様な局面で都道府県の支援にバックアップが欲しいという声を多くいただきました。

また、厚生労働省も、現在進められております制度改正に当たっての動きの中で、都道府県の役割をさらに盛り込もうという動きがあるようにも伺っております。

では、都道府県は何をするのかということですが、例えば、人材育成でも中央政府、厚生労働省からの情報の動きの伝達にとどまらず、さらに突っ込んで、どういう人を対象にするのか、自治体の担当者だけではなく、委託を出している場合、委託先の相談支援員を含めるとか、どうい



う内容にするのか、どういうやり方にするのか、広域形式であるのか、ワークショップ形式にするのか、また、ケース検討を取り上げるにしても、どういう方を取り上げるべきか、目的も、相談支援員のスキルアップのみを補強する場合もあると思いますし、また、相談支援員から就労支援事業へのつなぎの部分をもどのようにさらに進展させていくかなど、目的によっていろいろなやり方があると思います。

また、今回、ヒアリングをさせていただいて感じたのは、非常に厳しく、一定の水準に都道府県内の市町村のスキルを向上させるために厳格に指導されているところもあれば、むしろ、市町村の担当者のニーズを拾い上げて、寄り添い方式で市町村の視点に立った支援をしていくなど、いろいろなスタイルがあると思いました。

総じて感じますのは、生活困窮者自立支援事業は、非常に多くの部分が自治体の裁量に委ねられております。そういった意味では、地方分権下における都道府県のあり方を考える上で、この制度が非常に象徴的な位置にあるのではないかと強く感じております。

本日は、皆さんの現場での知見を生かした、具体的で有効な提言が出てくることを非常に楽しみにしておりますので、長い時間になりますけれども、どうぞよろしくお願いします。

○司会 五石先生、ありがとうございました。

## **(2) アンケート・ヒアリング調査結果の報告**

○司会 それでは、早速、本題の(2)に入りたいと思いますが、今日の流れを少しご説明したいと思います。

この後、アンケート・ヒアリングの調査結果の報告ということで、私から少しお話をさせていただきます。その後、事例発表ということで、3つの自治体からご報告をいただいて、質疑応答の時間を設けたいと思います。その後、グループワークで1時間半ほど時間をとりたいと思います。

それでは、早速ですが、これからアンケート・ヒアリング調査の報告ということで、私から少し説明をさせていただきたいと思います。

## アンケート・ヒアリング調査結果の報告

平成29年2月10日  
(一社)北海道総合研究調査会(HIT)

1

### 1. 調査の概要

#### (1) アンケート

##### ■目的

都道府県、福祉事務所設置自治体、町村を対象としたアンケートの実施により、都道府県・市町村それぞれが感じている課題や、取り組みの方向性の違い等について明らかにする。また、都道府県が担うべき役割についても明らかにすることを目的とする。

##### ① 都道府県アンケート

対象 47自治体 回収数 37 (回収率78.7%)

##### ② 福祉事務所設置自治体アンケート

対象 856自治体 回収数 576 (回収率67.3%)

##### ③ 町村アンケート

対象 885自治体 回収数 445 (回収率50.3%)

#### (2) ヒアリング

##### ■目的

都道府県に求められる2つの役割、1)福祉事務所設置自治体としての生活困窮者自立支援事業の実施、2)広域行政として都道府県下自治体が効果的に事業を運用していくための支援、について、その担うべき役割を十分に発揮するための課題や対応方策、効果的な事業運用の仕組み等を把握・整理する。

##### ■訪問自治体

H28 12/27 千葉県  
H29 1/11 京都府、A市  
H29 1/12 埼玉県  
H29 1/18 大阪府、B市  
H29 1/24 沖縄県、C町  
H29 1/27 佐賀県、D町  
H29 1/30 熊本県、E市  
H29 1/31 香川県  
H29 2/3 北海道

2

冒頭に少し申し上げましたが、今回の調査、目的というのが都道府県のあり方を考えるということになっておりまして、3種類のアンケートを実施しました。47都道府県へのアンケート、福祉事務所設置自治体へのアンケート、そして、福祉事務所がない町村へのアンケートということで、それぞれ5割以上、都道府県については8割弱のご回答をいただいたところです。

そのアンケートを踏まえまして、(2)にヒアリングということでもとめました。先ほど五石先生からのお話にございましたけれども、都道府県に求められる範囲が非常に幅広いものがある中で、福祉事務所設置自治体としての役割についてお話を聞いたり、あるいは、広域行政自治体として都道府県下の自治体にどう対処しているか、その辺のお話も聞いてきたところです。訪問自治体としては、こちらに記載のとおりです。

## 2. アンケートの結果概要

### (1) 都道府県アンケートの主な結果

- ・事業実施に係る課題として、「対象者の把握やニーズの掘り起こし」との回答が約4割
- ・都道府県下自治体への支援として、研修、情報提供についてはほぼ全ての都道府県で実施。
- ・一方、社会資源の広域的な開拓・創出や複数市区町村の取り組みのコーディネートは2割未満、財政的支援はゼロ。
- ・今後実施したい事業として「任意事業の効果的・効率的な実施に向けた調整」が約4割。

### (2) 福祉事務所設置自治体アンケート主な結果

- ・約5割の自治体が都道府県からの情報提供に満足、約4割の自治体が都道府県のバックアップに満足(→次ページ都道府県ごと集計)
- ・生活困窮者支援の取組を進める上での課題としては、社会資源の不足、ニーズ把握、就労先などの割合が高く、中でも特に都道府県に支援してほしいこととして、社会資源や就労先開拓等。
- ・都道府県に実施してほしい事業としては、社会資源、スキルアップ、就労支援、任意事業支援、財政的支援。

### (3) 町村自治体アンケート結果

- ・困窮者に対して町村役場が一時的な窓口としての対応は約7割、苦勞していることとして、約4割が地域性から外に出にくく相談に至りにくいと回答。
- ・困窮者支援としての課題としては把握、専門スキル人材、社会資源、就労先等。特に専門スキル人材や社会資源については都道府県に支援してほしいと回答。
- ・課題認識が、上記(2)福祉事務所設置自治体よりも低い割合なものがあるのは、課題が無いのではなく、課題認識の差の可能性も。

3

(1) 都道府県アンケートの主な結果については、都道府県の皆様が感じている課題として、対象者の把握やニーズの掘り起こしというということで回答されています。研修や情報提供については、ほぼ全ての都道府県で実施されています。

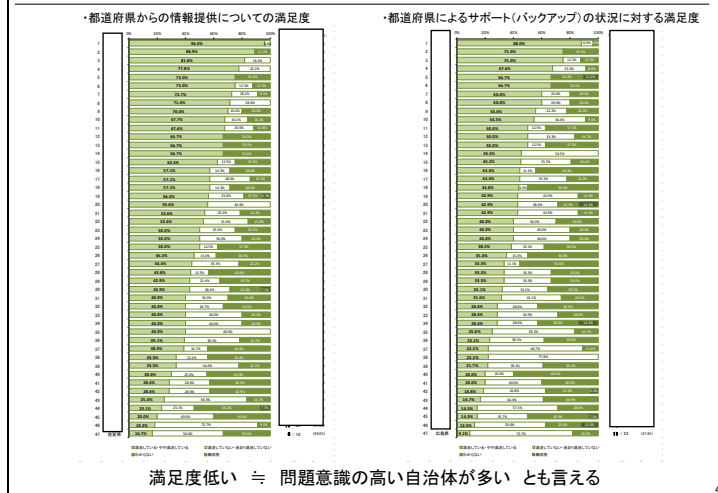
ただ、社会資源の広域的な開拓、創出や複数市区町村の取り組みのコーディネートはまだ2割未満というところです。今回ご回答いただいた中では、財政的支援をしているというところはございませんでした。今後、実施したい事業としては、任意事業の効果的、効率的な実施に向けた調整というのが4割です。

福祉事務所設置自治体アンケートの主な結果としましては、約5割の自治体が都道府県からの情報提供に満足をしていて、約4割の自治体が都道府県のバックアップに満足しております。

特に福祉事務所設置自治体が感じている課題として、社会資源の不足、ニーズの把握、就労先などの割合が高いというところでありました。特に実施してほしい事業としては、社会資源、相談支援のスキルアップ、就労支援という部分があったところです。

(3) 町村自治体アンケート結果というところは、重複する部分がありますので省略させていただきます。

### 3. アンケートの結果概要(都道府県ごとの満足度)



一つの目安として、参考までに都道府県別に都道府県からの情報提供についての満足度を少し整理してみました。ただ、この後、ヒアリングの結果のところでも少しお話ししますが、高いからいいのか、あるいは低いからだめなのかというと、なかなかそうは読み取れないというのが結論でした。満足度については、問題意識、課題意識が非常に密接に関わっているため、管内自治体の問題意識が高いと、非常に厳しい目で都道府県の取り組みを見ている部分がございます。こちらも、ヒアリングの中で幾つかお話しさせていただいている中で、都道府県が取り組んでいるのに福祉事務所設置自治体が知らないこともあるなど、情報が行きわたっていない部分もございますし、逆に、管内の福祉事務所設置自治体の事業への取組が十分とは言えず、事業に関する十分な知識がないが故に満足度が高いということも、あり得ることと言えます。ですので、ここら辺のバランスが非常に難しいと感じております。よって、この部分については、後程解説もいたしますが、都道府県ごとにもう少しつぶさに見ていく必要があると感じております。

## 2. アンケートの結果概要

### (1) 都道府県と福祉事務所設置自治体の比較

- ・福祉事務所設置自治体は、都道府県に対して「相談支援員の育成・スキルアップのための支援」や「社会資源の開拓・都道府県による支援事業の実施」に関する支援を望んでいる割合が高い。
- ・福祉事務所設置自治体には「社会資源の開拓・創出」等に向けた支援ニーズがあるが、都道府県としてまだ十分に実施が行き届いていない場合や検討がなされていない可能性が考えられる。
- ・「相談支援員のスキルアップのための支援」は都道府県として既に多くが実施しているところであるが、福祉事務所設置自治体が「都道府県に特に実施をして欲しい事業」として多く挙げられており、今後も自治体のニーズを踏まえた研修等の支援の充実が望まれていることがうかがえる。
- ・「就労支援のサポート」についても、福祉事務所設置自治体から都道府県に特に実施をして欲しい事業とする声が多く、福祉事務所設置自治体のニーズに対応した都道府県による支援・バックアップが求められている。

### (2) 福祉事務所設置自治体と町村の比較

- ・福祉事務所設置自治体と町村とで「生活困窮者支援の取組を進めるうえでの課題」と「特に都道府県に支援して欲しいと思う課題」についての集計結果を比較すると、町村は課題として「自治体として取り組むべきことがわからない」が16.7%であるのに対し、福祉事務所設置自治体は3.2%であり、制度の熟度に大きな差がある。
- ・「生活困窮者支援に関する専門スキル・ノウハウを持った人材が不足している」ことを課題と捉えている福祉事務所設置自治体は29.3%であるのに対し、町村は約半数となっており、町村へのサポートに際しては人材不足についても認識をすることが考えられる。

5

5 ページ目、アンケート結果概要の続きですが、都道府県と福祉事務所設置自治体の比較というところで、全体の傾向としては、例えば、相談支援員の育成・スキルアップのための支援を望んでいる割合が高いということがわかります。その他、社会資源の開拓・創出等に向けた支援ニーズもあるのですが、こちらは、都道府県としてまだ十分に実施が行き届いていないというのが全国的な傾向として見てとれるかなと感じたところです。

スキルアップのための支援は既に多くの都道府県が実施してきているところです。ただ、福祉事務所設置自治体も求めているという部分がございますし、今後も研修等の支援の充実が求められるだろうと思います。

(2) の福祉事務所設置自治体と町村の比較につきまして、先ほども触れたところですが、熟度に町村と福祉事務所設置自治体には差がございますし、町村においては、特に人材に対する課題が全国のポイントです。

## 2. アンケートの結果概要

### (3) 都道府県と町村の比較

- ・町村は「地域の生活困窮者の把握が不十分」であること(53.1%)、「生活困窮者支援に関する専門のスキル・ノウハウを持った人材が不足している」こと(50.1%)に対し課題を持っている。特に「人材不足」は都道府県に支援して欲しい課題として最も多くあげられている(16.0%)。
- ・都道府県としては、町村での事業実施において「対象者の把握やニーズの掘り起こし」(40.6%)について特に課題であると認識しており、また、人材育成を含む「相談支援体制の確保」を課題と感じている都道府県は28.1%であることから、町村が持つ課題認識と都道府県が町村での事業実施において持っている課題認識は概ね同様であることがうかがえる。
- ・町村の課題及び支援都道府県に特に支援して欲しいこととしては「生活困窮者支援を行うための社会資源が不足」(14.2%)、「地域の就労先が限られる」(10.8%)が多くあげられている。都道府県の課題としても、「行政やその他の社会資源との連携・協働」(31.3%)、「就労先の開拓及び就労支援施策の展開」(18.8%)があり、町村のニーズを踏まえた支援の必要性が考えられる。

自治体のニーズとして…

- ①生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること
- ②人材の確保・育成、スキルアップに関すること
- ③社会資源の連携・開拓(就労支援、広域調整)に関すること

6 ページ目は、都道府県と町村の比較です。町村は、生活困窮者の把握が不十分であるということ、あるいは人材が不足しているということで、特に人材不足について支援してほしいというニーズがあります。

都道府県としては、町村での事業実施について、対象者の把握やニーズの掘り起こしについて課題になると認識されていますし、人材育成を含む相談員支援体制の確保を課題と感じるところが28.1%となっております。町村が持つ課題認識と都道府県の認識はおおむね同様であるということがうかがえました。

そういったことで、全体的に整理をしますと、管内の自治体のニーズとして、生活困窮者の把握、ニーズの掘り起こしに関すること、②人材育成(スキルアップ)に関すること、③就労支援も含めての社会資源の連携、開拓というところの3つのニーズがあると感じたところです。

#### 4. アンケートの結果概要(都道府県別集計)

確認ポイント①:  
管内自治体が都道府県に満足している理由、満足していない理由は何か？

確認ポイント②:  
管内自治体は何を課題と感じ、都道府県に何を求めているか？

確認ポイント③:  
上記②について、都道府県として対応できているか？  
(課題の視点だけでなく、成果の視点も忘れずに)

確認ポイント④:  
次年度以降の都道府県が展開する施策に参考となる意見はあるか？

確認ポイント⑤:  
他の自治体は一体どうなのか？(この後のグループワークでディカッション)

続きまして、アンケートの結果概要というところで、都道府県別集計についてです。

確認ポイントはあくまでも例ですので、これが全てではないと思います。いろいろな視点があると思うのですが、帰ってから、あるいは後のグループワークのときでも結構ですので、こういったところを少し見ていただいて、ご自身の実際の動向を見ていただければと思います。

まず、確認ポイント①の都道府県に満足している理由、満足していない理由というところは、個別の自治体名を伏せたうえで自由記入も記載しています。管内自治体は何を課題と感じ、都道府県に何を求めているのかというところは自由記入にございますので、あわせて見ていただければと思います。先ほど、私が申し上げていた全国の傾向とはまたちょっと違った動きがあるかもしれません。そういったところを見ていただければと思います。

確認ポイント①や②にある課題やニーズに対して、都道府県として今対応しているかどうかについては、各都道府県別に集計させていただいた資料として、我々が対照表をつくりましたので、設問ごとに、どういうニーズがあって、それに対応しているか、していないかというところを丸つけしていますので、後程、そういったところの確認をしていただければと思います。

確認ポイント⑤としましては、ほかの自治体はどうなっているのかというところはこの後のグループワークで行いますので、その辺を忌憚なく意見交換をしていただければと思います。

## 5. ヒアリング結果の概要(速報まとめ)

	(都道府県) 意見・特徴的な取り組み	(管内自治体) 都道府県への期待・要望
①生活困窮者の把握・ニーズの掘り起こしに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村民と直接的な関わりが薄いため、住民ニーズの掘り起こしや対応に苦慮</li> <li>・自治体ごとのデータ分析</li> <li>・各自治体へ訪問・説明・研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全県統一した調査の実施</li> <li>・制度周知など一般市民へのアプローチ(個別自治体の負担大)</li> </ul>
②人材の確保・育成、スキルアップに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝達研修をはじめ、既に多数開催</li> <li>・ブロック別、「実践的」なものを意識</li> <li>・検討チーム等現場に精通している人を構成しての企画</li> <li>・自立相談支援事業の委託事業者に研修実施も委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね高評価だがさらに求める声</li> <li>・顔の見える関係、一緒に悩む仲間と触れ合う場の設定</li> <li>・県の福祉以外外部局職員の研修</li> </ul>
③社会資源の連携・開拓(就労支援、広域調整)に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意事業の共同実施、共同企画プロボ</li> <li>・自主性の尊重と、バックアップサポートのバランスの難しさ</li> <li>・ブロックごと、近隣市町村との合同支援調整会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意事業の意識のズレ</li> <li>・一時生活支援事業の実施場所への調整</li> <li>・大学との折衝・調整</li> <li>・中間的就労の場の開拓/働きかけ(一般就労の手前の受け皿)</li> </ul>

それでは、最後のヒアリング結果の概要についてです。先ほど10カ所程度訪問したという話をさせていただきました。

管内自治体から都道府県に対するニーズとして、左側に掲げております①から③についてニーズがあると感じているところです。それに対して、都道府県として、どんな意見があったか、どんな特徴的な取り組みがあったかというので、例えば、①の生活困窮者の把握、ニーズの掘り起こしに関することは、都道府県の職員の皆さんは直接的なかわりが基礎自治体に比べて薄いわけで、住民ニーズの掘り起こしは難しいという話もお聞きしたところです。

一方で、自治体ごとにデータ分析をしているという事例もございました。それは、福祉事務所設置単位ではなく、一つの町、村ごとに人口当たりの地域相談件数をつぶさに分析して、本来であればもっとあるのだけれども、相談件数が少ないところをどうしようかという議論に持っていつているところもございました。

その辺は、この後の事例発表でもいろいろと話がありますので、ぜひお聞きいただければと思います。各自治体への訪問、説明、研修をやっている事例もこの後でお聞きすることができるかと思います。

続いて、管内の自治体の要望に行きます。

都道府県への期待、要望ということで、管内の自治体の皆様に、生活困窮者の把握、ニーズの掘り起こしというのは都道府県の職員がするのは難しいのではないかということについても伺いました。具体的に、今以上にどのような取り組みを求めているのか、ということ掘り下げて聞いてみると、例えば、全県統一した調査をすとか、民生委員を活用する調査をすなどに取組んでいただけるとありがたいですとか、1つの基礎自治体でシンポジウム開催するのは、集客などをはじめとして大変な苦労があるため、もし都道府県として協力してもらえればありがたいというご意見もありました。

②の人材の確保・育成、スキルアップに関することでは、これも既にたくさん実施されています。この後、事例報告でも幾つかあると思いますが、ブロック別に実施したり、研修の企画の検討チームをつくったり、あるいは、福祉事務所設置自治体として自立支援事業を委託している事業者に広域的な研修の企画も一緒に考えてもらうよう施策をするといった工夫がございました。

管内の自治体と皆様としましては、おおむねこの地域も都道府県に対して高評価ではある



のですけれども、さらにもっと取り組んでほしいということです。やはり、顔の見える関係を是非つくっていきたいというところです。また、県庁内の福祉以外の部局職員との、横断的な取り組みを望んでいるという意見もあります。

例えば、町、村の税担当の職員の皆さんも県の納税事務所に出席や研修に行ったりします。県のところに町の納税の職員が出席した際、出席先の県の納税事務所で生活困窮の視点も踏まえながら業務研修をしていただく、もしくは県税事務所職員と出席している町村職員を対象として、合同で生活困窮の研修を受講いただくなどができれば、その後の連携に役立つとのことご意見がありました。都道府県自体が困窮者支援を分野横断的に取り組んでいけば、町での横断的な会議の実施や検討チームの編成もやりやすくなるという話もお聞きしたところです。

③社会資源の連携、開拓に関する事でいくと、任意事業の共同実施などの事例もたくさんありますが、企画プロポーザルも一緒にやるという事例もございました。自主性の尊重とバックアップサポートのバランスの難しさというのは皆さんがご苦労されているところだと思います。全部都道府県がお膳立てをしてしまうと、管内自治体独自の地域づくりや、地域の自主性を尊重する制度の趣旨とは少し離れてしまい、都道府県に任せ切りになってしまうということになると思います。バックアップをすればするほど地域の自主性が薄れる危険性もあるということで、ここら辺のバランスが非常に難しいというのは、おっしゃるとおりだと思います。

都道府県への期待、要望について、任意事業の意識のずれということも挙げられていました。例えば、共同実施や任意事業の実施について、都道府県がいくら頑張ってもコーディネートとしても、市独自に任意事業の必要性を感じている場合、市のやりたい気持ちと取り組みたい内容が、都道府県の提案する共同実施の内容とずれが生じてしまう場合があるとの指摘もありました。

また、こちらも悩ましいですが、一時生活支援事業の実施場所がどうしても政令市や中核市や県庁所在地になってしまうということがあります。そのため、利用希望者が実施都市に流れていく部分もございます。実施都市との調整は、なかなか一般の市だけではできない部分もございますので、そのあたりの調整を都道府県に希望する声もありました。

学習支援などで学生ボランティアに協力をいただいているところだと、大学との折衝・調整というところも必要になってくることがあって、そこに実際に依頼をしているところもございました。実際に対応している都道府県もあるという状況でございました。

まだまだヒアリング結果は途中ですが、簡単に報告をさせていただきました。


以上、アンケート・ヒアリング調査結果の報告をさせていただきました。

[当日は単純集計結果についての説明も実施（単純集計結果はP93を参照）]

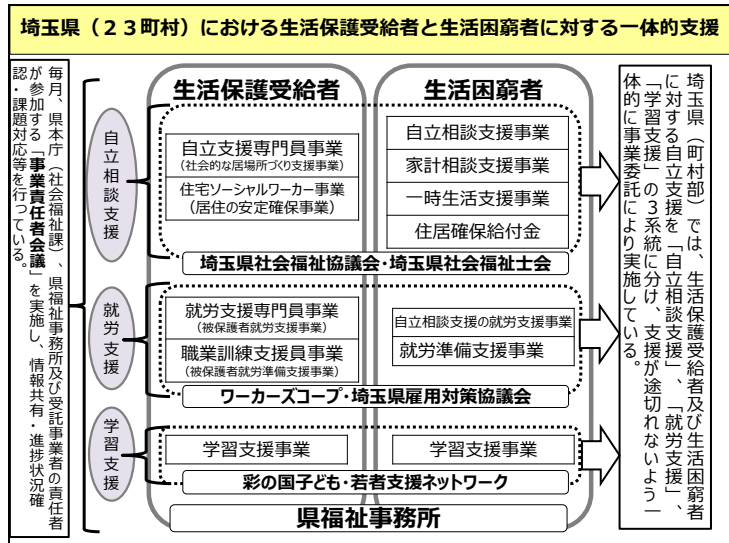
### (3) 事例発表

○司会 それでは、ここで私の報告を終わらせていただきまして、続いて、(3)の事例発表に移りたいと思います。

まず、①「埼玉県における生活困窮者自立支援制度の取り組みについて」というところを、埼玉県の服部様、お願いいたします。

資料3-①
<h2 style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 5px;">埼玉県における生活困窮者自立支援制度の取り組みについて</h2>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>埼玉県福祉部社会福祉課 生活困窮者支援担当 主幹 服部 孝 電話：048-830-3271 (直)</p></div>


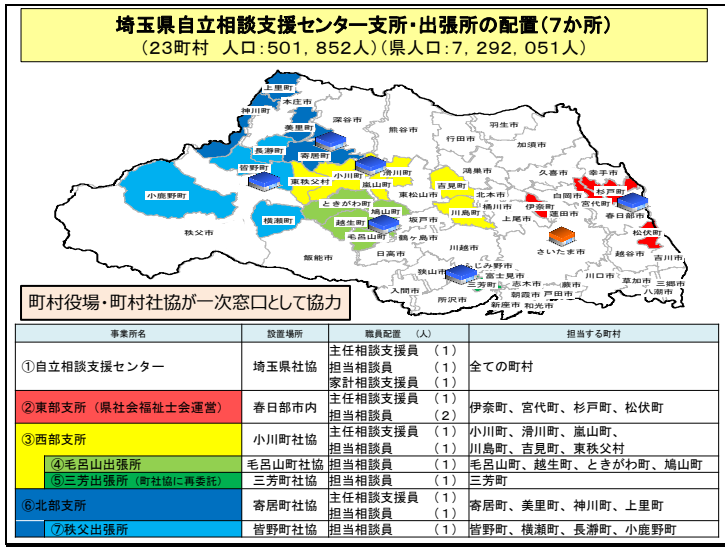
○服部 皆さん、こんにちは。  
埼玉県庁の社会福祉課の服部と申します。埼玉県から報告をさせていただきます。  
埼玉県の資料ですけれども、資料3-①を用意していただければと思います。  
埼玉県の今回のご報告は、大きく分けると3つございます。1つが、埼玉県が自ら実施している町村部と、広域自治体支援ということで市への支援について、派遣研修というものをやっておりますので、その3点につきましてご説明申し上げます。



まず、町村部ですが、埼玉県は全部で23町村ございまして、その形態としては、生活困窮者の支援と生活保護受給者の自立支援を併せて行っております。自立相談支援、就労支援、学習支援の3系統に分けまして、自立相談支援につきましては、埼玉県社協と埼玉県社会福祉士会でコンソーシアムを組んでおりまして、このコンソーシアムに委託しております。就労支援につきましては、ワーカーズコープと埼玉県雇用対策協議会がコンソーシアムを組みまして、こちらもこのコンソーシアムに委託しております。学習支援につきましては、本来は生活困窮者の事業ですが、生活保護の子どもたちも支援対象としてよいということになっていますので、こちらは彩の国子ども・若者支援ネットワークへの委託です。この3つの系統に分けて事業を委託しているということです。

ただ、事業を委託していますと、どうしても県のほうでは、どういう支援をしているのか、どこがうまくいっているのか、どこが課題なのかというのが、わかりにくくなってしまいます。実は、昨年度も実績の報告は紙として上がってきてはいたのですが、結果として、どこができていて、どこができていなかったのかというのが、十分把握しきれませんでした。今年度から、それではまずいと思ひまして、事業責任者会議を月1回開催するようにしました。その中で実際どのように支援をしているのか、実績はどうなのか、課題はどうなのかということを確認しています。また、各事業者のほうも、自分の支援内容、やり方しかわからないということでは本当にいい支援はできませんので、各事業者がどういう支援をそれぞれしているのかという情報を共有していただいて、全ての支援が一体となることができるようにしております。

また、これは1月からですが、県福祉も入っていただいて、ケースワーカー等にもどういう支援をしているのかを知ってもらうようにしました。このような体制で毎月情報共有等をしており、これが土台になって、今、埼玉県で自立支援を行っているところです。



埼玉県は23町村で合わせますと約50万人の人口となります。県人口全体ですと730万人近くになるのですが、23町村で自立相談支援事業の窓口としては7カ所となっております。ただ、23町村ございますので、一次窓口として町村役場と町村社協がそれに当たっていただけで、本格的な相談はこちらの7カ所の支援員が対応する形になっております。

## 1 町村への支援

**【23町村訪問研修等】(半日×23回)**  
**全町村を県本庁と受託事業者で訪問し、研修・意見交換等を実施**  
**【目的】(町村役場・町村社協は一次窓口として協力関係)**  
➢ 町村役場関係課・関係者と県・支援員との連携強化(顔が見える関係作り)

**【対象】** (県:県本庁、県福祉事務所、受託事業者)  
➢ 関係課:福祉関係課、税務、国保、国年、商工、水道、教育等の担当課  
➢ 関係者:社協、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉施設等

**【内容】(研修1時間、支援内容報告:1時間、意見交換20分)**  
① 生活困窮者自立支援制度研修(制度概要、相談時の気づきのポイント等)  
② 支援内容報告(自立・就労・学習・彩の国安心セーフティネット事業)  
③ 意見交換(出席者と支援員等との意見交換)

**【効果】**  
● 町村部の月平均相談件数は78件(H27)⇒94件(H28)と20%増加  
● 町村商工会議所とつながり認定就労訓練事業の啓発チラシの配布等を開始  
● 集合型研修(支援員研修)に町村役場職員・町村社協職員の参加増

今年度にやった大きなこととしまして、町村への支援として23町村の訪問研修を実施しました。なぜ行ったのかといいますと、埼玉県は4ブロック、4福祉事務所あるのですが、昨年度まではその4福祉事務所ごとにブロックの会議と研修をやっていました。町村役場の方や町村社協の方を呼んだのですが、社協の方は比較的来てくれるのですが、役場の方はなかなか来てくれませんでした。それは行けない理由がありまして、役場の職員は生活困窮者支援以外にも色々なことをやっています。しかも、生活困窮者自立支援法で福祉事務所を設置していない町村の責務が全くうたわれていません。だから、すぐ出づらいことがあります。その中で来てくださいと言っても、来られないという状況がわかりました。

また、来ていただいた方も、結局、担当者1人で来る場合が多いので、会議や研修で学んだこと等を持ち帰って何ができるのか。例えば、生活困窮者の情報収集等のため関係課と連携し

て対応してくださいと研修の中で幾ら言っても、それは絵に書いた餅であって、1人で動きようがないというような実態でした。であれば、どうすればいいのかと考えまして、それなら県が行けばいいのではないかと。つまり、出てこられないのであればアウトリーチをするというのは生活困窮者支援の基本ですから、まさに町村が困っているのであれば、県がそれをやればいいと考えまして、今年度、23町村全て、私と受託事業者で回りました。

目的としては、町村の役場と町村の社協に協力してもらっている、一次窓口の強化と、もう一つ、今まで生活困窮者自立支援法の担当課に対してしか研修や会議はやっていませんでしたので、関係課として、障がいとか高齢とか子ども担当課、税務、国保、国年、教育委員会など、生活困窮者の情報が入りそうな課もしくは情報が入りそうな関係者に集まっていただきました。関係者としましては、社協さんとか民生委員の方とか地域包括支援センター、また、社会福祉施設が入っているのですけれども、これは埼玉県内で社会福祉施設が基金を作って彩の国あんしんセーフティネット事業をやっています。その関係もありまして、社会福祉施設の方にも入っていただいたということです。

内容につきましては、これは単なる会議をやっても余り意味がないだろうということで、町村の方、もしくは関係者の方に理解していただかないと、やっただけで終わってしまいますので、まずは簡単な演習も含めた研修を1時間やりまして、その後、各受託事業者から、どのような支援をしているのかということの説明していただきました。これも1時間かけて、最後に意見交換を20分という形で実施しました。

わずか半日の話ですが、その後、これをきっかけに顔が見える関係がだんだん築き上げられてきて、民生委員も当日の意見交換の中で、例えばこういう人がいるのだけれども、支援の対象になるのかという話が出てきて、自立支援機関につながるなど、かなり効果が高いものがございました。

効果としては、まず、町村部の月平均相談件数は、昨年度は78件だったのですが、94件ということで20%増加しております。それから、今回、商工会議所の担当課の方に来ていただきましたので、町村の商工会議所とつながりまして、認定就労訓練事業者の啓発用のチラシを配布することができるようになりました。それから、県のやっている集合型研修にこれまで来なかった町村も来るようになったということで、そういう意識の変化が少し見られてきたと思います。こうした取組は継続しないと意味がないと思っていて、今後も続けていきたいと思っております。

## 2 市への支援

### 全市（さいたま市を除く39市）に対する支援

※さいたま市は支援員研修で共催等の協力関係にある

#### 【研修】

- 支援員研修（詳細は次頁以降）
- 担当者研修（自治体事務マニュアルによる研修）

#### 【アウトリーチ型支援】

- 個別訪問支援（市を訪問し実施状況確認、助言等）
- 地域就労支援連携体制推進会議
- ⇒ 生活困窮・生活保護の就労支援員、ハローワークの就職支援ナビゲーター等とのブロック会議（半日×4回）

#### 【その他の主な支援】

- 埼玉県内の自立相談窓口一覧を掲載したリーフレットを作成
- 学習支援の学生ボランティアの確保（H28年度は46大学・570人が登録）

次は、市への支援です。埼玉県は40市ございます。市の数は全国で一番多いということで、さいたま市のような大きな市から非常に小さい市までありまして、支援としては非常に難しいところですよ。

今、埼玉県で市へやっている支援としては、まず一つが研修で、詳細は後ほど申し上げます。それから、担当者研修です。これは、国が作成した自治体事務マニュアルを使った研修です。あとは、アウトリーチ型の支援ということで、こちらは非常に数多くて、回るのはなかなか大変ですが、個別訪問支援ということです。市を個別に訪問して、どのようにやっているか聞くと、その中でさまざまな話が出てきます。制度の確認や個別具体的な支援方法まで、こちらが教えたり、逆に教わったりということによってやっております。

それから、就労の部分について、自治体は支援のノウハウが余り確立されていないと言われておりますので、地域就労支援連携体制推進会議と名付けた、就労支援員のブロック会議を県内4ブロックに分けて行っております。メンバーとしては、生活困窮者と生活保護の受給者の就労支援員の方々と、今年度からハローワークの就職支援ナビゲーターの方々にも来ていただきまして、まず、県より事業の説明等を行った後に、意見交換という形で半日ほどかけて、こちらも顔の見える関係づくりとしてやっております。

その他の主な支援ですけれども、まず一つは、埼玉県内の自立相談窓口の一覧を記載したリーフレットで、お手元にチラシが入っていると思います（P173掲載）。これは、窓口の啓発用チラシになっています。裏面を見ていただくとわかるのですが、全ての市町村の窓口がこちらに載っております。ハローワークに置いたり、医療機関に置いたり、保健所に置いたりということで、いろいろな所に置けるだろうということでチラシを作成しました。実は、このチラシは学習支援の受託事業者に作っていただいたのですが、支援員は普段から子どもたちの強みを見ようとしているということがあるからかもしれませんが、コメントがすばらしいと思ったのです。通常ですと、例えば「借金があって大変」とか、「住むところがなくて苦しい」とか、ネガティブな表現のチラシがすごく多いのですが、これは、「自分に合った仕事を見つきたい」、「ひきこもりの家族に元気になってほしい」など、ポジティブな表現になっているのです。もし我々が作っていたら、きっとこの表現は出なかったかと思っております、ここは学習支援の方に作っていただいてよかったと思っております。

それから、学習支援につきましては、埼玉県内全部の市でやっていただいているので、実は

学生ボランティアの確保がすごく難しいということがございます。

こちらは、埼玉県は先行して学習支援をやっておりましたので、そのノウハウを活用させていただいて、大学との交渉は県のほうで一括にてやらせていただいています。そうでないと大学側は個別に自治体から連絡が入り、非常に迷惑な話になってしまいますので、大学側と県のほうで調整して、その登録者について、必要に応じて県内の市にご案内しているということです。平成28年度は、46大学、570人に登録していただいております。

## 埼玉県研修チーム（支援員研修）

研修主催者（共催）

- 埼玉県（市への支援）
- さいたま市（区への支援）
- 埼玉県社会福祉協議会（市社協への支援）

各実施機関が研修を単独で実施するのではなく、**相互に支え合って実施**することで、質・量とも充実した研修が実施可能になると思います。



【国研修修了者】  
演習用事例作成協力+ファシリテーター

埼玉県自立支援事業受託事業者

- 埼玉県社会福祉士会
- ワーカーズコープ、埼玉県雇用対策協議会
- 彩の国・子ども若者支援ネットワーク

受託事業者とは「事業責任者会議」により毎月情報共有等を行っています。

次は研修の関係ですが、先週も厚労省の研修の事例報告をさせていただいたのですが、埼玉県内は、全国的に見ても研修は多いようです。（平成27年度、平成28年度実施の研修一覧はP172参照）。なぜ多くできるのかとよく聞かれるのですが、うちの担当は全部で3人しかいないのです。3人で生活保護の自立と困窮の自立や補助金など様々な業務を行っています。3人でこれだけの研修は絶対にできないと思っていましたので、であれば、チームを組んでしまおうということで、同じ立場のところはどこかと考えたときに、まず、それはさいたま市であろうと思いました。さいたま市は、県庁と同様に本庁機能がありまして、区の支援をしなければいけないだろうということです。それから、県社協もそうであろうということです。県社協は市町村社協の支援をしなければいけません。そうすると、3つがばらばらにやるより、一緒にやったほうが当然効率いいですし、1+1+1は3ではなくて、4とか5の効果が出るであろうと考え、声をかけました。そうしたら、各々、どのようにしてやろうかと悩んでいるということで、では一緒にやりましょうということで共催という形で始まりました。

併せて、埼玉県の受託事業者も支援のノウハウを持っておりますので、そのノウハウを活用したいと思ひまして、受託事業者にも入っていただき、また、国研修の修了者につきましては事例検討やファシリテーターとして入っていただきました。こちらは、研修の講師になりたいという人は現段階ではいっしょにできなかったもので、そこを無理にということではなく、まずは演習用事例の作成協力とファシリテーターということをお願いしたいということで、こちらもスモールステップで行きたいと考えました。



## 埼玉県における支援員研修概要

### 【研修理念】

- ① 「生活困窮者の自立と尊厳の確保」
- ② 「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の実現に向けての支援員の資質向上

### ①技術・知識

技術は演習を、知識は講義を中心に実施。

### ②チーム

支援にはチームアプローチが必要であることから、職種混合型による実践型の研修を実施。

### ③地域づくり

「生活困窮者は地域の課題を教えてくれる」ことを意識した「地域づくり」の視点を持つ研修を実施。

### 研修体系（研修内容等は別紙）

<p>↑</p> <p>【現任支援員研修：3日間】</p> <p>□ 対象：支援経験のある支援員</p> <p>&lt;主な研修内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 支援の基本の振り返り</li> <li>➢ 困難事例に対する実践的対応</li> <li>➢ 支援における様々な視点の理解</li> </ul>	<p>【テーマ別研修】</p> <p>□ 対象：全ての支援員、市町村職員、市町村社協職員等</p> <p>&lt;研修テーマ&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 労働保険・社会保険（2日）</li> <li>② 家計相談支援（2日）</li> <li>③ 学習支援特別研修（1日）</li> <li>➢ 特別支援教育</li> <li>➢ 学習教室卒業生から学ぶ支援の視点等</li> <li>④ プロフェッショナル講演会（半日）</li> <li>➢ 法政大学 湯浅 誠 教授</li> <li>⑤ 埼玉労働局による研修（半日）</li> </ol>
<p>【新任支援員研修：3日間】</p> <p>□ 対象：新たに着任した支援員</p> <p>&lt;主な研修内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 生活困窮者自立支援制度の理解</li> <li>➢ 支援の基本的な流れの理解</li> <li>➢ 生活保護等の関連制度の理解</li> </ul>	

それでは、チームを組んでどのような研修をやっているのかについてです。

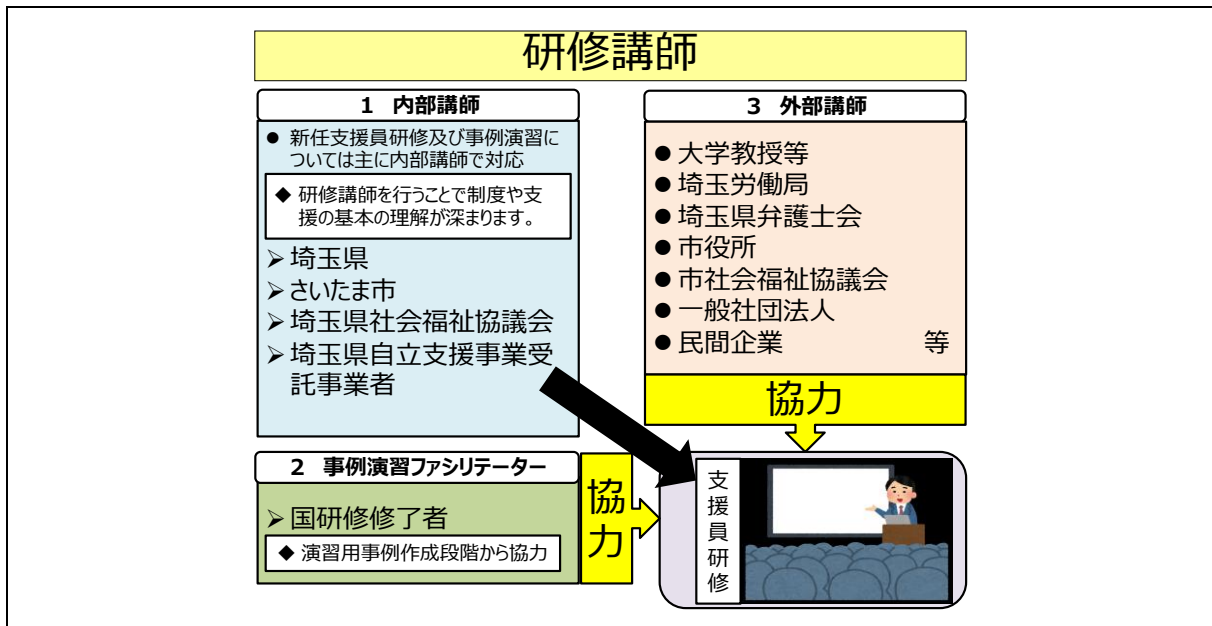
埼玉県では、まずは研修理念を立てました。なぜ理念を立てたのかといいますと、国は伝達研修をやりなさいということですが、伝達という意味について自治体は様々に解釈していると思います。埼玉県の解釈は、当然、国の研修を忠実に再現することは求められていないだろうということです。自治体が創意工夫をして組み立てればいいのであろうということです。ただ一つ、どこをゴールにすればいいのかということはぶれてはいけないと思いました。ぶれないようにするには理念を立てなければいけないだろうということで、生活困窮自立支援の理念である1番、2番を忘れないようにということで、研修を組み立てるようにしています。

右側を見ていただきますと、その理念を踏まえた上で技術・知識、チーム、地域づくり、これを柱に研修を組み立てるようにしてあります。

研修体系につきましては、大きく3分野ということで、まずは新任の支援員研修ということで、まだ知識、経験のない方々を対象にした研修を3日間実施しています。知識経験のある方については現任支援員研修ということで、こちらも3日間実施しています。現任支援員研修につきましては、一番上に支援の基本の振り返りと書いてありますが、これをなぜ入れたかといいますと、当初、私は「経験者向けには、比較的困難な事例検討を中心に研修を組み立てよう」と考えていたのですが、研修検討チームで話をしている中で、支援員が「実は、相談支援に慣れてくると、本来、支援対象者のために動かなければいけないのに、ともすると支援員がやりやすいように動いてしまいそうになることがある」とか「行政寄りの考え方になってしまっていることがある」ということをぼろっと言ってくれたのです。なるほどと思いました。「慣れると基本を忘れてしまう」ということです。それは確かにいけないということで、「支援の基本の振り返り」を入れて、全国研修の講師にも頼みまして、まずは基本をしっかり押さえた上で、困難事例の演習を入れた形にさせていただいております。

右側はテーマ別研修ですが、こちらは、私が日ごろ課題であると考えていることやアンケート、あとは市に対する個別訪問等で浮かび上がってきたニーズをもとにテーマを組んで実施したという研修です。





研修講師につきましては、全部で3分野です。まず内部講師ですけれども、基本的に、埼玉県研修チームでは、ただ単に研修を企画するだけでなく、講師もやるということです。なぜ講師を内部でやるのかというと、やはり、講師をやることで制度とか支援の基本の理解が深まると考えています。人に教えるということと単に聞いているというのは全く違うので、そこは私がこだわりました、これは絶対に外せないということで、大変ですけれども、内部講師を中心にやっています。加えて、国研修の修了者の方に協力していただき、外部講師として大学の先生や埼玉労働局の方などにバックアップしていただいている形でやっております。

最後に3点目です。

市町村、民間等への研修講師の派遣ということです。生活困窮者のいろいろな制度を知りたいという要望がかなりございます。担当職員は3人しかいないので、7割ぐらい私が行っているのですが、27年度は31回、28年度は28回ということで、大体30回くらいです。毎年度、講師として派遣先に行きまして、様々な研修をしているところです。

埼玉県の取り組みにつきましては、以上です。

どうもありがとうございました。(拍手)

【平成27年度、平成28年度実施の研修一覧】

平成27年度埼玉県生活困窮者自立支援制度研修一覧						別紙
実施日	研修名	主な研修対象者	参加人数	研修講師	研修内容	
<b>【実務】</b>						
2015/6/2	生活困窮者自立支援制度における支援員等研修(1日目)	全支援員	139	埼玉県職員 埼玉県社会福祉協議会職員 フーカーズグループ埼玉自立支援事業所福戸事務所責任者	研修オリエンテーション 生活困窮者自立支援制度の概要 生活保護制度の概要 生活福祉資金制度の概要 自立相談支援事業の支援の流れ 自立相談支援に係る事例検討 就業支援に係る事例検討	
2015/6/4	生活困窮者自立支援制度における支援員等研修(2日目)		124	埼玉県職員、さいたま市職員 埼玉県社会福祉協議会職員 フーカーズグループ埼玉自立支援事業所副所長 社会福祉士会福祉事業統括責任者 副の園子ども、若者支援ネットワーク統括責任者、副統括責任者	生活困窮者自立促進支援モデル事業報告 多岐の園あんさんぽワーク事業について アスポート式対人援助技術を学ぶ パネルディスカッション「生活困窮者の支援に向けて」	
<b>【支援員制】</b>						
2015/8/24	自立相談支援事業支援員等研修(1日目) よりよい生活支援をめざして 一知つておきたい、支援のための基礎技術	全支援員	89	埼玉県立大学 長友祐三教授	生活困窮者の自立と尊厳の確保(対人援助技術等) 自立相談支援を通じた地域づくり(社会資源の活用、開発等)	
2015/9/1	自立相談支援事業支援員等研修(2日目) 生活困窮者に対する自立支援を学ぶ	相談支援員	71	埼玉県社会福祉協議会職員(講師) 埼玉県職員(総務・フアンリターナー) さいたま市職員(フアンリターナー) 埼玉県社会福祉士会(フアンリターナー) フーカーズグループ(フアンリターナー)	相談支援の展開(アセスメント・プランニング～支援調整会議)	
2015/9/18	自立相談支援事業支援員等研修(3日目) 生活困窮者・生活保護受給者に対する就業支援を学ぶ	就業支援員	76	埼玉県職員 山梨県立大学 下村幸に教授	雇用情勢と社会保険制度の基礎知識 地域の支援機関とその役割 就労調整事業の活用方法 ケース記録の書き方とケース検討について	
2015/9/18	自立相談支援事業支援員等研修(4日目) 生活困窮者支援を通じた地域づくりを学ぶ	主任相談支援員	59	埼玉県職員 埼玉県社会福祉協議会職員 三芳野社会福祉協議会専門員 埼玉県社会福祉士会会長	自立相談支援を通じた地域づくりについて 地域づくりに係る事例検討について スーパービジョンについて	
2015/11/10	RJ対話(修復的対話)を活用した支援員等研修	全支援員	45	埼玉県立大学 梅崎寛教授	RJ対話(修復的対話)について	
<b>【テーマ別】</b>						
2016/1/27	職業紹介事業等の適正な実施についての研修	行政職員、社協職員、就労支援員	91	埼玉労働局 職業安定部 労働調整事業課 労働調整事業係長	職業紹介事業制度について 労働者派遣・請員の適正実施について	
2016/1/28	弁護士との連携についての研修会 ※彰の国安心センターネットの社会福祉士も参加	全支援員	152	埼玉弁護士会所属弁護士	そもそも弁護士ってなにができるの？ 生活困窮者自立支援制度について、弁護士ってなにができるの？ 自治体・関係機関と弁護士の連携のために協議をしませんか？ 法的知識をちょっと学びませんか？ ほろっとしてどんなこととしてくれるの？	
2016/2/1	生活困窮者自立相談支援における社会資源の活用 と専門機関・専門職相互の連携、協働に向けての研修	全支援員、sv、cw	70	埼玉県立大学 長友祐三教授	生活保護制度を中心に生活困窮者支援にとって必要となる制度について 専門機関・専門職との連携、協働の在り方方法について	

平成28年度埼玉県生活困窮者自立支援制度研修一覧

実施日	研修名	主な研修対象者	参加人数	研修講師	研修内容
<b>【新任向け】</b>					
2016/4/13	生活困窮者自立支援制度新任支援員研修(1日目)	新任の全支援員	81	埼玉県職員 さいたま市職員 埼玉県社会福祉協議会職員 県住宅課	生活困窮者自立支援制度概要 生活困窮者自立支援制度の本事業について 生活保護制度の概要と生活困窮者自立支援制度との連携 社会福祉協議会で取り組む支援 埼玉県住まい安心支援ネットワークについて
2016/4/18	生活困窮者自立支援制度新任支援員研修(2日目)		71	埼玉県職員(事例メイン講師) さいたま市職員(フアンリターナー) 埼玉県社会福祉士会会長(講師) 埼玉県社会福祉士会(フアンリターナー) フーカーズグループ(フアンリターナー)	対人援助技術の基本 相談支援プロセスの概要 事例検討(多重債務、ひきこもり等の困窮者)
2016/4/22	生活困窮者自立支援制度新任支援員研修(3日目) ※現任も対象	全支援員	120	埼玉県職員、さいたま市職員 上尾市職員、所沢市社会福祉協議会職員 副の園子ども、若者支援ネットワーク統括責任者、事務局次長 株式会社ケンソー 代表取締役 埼玉県生活就業支援員 埼玉県社会福祉協議会福祉事業局長 埼玉県社会福祉士会会長 フーカーズグループ福岡事業本部 事務局次長	事例発表(上尾市、所沢市社会福祉協議会) 学習支援事業報告 講師：民間企業視点から見た「生活困窮者の就業支援」について パネルディスカッション(生活困窮者支援に求められる視点)
<b>【現任向け】</b>					
2016/8/22	生活困窮者自立支援制度現任支援員研修(1日目)	現任の全支援員	52	明治学院大学 新保美香教授	各支援員に求められる5つの理論と8つの基本姿勢 ・ストレスマネジメントの重要性 ・粘着一本でできる事例検討法」による事例検討
2016/9/20	生活困窮者自立支援制度現任支援員研修(2日目)		43	埼玉県社会福祉協議会職員(事例メイン講師) 埼玉県職員(総務・講師兼フアンリターナー) さいたま市職員(講師兼フアンリターナー) 埼玉県社会福祉士会(フアンリターナー) フーカーズグループ(フアンリターナー) 国研修修了者(フアンリターナー)	支援のポイント 支援の流れ、各事業、地域づくりについて 事例検討(多重債務、失業、ひきこもり等の困窮者)
2016/9/21	生活困窮者自立支援制度現任支援員研修(3日目)		44		
<b>【テーマ別】</b>					
2016/6/1	社会保険制度基礎研修(1日目：労働保険制度等)	全支援員	111	埼玉県職員(社会保険労務士有資格者、1級FP技能士)	生活困窮者支援の視点における労働保険・医療保険の活用 (労働者災害補償制度、雇用保険制度、健康保険・国民健康保険制度等)
2016/6/8	社会保険制度基礎研修(2日目：年金制度等)		105		生活困窮者支援の視点における年金制度の活用 (国民年金制度・厚生年金保険制度の老齢・障害・遺族年金・保険料免除等)
2016/6/18	家計相談支援研修(1日目)	家計相談支援員、相談支援員	40	一般社団法人生活サポート基金代表理事・相談員	多量・過剰債務とは～解決方法や利用できる制度の理解～ 家計相談支援の展開について
2016/8/22	家計相談支援研修(2日目)	家計相談支援員、相談支援員	40		家計表・キャッシュフロー表を用いた支援について
2016/10/2	学習支援事業特別研修 ※学生ボランティア協力大学の教授も来賓参加 ※埼玉県老人福祉施設協議会(学習教養施設協力)も来賓参加	全支援員、sv、cw	19	埼玉県職員 新学院大学女子短期大学部 小栗貴弘講師 副の園子ども、若者支援ネットワーク統括責任者 学習支援事業長	特別支援教育が必要な生徒の支援 福祉部と教育局との連携研修 アスポート学習支援事業～未来に伸ばした子供たち～ (学習支援員や学習支援事業長等から学ぶ学習支援の結果)
2017/1/10	プロフェッショナル講演会 午前 ※彰の国安心センターネットの社会福祉士も参加	全支援員	198	法政大学 浦波誠教授	生活困窮者支援において必要とされる視点 (生活困窮者支援のプロフェッショナルから学ぶ視点)
2017/1/10	労働行政等研修	行政職員、社協職員、就労支援員	81	埼玉労働局	労働行政における関係制度の見直し 生活保護受給者等就労自立促進事業等 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)

【埼玉県自立相談支援機関 チラシ】

相談窓口一覧 ※お住まいの自治体にご相談ください。  
(平成29年1月1日現在の情報です。)

都府県	機関名称	窓口名	住所	電話番号
埼玉県	生活福祉 自立相談センター西	さいたま市西区南郷3丁目4番(西区役所内)	048-620-2656	
	生活福祉 自立相談センター北	さいたま市北区宮原2丁目8番2号(北区役所内)	048-669-6056	
	生活福祉 自立相談センター南	さいたま市南区大宮4丁目3番1号(南区役所内)	048-646-3069	
	生活福祉 自立相談センター東	さいたま市東区南郷1丁目1番1号(東区役所内)	048-661-6056	
	生活福祉 自立相談センター中央	さいたま市中央区下馬5丁目10号(中央区役所内)	048-640-6052	
	生活福祉 自立相談センター南	さいたま市南区南郷4丁目3番1号(南区役所内)	048-656-6261	
	生活福祉 自立相談センター南	さいたま市南区南郷4丁目3番1号(南区役所内)	048-656-6261	
	生活福祉 自立相談センター南	さいたま市南区南郷4丁目3番1号(南区役所内)	048-656-6261	
	生活福祉 自立相談センター南	さいたま市南区南郷4丁目3番1号(南区役所内)	048-656-6261	
	生活福祉 自立相談センター南	さいたま市南区南郷4丁目3番1号(南区役所内)	048-656-6261	
千葉県	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
	生活福祉 自立相談センター	千葉市中央区1-2-2 2F(中央区役所内)	043-227-9292	
東京都	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
	生活福祉 自立相談センター	東京都中央区1-1-1	03-3568-5014	
大阪府	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	
	生活福祉 自立相談センター	大阪府東区1-1-1	06-6641-1111	

○司会 服部様、ありがとうございました。

後ほど質疑応答の時間を設けておりますので、ご質問のある方はそのときをお願いいたします。  
続きまして、大阪府における取り組みの実施状況についてということで、大阪府の社会援護課の西岡様よりお願いいたします。

資料3-②

## 大阪府における生活困窮者支援制度 の実施状況について

大阪府広報担当副知事  
もずやん

大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課

○西岡 大阪府社会援護課の西岡と申します。

私からは、大阪府が実施主体となっています郡部での事業の実施状況と、広域自治体としての広域支援について説明させていただきます。

# 大阪府が実施主体となる 郡部（9町村）の実施状況等について

1

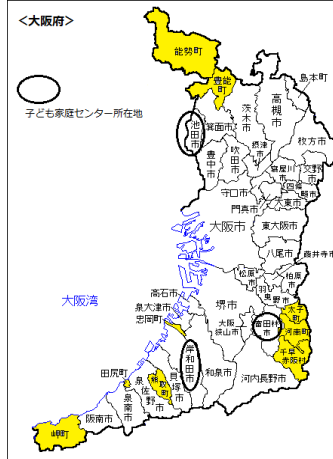
## 1. 平成28年度の郡部における実施体制について

### 郡部の概要

- 大阪府が実施主体となる町村（府内の島本町を除く9町村）
  - ・豊能郡（豊能町及び能勢町）
  - ・南河内郡（太子町、河南町及び千早赤坂村）
  - ・泉北郡（忠岡町）及び泉南郡（熊取町、田尻町及び岬町）
- 人口
  - ・153,817人（平成28年1月1日現在）

### 平成28年度の実施体制

- 運営方法
  - ・大阪府社会福祉協議会に委託
  - 自立相談支援機関（はーと・ほと相談室）
  - ・池田子ども家庭センター（豊能町及び能勢町）
  - ・富田林子ども家庭センター（太子町、河南町及び千早赤坂村）
  - ・岸和田子ども家庭センター（忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町）
- 任意事業等の実施状況
  - ・必須事業及び全ての任意事業に被保護者就労準備支援事業を加え、一体的に実施
- 相談体制
  - ・主任相談支援員（3人）及び相談支援員（4人）は、各子ども家庭センターに配置。
  - ・主任相談支援員は、学習支援員を兼務。
  - ・専任の家計相談支援員（1人）を配置。
  - 相談支援員の各町への出張相談
    - ・相談支援員が町民に身近な町役場へ週に半日程度、定例の出張相談日を設けまして、町の広報紙に出張相談日を掲載。



2

大阪府では、福祉事務所を設置していない9町村におきまして大阪府が実施主体となって事業を実施しております。事業は大阪府社会福祉協議会に委託しており、福祉事務所を設置している3箇所の「子ども家庭センター」に自立相談支援機関を設置しております。地図で言いますと、丸で囲っている池田と富田林、岸和田に子ども家庭センターを置いており、そこに自立相談支援機関を設置しています。町村部分が黄色の部分になりますが、自立相談支援機関がかなり離れています。例えば、上の能勢町から池田市に行こうと思うとバスで1時間以上かかりまして、バス代は往復1,000円ほどかかるため、町民にとって行きにくいということもあります。そのため、出向く支援に併せて、相談支援員の各町への出張相談ということで、相談支援員が町村に身近な町役場へ週に半日程度、定例の出張相談日を設けまして、町の広報紙に出張相談日を掲載しています。この出張相談によりまして、相談支援員と町役場との連携、情報共有する機会が増えまして、生活困窮者の発見にも役立っております。

## 2. 平成28年度の郡部における事業の実施状況について

### 平成28年度の郡部における事業推進のための取組み

- 合同支援調整会議（町村等関係機関の連携会議）の開催
  - ・各子ども家庭センター主催により、町村等の関係機関を招集し、必要事項の検討・協議を行うとともに、意見交換や情報共有等を行う。
- ・主な参加機関：町村の福祉担当課・就労担当課・教育委員会、町村社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会、ハローワーク、保健所、広域就労支援事業委託事業所、子ども家庭センター、府社会支援課
- ・主な議題：郡部における事業実施体制・実施状況報告、広域就労支援事業の実施状況報告、意見交換等
- 町村へのヒアリング
  - ・全9町村を訪問して、事業の実施状況及び課題等についてヒアリングを実施
- 相談支援員連絡会の開催（月1回）
  - ・主任相談支援員、相談支援員、家計相談支援員、府社会支援課担当者が参加し、個別のケース、事業の取組み等について、情報共有や意見交換を行う。
- 町村での広報実施
  - ・町村の広報紙やホームページへの掲載、町村の関係機関等窓口へのチラシの配架。

### 平成28年度（4～12月）相談実績（カッコ内は平成27年度）

子ども 家庭 センター	新規 相談	プラン 作成件数	新規 相談後 支援回数	主な相談内容 相談件数							計
				収入	病気	求職	家族	債務	その他		
池田	35 (45)	8 (14)	942 (863)	512 (491)	315 (258)	187 (211)	171 (162)	161 (236)	387 (467)	1,733 (1,825)	
富田林	46 (71)	8 (47)	581 (1,368)	184 (610)	289 (339)	106 (373)	106 (242)	106 (264)	387 (1,125)	1,178 (2,953)	
岸和田	77 (81)	35 (35)	1,125 (1,030)	704 (397)	464 (365)	415 (483)	313 (140)	168 (96)	1,216 (730)	3,281 (2,211)	
計	158 (197)	52 (96)	2,807 (3,261)	1,400 (1,498)	1,068 (962)	709 (1,067)	590 (544)	435 (596)	1,990 (2,322)	6,192 (6,989)	

3

先ほどの地図にありますように、町村がかなり点在しておりますので、生活困窮者の把握のためには町村役場の関係機関との連携が必要となります。連携のための取り組みとしまして、町村等関係機関の連携会議の開催や全9町村の福祉担当課への訪問を行いまして、事業についての情報共有や意見交換を行っています。

あとは、町村での広報実施ということで、本日お配りしました「はーと・ほっと相談室」のチラシ（P185掲載）を町村の関係機関に配架しております。その他、今年度から名刺型の小さなチラシもつくりました。町村を訪問したときにチラシを置いて、なかなか町民は持って帰らないということで、小さなチラシが欲しいと言われていたため、委託先にお願ひし、小さな名刺サイズのチラシを窓口においていただいております。

# 大阪府における広域支援について

4

### 1. 大阪府における生活困窮自立支援制度の実施状況について

**平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）**

- 大阪府の新規相談受付件数は、全国の13%を占めるとともに、新規相談受付件数、プラン作成件数の人口10万人当たりの件数は、全国平均を上回っている。
- 大阪府の就労訓練事業の利用件数は、53件（全国161件）で、国合計の約33%を占め、年度末にかけて利用は徐々に進んでいる。

	人口 (府：国の 約7%)	新規相談 受付件数	プラン		就業支援 対象者数	法に基づく 事業等利用件数			就労 者数		
			人口10万 人あたり	作成件数		人口10万 人あたり	就業 準備	就労 訓練		自立 就労	
大阪府	8,878,694	<b>28,654</b>	<b>26.9</b>	14,048	<b>13.2</b>	2,777	2.6	181	<b>53</b>	1,730	1,957
全国	128,438,348	<b>226,411</b>	<b>14.7</b>	55,570	<b>3.6</b>	28,207	1.8	1,833	<b>161</b>	22,430	4,396

**平成28年度（平成28年4月～平成28年11月）**

- 大阪府の新規相談受付件数は、全国の昨年度1年間の割合より増加して約14%を占めるとともに、新規相談受付件数、プラン作成件数の人口10万人当たりの件数は、全国平均を上回っている。
- 大阪府の就労訓練事業の利用件数は、46件。引き続き全国の利用件数の約21%と高い割合を占めている。

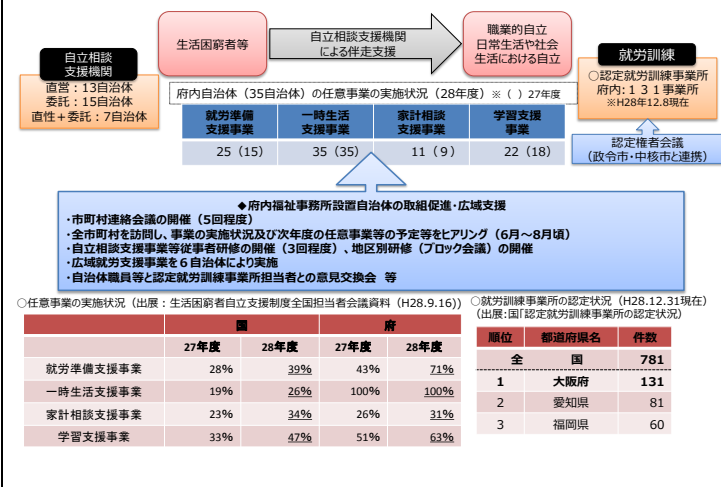
	人口 (府：国の 約7%)	新規相談 受付件数	プラン		就業支援 対象者数	法に基づく 事業等利用件数			就労 者数		
			人口10万 人あたり	作成件数		人口10万 人あたり	就業 準備	就労 訓練		自立 就労	
大阪府	8,868,870	<b>20,283</b>	<b>28.6</b>	10,508	<b>14.8</b>	2,161	3.1	172	<b>46</b>	1,836	1,768
全国	128,226,483	<b>149,007</b>	<b>14.5</b>	44,050	<b>4.3</b>	21,358	2.1	1,908	<b>216</b>	18,010	17,578

※出典：（国）生活困窮者自立支援制度支援状況調査結果

5

平成28年度の大阪府における実施状況についてですが、大阪府における新規相談受付件数としましては、人口10万人当たりで28.6件ということで、全国平均を大きく上回っておりますが、大阪市が人口10万人に当たりで50件を超えておりまして、全国でトップの数字となっております。大阪府全体の数字を押し上げております。

## 2. 大阪府における広域支援の取組み(イメージ)について



6

大阪府におきましては、35自治体が生活困窮者自立支援事業を実施しております。任意事業の実施は徐々に伸びてきてはいますが、大阪府としましては、さらなる実施率の上昇ということで、自治体の取り組みができるだけ偏らないようにするために広域自治体による支援が不可欠と考えております。そのために、市町村会議や、市町村訪問といった取り組みを実施しておりますが、後ほど、次のページ以降で説明させていただきます。

就労訓練事業所については、現時点の大阪府全体の認定数が131事業所ということで、全国でもトップの数字となっておりますが、これは大阪府の各社会福祉法人に積極的に協力をいただいているのが最も大きい要因となっております。

あとは、制度施行前の25年度と26年度において、就労訓練事業の推進のモデル事業を実施いたしました。その中で各事業所にアンケートを行った結果、就労訓練に対して前向きな回答を得られた事業所を訪問し、就労訓練事業者の認定の協力依頼をしております。これによりまして、制度施行当初から順調に認定件数が伸びてきています。



### 3. 市町村連絡会議の開催について

#### 会議の概要

- 府内福祉事務所設置自治体に対し、任意事業の取組み促進や円滑な事業実施を支援するため、市町村連絡会議を開催（郡部町村も参加）。
- 主な開催内容：国全国担当者会議・ブロック会議の報告・伝達、府内自治体の先進事例の紹介、制度に関連の深い事業の紹介、有識者等の講演、予算要求の手法の紹介、自治体職員意見交換会 等

#### 平成28年度市町村連絡会議の開催状況

開催年月日	実施内容
1 H28.5.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人福祉施設における就労訓練事業について</li> <li>○生活福祉資金について</li> <li>○住居確保給付金について</li> <li>○広域就労支援事業の実施状況について</li> <li>○負担金・補助金の国庫協議について</li> <li>○予算要求の手法等について 等</li> </ul>
2 H28.7.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内自治体からの事業報告</li> <li>・自立相談支援事業と就労支援、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業</li> <li>○「依存症者支援」について（大阪府担当課）報告（別途後日アンケートを実施）</li> <li>○「第1回近畿ブロック会議」の伝達</li> <li>○大阪府内地区別研修等（案）の提案について</li> <li>○広域就労支援事業の進捗状況</li> <li>○自治体意見交換会</li> <li>・議題：「生活困窮者自立支援制度における就労支援について」、「学習支援事業と子どもの貧困対策について」 等</li> </ul>
3 H28.9.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○AM自治体意見交換会</li> <li>・議題：「地区別研修等の開催について」、「平成29年度事業の検討状況について」 等</li> <li>○PM講演会「家計相談支援の進め方について</li> <li>意見交換会：「家計相談支援事業について」 等</li> </ul>
4 H28.9.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府内自治体からの事業報告</li> <li>・就労準備支援事業</li> <li>○「生活困窮者自立支援制度全国担当者会議」の伝達</li> <li>○平成28年度府内の事業実施状況等について（大阪府が取りまとめた報告）</li> </ul>
5 H29.2.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成29年度厚生労働省社会・援護局予算の要点等</li> <li>○「第2回近畿ブロック会議」の伝達</li> <li>○国庫負担金・補助金作成の要点</li> <li>○生活福祉資金について</li> <li>○大阪府商工労働部の事業の紹介（金融課、就業促進課）</li> </ul>

7

大阪府では、市町村連絡会議を制度開始前の26年度から年間で5回くらい行っております。郡部町村も含めて府内市町村に参加していただき、出席者は大体60人前後となっています。

会議の内容として、今年度の実施内容の一覧を掲載しております。主な内容としては、国の会議の伝達、府内自治体の先進事例の紹介、制度に関連の深い事業の紹介ということで、例えば下の一覧では、一番下の府商工労働部の多重債務を所管している金融課や就職困難者への就労支援を行なっている就業促進課から担当事業を説明してもらって連携を働きかけています。

また、有識者からの講演としましては、大阪府は家計相談支援事業の実施率が全国平均より低いということもありますので、家計相談支援事業の必要性や効果を認識していただきたいという考えから、家計相談については熊本県等で受託しておりますグリーンコープ共同体から講演をしていただきまして、講演後に家計相談についての意見交換も行っております。

市町村会議には自治体間の意見交換の場も多く設定するようにしていきまして、自治体間の交流も図っています。



#### 4. 全市町村訪問の実施について

##### 市町村訪問の概要

- 大阪府内の全43市町村（郡部含む）を訪問し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換を行い、必要があれば他自治体の効果的な実施方法等を伝える。ヒアリング結果（全市町村の状況）を取りまとめて、市町村へフィードバック。
- 相談窓口の実施状況や、市町村連絡会議などでは聞くことができない地域の個別の状況を聞くことにより、具体の事例が共有できるなど、大阪府と市町村の職員間のコミュニケーションを通じた信頼関係を築くことができる。
- 訪問日及び訪問の際に質問する項目などは、事前に周知、調整を行い、市町村にとって事務に支障のない対応をしている。

##### 平成28年度市町村訪問における質問事項

1. 平成28年度事業の実施状況及び課題等について
  - (1) 自立相談支援事業
    - 平成27年度事業の実施状況 ○支援員の配置状況・役割分担、窓口の設置場所
    - 主な相談内容 ○支援に当たり「工夫している点」「困っている点」「疑問点」など
  - (2) 任意事業
    - 実施していない場合の代替事業や平成29年度以降の実施意向
    - 主な相談内容 ○支援に当たり「工夫している点」「困っている点」「疑問点」など
  - (3) 「子どもの貧困対策」や「一人親家庭への支援」との連携
    - 連携している場合はその詳細（学習支援事業の関わり方も含む） ○連携していない場合はその理由と今後の展望
    - 国や府の「子どもの貧困対策」や「一人親家庭への支援」に関わる、交付金・補助金等の活用について
  - (4) 就労支援の体制について
    - 公共職業安定所等、外部機関との連携 ○無料職業紹介事業の届出状況
    - 協力事業所（就労先・就労準備支援事業）や就労訓練事業所の開拓について
    - 「ひきこもり」や「長期離職者」など、長期間の支援を要する者に対する支援体制
  - (5) 広報の実施等（チラシ・パンフレット等あればいただきたい）
  - (6) 近隣市町村との連携（日常的な連絡から自治体間の広域連携まで広範囲伺いたい）
2. 市内連携の状況や課題等について
  - (1) 市内連携している部署（例）子どもの貧困、就労、ひきこもり、障がい、税、自殺対策、教育委員会
  - (2) 連携方法
    - 日常的な連絡・協力体制 ○庁内会議の開催・設置（庁内会議の実施要綱等あればいただきたい）
  - (3) 連携に関する課題
3. 社会福祉法人等との連携
4. その他 相談や質問等があれば、この機会によろしくお願ひします。

※府郡部においては別途「質問事項」を変更して作成

8

全市町村訪問ということで、こちらは制度開始の27年度から行っております。今年度につきましては、6月から8月にかけて大体2カ月半、郡部の町村も含めまして、府内全43市町村を訪問し、事業の実施状況や次年度の予定等に関する聞き取りや意見交換を行っております。

43市町村がありますが、大阪府はかなりコンパクトな面積ですので、短期間で可能かと思えます。6名の職員が交代で行っております。

この市町村訪問をしますと各地域特有の状況がわかりますし、市町村職員との顔の見える関係づくりやコミュニケーションづくり、信頼関係の構築にも非常に役立っております。

質問項目は事前に周知し、訪問後は、全市町村のヒアリング結果を一覧表にまとめまして、市町村へフィードバックして情報共有もしております。フィードバックすることにより、各自治体は他の自治体の取り組み状況を把握でき、課題等があった際には、他の自治体に照会することも可能となります。28年度に行いました質問項目も掲載しておりますので、参考にいただければと思います。

訪問の中でヒアリングをした事業の先進事例につきましては、大阪府で事業実施のスキームがわかるような資料を作成し、市町村連絡会議の際に説明もしております。

## 5. 大阪府が実施する研修について

### 大阪府全体研修について

- ▶ 平成27年度は、国養成研修の伝達研修として4回開催。研修講師は国養成研修修了者に依頼し、事前に研修内容に関する打ち合わせを実施。
- ▶ 平成28年度は、第1回研修は府内で新たに生活困窮者自立支援制度に携わることになった自治体担当者及び自立相談支援機関の各支援員、任意事業の支援員向けに制度概要、理念等に関する初任者研修を実施。
- ▶ また、平成28年度は府内各自立相談支援機関に対して受講したい研修テーマに関するアンケート調査を実施し、最も回答数が多かった「ひきこもり支援」に関する研修（第2回）を12月21日に開催、「対人援助技術」に関する研修（第3回）を2月24日に開催予定としている。

### 地区別研修の開催について（平成28年度～）

- ▶ 平成28年度第2回市町村会議において、近隣自治体を4ブロック（大阪府は24区を4ブロックに分割し府内4ブロックに編入）に分け、地区別研修等を行うことへの効果（地域の実情に応じた支援ノウハウの蓄積、地域間のネットワークの構築など）を説明するなど、市町村主催による地区別研修等の開催の働きかけを行い（※P10参照）、第3回市町村連絡会議の地区別意見交換において、実施時期・実施内容、幹事市等を決定。

### 地区別研修の開催状況

実施時期	会議等名称	実施内容
H28.10.14	中・南河内地区 研修会	○羽曳野市におけるネットワークの構築について ○グループワーク（各市におけるネットワークの構築について、今後の研修会について） ※事前にアンケート等を聴取、まとめた資料にて意見交換
H28.11.15	北河内地区研修会	○各市（区）の事業の取組みについて（意見交換） ○枚方市における就労準備支援事業の取り組みについて（報告） ○研修会の開催頻度及び幹事市の輪番について
H29.1.27	泉州地区研修会	○グループワーク（今後の研修会等について） ※事前にアンケート等を聴取、まとめた資料にて意見交換
H29.2.7	豊能・三島地区 研修会	○意見交換（各市の相談支援状況や今後の地区別研修の在り方について、生活困窮者相談支援機関の広報、周知方法について、プラン作成について） ○事例検討

9

大阪府が実施する研修について、平成27年度は、国の養成研修の伝達研修を中心に行っておりましたが、28年度につきましては、市町村が受講したい研修テーマについてアンケートを実施し、特に希望が多かった「ひきこもりの研修」や「対人援助技術」に関する研修も行っております。

今年度から始めました地区別研修については、自治体から近隣自治体と交流する場が欲しいという要望もあり、昨年7月の市町村会議の場におきまして、大阪府内を大阪市も含めて4ブロックに分けて、大阪府からの提案という形で、地区別研修の実施メリット等を説明しました。その次の市町村会議におきまして、4ブロックに分けて意見交換を行い、実施時期や実施内容、幹事市を決定、実施内容にあるような研修を行うに至ったところです。

## 5. 大阪府が実施する研修について

大阪府内自治体地区別研修等について ※平成28年度市町村連絡会議での提案内容

### 1 内容（案）

- 大阪府主催研修と一定の住み分けは必要と考えられるが、重複が必ずしもいけないわけではない。
- 大阪府主催研修の内容の深化させる、あるいは、研修未参加者への伝達等を目的とする場合は、重複も否定されない。

### ■研修等の内容の目安

	大阪府主催研修	地区別研修等（仮称）
目的	自治体や地区の枠を超え、広く他の自治体と交流を図ることなど、一層の水準向上を目指す。富みのある自治体と豊新の知見・技術を伝達する。	地区別の課題解決促進。研修の機会増加による、支援水準の向上。
内容	国研修の促進研修 自治体の希望に応じた協働研修（テーマごとの協働研修） 認定校特別研修事業等との交流会	近隣自治体間の交流を目的とした研修 地域課題解決のための意見交換会 近隣自治体での研修等が実施地に向けられた検討会・準備会 地区認定校特別研修事業員の見学会や意見交換会

### 2 地区割り（案）



### ■地区別所属自治体（案）

地区	自治体名
区ごとに各地区に分散	大阪市
豊前・三島	豊中市、高槻市、池田市、吹田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、大阪府（都府）
北河内	枚方市、守口市、藤田川市、大東市、門真市、羽曳野市、交野市
中・南河内	東大阪市、八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、大阪府（都府）
泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、美石市、泉南市、阪南市、大阪府（都府）

10

地区別研修につきましては、各地区の自治体が主体的に実施することとしており、大阪府も郡部町村としての立場として参加しますけれども、講師の派遣や研修の企画への助言も行うこととしています。

地区別研修により、地区における特有の課題解決の促進や地域間の連携が進むものと考えております。

市町村会議での提案内容（抜粋）やブロック割をスライドの10ページに参考までに掲載しています。

## 6. 府内自治体の状況把握及び情報提供

### 大阪府独自のアンケートの実施について

- 大阪府では、法施行前の平成26年度から、管内市町村に対して様々なアンケートを実施している。アンケート内容は、府に対する意見（希望）や実施してほしい研修、他の制度との連携状況等に関するものなど様々であり、アンケート実施後は、その結果をすぐフィードバックして府内で共有している。
- その中でも、平成26年度に市町村から希望があった「市町村の意見交換場の設定」は、現在も市町村連絡会議の中で、引き続き実施しており、市町村からは、事業実施に非常に役立っていると好評。更に、28年度からは、大阪府実施の研修の内容についても、アンケート結果を参考している。

### 平成28年度アンケートの実施状況

	実施年月日	アンケート概要
1	H28.6.6	自立相談支援事業従事者研修について
2	H28.7.29	生活困窮者自立支援制度における「依存症者」に対する支援について ※P12参照
3	H28.7.29	家計相談支援事業に関する実施状況等について
4	H28.8.25	「フードバンク」及び「子ども食堂」に関する連携状況等について
5	H28.11.1	「引きこもり等の支援」に関する支援実績等に関する状況等について

11

国でも詳細なアンケートは行っておりますが、それとは別に大阪府独自に実施状況把握のため、適宜、アンケートを行っております。

アンケート結果は集計し、市町村にフィードバックして情報提供をしております。国で行っているアンケートについても、政令中核市からも、府にもアンケートの回答を送っていただきまして、府独自に府全体の集計結果を取りまとめまして、こちらも市町村へフィードバックして情報共有をしております。



## 7. 広域就労支援事業の実施について(平成28年度～)

### 広域就労支援事業の概要

- 就労体験の場の開拓や困難な就労支援のアセスメント等を効果的かつ効率的に実施することを目的に、大阪府（郡部）を含む6自治体により、平成28年度から委託実施。
- 事業が円滑に実施できるよう委託事業者と調整を進めるとともに、参加自治体及び委託事業者と情報共有を図るため、定期報告会を開催。
- 市町村連絡会議等を通じて事業の実施状況、効果等を情報提供するとともに、広域就労支援事業に関する市町村説明会を開催し、平成29年度事業への参加を働きかけた。
- 平成29年度は、事業を継続するとともに、3自治体が新たに参加し、全9自治体で実施予定。

### 広域就労支援事業の実施内容

項目	概 要
実施手法	委託
実施内容	①「自立相談支援事業」 ・協力事業所（一般就労先）の開拓 ②「就労準備支援事業」及び「被保護者就労準備支援事業」 ・協力事業所（「職場体験」及び「就労体験」の受入れ）の開拓 ・社会自立に関する支援 （うち、支援実施のための助言、職場見学の手配、その他専門的な知見を要すると考えられる支援） ・就労自立に関する支援 （うち一般就労に向けた就労体験の手配、キャリア・コンサルティング、模擬面接等） ③その他 ・アセスメントや支援プランの作成に関する助言、支援調整会議への参加等支援付き就労をより効果的・効率的に実施するための支援。
実施期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
事業費	参加自治体で按分（均等負担額と人口割額）
開拓予定地域	参加自治体及びその周辺地域

13

続いて、今年度から始めております広域就労支援事業についてです。就労体験の場の開拓や困難な就労支援のアセスメント等を効果的かつ効率的に実施することを目的に、大阪府の郡部も含めまして、6自治体により今年度から委託実施しております。

27年度の市町村会議で、この広域事業につきましての事業実施を提案し、参加自治体を募りまして、今年度は6自治体となっておりますが、今年度の市町村会議の場でこの広域事業の実施状況や事業効果を情報提供し、平成29年度の事業への参加を働きかけたところ、新たに3自治体に参加していただきまして、29年度につきましては9自治体での実施予定となっております。

実施内容としましては、主に就労準備支援事業の第2段階と第3段階の部分になりますが、就労体験の協力事業所の開拓や就労支援の助言等の事業となります。

また、開拓した事業所については、参加自治体で共有して利用できるようにしております。今月からは、参加の複数自治体合同で就労事業に必要な知識や技術の形成のための就労支援プログラム講座も行っております。

広域就労支援事業の事業費としましては、6自治体全体で約1,020万円となっており、参加自治体の均等負担と人口割で按分しまして負担額を算定し、1自治体当たりで平均しますと170万円ぐらいの事業費となりまして、規模の小さい自治体など、単独ではなかなか実施が困難な自治体にとっては参加するメリットは大きいと考えております。

## 7. 広域就労支援事業の実施について(平成28年度～)

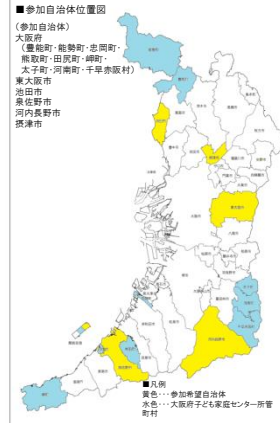
府内自治体に対する広域就労支援事業の説明資料(平成28年度)※抜粋

### 1. 実施内容

項目	内容
参加自治体	6自治体(大阪府を含む)
実施方法	委託
支援内容	①自立相談支援事業 ・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成への助言、支援調整会議への参加等 ②就労準備支援事業・経路者就労準備支援事業 ・「職場見学」や「就労体験」の受け入れ事業所の開拓。 ・社会自立に関する支援(うち職場見学先の手配など)。 ・就労自立に関する支援(うち就労体験先の手配や求職活動に必要な能力の形成など)。
実施期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
関係予定地域	参加自治体管内及びその周辺自治体
費用負担	参加自治体で分担(基本負担額+年齢年齢人口割合負担)

「負担割合」基本3:7(府内)に設定  
 ・参加する6自治体のうち、平成27年度に就労準備支援事業を実施した自治体(府内)は、平成28年度に負担割合を2:8に引き上げ、各自治体の別負担額を算出。各自治体に合った上で負担割合を設定した。  
 ・平成29年度以降、広域実施を継続する場合は負担割合の見直しを検討。

【※】「職場体験」「就労体験」の導入事業所への謝礼  
 参加自治体で共同で負担する委託料とは別に、「職場体験」「就労体験」の導入先事業所に対する謝礼(3千円/日/1人)は自治体ごとに参加見込を立てて予算要求。実績に応じて支払う。なお、利用者の保険料は1日当たり90円/1人で発生。



14

広域就労支援事業について、地図で黄色い部分が参加自治体で、水色の部分が郡部の町村となっております。

## 8. その他

### 就労訓練事業の推進のための取組み

- 大阪府において、就労訓練事業所の認定数は131事業所(H28.12.31現在)と全国1位となっているが、平成27年度に就労訓練事業所を活用した件数は53件(全国では161事業所)であり、利用した自治体は府内35自治体の内、12自治体に留まっていることから、大阪府では就労訓練事業推進のための取組みを実施している。

【就労訓練事業に関する自治体職員並びに認定就労訓練事業所の就労支援担当者の交流、事例報告及び意見交換会】

- 認定就労訓練事業所に支援対象者を送り出した自治体と、受け入れてもらった事業所の担当者、各々の立場から事例を発表。
- その会議において、所在地が近い自治体と事業所の担当者を幾つかのブロックに分け、意見交換や名刺交換を行ってもらい、顔の見える関係を築いた。
- 平成27年度は1回開催、29年度は28年3月に開催予定。

【認定就労訓練事業所の事業所見学及び意見交換会】平成28年度～

- 府内各自治体の担当者や自立相談支援機関の支援員が、実際に支援対象者を受け入れている事業所を訪問し、実際の訓練状況を見学、その後事業所担当者や支援員と意見交換を行う。
- 平成29年1月から行い、28年度は4事業所で事業所見学・意見交換会を開催予定。

### 社会福祉法人との連携

- 大阪府社会福祉協議会を中心として、平成16年度から老人施設部会の「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」を展開。  
 ※社会貢献事業：今日・明日食べるものが無い、電気・ガスが止まってしまった、失業、介護など様々なSOSに対応する総合生活相談事業であり、緊急の食料の提供や経済的援助(現物給付)も行っており、府内の自立相談支援機関も多数活用。
- 大阪府から、府内各自治体に対して、自治体と各市町村に設置されている「地域貢献委員会(施設連絡会)」との連携の働きかけ。  
 ※「地域貢献委員会」(平成27年度末時点で府内43自治体のうち29自治体が設置済)  
 地域福祉推進の向上を図るため、市町村の社会福祉協議会が事務局となり、社会福祉法人や地区福祉委員会、民生委員に加えて地域で活動する団体等で組織された委員会。

15

就労訓練事業につきましては、大阪府では131事業所ということで多く認定しているのですが、利用件数としましては、昨年度は53件ということで、全ての認定事業所を活用できていない現状もあります。全国的にみれば高くなっているのですが、各自治体ではまだ利用できていない状況もあります。よって、就労訓練事業の推進のための取り組みとして、自治体職員と就労訓練事業所担当者との事例報告・意見交換会や、「就労訓練事業所のイメージをしにくいので見学会をしてほしい」という意見もあり、今年度から新たな取組として、就労訓練事業所の見学及び意見交換会を行っています。

また社会福祉法人との連携ということで、大阪府社会福祉協議会を中心として、生活困窮の制度施行のかなり前の平成16年度から老人施設部会の社会貢献事業ということで緊急の食料や現物支給を行い、制度の狭間をカバーしており、府内のほぼ全ての自立相談支援機関は緊急の援助が必要な場合等にこの事業を利用しています。

社会福祉法人の施設を中心に、各市町村に社会貢献委員会を設置し、社会福祉の推進を図っ



ていますが、大阪府としましては、就労支援を含めた社会福祉法人との連携は今後とも重要と考えており、各自治体には社会貢献委員会や社会福祉法人との連携の働きかけを行っております。

説明は以上となりますが、生活困窮者自立支援事業というのは、生活保護のような監査といったスキームもなく、五石先生が言われたように、地域の実情に応じてできるような幅広い事業となっていますので、大阪府としましては、府内自治体職員と事業を一緒にやっていくような気持ちで事業の推進の後押しや支援をしていきたいと考えております。 以上です。(拍手)

【大阪府 自立相談支援機関「はと・ほっと相談室」パンフレット】

**あなたの悩みに寄り添います。**

長年ひきこもって... 病気で働けなくなった... 借金や公共料金の滞りがある... 仕事がなかなか決まらない... 家計のやりくり... 生活困窮に関する相談支援・就労支援事業を実施しています。

**暮らしのたて直しと 就職をサポート!**  
大阪府自立相談支援機関  
**はと・ほっと相談室**

まずは、相談支援員にお電話ください。相談は無料です。ご家庭へも訪問します。  
相談時間 月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時15分  
休日・年末年始 (12月29日～1月3日)を除く

あなたのまちの相談支援員にご相談ください。  
●忠岡町・田尻町・熊取町・岬町にお住まいの方  
大阪府岸和田子ども家庭センター 生活福祉課内  
住所：岸和田市宮前町 7-30  
電話：072-441-2760 FAX：072-444-9008  
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 生活支援部  
電話：06-6762-9494 FAX：06-6762-9479

**あなたの悩み・相談解決のための支援サービスをご提供します。**

**1** まずはお電話をください。  
●まずは、相談支援員にお電話ください。  
相談支援員が、ご家庭に訪問してお話をすることもできます。

**2** あなたの相談を解決する方法を、あなたと共に考えます。  
●他の支援機関につなぐ場合でも、あなたの希望や必要に応じて、紹介先の機関へ付き添いをしたり、連絡をします。また、その後のあなたの状況についても、伺います。

**3** 支援計画を作り、支援サービスを提供します。  
●「はと・ほっと相談室」の相談支援員は、あなたの相談解決のために、あなたとともに、あなたの支援計画を作ります。  
●あなたへの支援が効果を発揮しているか、あなたとの面談などを通じて確認します。また、支援計画の見直しもします。  
●「はと・ほっと相談室」の就労支援員は、就労が必要な場合については、あなたの状態に応じた個別支援を行います。

**4** 相談解決へ。  
●支援が終了しても、お困りになっていないかをお聞きして、再相談することもできます。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会では、平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法に基づき大阪府が府内24市部(自本市を除く)において実施する「生活困窮者自立支援事業」を委託し実施します(実施町村は豊能町・豊中町・太子町・河津町・千早赤松村・岬町・田尻町・熊取町・岬町です)

○司会 西岡様、ありがとうございました。

続きまして、三つ目の自治体ということで、沖縄県における生活困窮者自立支援について、沖縄県福祉政策課の森田様よりお話しさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

H29. 2. 10  
生活困窮者自立支援制度における「都道府県のあり方」を考える  
都道府県職員セミナー

## 沖縄県における 生活困窮者自立支援について

子ども生活福祉部 福祉政策課  
福祉支援班  
森田 洋平  
TEL(098)866-2177  
E-mail: moritayo@pref.okinawa.lg.jp

### 沖縄県の状況

- 30町村を所管  
沖縄県人口: 1,454,023人(うち30町村人口: 329,551人)
- 県内5圏域に福祉事務所設置  
(沖縄本島3か所: 北部、中部、南部、宮古島1か所、石垣島1か所)
- (公財) 沖縄県労働者福祉基金協会に委託
- 県内5箇所相談窓口を設置  
(北部・中部・南部・南部支所・久米島町) 支援員は、27名配置
- 全ての任意事業を実施  
家計相談支援事業のみ、28年度から実施
- 就労訓練事業の参入促進事業の実施

○森田 こんにちは。沖縄県の森田と申します。

早速、沖縄県の状況ですが、30町村を所管しており、所管している人口は32万人います。県庁所在地である那覇市と同じぐらいの人口を県も所管しております。県内5カ所に福祉事務所を設置しており、その事務所の近くに相談窓口を設置しております。公益財団法人の沖縄県労働者福祉基金協会（以下、労福協と表記）に委託をしております。もともと、内閣府のパーソナルサポート事業を労福協が受託しており、その後、生活困窮者については法制度になるということで、平成25年、平成26年、モデル事業で2年間実施して、平成27年に公募を実施した際も労福協に決まったという状況です。

沖縄県は30町村あって小さい島ではあるのですが、困窮している方がいっぱいいて、かなり強力にアウトリーチをかけないと相談事業が立ち行かないということもあり、本年度は支援員が全部で27名います。これは、自立相談支援で15名、家計相談は3名、就労支援員が9名、合計27名ということです。ちなみに、平成27年度は16名でした。このときは家計相談をやっていないくて、28年度から家計相談を実施し、新たに3名加えて実施しております。大阪府の取り組みと同じように就労訓練を強力に推進したいということがあって、就労訓練の参入促進事業も実施しております。



## 自立相談支援事業の実績

- 平成27年度の実績
  - ・新規相談受付件数 588件
  - ・プラン作成件数 198件
  - ・就労支援対象者数 131名
  - ・住居確保給付金  
新規決定件数 34件
- 平成28年12月末現在の実績
  - ・新規相談受付件数 656件
  - ・プラン作成件数 290件
  - ・就労支援対象者数 187名
  - ・住居確保給付金  
新規決定件数 31件

相談員を増やした結果どうなったかということがこの数字にもあらわれております。この実績は県の所管分である30町村の実績になります。前年度は、588件の相談を受けて、残念ながら、厚労省の目標値に達成できませんでした。今年度は、12月末現在で656件ということで、目標値を達成することができました。これは、単にアウトリーチを強力にかけるために人を増やしたら、これだけつながったということで、その結果であると分析しております。

特に、沖縄県の北部の地域は、平成27年度は2名の体制だったのですが、そこを5名の体制にして、2名1チームの訪問体制の2チームで、1人は留守番ができるということから5名の体制にしたところ、北部でも相談件数がかなり増えております。

## 11市及び県の任意事業の実施状況

	直営	委託先	任意事業			
			就労準備支援	一時生活支援	家計相談支援	学習支援
1	那覇市	委託 (公財) 労福協		○		○
2	浦添市	委託 浦添市社協				○
3	宜野湾市	直営	○	○		○
4	糸満市	委託 糸満市社協		○		○
5	南城市	直営				○
6	沖縄市	委託 (公財) 労福協	○	○		○
7	うるま市	委託 (合) クレッシェレ	○	○		○
8	名護市	委託 名護市社協	○	○	○	○
9	豊見城市	委託 豊見城市社協	○		○	○
10	宮古島市	直営		○		○
11	石垣市	直営				○
12	沖縄県	委託 (公財) 労福協	○	○	○	○

現在の任意事業の実施状況はご覧のとおりとなっております。一時生活支援のニーズが多くなっています。平成29年度については、5番の南城市と9番の豊見城市も一時生活支援をやる予定です。県内のほとんどの自治体で一時生活支援をやる状況になります。

共同実施についてはこの後に出てくるのですが、6番の沖縄市、7番のうるま市、9番の豊見城市と県にて共同で実施をしております。

### 対象者の把握・ニーズの掘り起こしについて

- 地域への地道な周知活動、説明会の実施
- 町村別の相談件数の分析  
→ 町村福祉課へのアプローチ
- 役場における巡回相談の実施
- 公共施設での何でも相談会の開催
- お金のセミナー(家計相談支援事業)の土日開催

対象者の把握・ニーズの掘り起こしについては、地道な周知活動、説明会の実施ということで労福協の皆さんに頑張ってもらっており、地域の自治会や、民生委員定例会に出席して支援内容の説明をするということを今年度も引き続きやっています。大変ですが、地道にやっています。

その他、毎月、支援状況調査を町村別にも分析をしています。人口の割には相談件数が少ない町村に対し、直接、相談員が役場や社協を訪問して、「皆さんのところで巡回相談やワンストップ型の何でも相談会を開催させてください」という営業活動をかけて、そこからさらに相談者を拾いあげていくということもやっています。それらが役場における巡回相談とか何でも相談会の開催ということなのです。

家計相談支援については、セミナーの開催ということを仕様書に盛り込みました。私は生活困窮を担当する前に貸金担当、多重債務の担当もしておりました。沖縄県は多重債務も非常に多く、貸金業者も当時はかなり多くて、多重債務の担当としても事後的に支援をせざるを得ず、多重債務の相談員の皆さんから「事前に、予防的に何とかできないのか」というニーズがありました。そのため、今回、生活困窮の担当になったときに、同じように消費生活センターの相談員の皆さんからも「予防的な支援はできないのか」というニーズがあったことを受け、家計相談を実施することにしました。あわせて、お金のセミナーを一般消費者向けにも開催して、多重債務や生活困窮の予防を目的として、家計相談支援事業の一つとして土・日にお金のセミナーを開催しています。今まで5回ぐらい開催をして、各回それぞれ20名から40名ぐらい参加しています。2部構成になっており、ファイナンシャルプランナーの講義が前半部分で、後半は、司法書士が借金などの多重債務について、整理の仕方などをお話しするという構成で開催しています。来月、久米島という離島でもやるのですけれども、「家計が楽しくなるお金のセミナー 3月11日 in久米島」とし、第1部は、「ちょっとお得なお金の話(誰も教えてくれないお金のキホン)」と題し、ファイナンシャルプランナーの方にお話しいただきます。この方は、各都道府県設置されている金融広報委員会の講師なのですが、金融広報委員会のアドバイザーの皆さんに講師として来て頂く際は、基本的に無料です。

第2部は、「借金から身を守ろう」ということで、地元の司法書士の先生にお願いして、2部構成でやっております。

第1部で、「ちょっとお得なお金の話」のようなことをすると、多くの人が集まってくれるの

です。そうしたトピックで人を寄せてきて、2部で借金から守ることも大事だということを伝えると、参加者の皆さんからは「目からうろこでした」というような感想をいただけており、現場では意外と好評ということで、次年度も引き続きやろうと思っているところです。

#### 各関係機関との連携について

- 運営協議会  
庁内外の関係機関で構成 年に1回開催
- 福祉事務所連絡会議  
県及び管内11市《中核市含む》の行政担当者、委託先の主任相談支援員等で構成  
年間4回程度開催(4月、7月、9月、11月)
- 町村担当者連絡会議  
町村福祉課、町村社協のそれぞれの担当で構成  
年間1~2回開催(4月)

今年度より、  
「自立相談支援事業と就労準備支援事業の連絡会議」を開催

次に、各関係機関との連携についてです。これは、埼玉県や大阪府とほとんど一緒に、同じように運営協議会、福祉事務所、市との連絡会議、町村との担当者の会議を開催しています。自立相談支援事業と就労準備支援事業については、今年度より事業者も含めた連絡会を開催しております。

職員数について、埼玉県は3名、大阪府は6名のところ、沖縄県の担当は1人です。予算や議会对応も含め、1人でやるのはさすがに限界もあります。市からは、これで満足ですというお話もいただいている、皆さんに理解をしていただいている状況です。

## 任意事業の共同実施

- 県の主導による「共同実施」の働きかけ
- 就労準備支援事業を県・3市と共同実施
- 3市からの負担金の算定方法  
国庫協議書の基準額の30%程度  
(県は、35%)
- 自立相談支援事業と就労準備支援事業との連絡会議  
各自立相談支援機関  
県福祉事務所(生活保護の就労支援員)  
就労準備支援事業スタッフ  
生活困窮担当課(県、3市)

会議の間では、任意事業の共同実施を呼びかけております。県では就労準備支援事業を沖縄市、うるま市、豊見城市の3市と共同で実施していて、負担金をどのように算定しようかというのに非常に頭を悩ませています。県の概算要求は通るのですが、市は通らないということがあると、事業実施自体が危ぶまれることになってしまうため、基準額の30%でやりませんかという提案をしました。国庫協議書の中に人口とか被保護者の人数とか基準額があるので、市はその30%、県は35%ということで、皆さんに了解をもらって、それをお互いに拋出して、就労準備支援事業を4自治体でやっております。ちなみに、沖縄県の場合は4、200万の事業で実施をしております。それで9名の支援員という状況です。

北部、中部、南部、それぞれの窓口で年間8回以上の実施を仕様書に盛り込み、1回当たり2週間から5週間のプログラムを開催してくださいというお願いをしており、2月が最後の講習になると思います。

## 人材の確保・育成、スキルアップについて

- 生活困窮者人材養成研修の実施  
国研修の講師を招聘し、年度で3～4回実施  
他分野の相談員も参加可  
子どもの貧困担当課の相談員研修と連携  
DV相談、ひきこもり相談等の研修と連携
- グループワークの活用  
各機関の相談員の顔が見える連携づくりに寄与
- 課題  
体系的な研修計画が未策定  
実践的な事例検討を行える講師の不足

最後ですが、沖縄県も、人材の確保や育成、スキルアップに取り組んでいます。課題のところにも書いてあるのですが、かなり苦戦しています。決してうまくいっているものではないと思いますし、もう少し努力が必要な部分であると認識しております。伝達研修を受けてきた方に講師の依頼をしたのですが、ことごとく断られてしまいました。委託により人材養成研修を実施しており、どのように実施しようかということの前年度と今年度、委託先の労福協と頭を悩ませて取り組んでおります。伝達研修を受講した方に講師を断られたということであれば、国研修の講師を呼んでこようということで、年度で3回か4回程度、講師の方を招聘して実施しております。生活困窮の相談員だけでは解決できない問題もありますし、他の機関から頼られることも非常に多いため、それであれば、他の分野の相談員も呼んでしまおうということで、ここに書いてある、子どもの貧困担当課の相談員、DV、ひきこもり相談などの相談員の方も呼んで研修に参加してもらっています。また、自立相談支援機関の相談員もこれらの機関の研修に参加させていただいており、顔の見える、横の連携が取りやすい体制づくり、支援の現場になっていると思います。そこは、皆さんから評価をいただいているところです。形式としては、グループワークを活用して実施しており、一方的な研修にならないようにしています。

課題としては、体系的な研修計画がないということで、そのときに必要な研修をただやっているという状況です。事例検討を行える講師が県内に圧倒的に不足していて、支援は上手だけれども、次の相談員を育成するのはなかなかできないという主任相談員の方もいて、課題であると思います。主任相談員の方は、現場でのスーパーバイザーを含めて、ほかの皆さんの能力を高める活動もしていただきたいと思います。日々取り組んでいます。

簡単ですが、以上です。ありがとうございました。(拍手)

○司会 森田さん、ありがとうございました。

それでは、質疑応答の時間とさせていただきますと思います。

どなたからでも結構ですので、ご質問のある方は、ご所属とご質問の内容をお話いただければと思います。

私から一ついいでしょうか。

森田さんがおっしゃっていた金融広報委員会のアドバイザーというのは、どの都道府県にもいらっしゃるものなのですか。

○森田 あると思います。中央の組織もあるので。沖縄県の場合は、日銀の沖縄支店と県内の地元の銀行ですね。その3行がメンバーに入って、国の機関も入っています。

○司会 謝金は発生しないのですか。

○森田 県の金融広報委員会があって、そこには金融広報アドバイザーがいるのです。彼らは金融教育の実施を目的としていて、アドバイザーは依頼を受けて学校などに出向き、家計簿の話などをさせていただきます。様々な得意分野を持つアドバイザーがおり、相続の話ができる人や、ライフプランを立てることができる人などが県内に何名かいらっしやいます。私たちは、ライフプランを立てることができる先生にお願いしています。

○司会 今回久米島でも実施するそのセミナーというのは、生活困窮者自立支援制度を前面にうたうわけでもなく、家計相談支援事業に関連するというわけでもなく、幅広く来てもらうという位置づけなのですね。

○森田 そうですね。チラシには、生活困窮のことは書かれていないです。お金や金融の扱い方を学びませんかと書いてあって、多分、これで皆さん吸い寄せられてきて、借金の整理の仕方も聞いてもらうということです。そこで多重債務に陥らないようにするとか、そういったことも学んでもらう場になっていると思います。

○司会 そこから相談に来ていることもあるのですか。

○森田 そこからつながって、家計相談を利用させていただいて、もちろん支援決定をしているというのも何件かあります。

○司会 ありがとうございます。どなたかご質問はありませんか。

○A氏 Aと申します。3府県の方々にいろいろご説明をいただきまして、ありがとうございます。非常にいい勉強になりました。

お三方においてもブロック会議等をやっていたらっしやると思うのですが、その中での、県の出先機関の市町村管轄福祉事務所の関与についてはどのようになっておりますでしょうか。例えば当日の会場整理を行っているなど、具体的に教えていただければと思います。

○司会 まず、埼玉県の一部からお願いします。

○服部 埼玉県の場合は、今回ですと、23町村の訪問の研修という形ですが、基本的には、顔つなぎが一番ということを考えておりましたので、県福祉事務所にも来ていただいて紹介し、その後、意見交換の場で意見を述べてもらう等のかたちで参加してもらいました。

○司会 では、大阪府西岡様からお願いします。

○西岡 郡部福祉事務所は子ども家庭センターですけれども、福祉課長（査察指導員）が中心になって、現場の立場で主任相談支援員ら相談支援員との調整や町村との調整をしています。

○森田 沖縄県の場合は、福祉事務所が支援調整会議で支援決定をするのです。福祉事務所長の名前で支援決定をするので、当事者ですから、県域の会議には必ず参加していただいています。福祉事務所長の名前で町村役場と町村社協に文書を出してもらい、出先機関が入っている会議室

に集まって、彼らに取りまとめをしてもらって、話をするのは本庁職員という感じでやっています。

○司会 よろしいでしょうか。

○A氏 ありがとうございます。

○司会 ほかにご質問はいかがでしょうか。

私からもう一点だけ、大阪の西岡さんに伺います。

アンケートのところの話で、事業の共同実施をすると、管内自治体としては、助かる部分もありつつ、やりたいことがありながら、少し制限される場所もあると思うのです。共同実施であっても、基礎自治体、一般市、福祉事務所設置自治体のニーズに対応できるものでしょうか。

○西岡 広域の就労事業につきましては、今年度から開始したので、開始当初は自治体と委託事業者間の意見の相違とか、自治体が思っていることと違うといった意見もあったのですが、事業を進めるに従って、スムーズに行くようになってきています。

2、3か月に1回くらい、6自治体と委託事業者が集まって意見交換会も含めた定期報告会をやっています、情報共有をおこなっています。

○司会 ありがとうございます。

月に2回は多いですね。柔軟に対応していくというのが一つのコツなのかと思いました。

ほかに質問はよろしいでしょうか。

○B氏 Bと申します。埼玉県では郡部の23町村の訪問研修をされているということでした。福祉事務所設置自治体と同じように市町村訪問をされて、それとは別に町村郡部の訪問研修をされていると思いますが、それは、大体どれぐらいの期間で、どれぐらいの人を割かなければいけないのか、どの程度の負担なのかというイメージを教えてくださいたいと思います。

○服部 まず、時期については、5月から始めます。ただ、6月は議会がありますので、議会による中断を含め、大体9月ぐらいまでかかります。人数ですけれども、基本的には本庁職員と、実際に支援している自立、就労と学習の支援員でその地域を管轄している担当者に行ってください、県福祉も必ず1人は来てもらいました。ですから、彩の国あんしんセーフティネットの支援員も入れますと、訪問の際の人数としては10人くらいということで、かなりの人数になっているのですが、本庁職員は基本的に1人で対応しております。

○司会 ありがとうございます。それでは、時間になりましたので、これで事例発表は終わりにしたいと思います。

〔当日は事例発表の後にグループワークを実施（グループワークでの意見はP72を参照）〕

以 上

平成 28 年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業)

**生活困窮者自立支援制度の円滑な運用に向けた  
都道府県のあり方に関する調査研究**

平成 29 年 3 月発行

発行 一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目毎日札幌会館 3 階

TEL : 011-222-3669 FAX : 011-222-4105

東京事務所／〒105-0003 東京都港区西新橋 3 丁目 8 番 2 号 新橋ウエストビル 6 階

TEL : 03-5472-7337 FAX : 03-5472-8330